令和5年度　中部ブロック
発注者協議会　幹事会

令和5年6月30日

「中部ブロック発注者協議会」規約

（設置）

第１条　「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という）（平成17年法律第18号）」第7条第3項及び第21条第4項に基づき中部ブロック発注者協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（目的）

第２条　協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携や、発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者の支援等により、発注者間の協力体制を強化するとともに地域を支える建設生産システムの向上に関する各種施策の推進・強化を図り、もって中部ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

第３条　協議会は、次の事項について連絡調整を行うとともに、取り組みの強化を図る。

一　品確法に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策について

二　地域を支える建設生産システム向上のための具体的な施策について

三　発注者に対する支援施策について

四　その他前条の目的を達成するために必要な事項

（委員）

第４条　協議会は別紙１に掲げる委員をもって構成する。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長を置き、国土交通省中部地方整備局長がこれにあたる。

２　会長は会務を総理し、協議会を代表する。

３　協議会に副会長を置き、農林水産省東海農政局長がこれにあたる。

４　副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が招集する。

２　協議会の会議は、会長が議長を務める。

３　委員は、指名した者を代理として会議に出席させることができる。

４　会長は、必要がある時は、別紙１に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

（幹事会）

第７条　協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

併せて各県地域における取り組みの円滑化を図るものとする。

２　幹事会は、別紙２に掲げる幹事をもって構成する。

３　幹事会に幹事長を置き、国土交通省中部地方整備局企画部長がこれにあたる。

４　幹事会に副幹事長を置き、農林水産省東海農政局農村振興部長がこれにあたる。

（部会）
第８条　全ての市町村が各施策を推進・強化するため、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の各県に部会を設置する。

（庶務）
第９条　協議会の庶務は、中部地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

（雑則）
第１０条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則　この規約は、平成 20 年 11 月 18 日から施行する。
この規約は、平成 24 年 5 月 16 日から施行する。
この規約は、平成 25 年 1 月 21 日から施行する。
この規約は、平成 26 年 10 月 31 日から施行する。
この規約は、平成 28 年 2 月 29 日から施行する。
この規約は、平成 29 年 9 月 28 日から施行する。
この規約は、平成 30 年 2 月 27 日から施行する。
この規約は、平成 30 年 7 月 27 日から施行する。
この規約は、令和元年　7 月 25 日から施行する。
この規約は、令和２年　６月 19 日から施行する。
この規約は、令和３年　７月 30 日から施行する。
この規約は、令和４年　６月 24 日から施行する。
この規約は、令和５年　６月 30 日から施行する。

別紙１

第４条関係（委員）

会　　長	国土交通省　中部地方整備局長
副 会 長	農林水産省　東海農政局長
委　　員	警察庁　中部管区警察局　総務監察・広域調整部長
	警察庁　中部管区警察学校長
	財務省　東海財務局　総務部次長
	財務省　名古屋税関　総務部長
	国税庁　名古屋国税局　総務部次長
	厚生労働省　東海北陸厚生局長
	厚生労働省　岐阜労働局長
	厚生労働省　静岡労働局長
	厚生労働省　愛知労働局長
	厚生労働省　三重労働局長
	林野庁　中部森林管理局長
	経済産業省　中部経済産業局　総務企画部長
	国土交通省　中部運輸局長
	海上保安庁　第四管区海上保安本部　総務部長
	環境省　中部地方環境事務所長
	岐阜県　副知事
	静岡県　副知事
	愛知県　副知事
	三重県　副知事
	静岡市　副市長
	浜松市　副市長
	名古屋市　副市長
	岐阜県部会で決定する者
	静岡県部会で決定する者
	愛知県部会で決定する者
	三重県部会で決定する者
	中日本高速道路株式会社　名古屋支社長
	(独)都市再生機構　中部支社長
	(国) 日本原子力研究開発機構　核燃料・バックエンド研究開発部門 東濃地科学センター　所長
	(独)水資源機構　中部支社長
	静岡県道路公社　理事長
	愛知県道路公社　理事長
	名古屋高速道路公社　理事長
	名古屋港管理組合　副管理者
	四日市港管理組合　副管理者
	日本下水道事業団　東海総合事務所長

オブザーバー　法務省名古屋法務局
名古屋高等裁判所

別紙２

第７条関係（幹事）

幹 事 長	国土交通省　中部地方整備局　企画部長
副幹事長	農林水産省　東海農政局　農村振興部長
幹　　事	警察庁　中部管区警察局　総務監察・広域調整部　会計課長
	警察庁　中部管区警察学校　庶務部長
	財務省　東海財務局　会計課長
	財務省　名古屋税関　会計課長
	国税庁　名古屋国税局　総務部　営繕監理官
	厚生労働省　東海北陸厚生局　総務課長
	厚生労働省　岐阜労働局　総務部長
	厚生労働省　静岡労働局　総務部長
	厚生労働省　愛知労働局　総務部長
	厚生労働省　三重労働局　総務部長
	林野庁　中部森林管理局　総務企画部長
	経済産業省　中部経済産業局　総務企画部　会計課長
	国土交通省　中部地方整備局　総務部長
	国土交通省　中部地方整備局　営繕部長
	国土交通省　中部地方整備局　港湾空港部長
	国土交通省　中部運輸局　総務部長
	海上保安庁　第四管区海上保安本部　経理課長
	環境省　中部地方環境事務所　統括自然保護企画官
	岐阜県　県土整備部長
	静岡県　交通基盤部長
	静岡県　経済産業部農林水産担当部長
	愛知県　建設局長
	愛知県　農林基盤局長
	三重県　県土整備部理事
	三重県　農林水産部長
	静岡市　建設局長
	浜松市　財務部長
	名古屋市　財政局　契約監理監
	岐阜県部会で決定する者
	静岡県部会で決定する者
	愛知県部会で決定する者
	三重県部会で決定する者
	中日本高速道路株式会社　名古屋支社　環境・技術管理部長
	(独)都市再生機構　中部支社　住宅経営部次長
	(国) 日本原子力研究開発機構　核燃料・バックエンド研究開発部門 東濃地科学センター　総務共生課~~長~~マネージャー
	(独)水資源機構　中部支社　事業部長
	静岡県道路公社　道路部長
	愛知県道路公社　事業部長
	名古屋高速道路公社　総務部長
	名古屋港管理組合　建設部担当部長（技術調整担当）
	四日市港管理組合　経営企画部理事
	日本下水道事業団　東海総合事務所　施工管理課長
オブザーバー	法務省名古屋法務局
	名古屋高等裁判所
	国土交通省　中部地方整備局　建政部

資料1

１．協議会概要と現状

新・担い手3法（品確法・建設業法・入契法）

国土交通省

※担い手３法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、５年間の成果をさらに充実する新・担い手３法改正を実施

担い手３法施行(H26)後５年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正　～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

○発注者の責務
- 適正な工期設定　（休日、準備期間等を考慮）
- 施工時期の平準化　（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- 適切な設計変更
（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務
- 適正な請負代金･工期での下請契約締結

○発注者・受注者の責務
- 情報通信技術の活用等による生産性向上

○発注者の責務
- 緊急性に応じた随意契約･指名競争入札等の適切な選択
- 災害協定の締結、発注者間の連携
- 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

○調査・設計の品質確保
- 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者･受注者の責務の各規定の対象に追加

働き方改革の推進

○工期の適正化
- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止
（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化＜入契法＞

○現場の処遇改善
- 社会保険の加入を許可要件化
- 下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化
- 監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- 主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加
- 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保
- 経営管理責任者に関する規制を合理化
- 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

R1.6成立

建設業法・入契法の改正　～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

中部ブロック発注者協議会（関連法令）

品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）

第7条第3項（発注者の責務）

発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、**他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。**

第21条第4項（発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等）

国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注関係事務に関し助言を適切に行う能力を有する者の活用の促進、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

基本方針（公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針）

11　施策の進め方

各発注者は、公共工事の品質確保や適切な発注関係事務の実施に向け、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成・確保、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする。

運用指針（発注関係事務の運用に関する指針）

3　発注体制の強化等　3－2　発注者間の連携強化

（発注者間の連携体制の構築）

各発注者は、本指針を踏まえて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等に協力し、発注者間の情報交換や連絡・調整を行うとともに、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図る。

また、地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、それを踏まえて、各発注者は発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整を行い、**支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。**さらに、国土交通省が全国の事務所等に設置している「品確法運用指針に関する相談窓口」を活用し、実務担当者間での意見交換等を実施するための体制を構築する。

中部ブロック発注者協議会（組織構成）

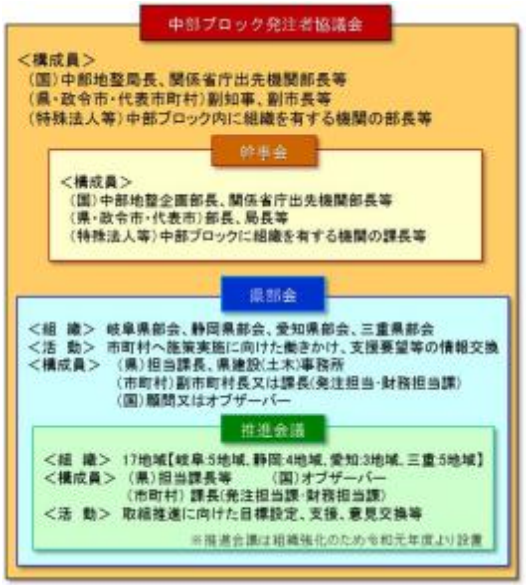

中部ブロック発注者協議会

会　長：中部地方整備局長
副会長：東海農政局長

幹事会

幹 事 長：中部地方整備局 企画部長
副幹事長：東海農政局 農村振興部長

- 岐阜県部会
  - 岐阜県公共事業執行共同化協議会
  - 西濃圏域
  - 岐阜圏域
  - 飛騨圏域
  - 東濃圏域
  - 中濃圏域
- 静岡県部会
  - 西部地区
  - 中部地区
  - 賀茂地区
  - 東部地区
- 愛知県部会
  - 愛知県公共事業発注者協議会
  - 尾張・一宮地区
  - 海部・知多地区
  - 三河地区
- 三重県部会
  - 北勢ブロック
  - 中勢ブロック
  - 伊賀ブロック
  - 伊勢志摩ブロック
  - 東紀州ブロック

令和元年度から新たに設置

推進会議（仮称）

中部ブロック発注者協議会（求職実態）

内閣府　平成30(2018)年度「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査　より　抜粋

若者が仕事を選ぶ際に重視すること

	日本 (n=1134)	韓国 (n=1064)	アメリカ (n=1063)	イギリス (n=1051)	ドイツ (n=1049)	フランス (n=1060)	スウェーデン (n=1051)	平成25年度調査 (n=1175) (%)
収入	70.7	61.9	70.0	62.7	68.5	63.2	62.4	66.6
8.6ポイント↗ 労働時間	60.3	54.9	63.4	64.2	61.4	44.3	58.2	51.7
通勤の便	38.7	36.2	41.4	43.8	53.3	31.3	42.5	37.1
仕事内容	63.1	46.5	55.1	53.1	44.2	59.4	58.9	62.6
職場の雰囲気	51.1	54.7	40.8	36.3	55.2	36.1	46.6	48.9
仕事の社会的意義	11.6	13.7	19.8	15.5	16.1	11.7	17.5	11.8
事業や雇用の安定性	25.8	27.3	31.6	25.5	35.1	23.0	26.4	24.5
将来性	26.8	34.5	38.6	36.7	43.0	25.5	36.6	28.3
専門的な知識や技能を生かせること	19.0	22.8	26.7	19.3	26.8	21.1	20.7	20.8
能力を高める機会があること	17.3	23.7	29.1	28.9	33.0	25.1	27.3	19.9
9.9ポイント↘ 自分を生かすこと	25.4	25.2	31.3	26.4	20.4	19.0	23.6	35.3
4.0ポイント↘ 自分の好きなことや趣味を生かせること	27.2	36.8	33.2	25.3	41.8	26.5	43.4	31.2
その他	1.9	2.3	1.2	0.5	1.7	0.3	0.5	1.2
わからない	6.7	5.8	4.7	6.1	2.8	4.2	4.5	5.7

重視する点で、割合が最も高かったのは、「収入」であり、「仕事内容」、「労働時間」、「職場の雰囲気」と続く。

また、平成25年度の調査時と比較すると、上記四項目はすべて上昇、その中でも「労働時間」を選択した者の割合は8.6ポイントも上がっている。（ダントツの上昇）

一方で、求職に対し「自分を生かすこと」、「自分の好きなことや趣味を生かせること」を重視点とした者の割合はH25時点より それぞれ9.9、4.0ポイント低下している。

このように、日本の若者は、仕事を選ぶ際に自己実現につながるかどうかを重視する者の割合が低下する一方、　労働時間など私生活の充実が、かなう労働条件の職業の選択が上昇しているといえる。

中部ブロック発注者協議会（求人現状）

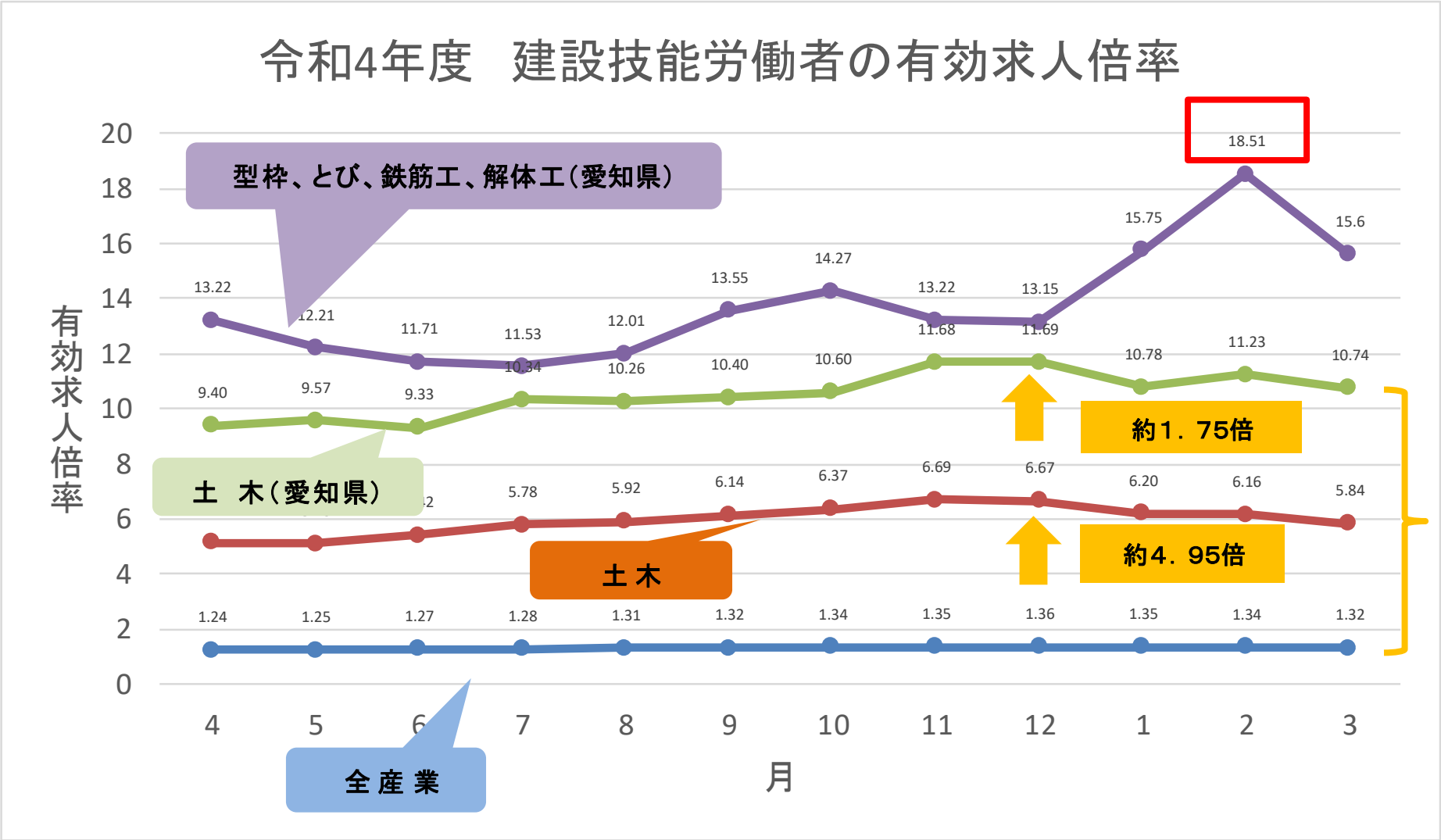

現在、土木業界は<u>全産業に比べ人手不足が慢性的に続いている</u>
また、<u>工種によってはさらに深刻な人手不足が発生</u>している

中部ブロック発注者協議会（取組指標）

運用指針		【工事】指　標	目標値(R6)
必ず実施すべき事項	①	最新の積算基準の適用状況等	100%
	②	低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定　設定した入札件数／年度の発注工事件数	1.00
	③	平準化率　4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数	0.80
	④	適正な工期設定	100%
	⑤	週休２日工事の実施状況　週休２日対象工事件数／全工事件数	1.00
	⑥	設計変更ガイドラインの策定・活用状況	100%
実施に努める事項	⑦	建設ＩＣＴの導入状況	100%
	⑧	受発注者間の工事情報の共有状況	100%
	⑨	総合評価落札方式の導入状況	100%

運用指針		【業務】指　標	目標値(R6)
必ず実施すべき事項	①	最新の積算基準の適用状況等	100%
	②	低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定　設定した入札件数／年度の発注工事件数	1.00
	③	平準化率　第４四半期[1～3月]に完了する業務件数／年度の業務稼働件数	0.40 以下
	④	適正な履行期間の設定	100%
	⑤	設計変更ガイドラインの策定・活用状況	100%
実施に努める事項	⑥	総合評価落札方式の導入状況	100%

※赤字は全国統一指標

資料2

２．取組指標の令和４年度達成度

1. 取組指標について【工事】達成状況

R6目標達成◎　R4目標達成○　R4目標2%以内△　未達成×
R3比較 →

運用指針		【工事】指　標	目標値（R6）	目標値（R4）	中部ﾌﾞﾛｯｸ	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
必ず実施すべき事項	①	最新の積算基準の適用状況等	100%	69%	× ↗	× ↗	× ↗	× ↗	○ →
	②	低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定 設定した入札件数 / 年度の発注工事件数	1.00	岐阜0.82 静岡0.97 愛知0.94 三重0.98	—	× ↗	× →	△ →	△ ↗
	③	平準化率 4～6月期の工事平均稼働件数 / 年度の工事平均稼働件数	0.80	中部0.73 岐阜0.74 静岡0.72 愛知0.70 三重0.71	× ↘	○ ↗	× ↘	× ↗	× ↗
	④	適正な工期設定	100%	73%	× ↗	× ↗	× ↗	× ↗	◎ →
	⑤	週休２日工事の実施状況 ※市町村を除く値 週休２日対象工事件数 / 全工事件数	1.00	中部0.87 岐阜1.00 静岡0.90 愛知0.83 三重1.00	○ ↗	◎ →	○ ↗	○ ↗	◎ →
	⑥	設計変更ガイドラインの策定・活用状況	100%	89%	× →	× →	◎ →	△ ↗	◎ →
実施に努める事項	⑦	建設ＩＣＴの導入状況	100%	55%	× ↗	× →	× →	× ↗	× ↗
	⑧	受発注者間の工事情報の共有状況	100%	53%	× ↗	× →	× ↗	× ↗	× →
	⑨	総合評価落札方式の導入状況	100%	87%	× ↗	× ↗	○ ↗	△ →	× →

1. 取組指標について【業務】達成状況

R6目標達成◎　R4目標達成○　R4目標2%以内△　未達成×
R3比較 →

運用指針		【業務】指　標	目標値(R6)	目標値(R4)	中部ﾌﾞﾛｯｸ	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
必ず実施すべき事項	①	最新の積算基準の適用状況等	100%	96%	○ ↗	◎ ↗	◎ ↗	○ ↗	◎ →
	②	※市町村を除く値 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定 設定した入札件数 / 年度の発注工事件数	1.00	岐阜0.80 静岡0.98 愛知0.93 三重1.00	―	◎ →	○ →	○ ↗	◎ →
	③	※市町村を除く値 平準化率 第４四半期[1～3月]に完了する業務件数 / 年度の業務稼働件数	0.40 以下	中部0.42 岐阜0.40 静岡0.42 愛知0.41 三重0.40 以下	× ↗	△ ↘	× ↘	× ↘	◎ ↗
	④	適正な履行期間の設定	100%	62%	× ↗	× ↗	× ↗	× ↗	◎ →
	⑤	設計変更ガイドラインの策定・活用状況	100%	73%	× ↗	× ↗	× ↗	× ↗	◎ →
実施に務める事項	⑥	総合評価落札方式の導入状況	100%	60%	× ↗	× ↗	× →	× →	× →

【工事①】最新の積算基準の適用状況等

◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組　【R4達成度】中部ブロック×　岐阜×　静岡×　愛知×　三重○

○ 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は上昇している(+7%)が、目標達成していない。
○ 令和4年度の実績値は三重県が目標達成。最新の積算基準を使用しているものの、基準範囲外の要領等を整備していない組織が多い。

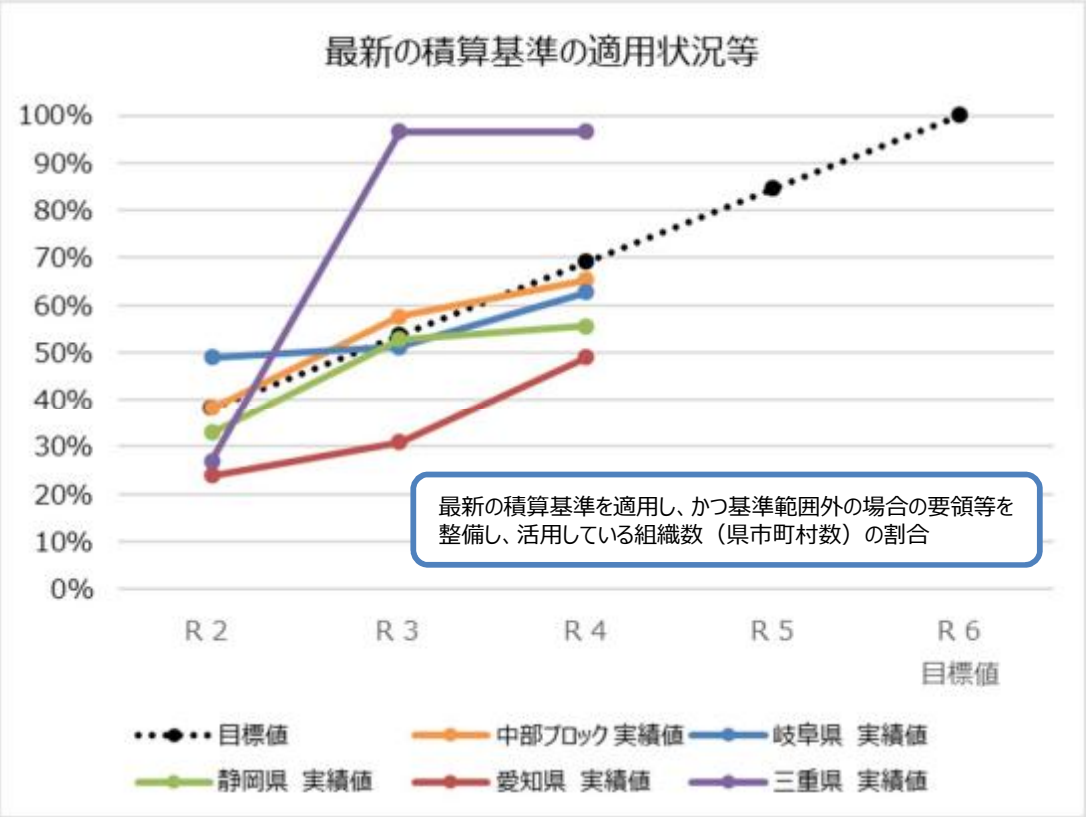

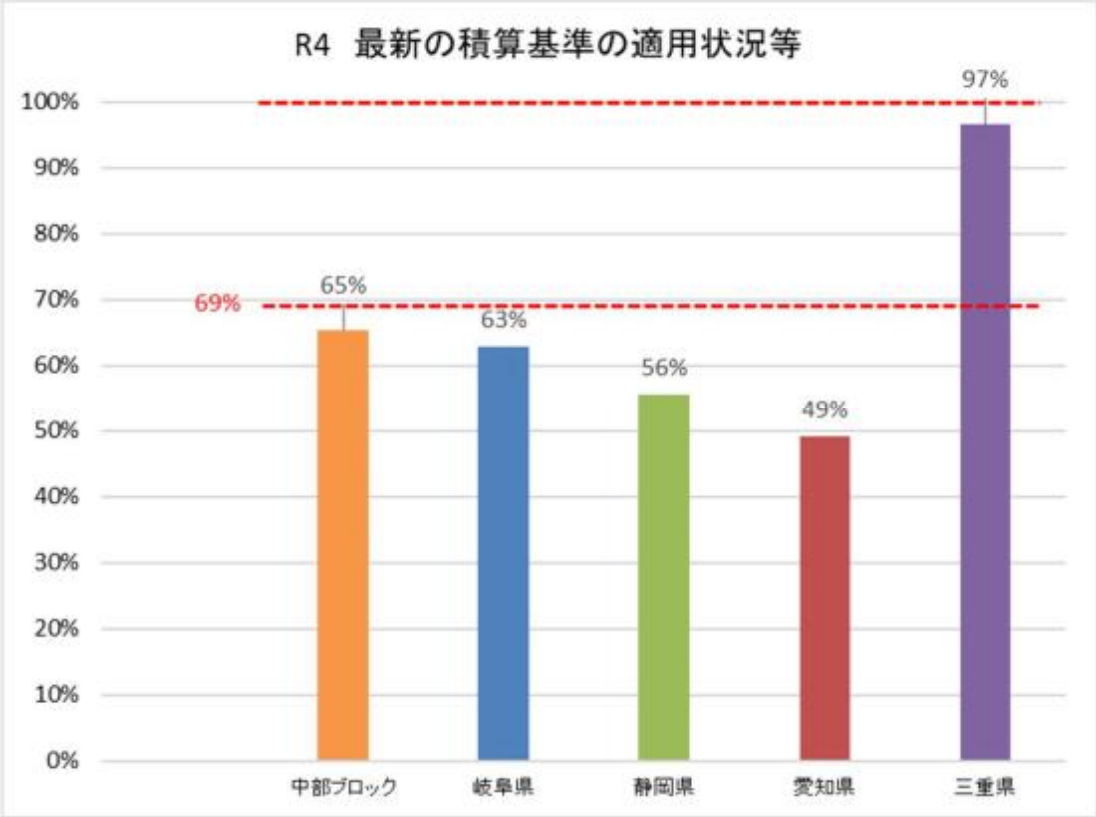

◇ 目標達成のメリット
・価格設定根拠の説明責任
適正な予定価格の設定をしていれば、説明責任が果たせる
積算担当者の違いによる積算のばらつきを防止し、違算にも気づきやすいため、適正な予定価格を設定できる
・不調不落対策
原材料価格の高騰を反映した資材価格の設定、休日や天候等による作業不能日を考慮した経費補正を実施し、受注者の想定する費用との乖離をなくす

残66機関
国等5機関
61市町村

【工事②】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

◎新・全国統一指標
中部ブロック発注者協議会

◇ 低入札工事は、標準工事に比べ、工事成績評定点が低くなる傾向であり、品質確保とダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組　【R4達成度】岐阜×　静岡×　愛知△　三重△

○ 令和3年と令和4年を比較すると、各県の設定率は横ばいか、わずかに上昇している。
○ 令和4年度の各県（県市町村）の実績値は目標値を下回っている。

全国指標対象工事：県、政令市、市町村発注の工事（随意契約を除く）

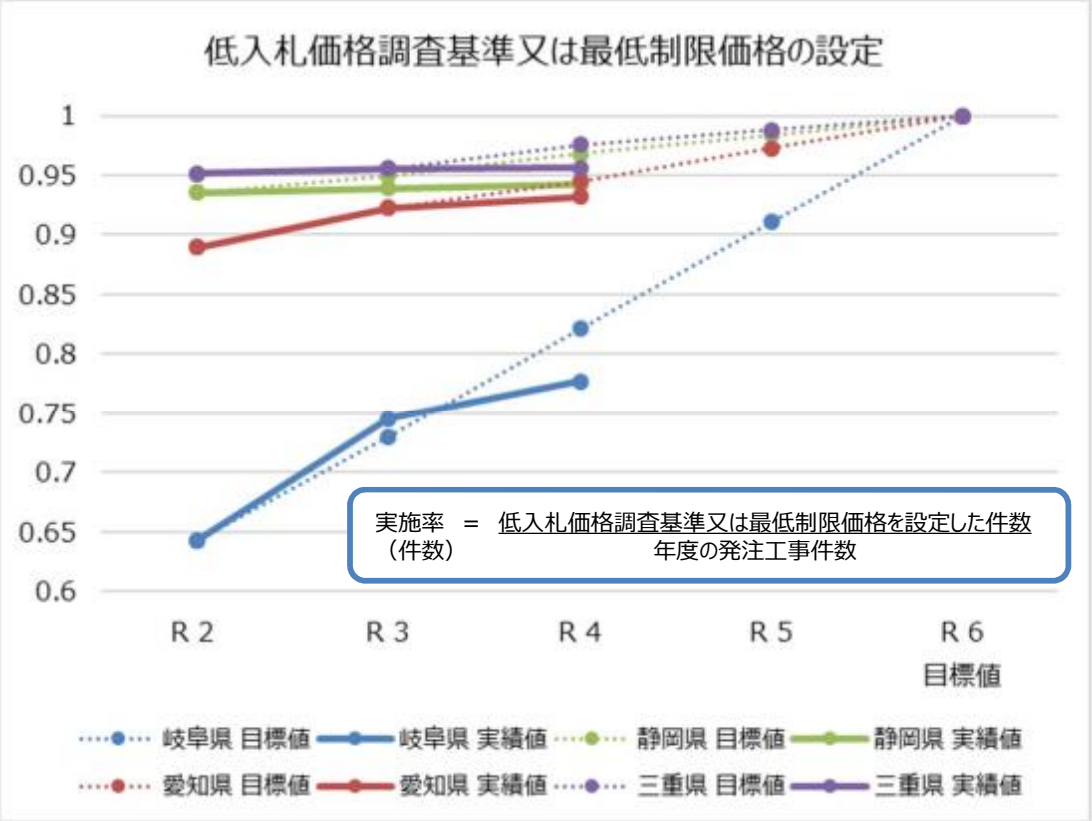

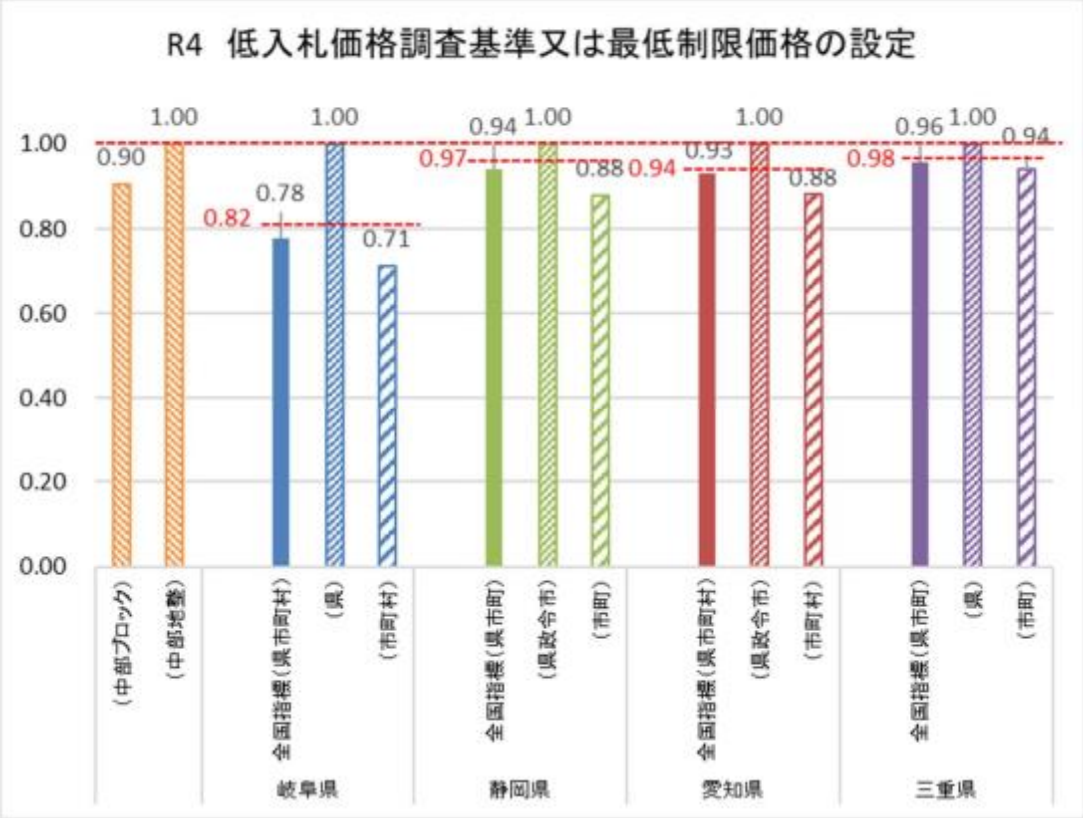

◇ 目標達成のメリット
・工事の品質確保
　低入札工事は、標準工事に比べ、工事成績評定点が低くなる傾向であり、適切な技術力を持たない受注者による不良工事の発生を防止。
・コスト縮減
　低入札による不良工事は、メンテナンス費用も含めるとコスト増大の可能性。
・労働条件の改善
　下請の建設企業の含め、適正な賃金水準や安全対策、社会保険加入に必要な費用を確保出来る。

【工事③】平準化率

◎全国統一的指標
中部ブロック発注者協議会

◇ 工事量を平準化し、効率的な人員配置、機材配置等を行い、経営環境の改善を図る取組。 【R4達成度】中部ブロック× 岐阜○ 静岡× 愛知× 三重×

○ 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値はわずかに下がっている。(-0.01ポイント)
○ 令和4年度の実績値は岐阜県のみ目標達成。各県とも市町村の平準化率が低い。

全国指標対象工事：国の機関（※）、県、政令市、市町村発注の工事
（※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）

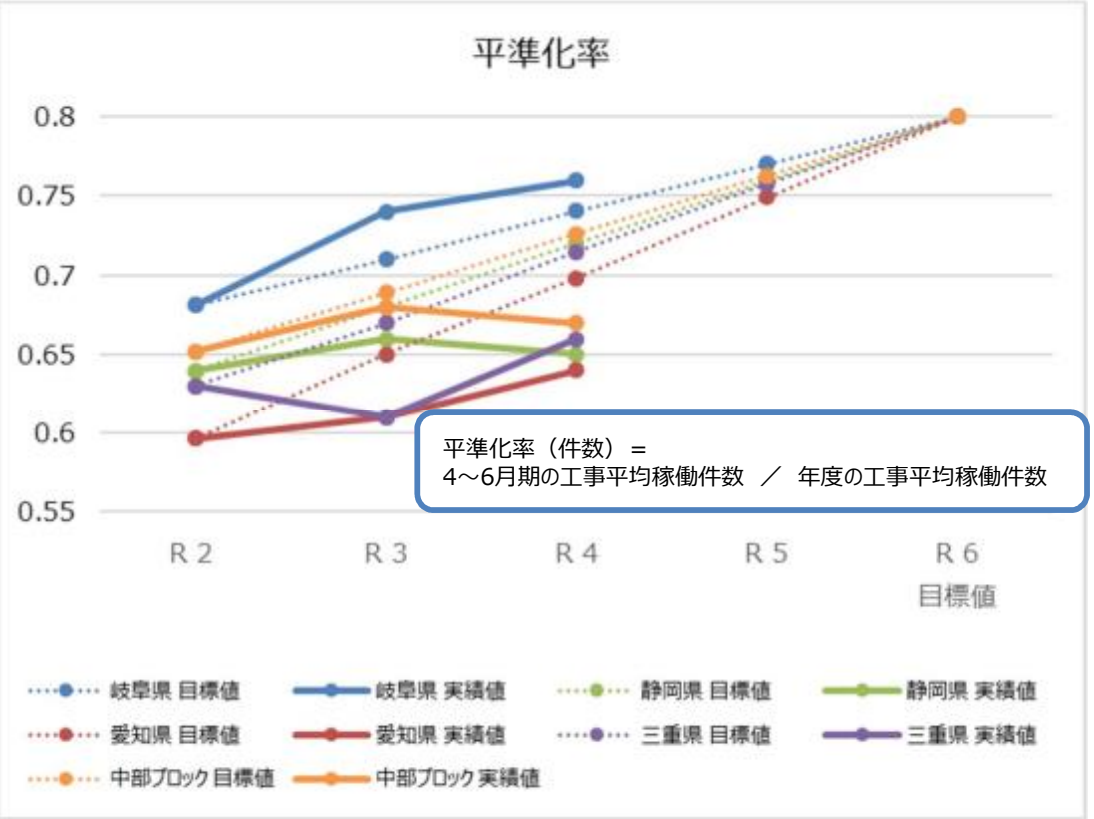

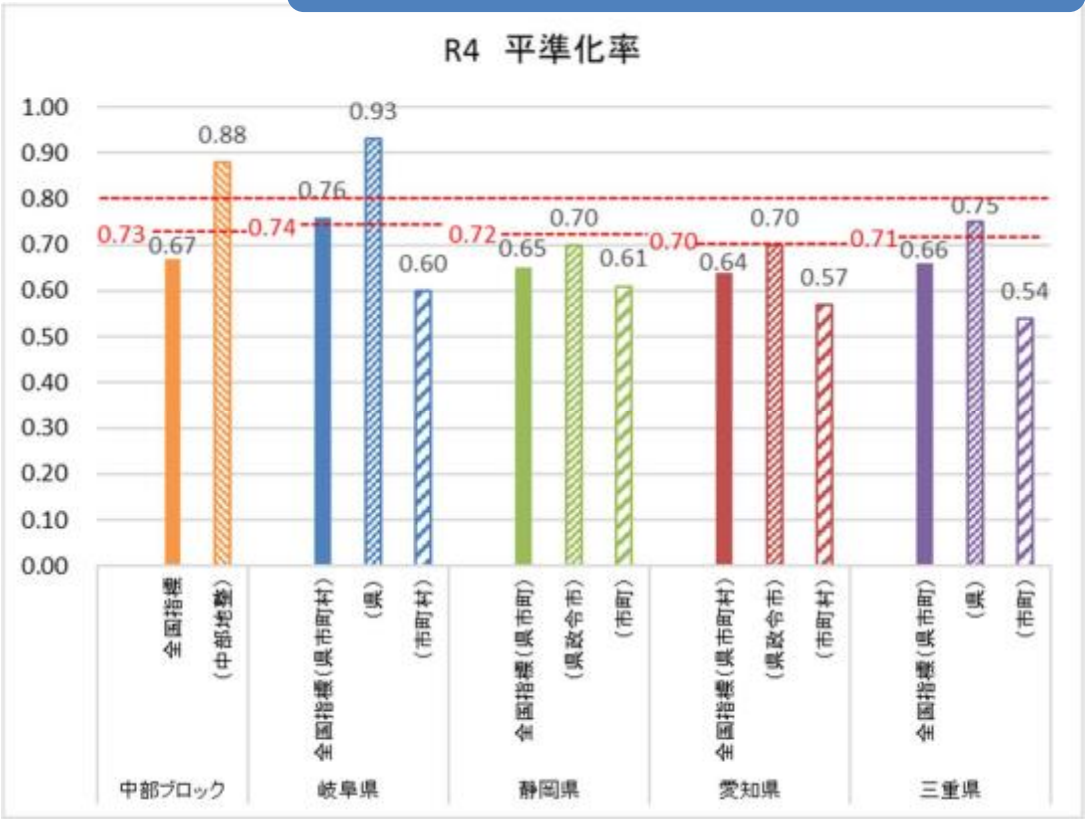

◇ 目標達成のメリット
・発注者の負担軽減
不調・不落の抑制や、安定的な施工の確保により、発注担当職員の事務作業の負担軽減や、中長期的な公共工事の担い手確保が期待される。
・人材や資機材の効率的な活用
工事量の繁忙期は人材や資機材が不足し、価格も高騰、閑散期は人材や資機材が過剰となるが、平準化により効率的な活用が可能。
・経営の安定化
年度内の工事を平準化することにより、労働者の収入の安定や、人材、資機材の計画的な準備が可能。
・地域住民への配慮
集中工事による不便や生活環境変化を防止する。

【工事④】適正な工期設定

◇ 工期の適正な設定に向けた取組　【R4達成度】中部ブロック×　岐阜×　静岡×　愛知×　三重◎

○ 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は上昇している(+3%)が、目標達成していない。
○ 令和4年度の実績値は三重県が目標達成。
○ フレックス工期の設定は各県で進んでいる

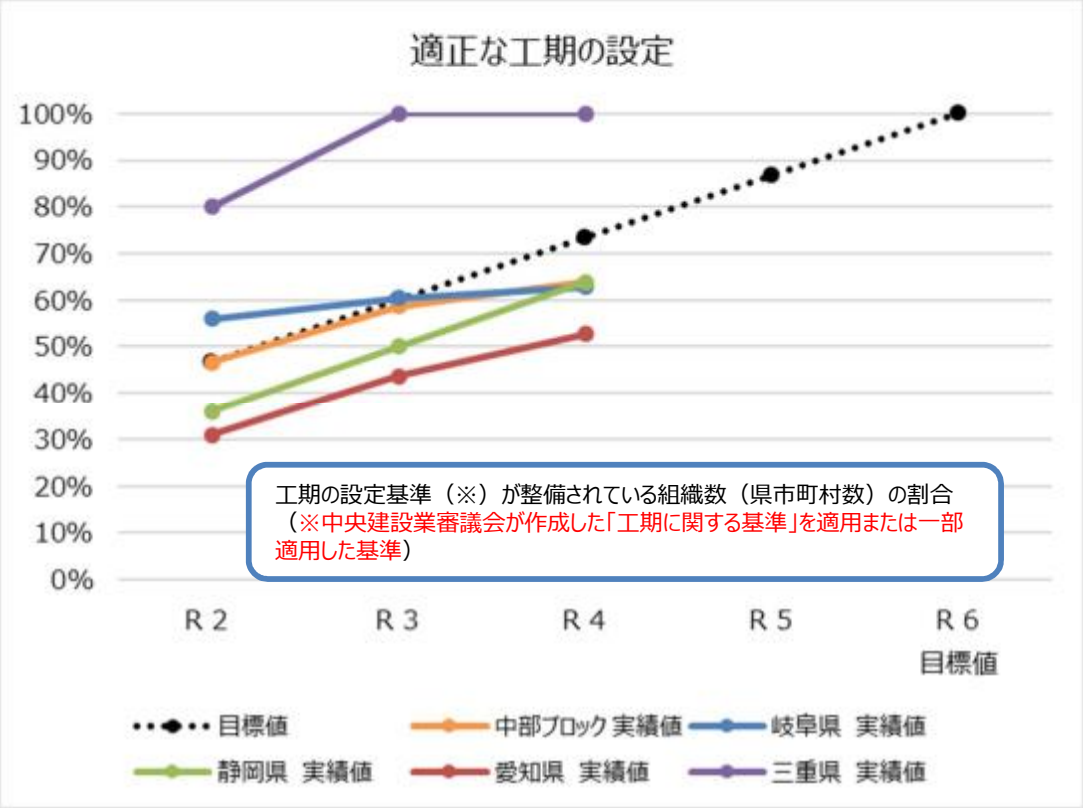

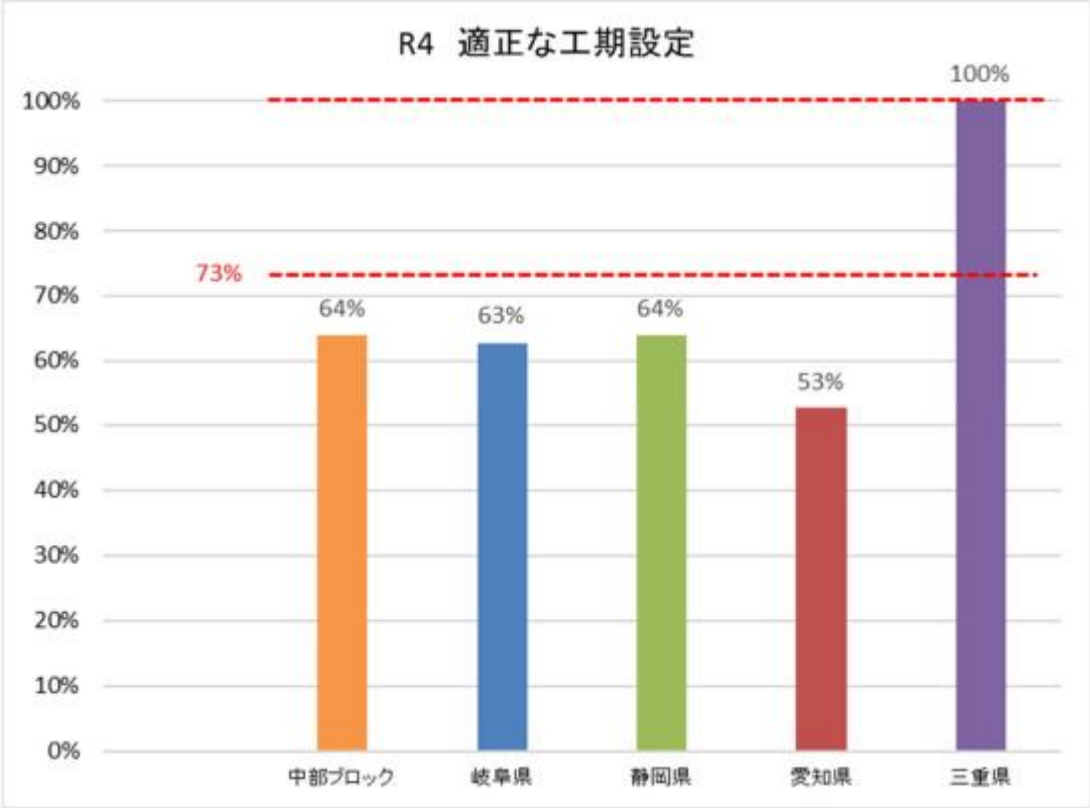

◇ 目標達成のメリット

・不調不落対策
休日や天候等による作業不能日を考慮した工期設定を実施し、受注者の想定する工期との乖離をなくす。

・品質確保
建設工事については、多様な関係者の関与があり、また、工事毎に目的物、天候、施工条件等によって、適正な工期を設定する必要がある。
品質・工期・コストの3つの要素はそれぞれ密接に関係しており、適正な工期設定により、受発注者間で目的物の効用が最大限発揮される。

・時間外労働の是正
建設業は他産業と比較して、長時間労働が常態化。また、他産業で当たり前となっている週休2日を確保している技術者は2割以下。
令和6年4月より、建設業においても罰則付きの時間外労働規制(労働基準法)が適用となるため、適正な工期設定は必須。

残69機関
国等14機関
55市町村

【工事⑤】週休2日工事の実施状況

◎全国統一的指標
中部ブロック発注者協議会

◇ 建設業における担い手の確保のため、週休2日工事の推進を図る取組　【R4達成度】中部ブロック○　岐阜◎　静岡○　愛知○　三重◎

○ 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は上昇（0.84→0.89）。
○ 令和4年度の中部ブロックの実績値は目標値を上回る。岐阜県、三重県においては、1.0を達成している。
しかし、市町村では取組が進んでいない。

全国指標対象工事：国の機関（※）、県、政令市発注の工事
（※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）

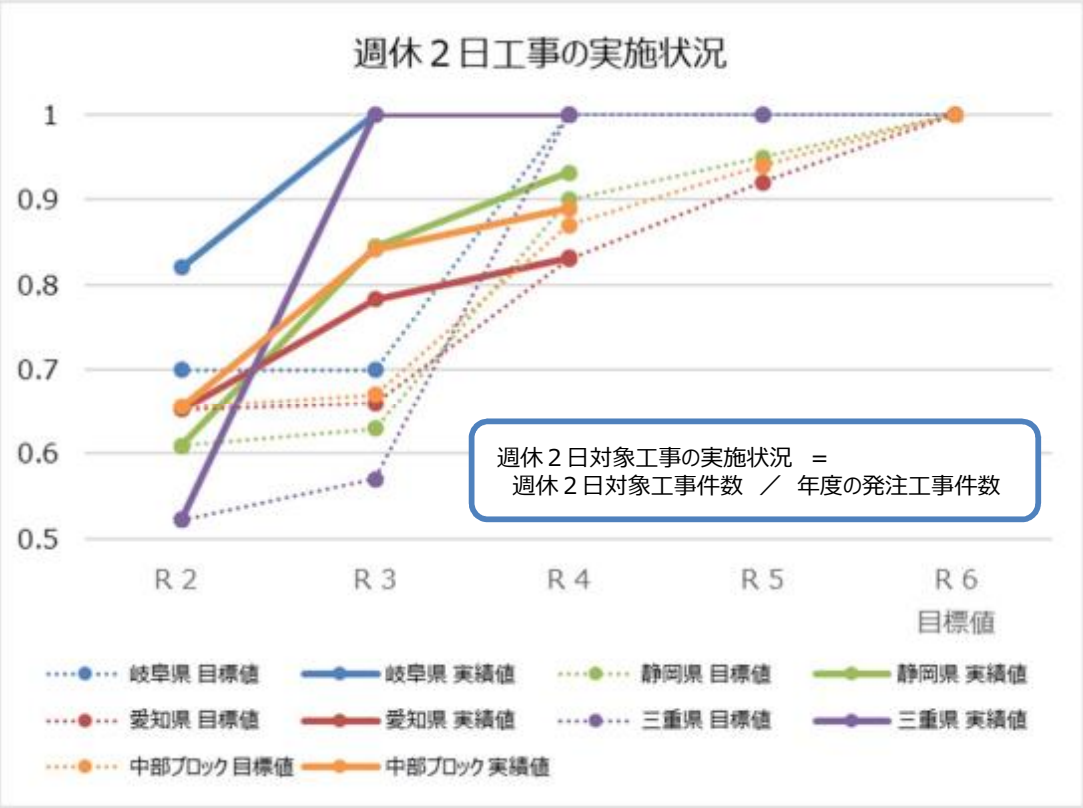

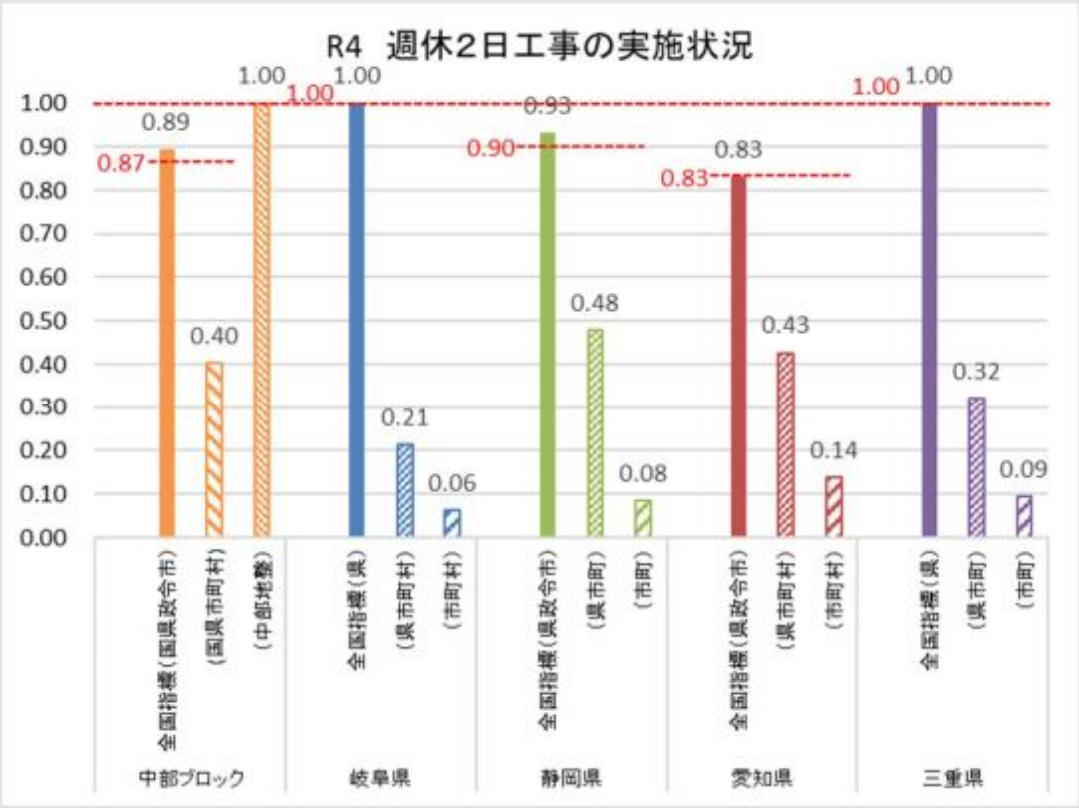

◇ 目標達成のメリット
・担い手確保
週休2日の確保により、ワークライフバランスの改善が図られること、また、他産業で当たり前となっている週休2日を建設業全体で推進し新規入職者を増やすことで、将来の担い手確保につながる。
・時間外労働の是正
建設業は他産業と比較して、長時間労働が常態化。また、他産業で当たり前となっている週休2日を確保している技術者は2割以下。
令和6年4月より、建設業においても罰則付きの時間外労働規制（労働基準法）が適用となるため、適正な工期設定は必須。

【工事⑥】 設計変更ガイドラインの策定・活用

中部ブロック発注者協議会

◇ 各発注者が適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備し、設計変更を実施する取組

【R4達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡◎ 愛知△ 三重◎

○ 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい、目標達成していない。
○ 令和4年度の実績値は静岡県、三重県が目標を上回り、100%達成している。

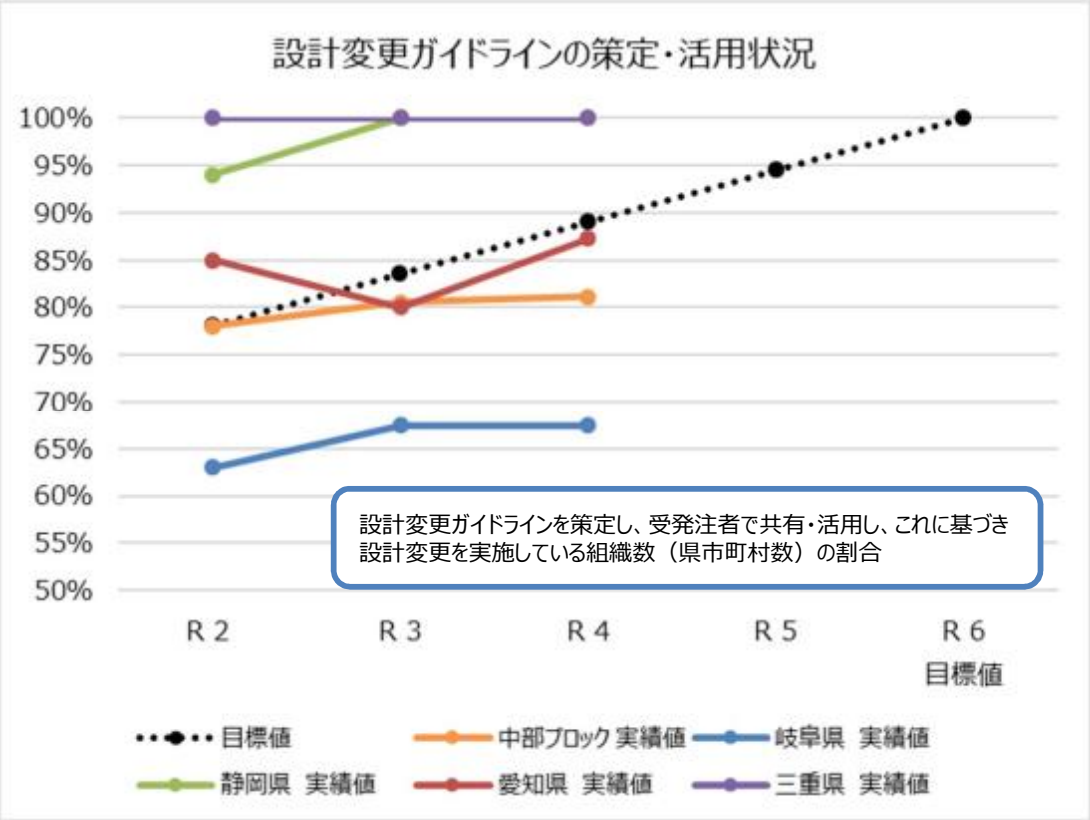

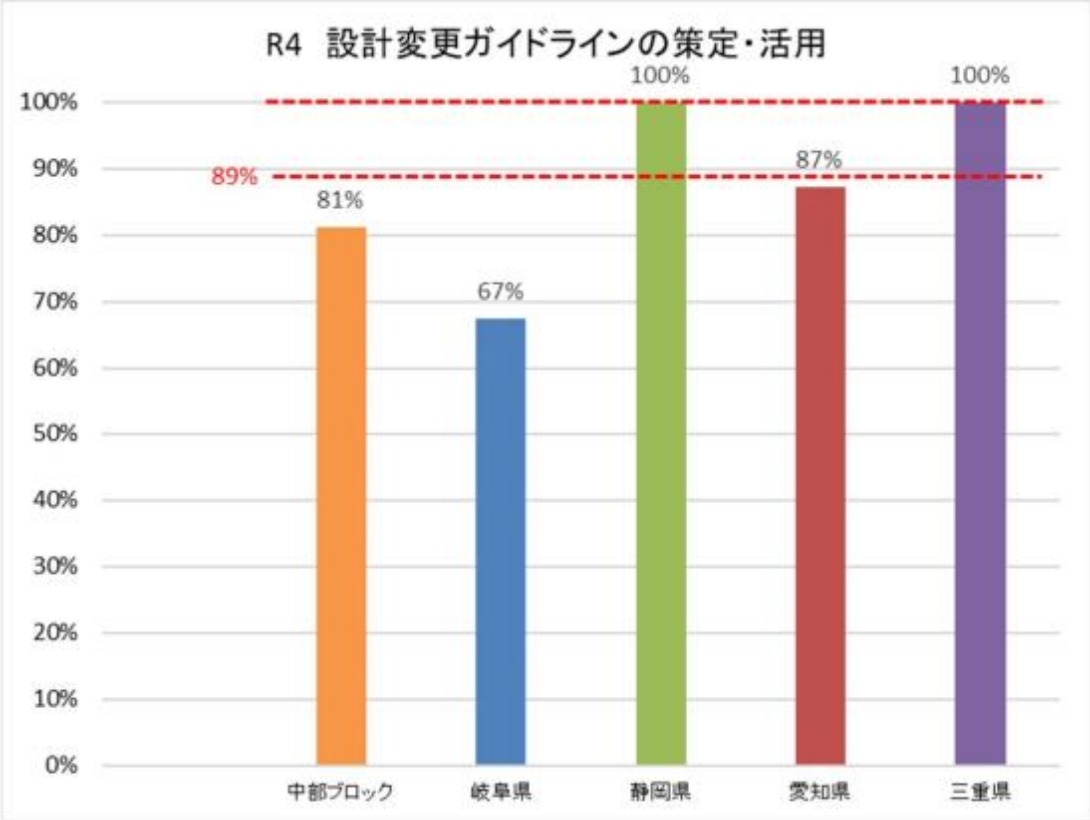

◇ 目標達成のメリット

・設計変更の円滑化
ガイドラインの整備により、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等を十分理解できる。
また、対外に向けて、設計変更の説明責任が果たせる。

・対等の立場における合意
発注者と受注者が協議し、対等の立場における合意に基づいて、適切に設計変更を行うことができる。

残36機関
国等15機関
21市町村

【工事⑦】建設ICTの導入状況

◇ 建設ICT（情報化施工）を推進し、施工効率及び品質の向上を図るとともに、省力化と安全性の向上を図る取組

【R4達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重×

○ 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい（+1%）。
○ 令和4年度の実績値は各県とも取組は進まず、目標達成していない。

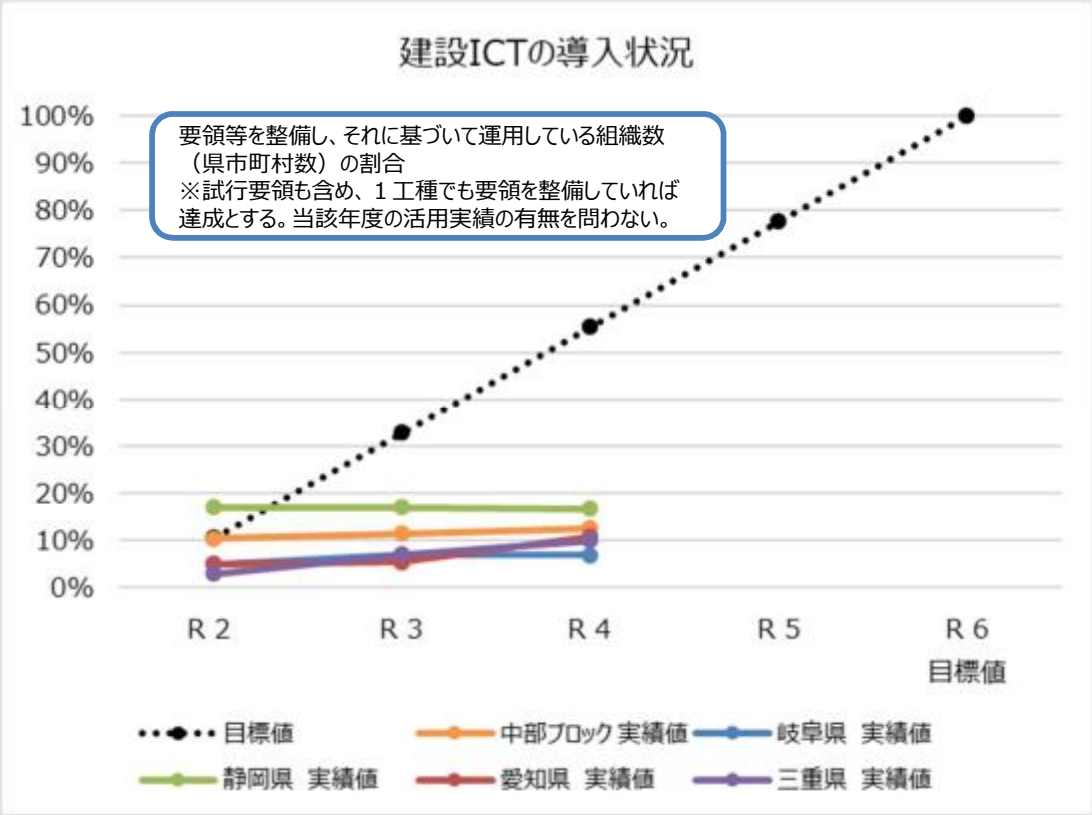

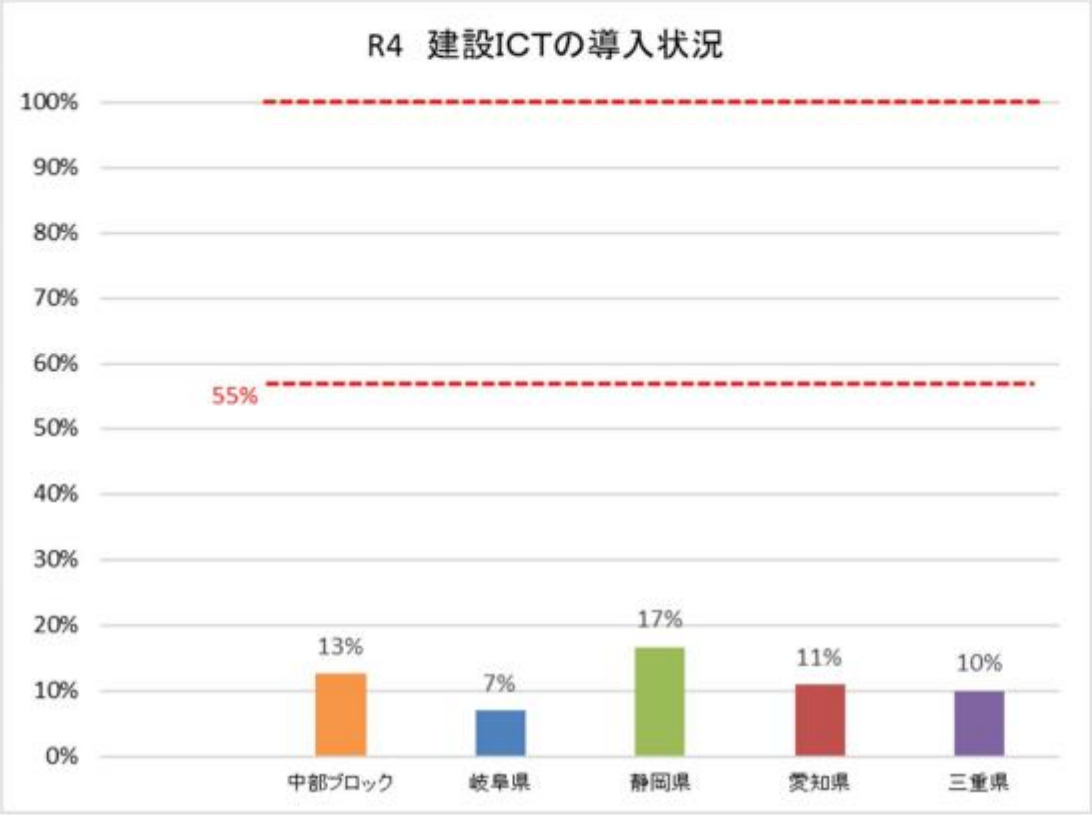

◇ 目標達成のメリット

・業務効率化、高度化

計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、後工程においても情報を充実させながらこれを活用するとともに関係者間で情報共有を図ることで、建設生産・管理システムにおける品質確保と共に受発注者双方の業務効率化・高度化を図る。

また、監督・検査業務にICT技術を活用することで、書類の簡素化や、遠隔臨場による移動時間の短縮、リアルタイムの確認も可能。

・作業の安全性向上

建設業における労働災害発生要因としては、建設機械との接触による事故が多く、ICT技術により現場の人的作業を削減することで、事故発生要因の削減が期待できる。

【工事⑧】受発注者間の工事情報の共有

◇ 受発注者間の工事情報を共有（ASPの活用等）することにより、現場における生産性の向上と工事目的物の品質確保を図る取組

【R4達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重×

○ 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は上昇している（+10%）が、目標達成していない。
○ 令和4年度の実績値は各県とも取組は進まず、目標達成していない。

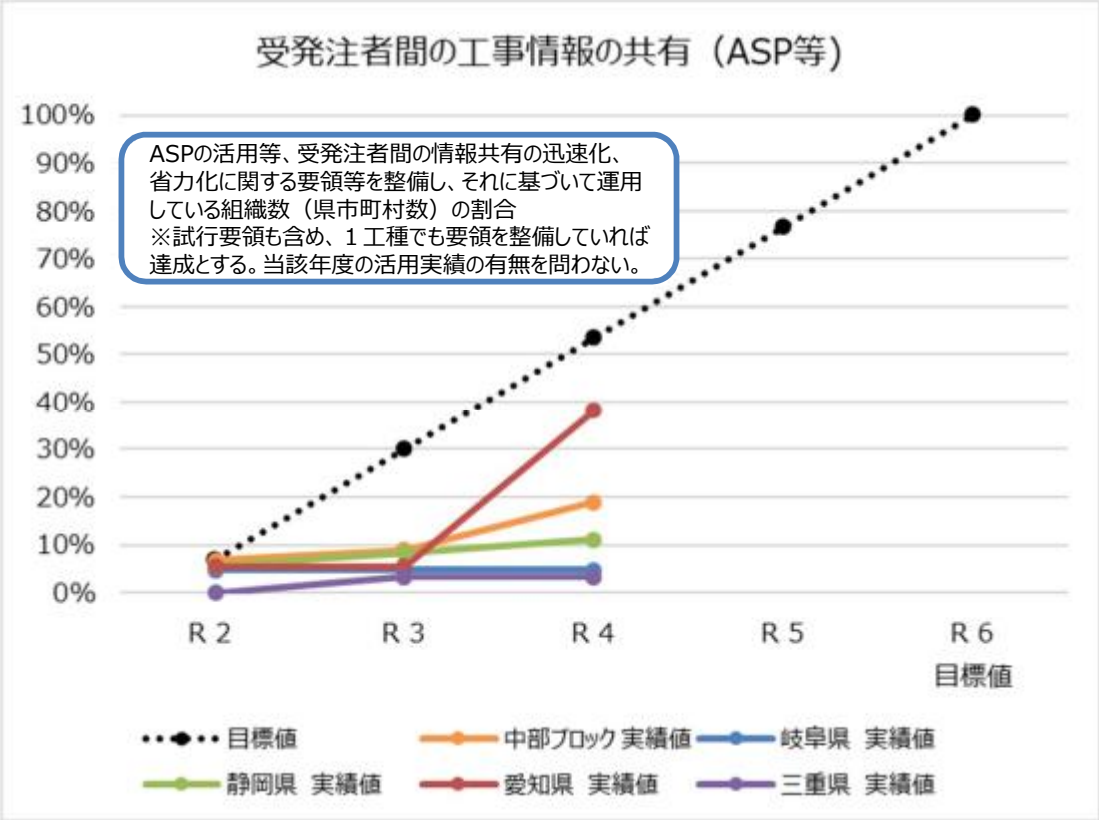

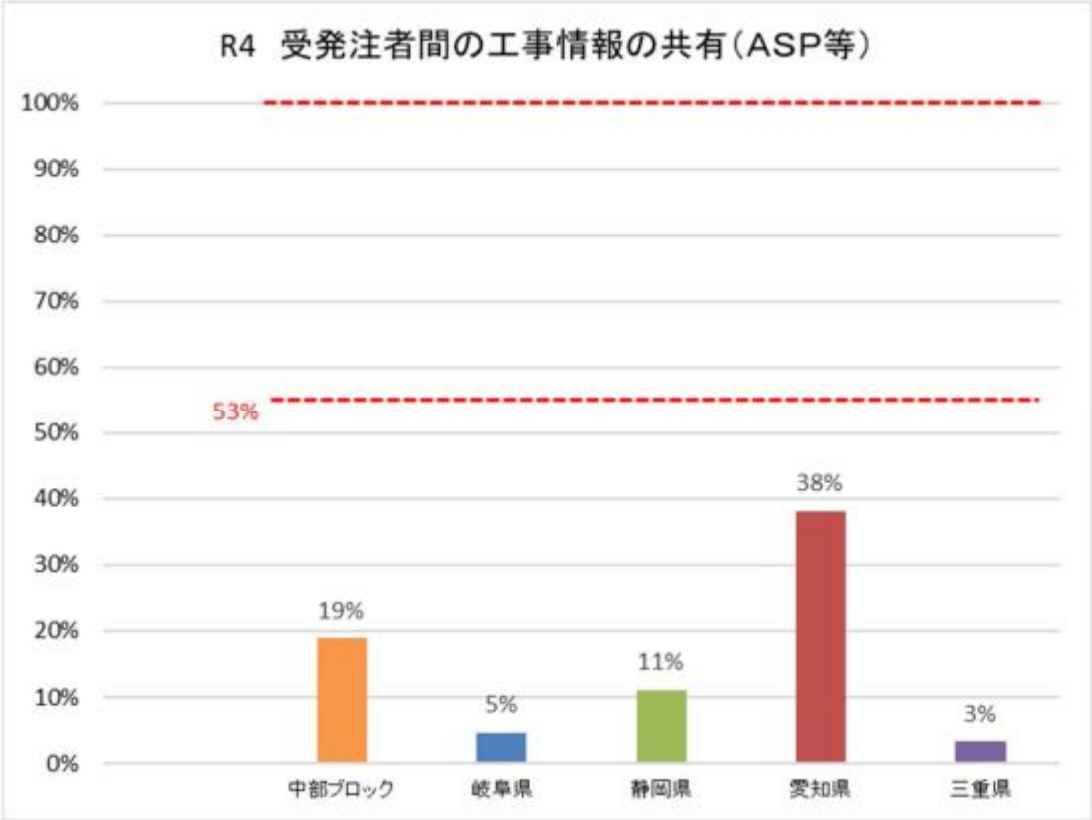

◇ 目標達成のメリット

・業務の効率化

情報共有システムの活用により、受発注者間の工事帳票の処理の迅速化、工事帳票の整理作業の軽減、検査準備作業の軽減、情報共有の迅速化、及び日程調整の効率化が図られる。

・事業全体の円滑化

関係機関・地元協議資料、安全管理資料などを隣接工事及び後行程の業務や工事の関係者を含めて共有することにより、事業全体を円滑に進めることが可能。

【工事⑨】総合評価落札方式の導入状況

◇ 総合評価方式を導入することにより、優良な業者及び技術者を選定し、もって工事品質の向上を図る取組

【R4達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡○ 愛知△ 三重×

○ 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい（+1%）。
○ 令和4年度の実績値は静岡県が目標達成。

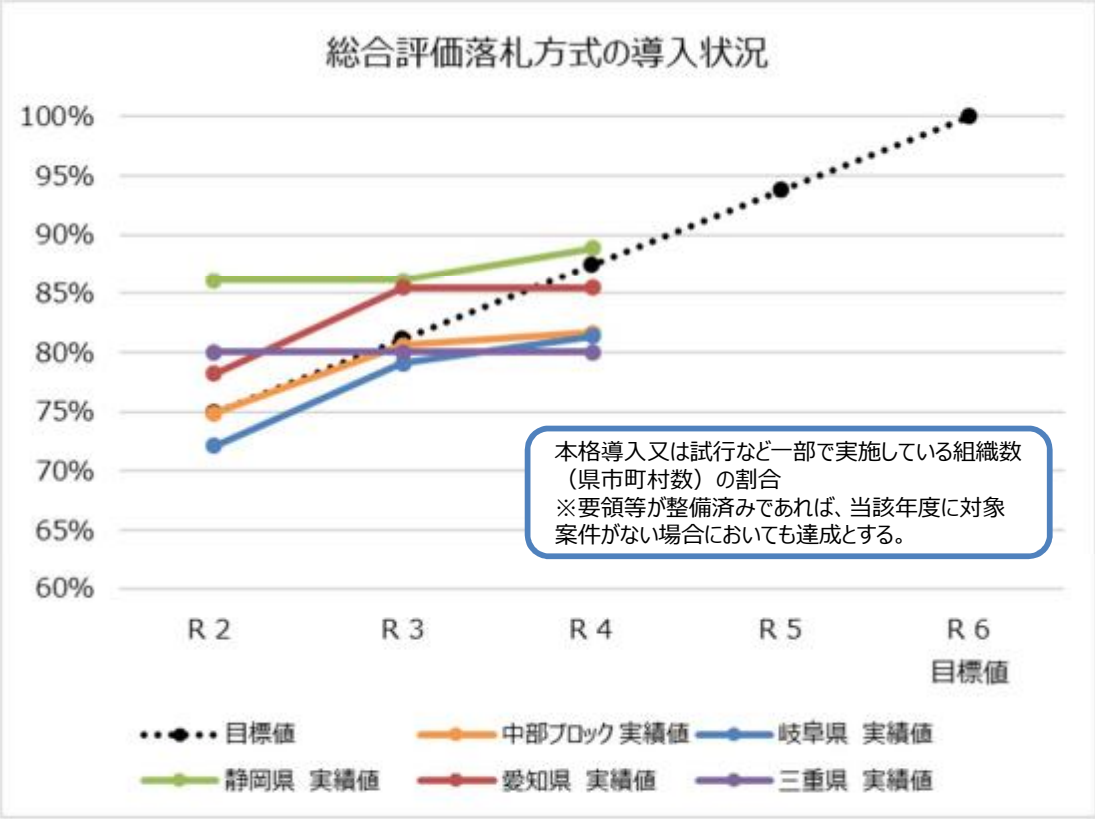

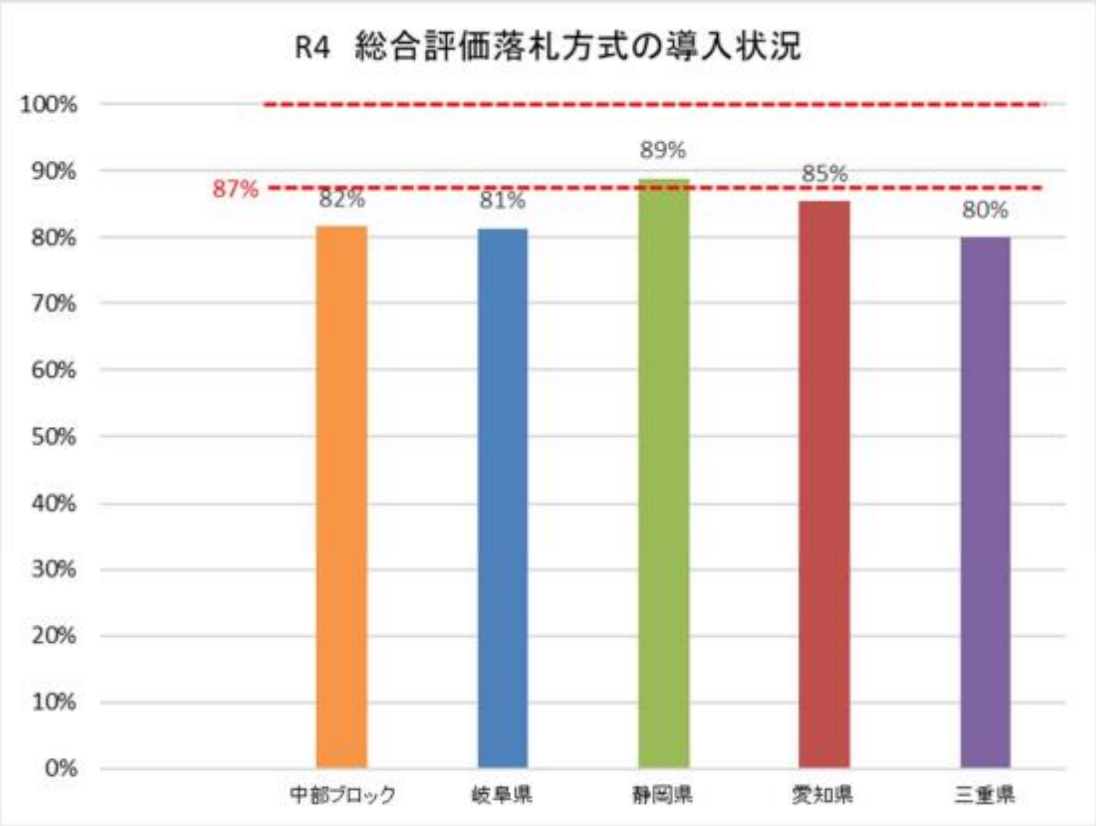

◇ 目標達成のメリット

・適切な技術力を持つ企業の選定

公共工事は、施工者の技術力等により品質が左右されるため、個々の工事の内容に応じて適切な技術力を持つ企業を競争参加者として選定するとともに、技術力を評価した落札者の決定や、適切な監督・検査等の実施により、工事の品質を確保する。

【業務①】最新の積算基準の適用状況等

◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組　【R4達成度】中部ブロック○　岐阜◎　静岡◎　愛知○　三重◎

○ 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい（+2%）。
○ 令和4年度の実績値は岐阜県、静岡県、愛知県、三重県ともに目標達成。岐阜県、静岡県、三重県においては、100%を達成している

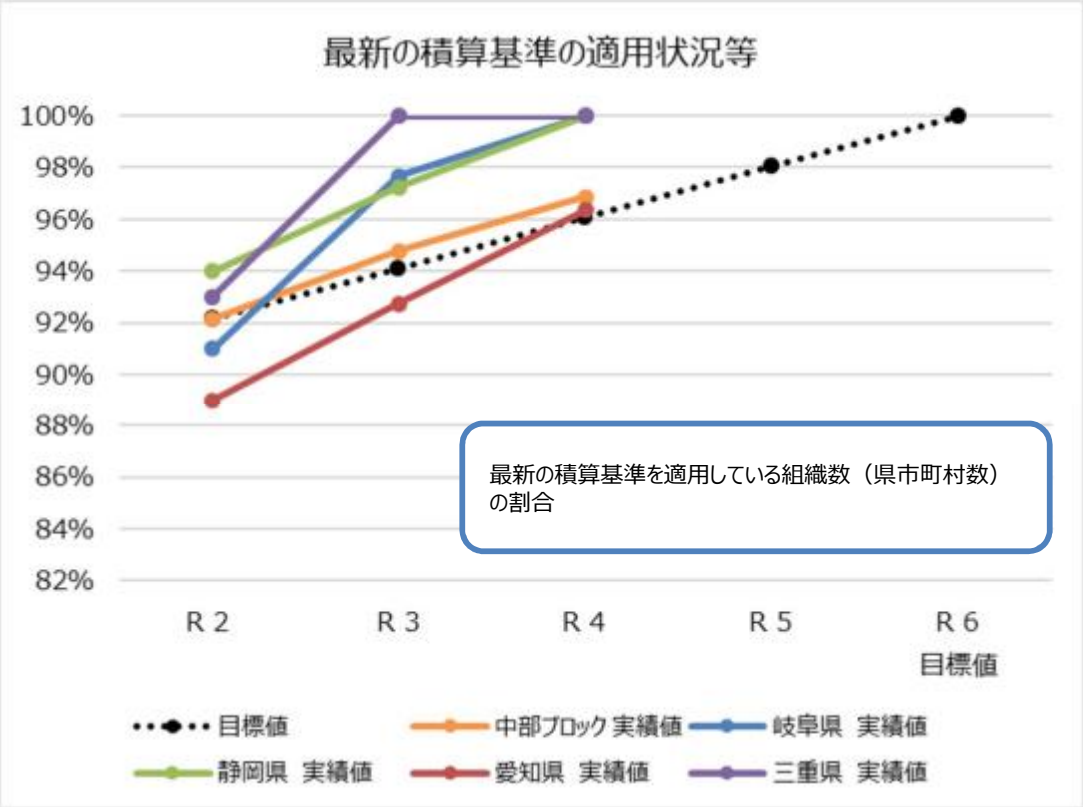

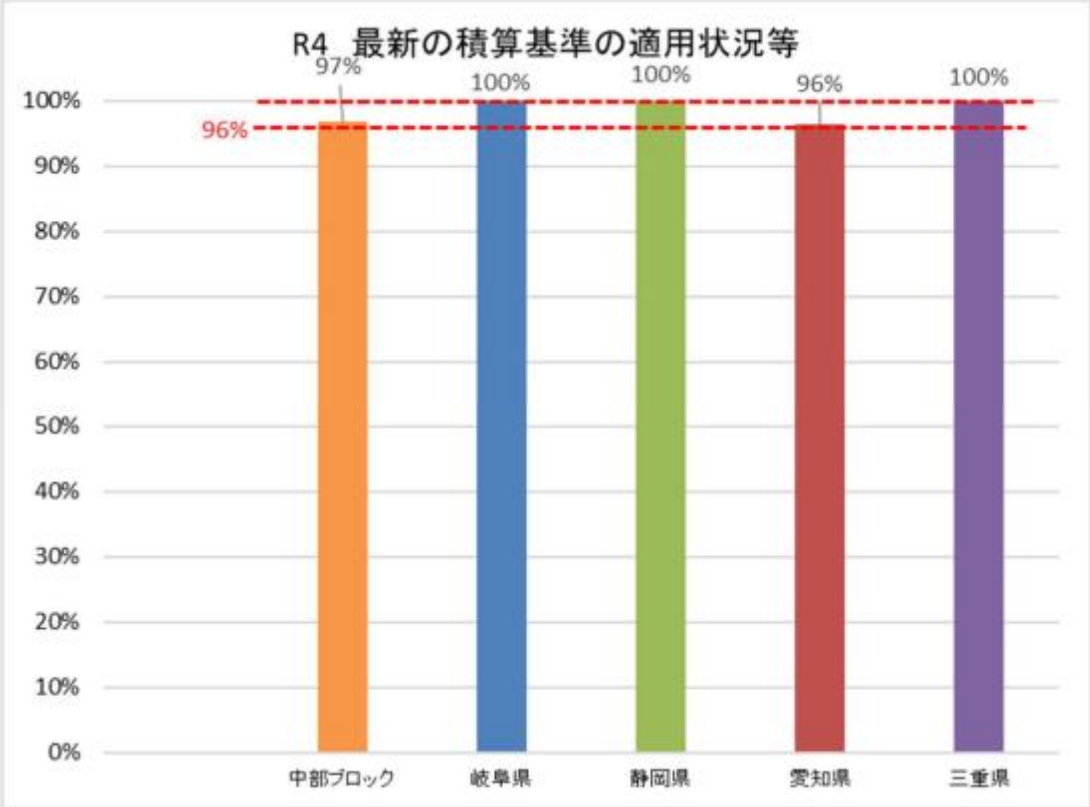

◇ 目標達成のメリット
・価格設定根拠の説明責任
　適正な予定価格の設定をしていれば、説明責任が果たせる
　積算担当者の違いによる積算のばらつきを防止し、違算にも気づきやすいため、適正な予定価格を設定できる
・不調不落対策
　最新の技術基準への対応や実態調査の結果を踏まえ、受注者の想定する費用との乖離をなくす

残6機関
国等4機関
2市町村

【業務②】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

◎新・全国統一指標
中部ブロック発注者協議会

◇ 公共工事に準じ、これに関わる調査及び設計のダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組

【R4達成度】岐阜◎　静岡○　愛知○　三重◎

○ 令和3年と令和4年を比較すると、各県の設定率はわずかに上昇している。
○ 令和4年度の各県（県政令市）の実績値は目標値を上回る。岐阜県、三重県においては、1.0を達成している。

全国指標対象業務：県、政令市発注の業務（随意契約を除く）

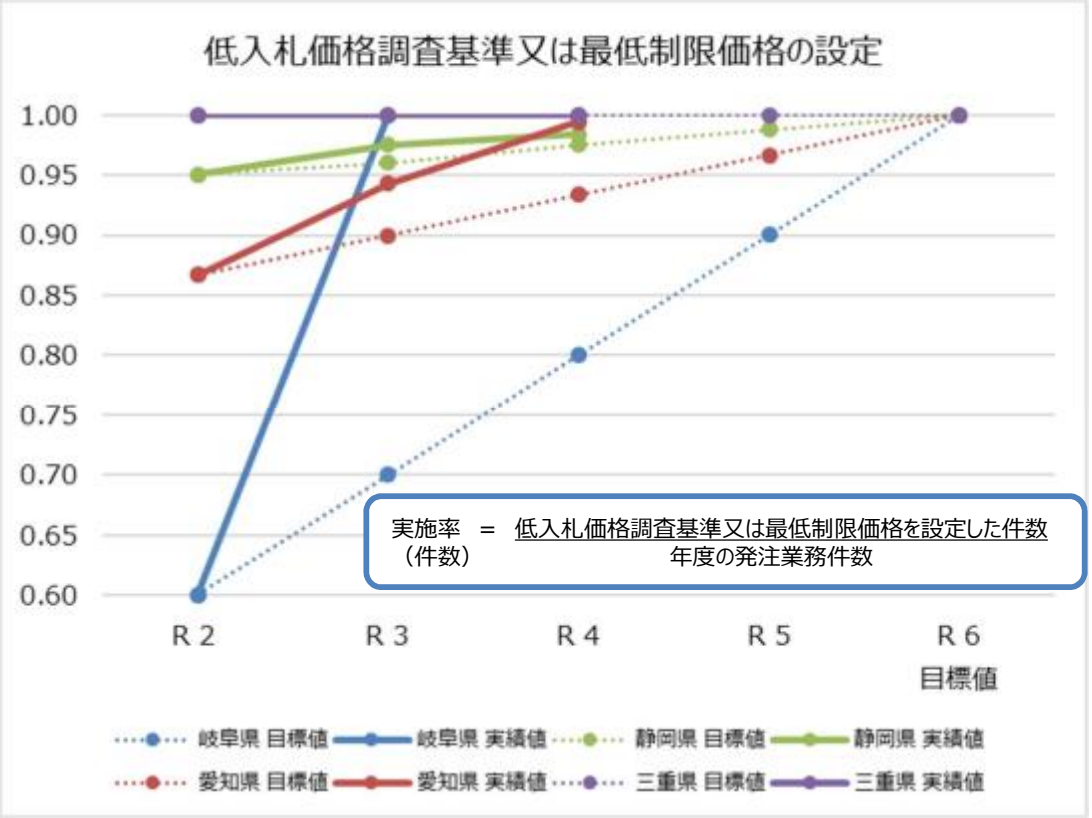

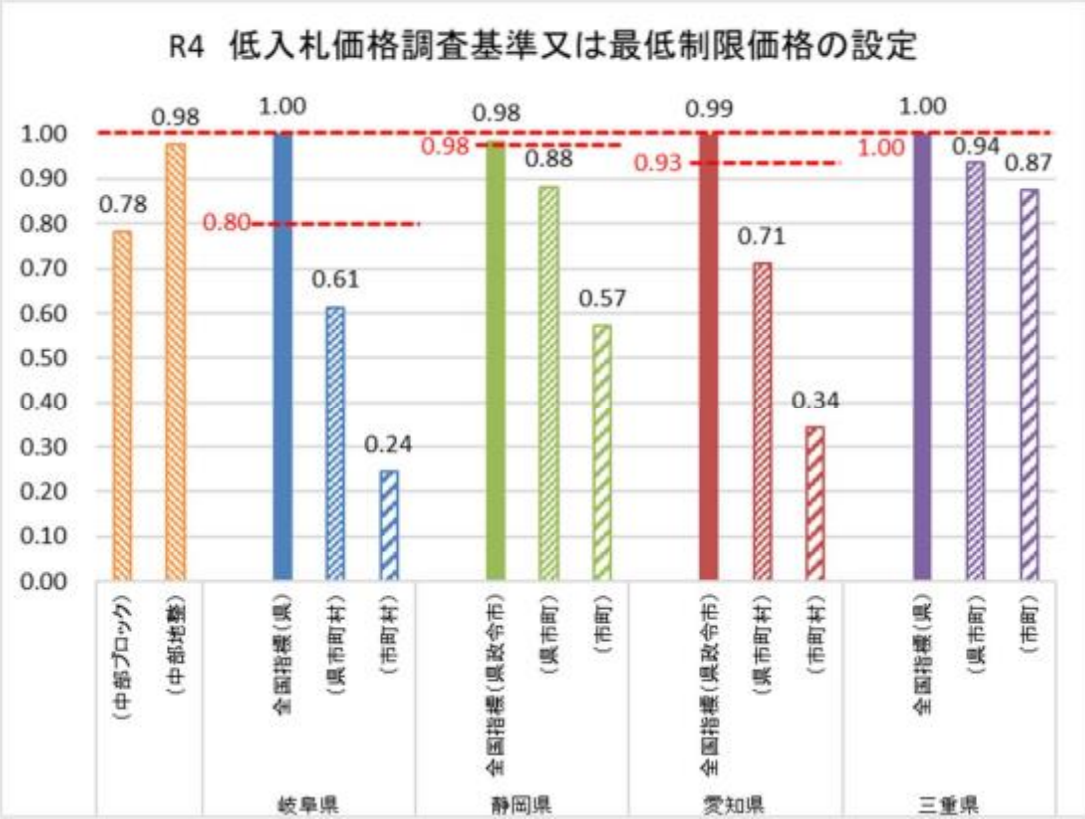

◇ 目標達成のメリット
・工事の品質確保
　公共工事に関する測量・調査・設計業務は、建設生産プロセスの上流に位置し、社会インフラの品質を確保する上で重要。業務の手抜きにつながりやすいダンピング受注を防止。
・労働条件の改善
　賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底を防止し、必要な利潤を確保。

【業務③】平準化率

◎全国統一的指標
中部ブロック発注者協議会

◇ 業務の履行期限を分散し、効率的な人員配置を行い、経営環境の改善を図る取組。

【R4達成度】中部ブロック× 岐阜△ 静岡× 愛知× 三重◎

○ 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は下がっている（-0.03ポイント）が、目標達成していない。
○ 令和4年度の実績値は三重県が目標達成。各県とも市町村の平準化率が高い。

全国指標対象業務：国の機関（※）、県、政令市発注の業務
（※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）

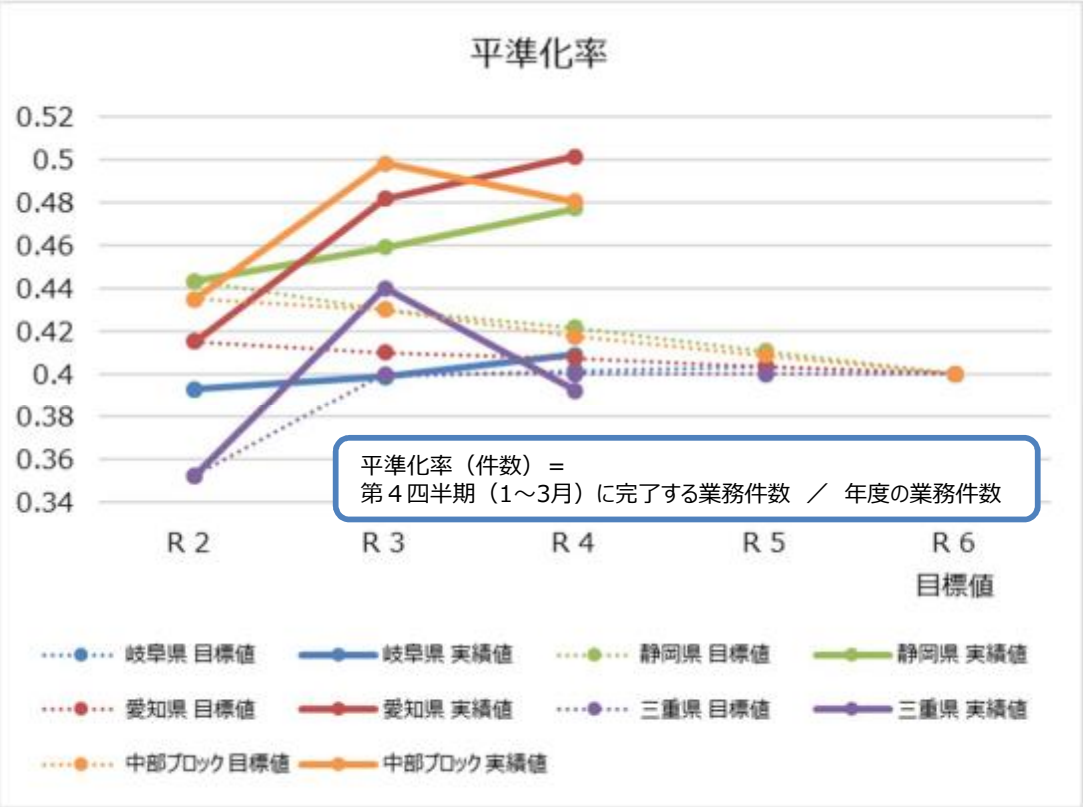

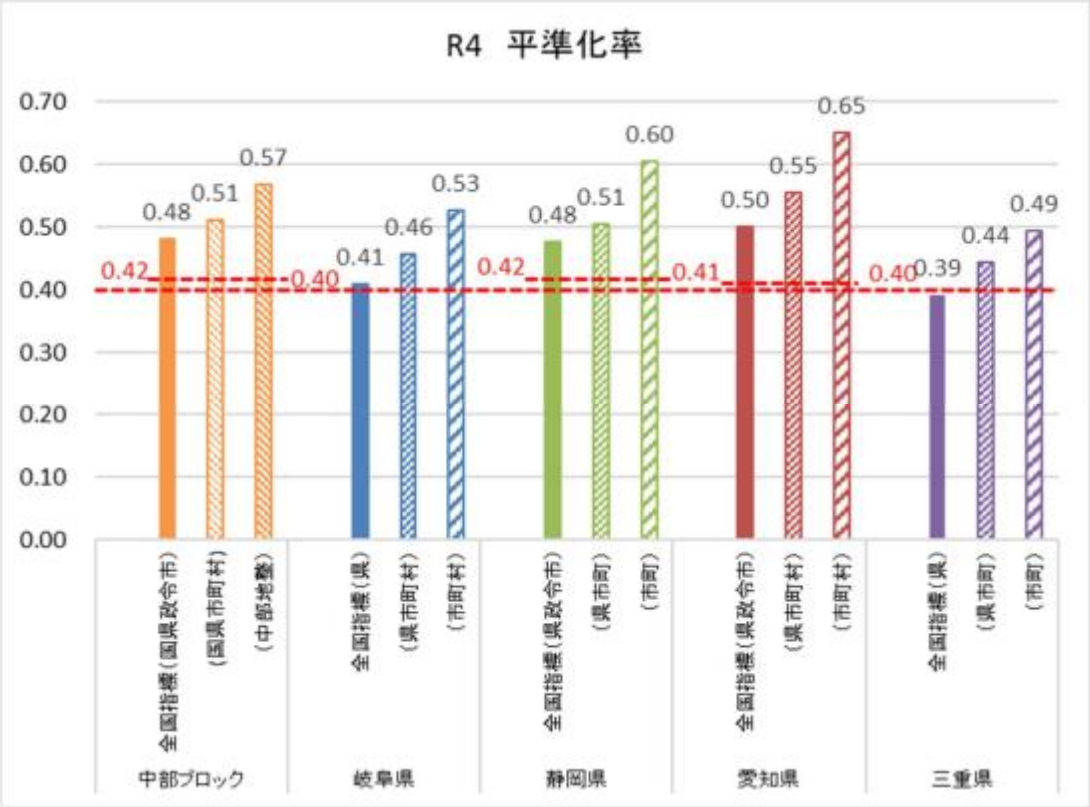

◇ 目標達成のメリット
・発注者の負担軽減
　年度末に履行期限を集中させず、分散させることで、発注担当職員の事務作業や、監督職員の検査の負担軽減が期待される
・受注者の経営環境の改善
　履行期限を分散させることにより、効率的な人員配置が可能となり、休日の確保等処遇の改善につながる

【業務④】適正な履行期間の設定

◇ 履行期間の適正な設定に向けた取組　【R4達成度】中部ブロック×　岐阜×　静岡×　愛知×　三重◎

○ 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい（+4%）。
○ 令和4年度の実績値は三重県が目標達成、100%を達成している

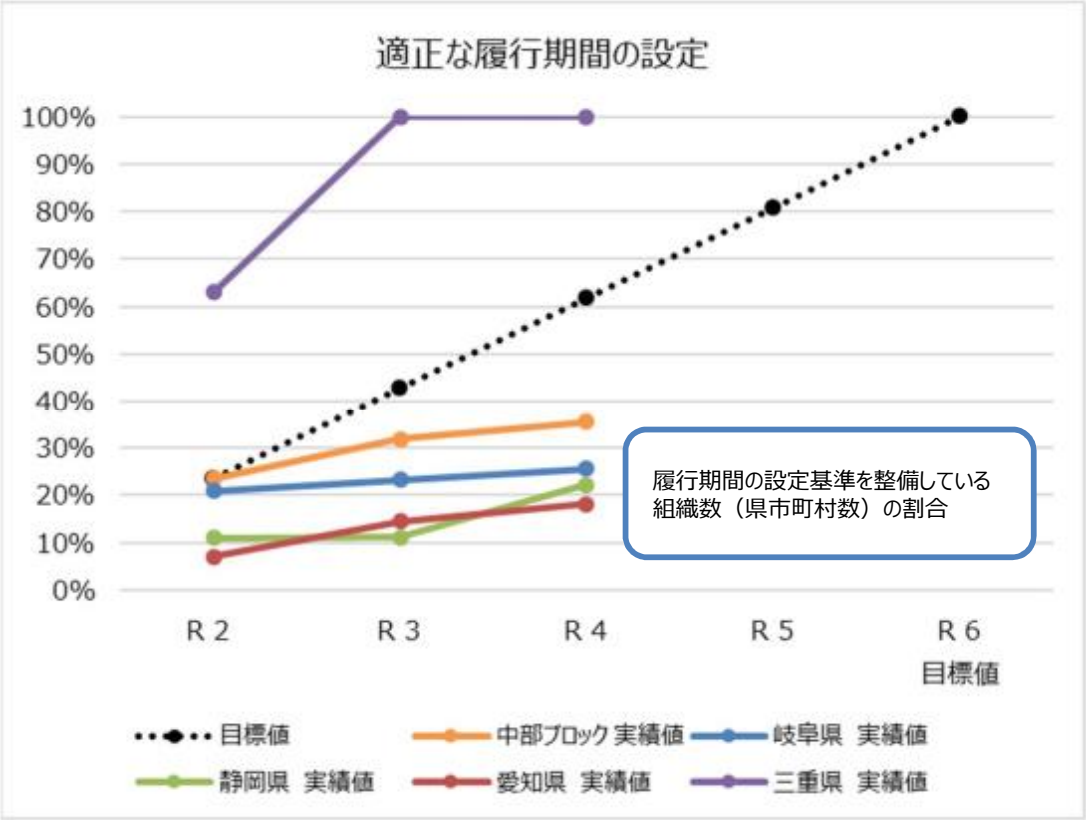

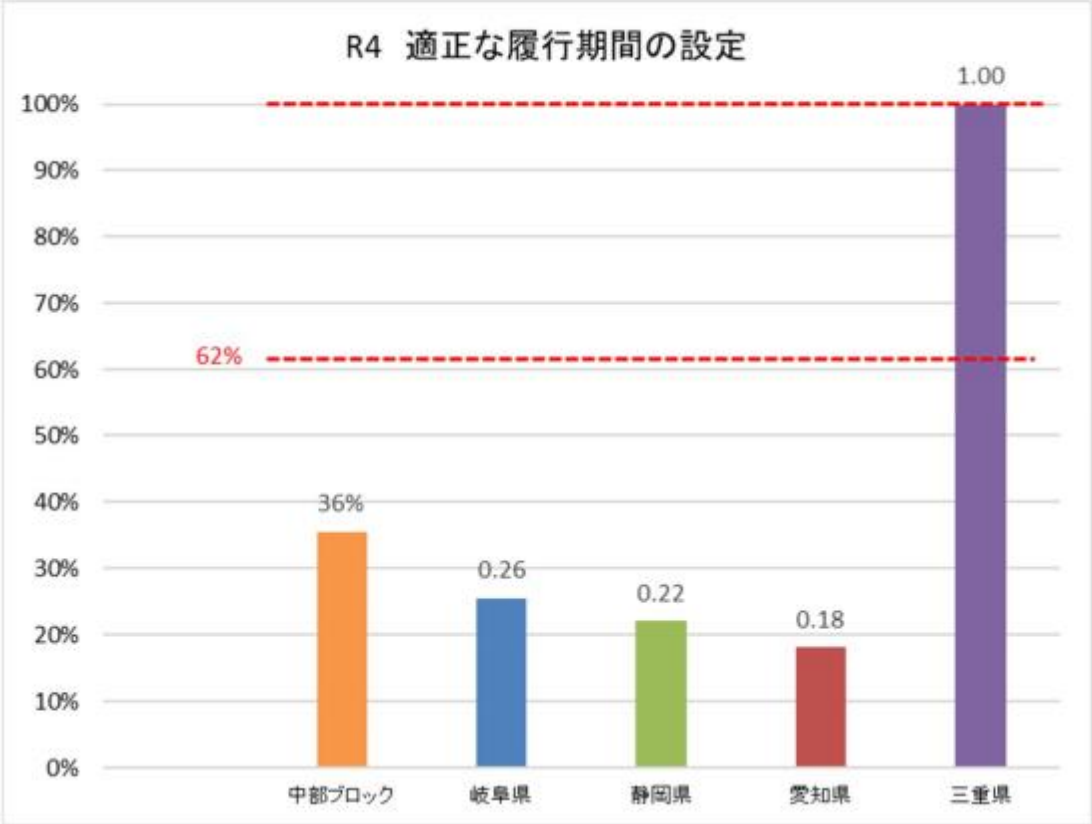

◇ 目標達成のメリット

・不調不落対策

業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、照査機関や、業務に従事する者の休日や、その他のやむを得ない事由による作業不能日を考慮した履行期間の設定を実施し、受注者の想定する履行期間との乖離をなくす。

・時間外労働の是正

平成31年4月（中小企業は令和2年4月）より、罰則付きの時間外労働規制（労働基準法）が適用となっており、適正な履行期間の設定は必須。

残122機関
国等17機関
105市町村

【業務⑤】 設計変更ガイドラインの策定・活用

◇ 各発注者が適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備し、設計変更を実施する取組

【R4達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重◎

○ 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい（+1%）。
○ 令和4年度の実績値は三重県が目標達成、100%を達成している

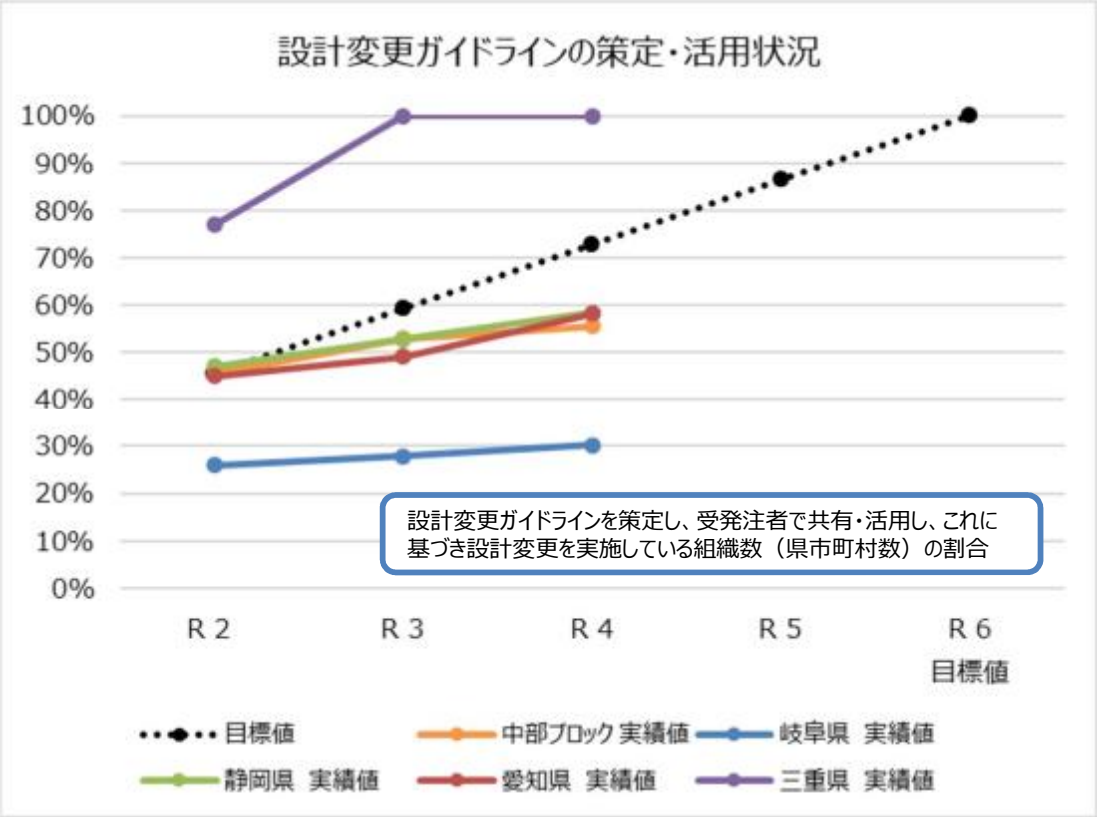

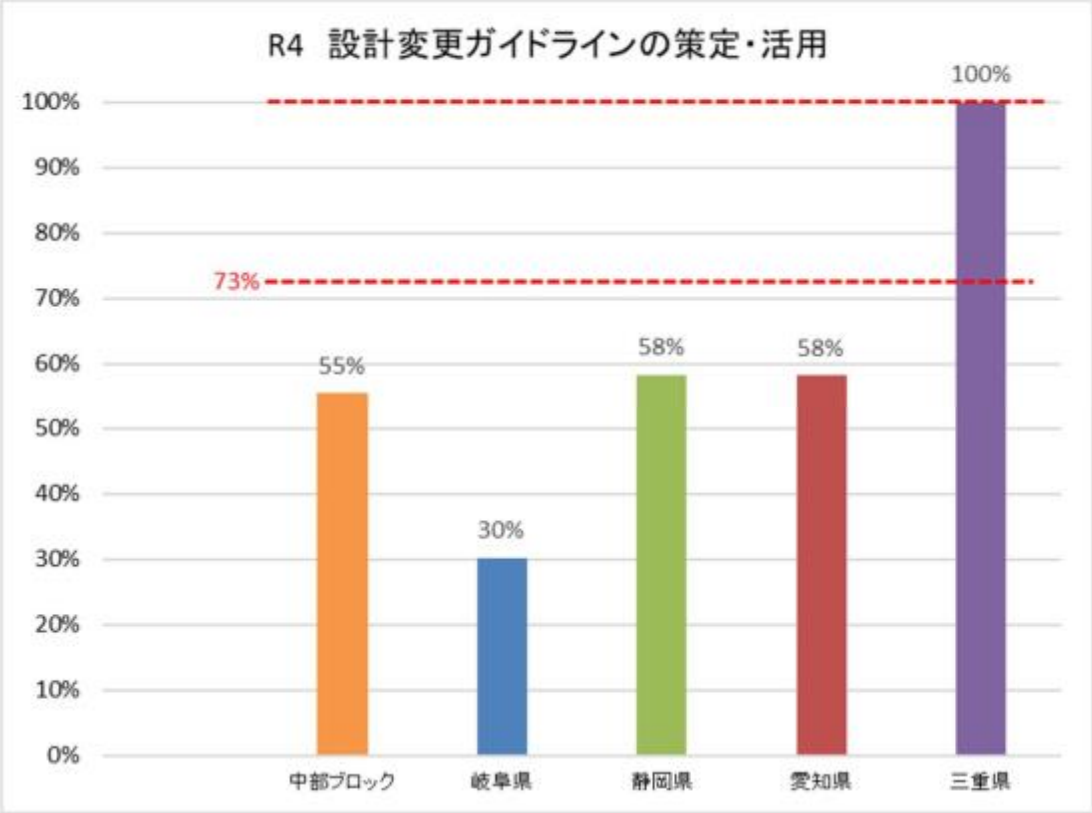

◇ 目標達成のメリット

・設計変更の円滑化
ガイドラインの整備により、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等を十分理解できる。
また、対外に向けて、設計変更の説明責任が果たせる。

・対等の立場における合意
発注者と受注者が協議し、対等の立場における合意に基づいて、適切に設計変更を行うことができる。

残85機関
国等17機関
68市町村

【業務⑥】総合評価落札方式の導入状況

◇ 総合評価方式を導入することにより、優良な業者及び技術者を選定し、もって業務品質の向上を図る取組

【R4達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重×

○ 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい（±0%）。
○ 令和4年度の実績値は各県とも取組は進まず、目標達成していない。

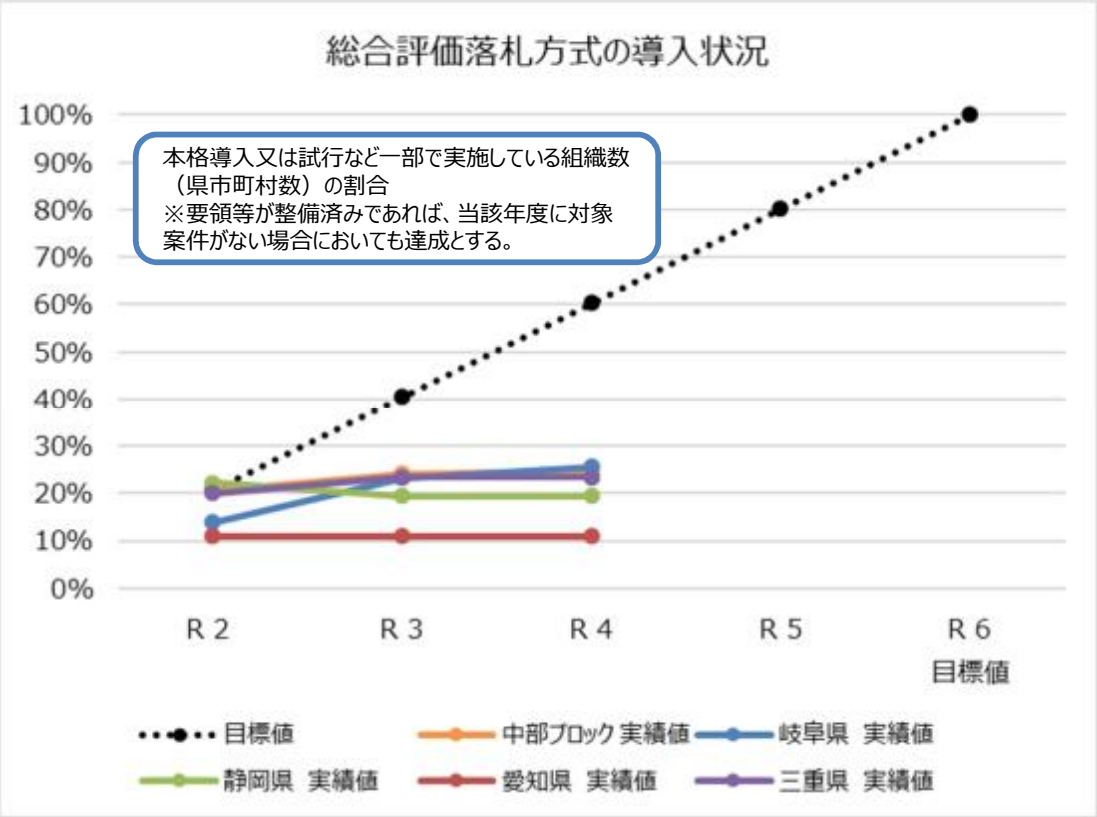

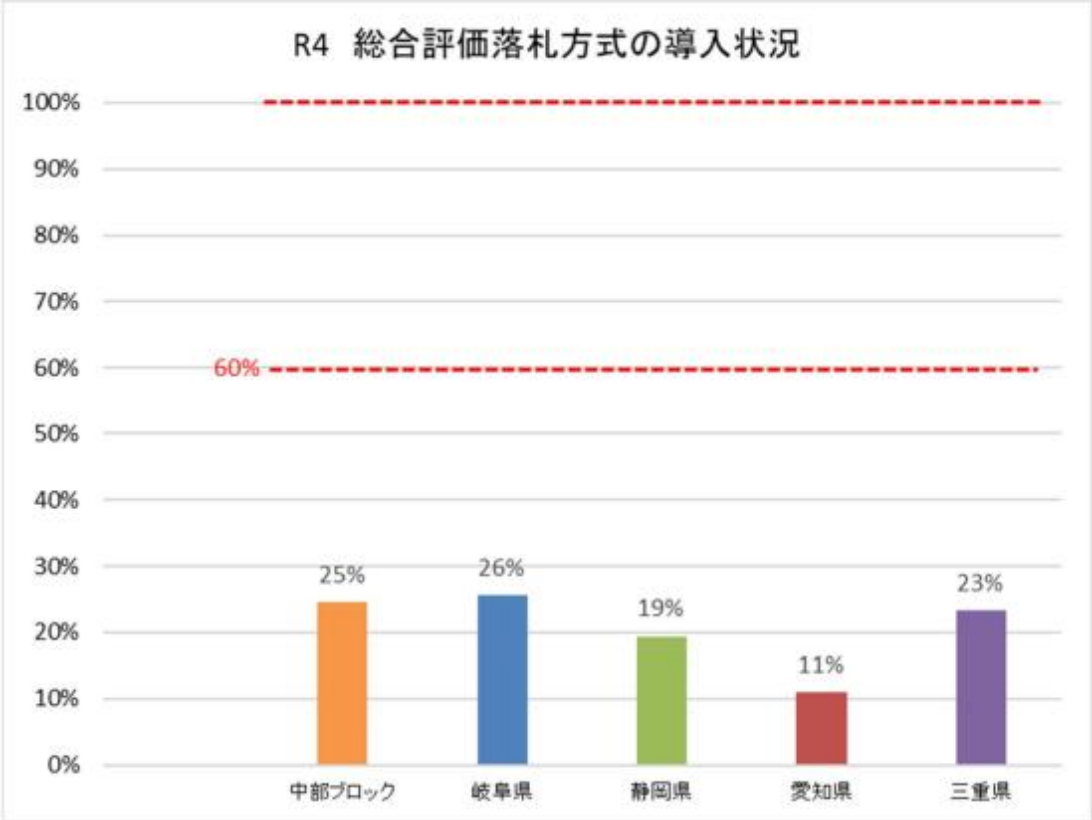

◇ 目標達成のメリット

・適切な技術力を持つ企業の選定

個々の業務の内容に応じて適切な技術力を持つ企業を競争参加者として選定するとともに、技術力を評価した落札者の決定や、適切な監督・検査等の実施により、品質を確保する。

・技術提案による品質向上

業務の内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上が期待される。

資料3

３．個別案件

・低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
・平準化
・週休２日

資料３－１

３．個別案件

・低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

【工事】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

（参考）令和4年11月1日記者発表「地方公共団体におけるダンピング対策取組状況の「見える化」（工事）」より

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要

国土交通省

○ 競争入札を行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者と契約することが会計法及び地方自治法の原則（最低価格自動落札の原則）

○ ただし、例外として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度（後者は地方公共団体のみ）により、契約の適切な履行がなされない懸念がある場合には契約から排除することができる

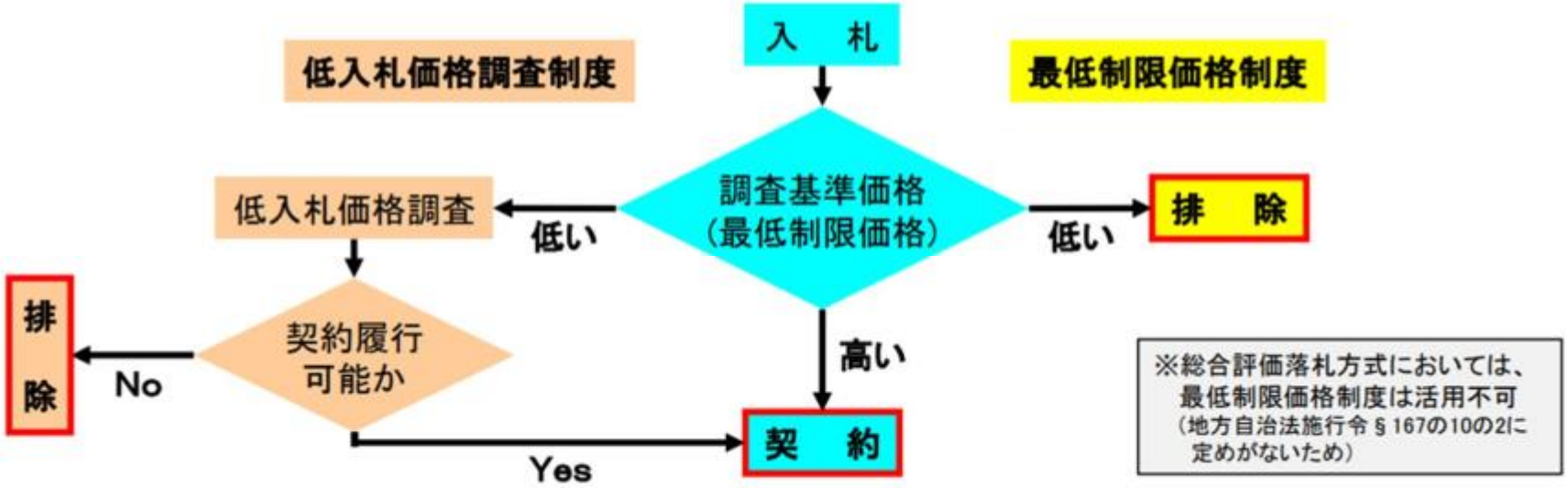

※総合評価落札方式においては、最低制限価格制度は活用不可
（地方自治法施行令§167の10の2に定めがないため）

○ 会計法 §29の6 第1項
- 予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
- ただし、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、政令の定めるところにより、次順位者との契約も可能

○ 予算決算及び会計令 §85,86
- 「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合」の基準を作成
- 上記基準に該当した場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか調査

○ 地方自治法 §234 第3項
- 予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
- ただし、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で申込みをした者のうち最低価格者以外の者との契約も可能

○ 地方自治法施行令 §167の10
- 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合、次順位者との契約も可能
- 予め最低制限価格を定め、最低制限価格以上の価格者と契約可能

【工事】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

◎新・全国統一指標
中部ブロック発注者協議会

◇ 低入札工事は、標準工事に比べ、工事成績評定点が低くなる傾向であり、品質確保とダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組　【R4達成度】岐阜×　静岡×　愛知△　三重△

○ 令和3年と令和4年を比較すると、各県の設定率は横ばいか、わずかに上昇している。
○ 令和4年度の各県（県市町村）の実績値は目標値を下回っている。

全国指標対象工事：県、政令市、市町村発注の工事（随意契約を除く）

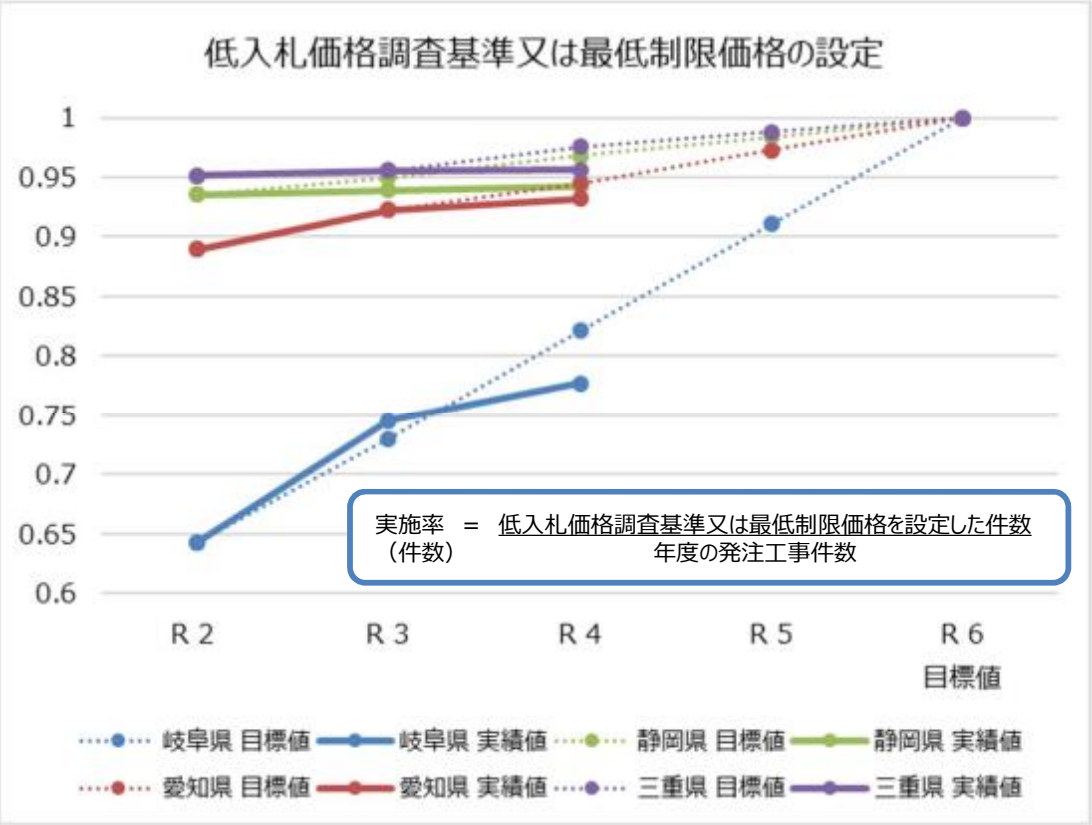

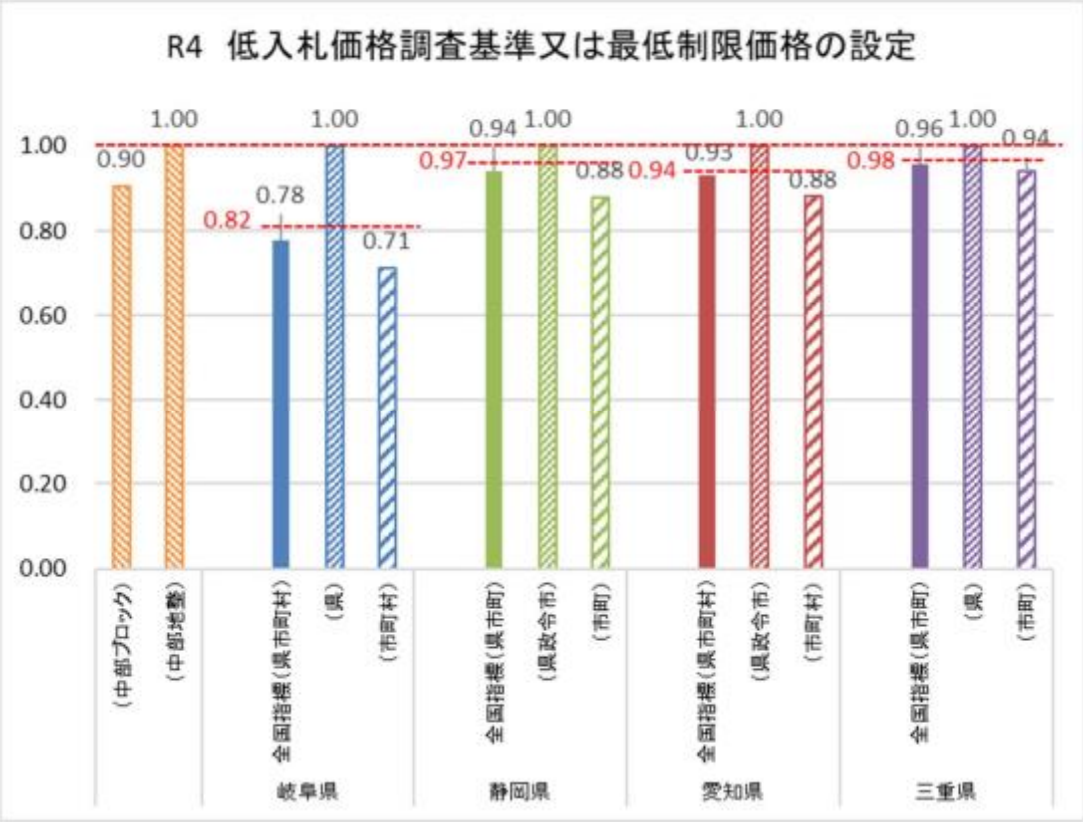

◇ 目標達成のメリット
・工事の品質確保
　低入札工事は、標準工事に比べ、工事成績評定点が低くなる傾向であり、適切な技術力を持たない受注者による不良工事の発生を防止。
・コスト縮減
　低入札による不良工事は、メンテナンス費用も含めるとコスト増大の可能性。
・労働条件の改善
　下請の建設企業の含め、適正な賃金水準や安全対策、社会保険加入に必要な費用を確保出来る。

【工事】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

○ 工事請負契約に係る低入札価格調査又は最低制限価格を導入していないのは2機関。

○ 低入札価格調査又は最低制限価格の算定式について、中央公契連モデル（最新モデル又は旧モデル）を適用していないのは9機関。

◇ 未導入あるいは中央公契連モデル未適用の理由

・独自基準が適用されており、最新モデル導入の必要性を感じられない

・人員不足のため、見直し検討が進まない

まとめ
・ 令和5年度は、１１機関に個別にヒアリング等しながら、課題を共有、今後の方針を整理

【業務】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

◎新・全国統一指標
中部ブロック発注者協議会

◇ 公共工事に準じ、これに関わる調査及び設計のダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組

【R4達成度】岐阜◎　静岡○　愛知○　三重◎

○ 令和3年と令和4年を比較すると、各県の設定率はわずかに上昇している。
○ 令和4年度の各県（県政令市）の実績値は目標値を上回る。岐阜県、三重県においては、1.0を達成している。

全国指標対象業務：県、政令市発注の業務（随意契約を除く）

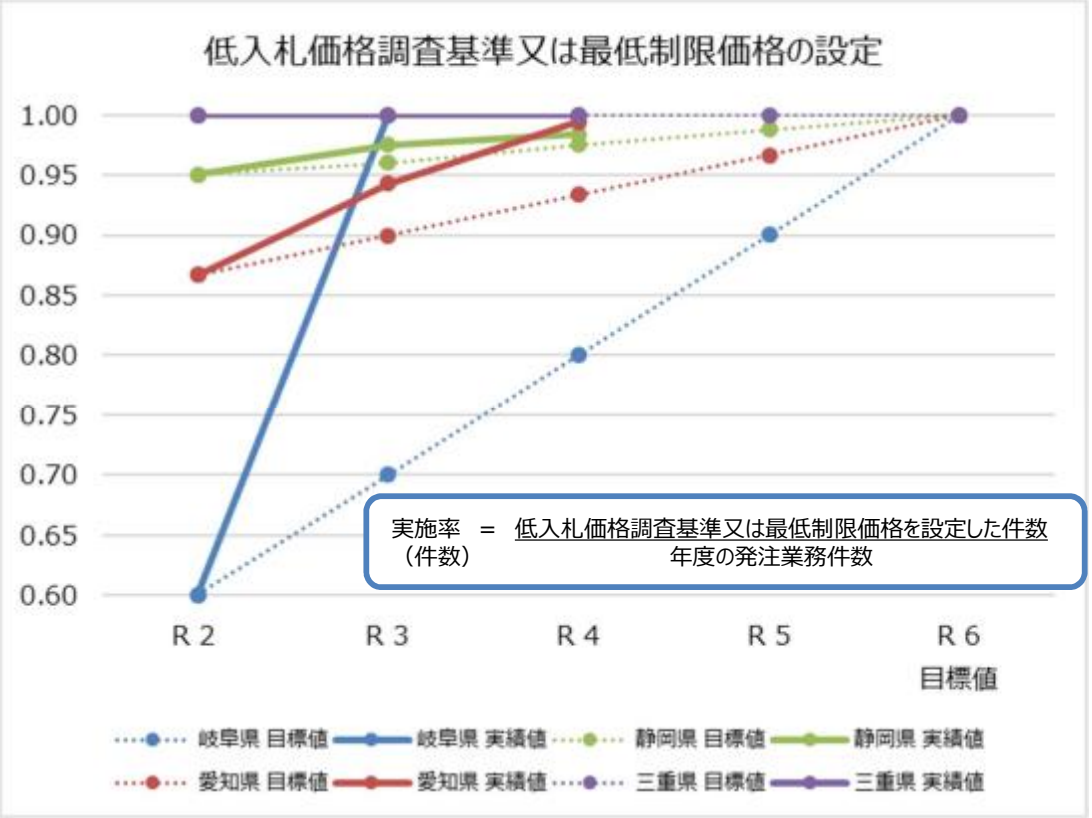

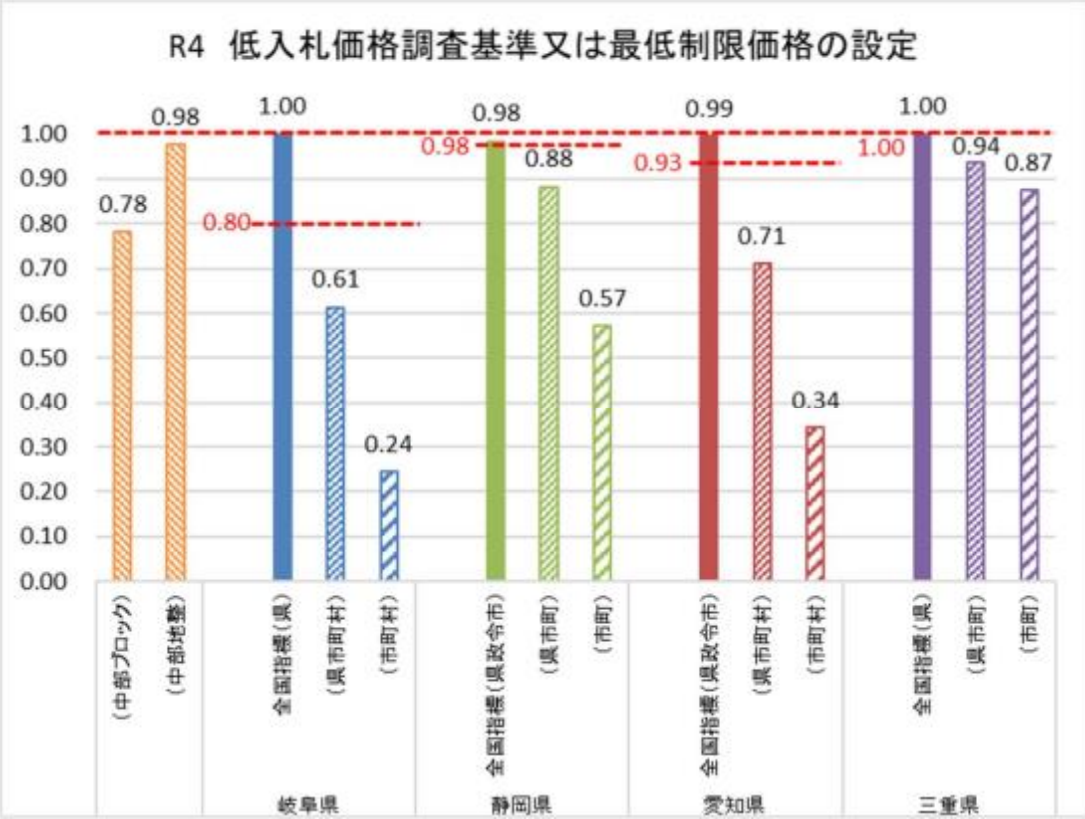

◇ 目標達成のメリット
・工事の品質確保
公共工事に関する測量・調査・設計業務は、建設生産プロセスの上流に位置し、社会インフラの品質を確保する上で重要。業務の手抜きにつながりやすいダンピング受注を防止。
・労働条件の改善
賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底を防止し、必要な利潤を確保。

【業務】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

○ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の算定式について、国交省運用(「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」における最新の運用)に準じた設定をしておらず、制度未導入の機関は6機関 (市町村含めると93機関)。

○ 国等・県・政令市において、業務契約に係る低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定していないのは5機関。
(対象業務が無い機関も含む)
独自基準で設定しているのは1機関。(市町村で独自基準で設定しているのは9機関)
あわせて6機関が制度未導入。

まとめ
令和5年度は、6機関に個別にヒアリング等しながら、課題を共有、今後の方針を整理

資料３－２

３．個別案件

・平準化

施工時期の平準化（工事）

○ 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じるため、人材や機材の効率的な活用等に支障
⇒ **新・ 担い手3法による改正後の品確法において、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定**
改正後の入契法において、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることを努力義務化

公共工事における工事出来高の状況

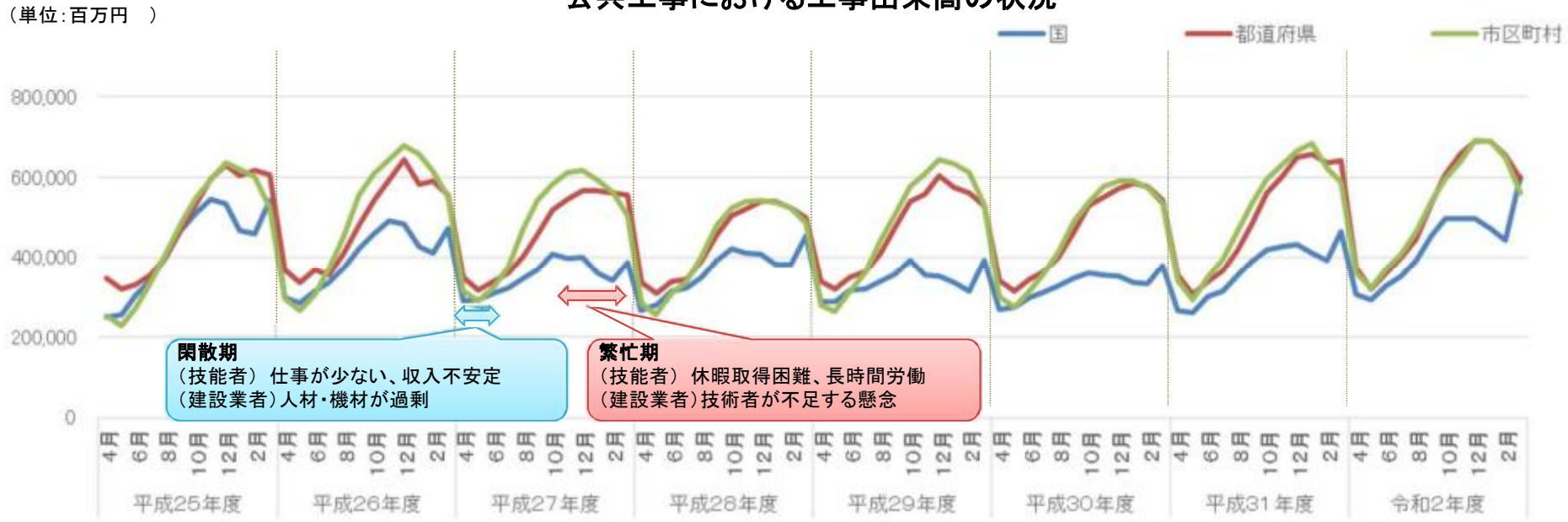

施工時期の平準化の推進

技能者や受注者（建設業者）に期待される効果

- ○ **技能者の処遇の改善**（特に休日の確保等）
- ○ **年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化**
- ○ 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- ○ 稼働率の向上による機械保有等の促進

発注者に期待される効果

- ○ 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- ○ 中長期的な公共工事の担い手の確保
- ○ 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

施工時期の平準化 （工事平準化率の算出）

○ 平準化率とは、通常閑散期である**4～6月期における公共工事の稼働状況**を年度平均と比較した指標

$$\text{平準化率（件数）} = \frac{\text{（4～6月期の月あたり平均稼働件数）}}{\text{（年度全体の月あたり平均稼働件数）}}$$

=0.80
（令和６年度目標）

STEP 1 当該年度に稼働した工事の工期を把握し、各月における工事稼働件数※を算出
STEP 2 4～6月期の月あたり平均稼働件数（4～6月において1月あたり平均何件の工事が稼働したか。下記赤枠内の月平均稼働件数）を算出
STEP 3 年度全体の月あたり平均稼働件数（当該年度全体において1月あたり平均何件の工事が稼働したか。下記青枠内の月平均稼働件数）を算出
STEP 4 平準化率を算出

【参考】求め方の具体例

工事名	工期													
	過年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	翌年度
A工事 工期：前年度11/3～9/26														
B工事 工期：6/5～1/13														
C工事 工期：9/17～3/28														
D工事 工期：1/21～翌年度5/25														
各月における工事稼働件数		1件	1件	2件	2件	2件	3件	2件	2件	2件	3件	2件	2件	
4-6月期の月平均稼働件数		4/3（件/月）												
年度全体の月平均稼働件数		24/12（件/月）＝2（件/月）												

※工事稼働件数は、稼働日数に関わらず各月１件ずつカウント
（例えば、工期が4/1～5/1の工事の場合、
４月と５月の工事の稼働件数はそれぞれ１件としてカウント）

$$\text{平準化率（件数）} = \frac{\text{（4～6月期の月あたり平均稼働件数）}}{\text{（年度全体の月あたり平均稼働件数）}} = \frac{4/3}{2} = 2/3 = \mathbf{0.67}$$

【工事】平準化率

◎全国統一的指標
中部ブロック発注者協議会

◇ 工事量を平準化し、効率的な人員配置、機材配置等を行い、経営環境の改善を図る取組。 【R4達成度】中部ブロック× 岐阜○ 静岡× 愛知× 三重×

○ 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値はわずかに下がっている。(-0.01ポイント)
○ 令和4年度の実績値は岐阜県のみ目標達成。各県とも市町村の平準化率が低い。

全国指標対象工事：国の機関（※）、県、政令市、市町村発注の工事
（※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）

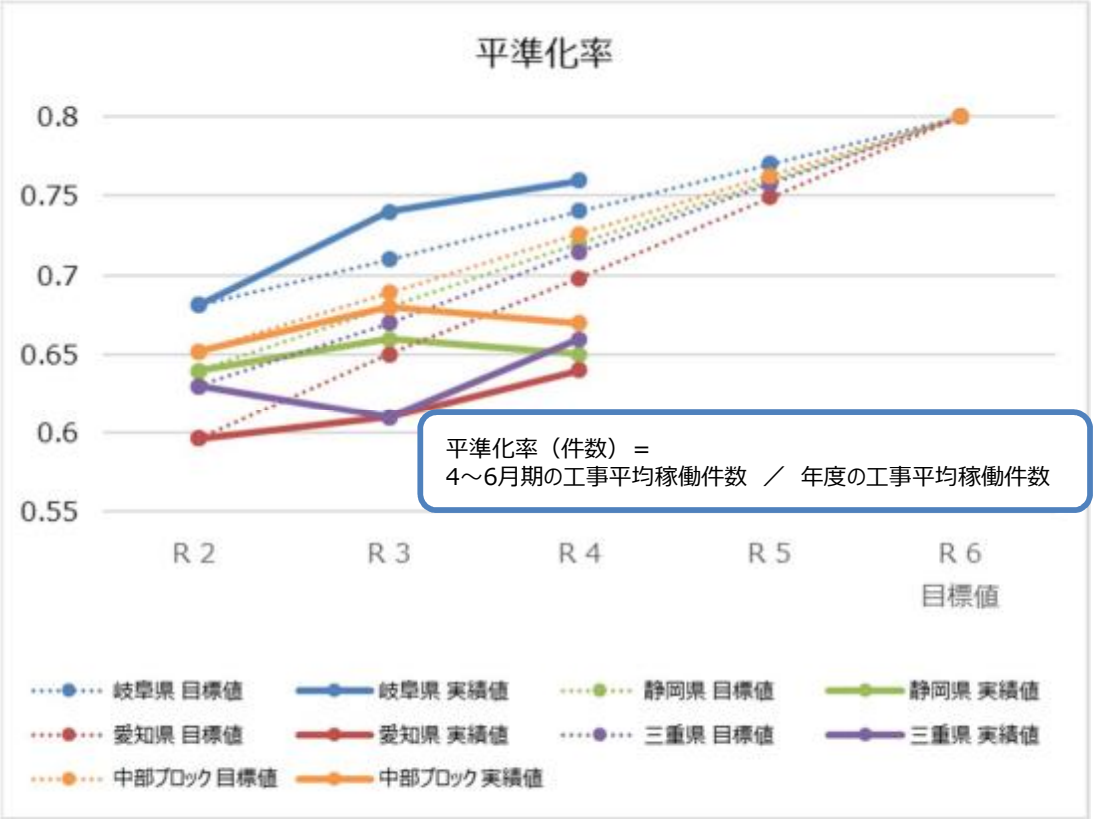

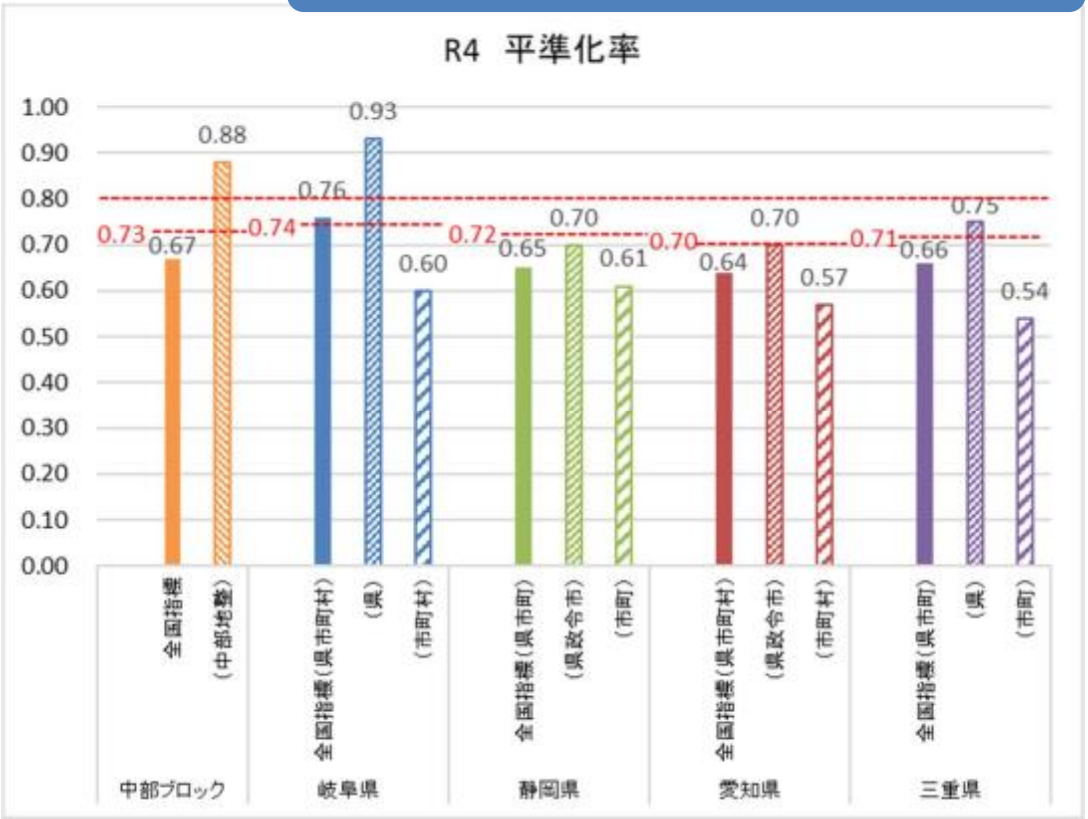

◇ 目標達成のメリット
・発注者の負担軽減
不調・不落の抑制や、安定的な施工の確保により、発注担当職員の事務作業の負担軽減や、中長期的な公共工事の担い手確保が期待される。
・人材や資機材の効率的な活用
工事量の繁忙期は人材や資機材が不足し、価格も高騰、閑散期は人材や資機材が過剰となるが、平準化により効率的な活用が可能。
・経営の安定化
年度内の工事を平準化することにより、労働者の収入の安定や、人材、資機材の計画的な準備が可能。
・地域住民への配慮
集中工事による不便や生活環境変化を防止する。

【工事】平準化率

◎全国統一的指標
中部ブロック発注者協議会

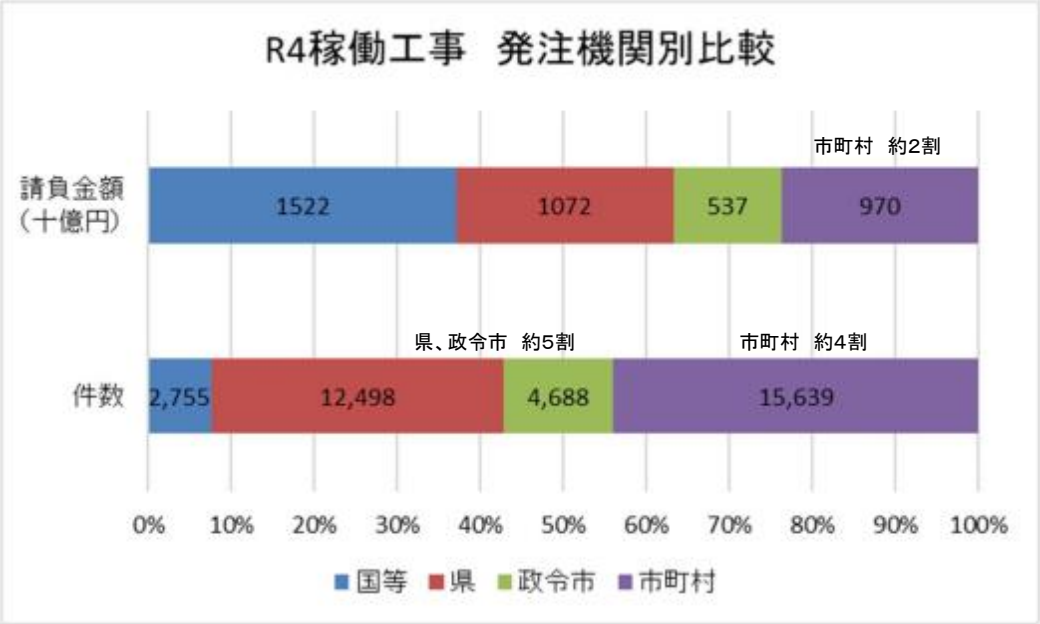

◇　発注機関別　件数・請負金額

・市町村工事について、発注金額は全体の2割程度だが、<u>発注件数は全体の4割以上</u>となっている。

・県と政令市の工事をあわせると、発注件数は全体の5割程度となっている。

・平準化率の数値を上げるためには、発注件数の多い県、政令市において取り組みを進めるとともに、市町村においても、取り組みを推進していく必要がある。

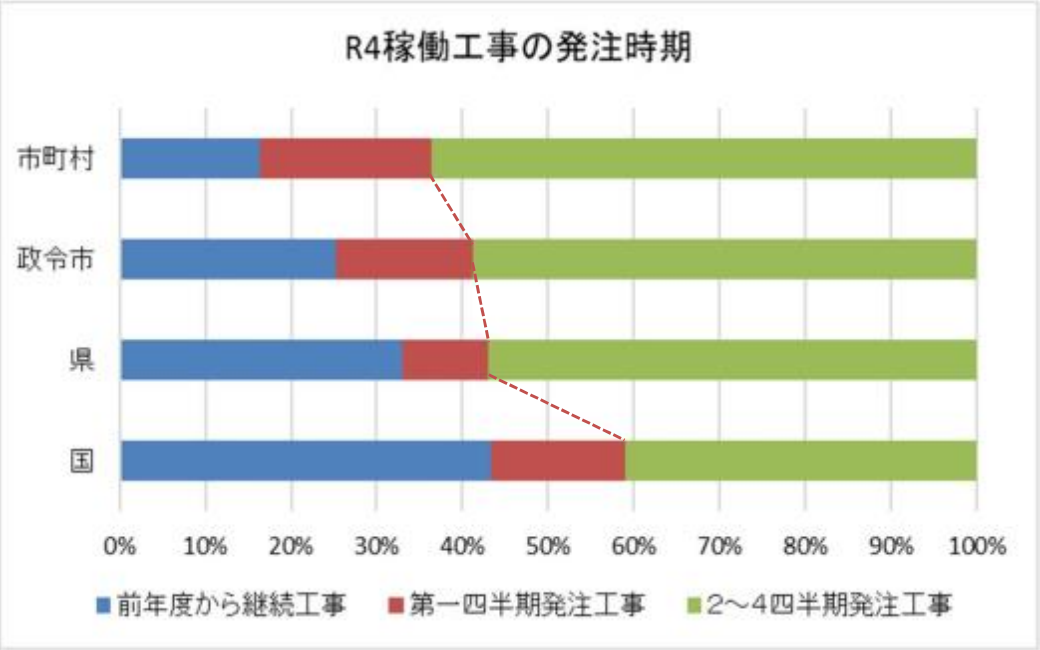

◇　発注時期

・市町村工事は、前年度からの継続工事が16%となっており低い水準

・市町村工事は、第一四半期発注割合が20%で、他機関と比べても高い水準

・平準化率の数値を上げるためには、年度を跨ぐ工事の割合を上げる必要がある

⇒債務負担、繰り越しの活用を推進する必要
⇒第一四半期発注工事の開始が6月に間に合うようにする必要

【工事】平準化率

◎全国統一的指標
中部ブロック発注者協議会

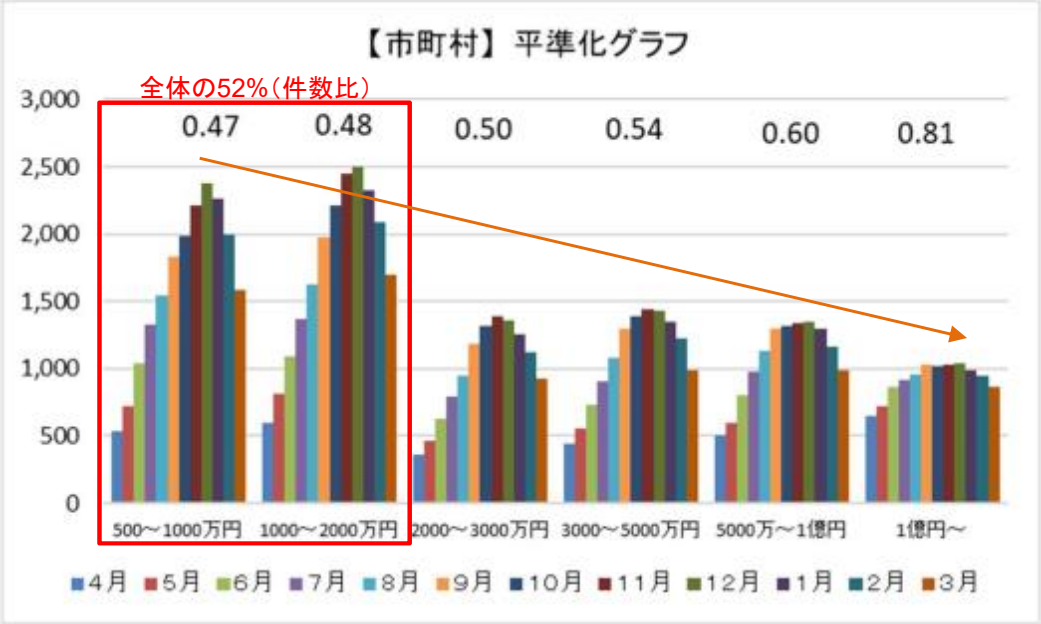

◇ 発注金額毎の平準化率（15,639件）

・市町村では、500～2000万円の工事が全体の52%を占める。　（8081件/15639件=0.52）

・市町村で発注件数が多い少額の工事（500～2000万円）では、平準化率が低い水準となっている。

※2000万円以下の工事では特に平準化率が低下

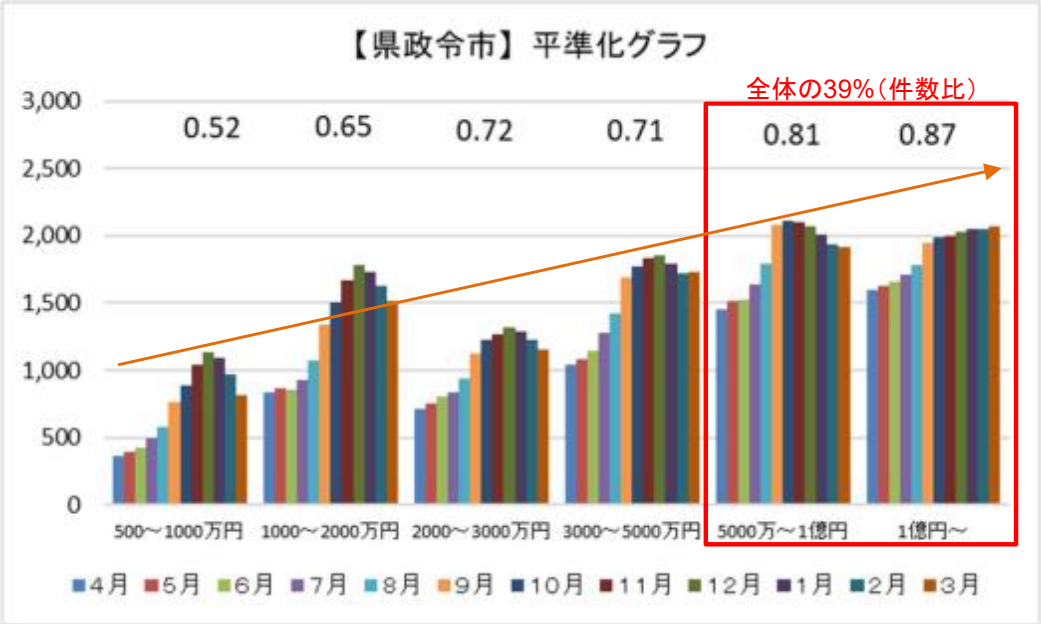

◇ 発注金額毎の平準化率（17,186件）

・県政令市では、5000万円以上の工事が全体の39%を占める。　（6633件/17186件=0.39）

・県政令市で発注件数が多い高額の工事（5000万円以上）では、平準化率が高い水準となっている。

※5000万円以上の工事では、平準化率クリア

【工事】平準化率

◎全国統一的指標
中部ブロック発注者協議会

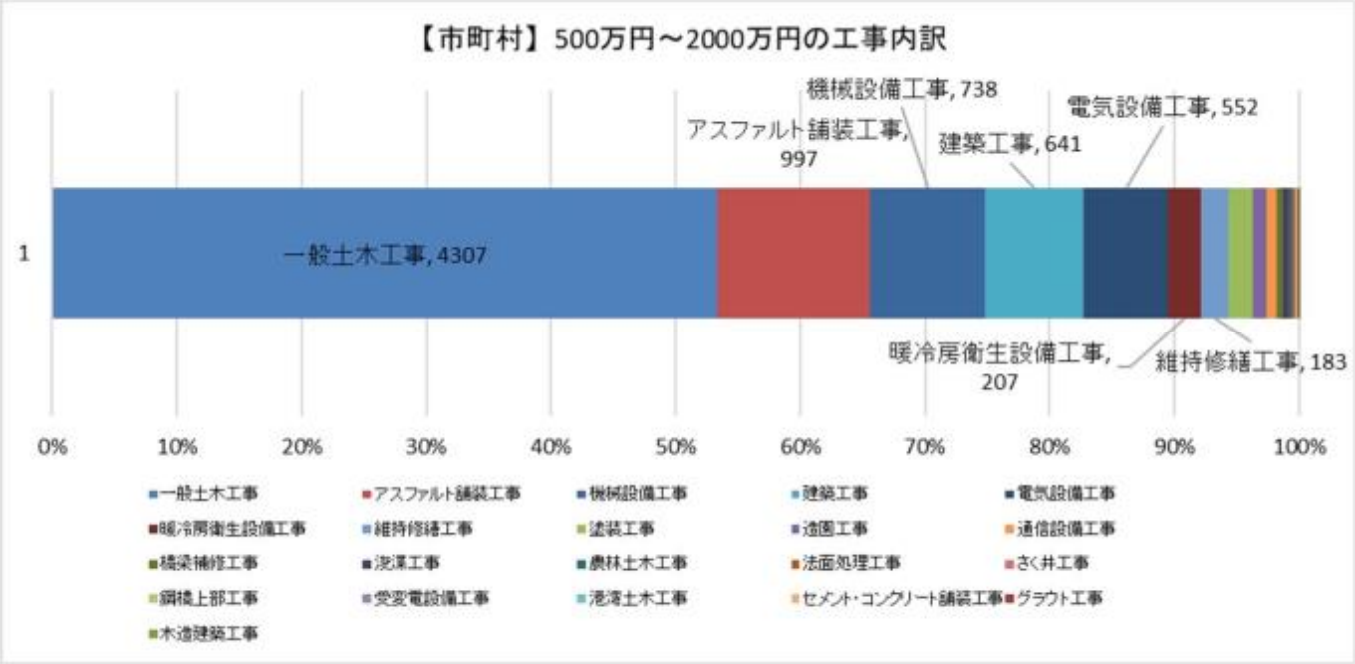

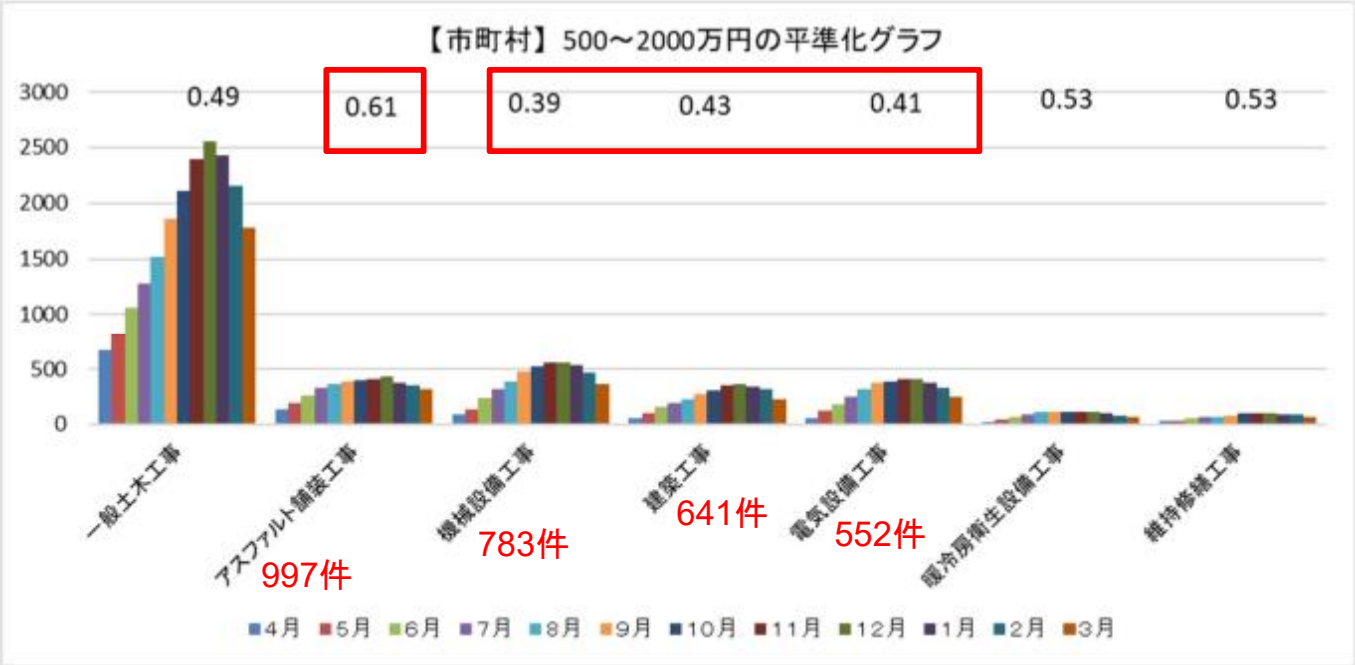

◇ 工事分野別
（コリンズデータの入札参加資格区分より）

・市町村発注工事のうち、件数が多い工事（500万円～1000万円、8081件）の内訳をみると、一般土木工事が半数以上を占める。

・業界からの平準化要望もある、アスファルト舗装工事は、発注件数の1割程度を占めており、債務負担の活用等により平準化率の向上が期待できる。 ⇒ 受注者からの要望あり

・機械設備工事、建築工事、電気設備工事は、発注件数に占める割合が高いが、平準化率が低い水準。
⇒これらの工事の第1四半期稼働件数を増やすことも平準化率の向上に有効と考えられる。

◇ 平準化推進の課題
（市町村からの聞き取り）

・入札参加資格区分「一般土木」「維持修繕」に含まれる工事は、要望対応の工事や、少額の対処法的な工事も含まれるため、前倒しができない
・平準化算出に含まれない、さらに少額（500万円以下）工事や、役務等の契約を年度当初に発注しているので、前倒しができない。
・不測の事態に対応するための予算を確保しておく必要があるため、第1四半期発注が困難。

⇒一般土木、維持工事の実施は難しい？

【工事】平準化率

◎全国統一的指標
中部ブロック発注者協議会

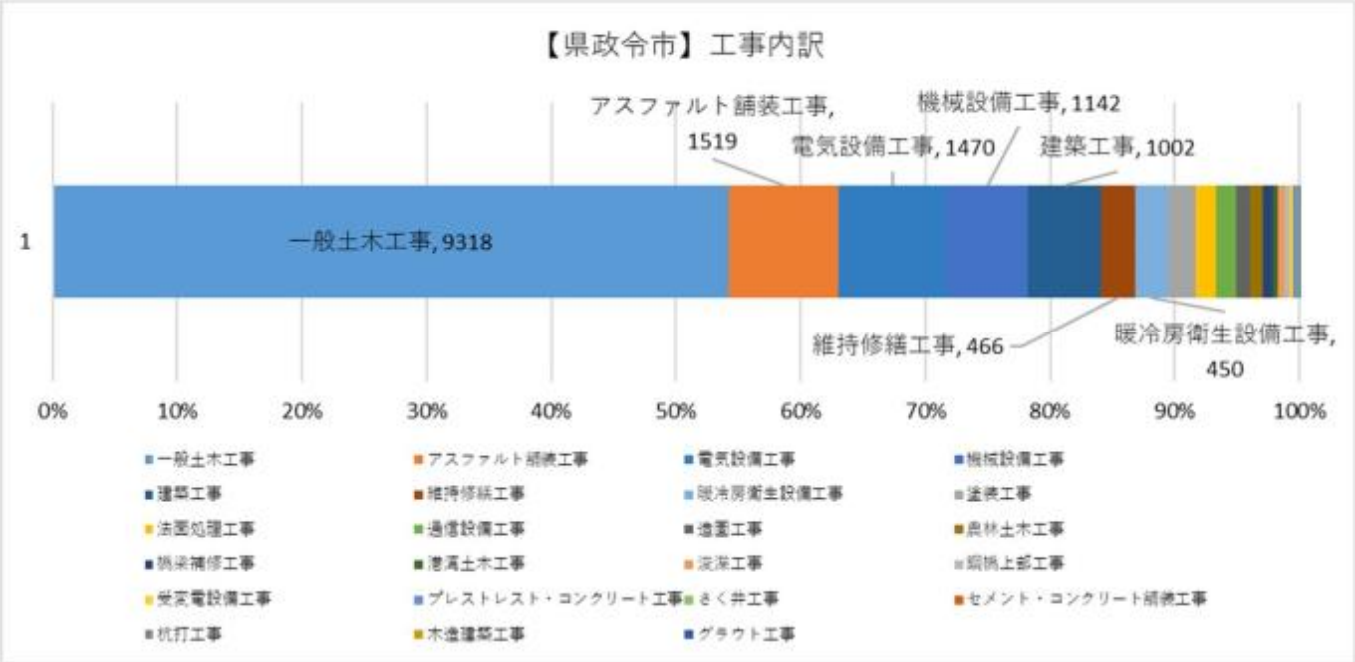

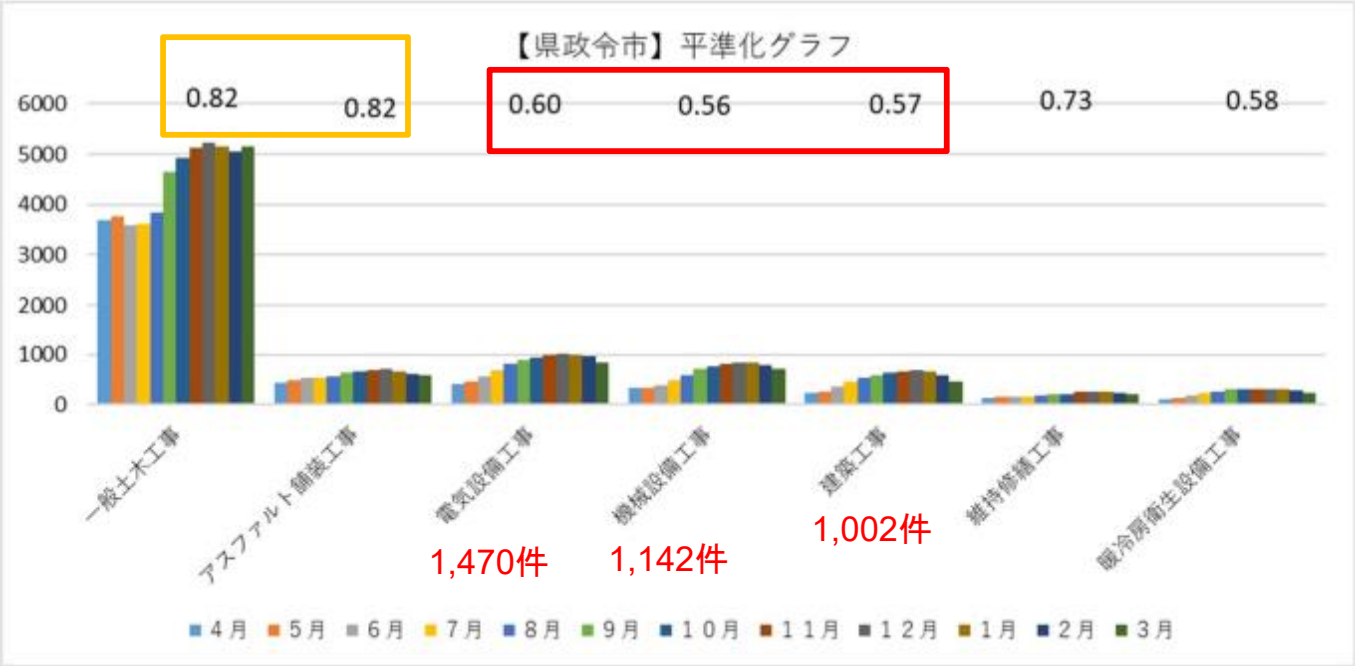

◇ 工事分野別
（コリンズデータの入札参加資格区分より）

・県政令市発注工事（17,186件）の内訳をみると、一般土木工事が半数以上を占める。
⇒平準化率は0.82と高い水準なので、ひき続き平準化の取り組みを維持していただきたい。

・業界からの平準化要望もある、アスファルト舗装工事は、発注件数の1割程度を占めている。
⇒平準化率は0.82と高い水準なので、ひき続き平準化の取り組みを維持していただきたい。

・電気設備工事、機械設備工事、建築工事は、発注件数に占める割合が高いが、平準化率が低い水準。
⇒これらの工事の第1四半期稼働件数を増やすことも平準化率の向上に有効と考えられる。

履行期限の平準化（業務）

◎全国統一的指標
中部ブロック発注者協議会

$$\text{第4四半期納期率（件数）} = \frac{\text{第4四半期（1～3月）に完了する業務件数}}{\text{年度の業務稼働件数}}$$

=0.40以下
（令和６年度目標）

・集計対象工事
測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は「一般財団法人日本建設情報総合センター」のテクリスに登録された業務（ 1件当たり100万円以上）
稼働件数は当該年度に稼働した業務（繰越、翌債等次年度にも渡る業務含）

・地域ブロック単位：地域ブロック管内の国（国土交通省以外含む）、都道府県、政令市発注の集計対象業務を足し合わせて算出
・県　域　単　位　：各都道府県管内の都道府県、政令市発注の集計対象業務を足し合わせて算出
※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる。

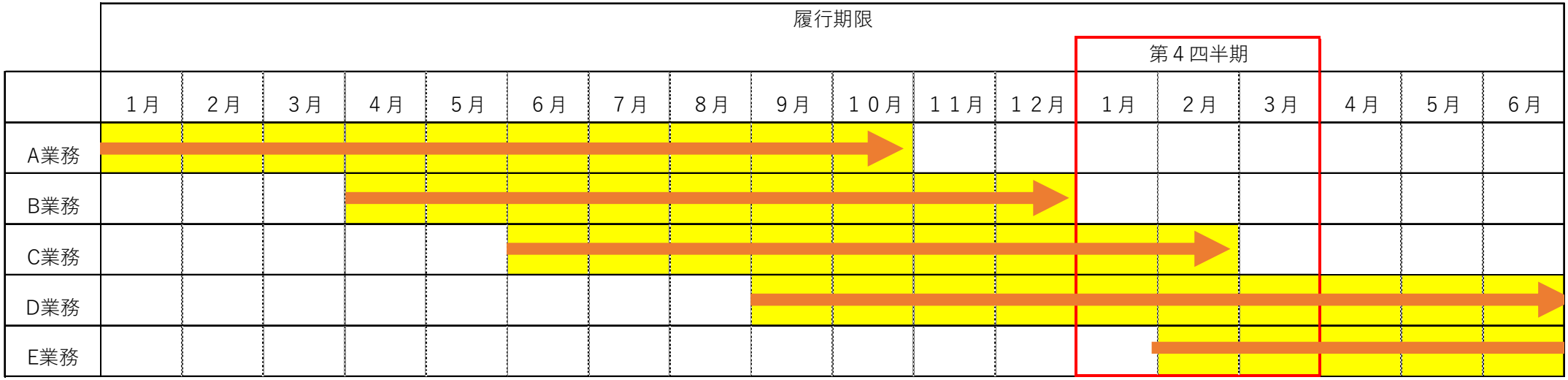

$$\text{第4四半期納期率（件数）} = \frac{\text{第4四半期（1～3月）に完了する業務件数}}{\text{年度の業務稼働件数}} = 1／5 = 0．2$$

【業務】平準化率

◎全国統一的指標
中部ブロック発注者協議会

◇ 業務の履行期限を分散し、効率的な人員配置を行い、経営環境の改善を図る取組。　【R4達成度】中部ブロック× 岐阜△ 静岡× 愛知× 三重◎

○ 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は下がっている（-0.03ポイント）が、目標達成していない。
○ 令和4年度の実績値は三重県が目標達成。各県とも市町村の平準化率が高い。

全国指標対象工事：国の機関（※）、県、政令市発注の工事
（※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）

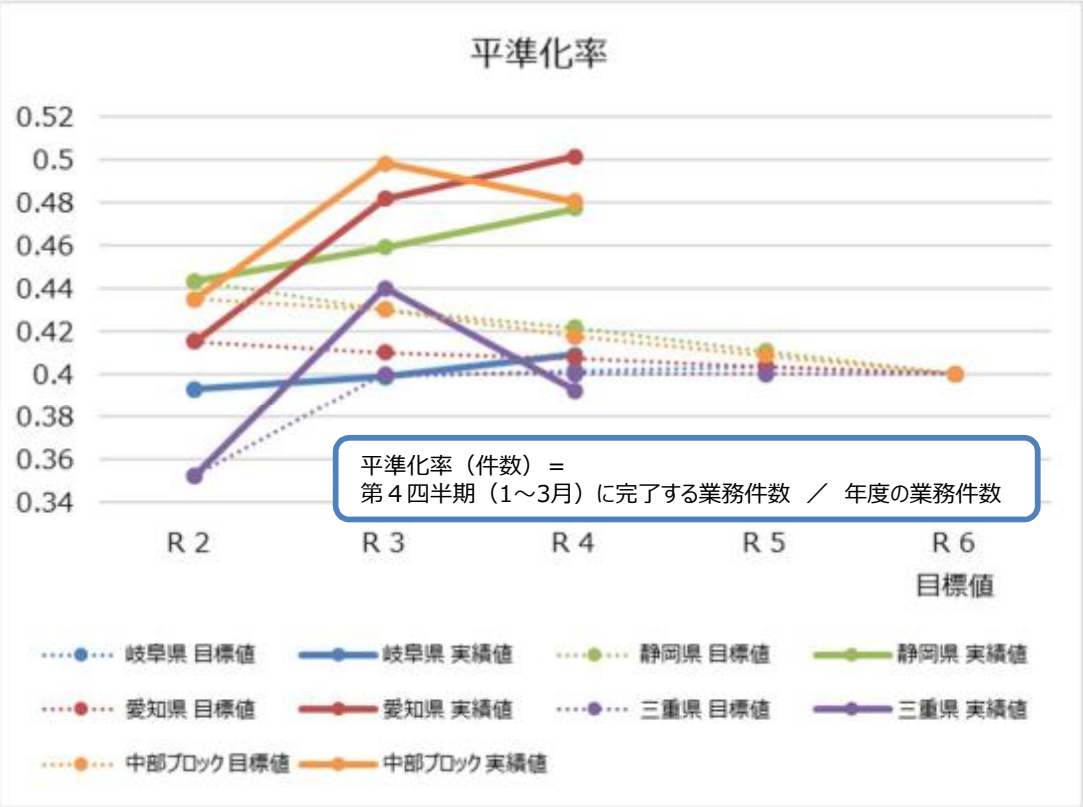

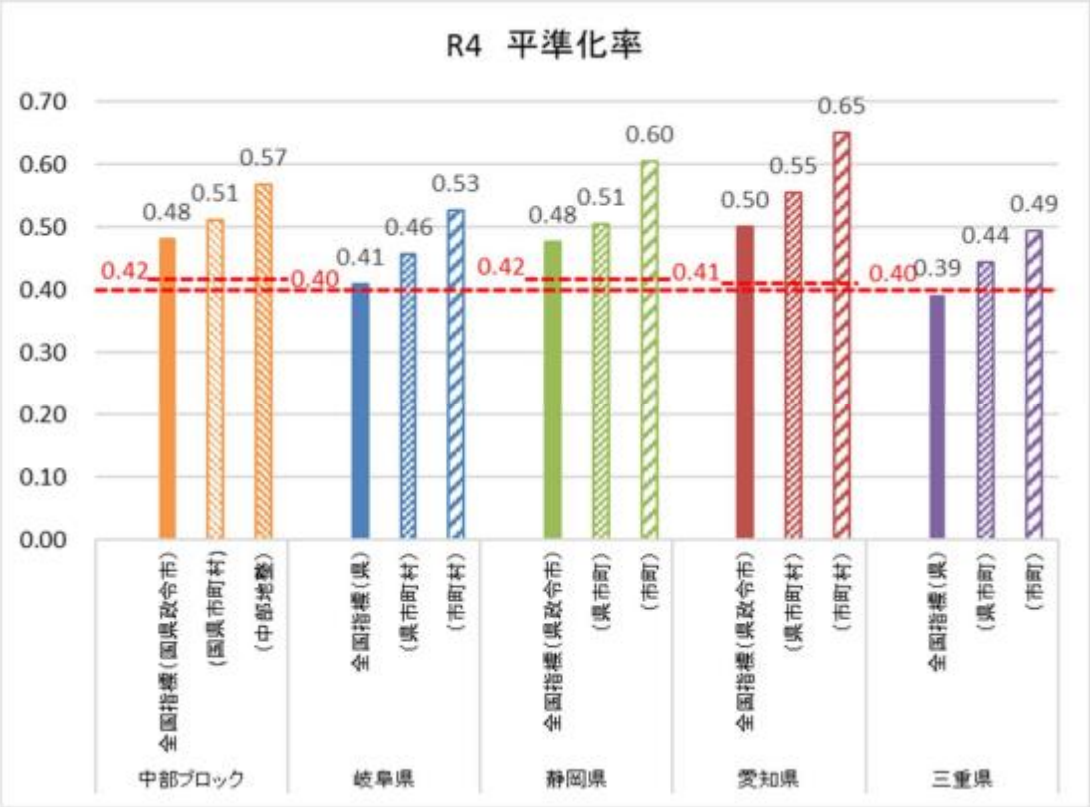

◇ 目標達成のメリット
・発注者の負担軽減
　年度末に履行期限を集中させず、分散させることで、発注担当職員の事務作業や、監督職員の検査の負担軽減が期待される
・受注者の経営環境の改善
　履行期限を分散させることにより、効率的な人員配置が可能となり、休日の確保等処遇の改善につながる

【業務】平準化率

◎全国統一的指標
中部ブロック発注者協議会

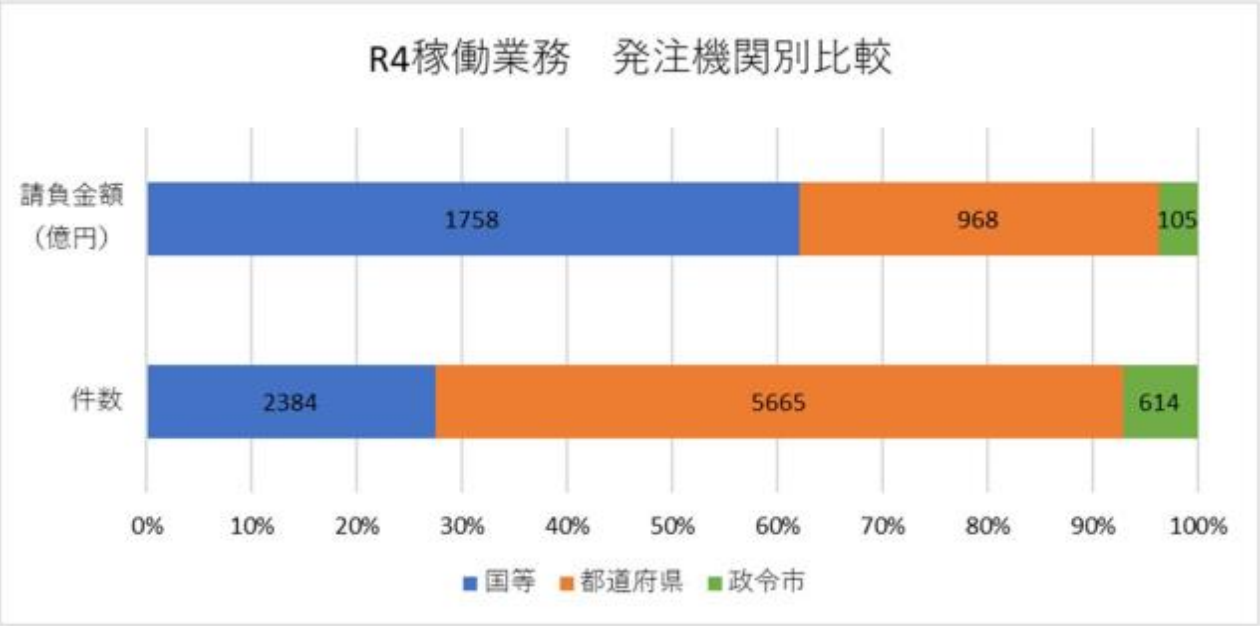

◇　発注機関別　件数・請負金額

・県政令市業務について、発注金額は全体の4割程度だが、発注件数は全体の7割以上となっている。

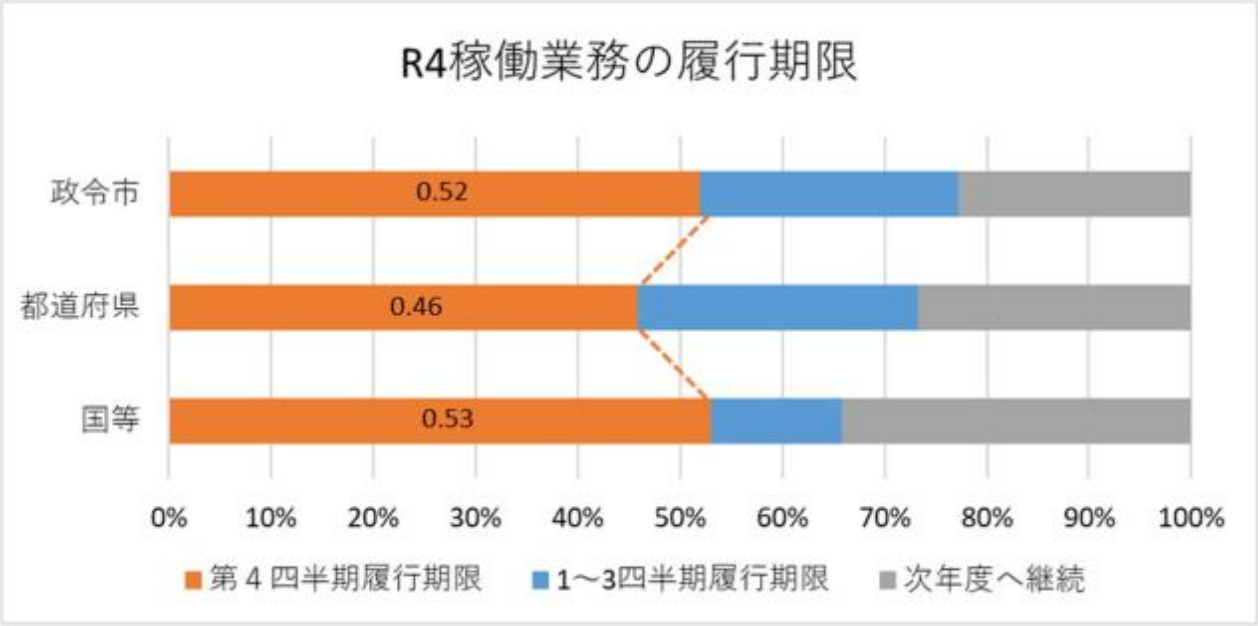

◇　R4稼働業務の履行期限

・国等・県・政令市ともに、第4四半期納品が半数程度（業務平準化率は0.5前後）

・次年度へ継続する業務の割合は、国等で3割以上あるが、政令市は2割未満となっている。

【業務】平準化率

◎全国統一的指標
中部ブロック発注者協議会

◇　発注金額別

・平準化率は大きな差が無い。

◇　業務内容別
・設計業務で平準化率0.8と高い値で、改善の余地あり。
　ただし、発注件数の大半を占めているのは　調査設計業務であるので、平準化率の値を下げるためには、調査設計業務の計画的な発注が必要。　⇒業務内容を整理、積算で工期を設定、関係業務との関係を整理した時点で、年度を超えそうなら繰り越し手続きを行って発注。

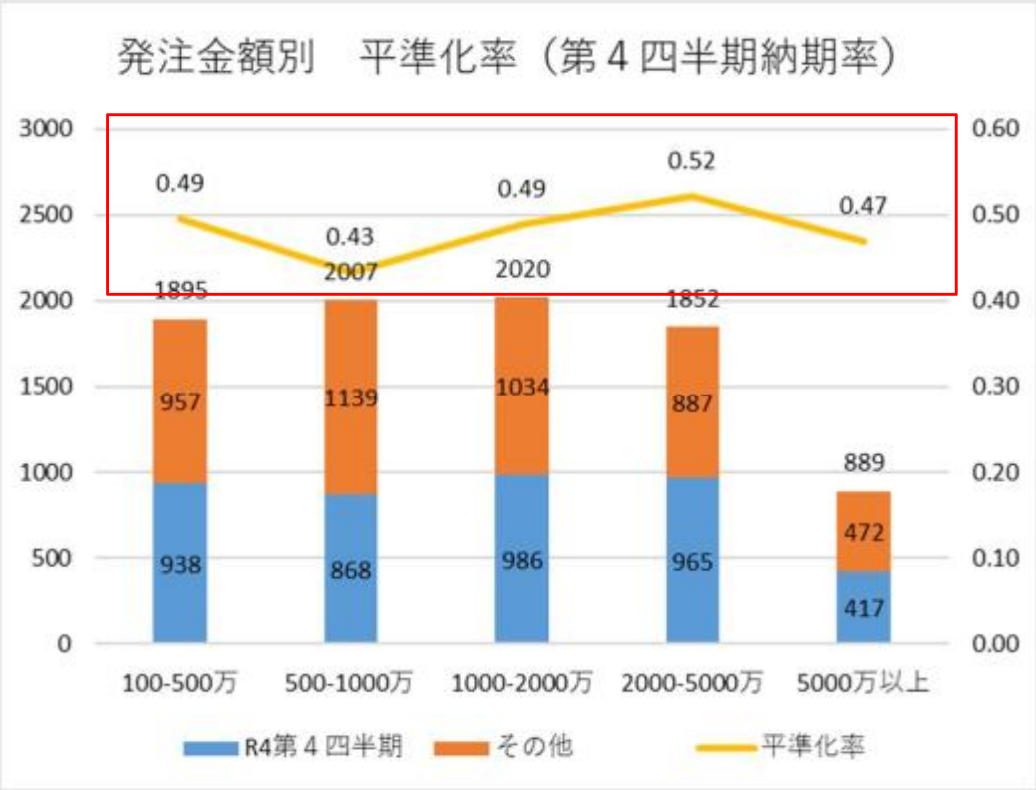

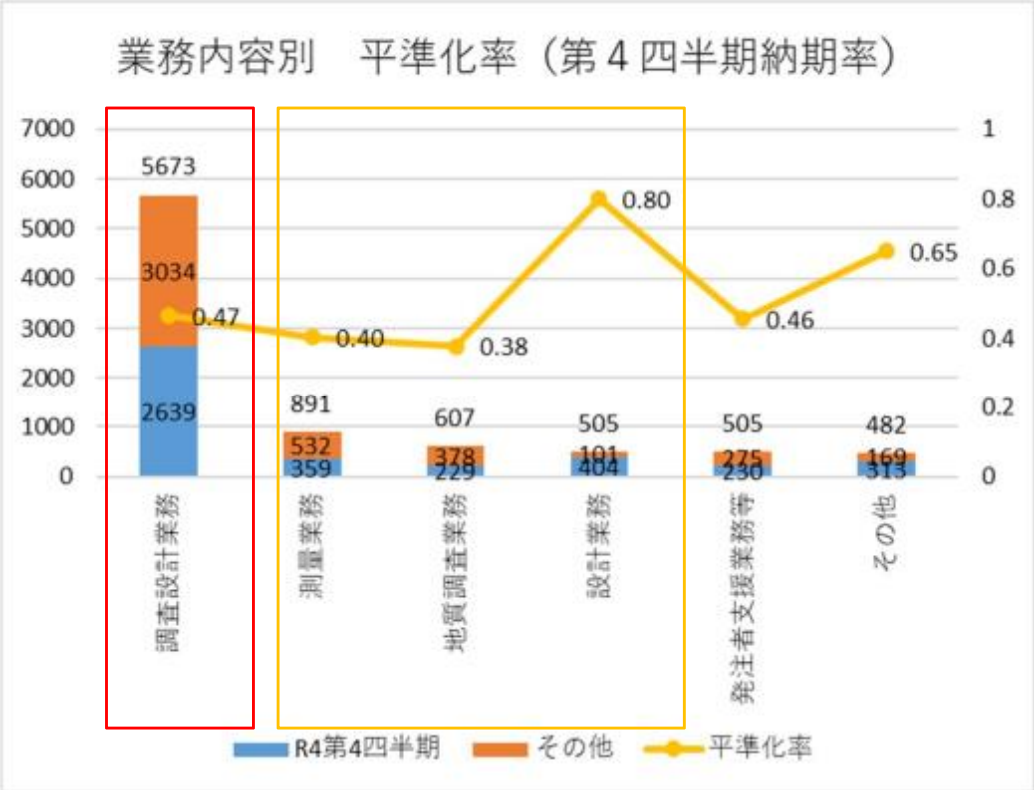

◆上越市の取り組み事例

・R2から、財政部局を含めた、関係課との調整会議を繰り返し実施
　※調整会議の中で、　毎年ある「舗装工事」の発注で、債務負担行為を設定していくことを合意
・議会に対しては、主に建設業の実情を繰り返し説明し、平準化への理解を得た

◆柏崎市の取り組み事例

・早期に財政部局と協議
・債務負担行為の設定に向けたスケジュールの確立、共有
・財政部局、議会に対しては、「業団体からの要望」「品確法に基づく平準化」「建設業の環境」を丁寧に説明

◆九州地方整備局の取り組み事例

・9月議会での繰越設定について、各県政令市へ実施可能かの調査実施
　※他の自治体の事例を参考に、繰越の必要性が生じた時点、9月、12月議会で設定する自治体が増加

◆山口県の取り組み事例

・財政部局への説明
　・県が発注する建設工事は上半期の稼働が少なく下半期に集中しており、平準化が図られていない
　・品確法の基本方針において平準化に努めることとされていることや、総務省・国交省からより一層平準化に取り組むよう要請あり
　・H29.3の国の働き方改革実現計画により建設業の働き方改革の必要性が特記され、平準化を推進することとされている
　・業界団体（山口県建設業協会）からも平準化の要請が強いこと
　・ゼロ県債導入による効果の説明
　　建設業者の働き方改革の推進や事務の効率化、事業の前倒しによる早期効果発現等
　・各県（全国・中国地整内）におけるゼロ県債の導入状況の説明
　・週休2日や余裕期間制度の導入など、適正な工期設定をするためにはこれまで年度内に完了していた工事が年度内での完了が難しくなった工事が出てきたこと
・議会への説明
　・債務負担行為を設定する際、知事が議案説明の中で「公共工事における端境期対策等のため、債務負担行為を設定する」旨を説明をしている

◆中部地方管内の取り組み事例

・平準化に対する研究会、マネジメント会議の設置
・対象部局の拡大
・
・
・

◆市議会議長会等を通じた働きかけ

講演

日　　時：令和3年11月11日（木）　13:00～　（第172回建設運輸委員会）
講　演　者：国土交通省　不動産・建設経済局建設業課長　鎌原 宜文
講　　題：『地域の安全・安心を支える建設産業の持続的な発展に向けて
～入札契約制度の更なる改善に向けた取組について～』

概要

○背景・目的

入札契約制度の適正化に向けた取組は、各地方公共団体における取組に加えて議会の理解も不可欠

（例：施工時期の平準化に資する債務負担行為の設定や速やかな繰越手続は、議会の承認が必要であり特に関わりが深い）

→地域の安全・安心を支える建設産業の役割・課題や入札契約適正化に向けた取組の重要性等について、全国市議会議長会を通じて市議会議長に直接働きかけを実施

→"施工時期の平準化"や"ダンピング受注の防止"など、各地方公共団体における取組を一層推進

○講演内容

1. 地域の安全・安心を支える建設産業の役割・課題
2. 建設産業の現状
3. 入札契約適正化に向けた主な取組
   - 3－1. 新3Kを実現するための直轄工事における取組
   - 3－2. 工期の適正化
   - 3－3. 施工時期の平準化
   - 3－4. 災害時における入札契約方式
   - 3－5. 技能労働者の賃金水準の引上げ
   - 3－6. ダンピング受注の防止・対策強化
   - 3－7. 市区町村における入札契約改善に向けた取組

→令和3年12月には、全国町村議会議長会会員専用HPに本講演資料を掲載し、町村議会の議長にも働きかけ

【平準化】②債務活用

◆ 施工時期の平準化に資する年度をまたぐ適正な工期確保のための国庫債務負担行為を踏まえた債務負担行為の適切な設定等について（通知）
（R03.04.21_総務省・国土交通省⇒都道府県（⇒市町村））

- □ 施工時期の平準化の推進には、「柔軟な工期設定」や「速やかな繰越」とともに、「債務負担行為の適切な設定」が重要。
- □ 工期が1年未満の工事をはじめ、「債務負担行為の適切な設定」について積極的な取り組みが必要

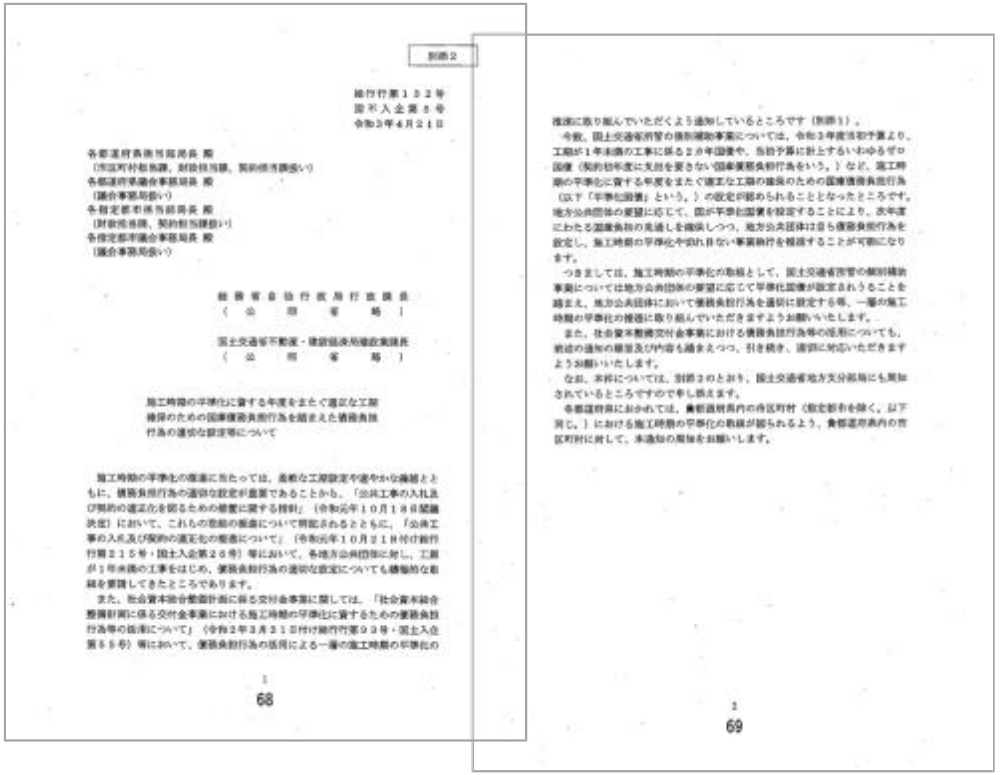

施工時期の平準化に資する年度をまたぐ適正な工期確保のための国庫債務負担行為を踏まえた債務負担行為の適切な設定等について

68

69

R03.04.21_総務省・国土交通省⇒都道府県（⇒市町村））

令和3年度当初予算より

- ◆ 個別補助事業にも平準化目的の債務負担行為が活用可能
- ◆ 個別補助事業でも年度末工期の回避や早期発注に取り組むことが可能
- ◆ 工事だけでなく、測量、設計などの業務でも活用可能

◆ インフラ老朽化対策などで配分が増加傾向にある個別補助事業で平準化国債を活用することにより、自治体のさらなる施工時期の平準化を促進

◆施工時期の平準化に資する年度をまたぐ適正な工期確保のための国庫債務負担行為（平準化国債）の活用

※下水道事業についても活用可能　7月頃に下水道事業課から地整の建政部を介して自治体へ執行予定調書が展開、そのタイミングで要求

○ **国土交通省所管の個別補助事業について**、以下のような**平準化に資する年度をまたぐ適正な工期確保のための国庫債務負担行為の設定が可能**※

① 適正な工期を確保するとともに年度末における工事量の集中を回避する観点から、工期が１年以上の公共工事のみならず工期が１年に満たない工事についても２ヵ年国債を設定すること

② 年度末や年度当初からの施工を確保する観点等から、契約初年度に支出を要さない国庫債務負担行為（いわゆる「ゼロ国債」）を設定すること

➡ 地方公共団体においては、**平準化国債により次年度にわたる国庫負担の見通し**を確保しつつ、自ら債務負担行為を設定し、**施工時期の平準化や切れ目ない事業執行を推進することが可能**　※測量、設計等の業務についても可能

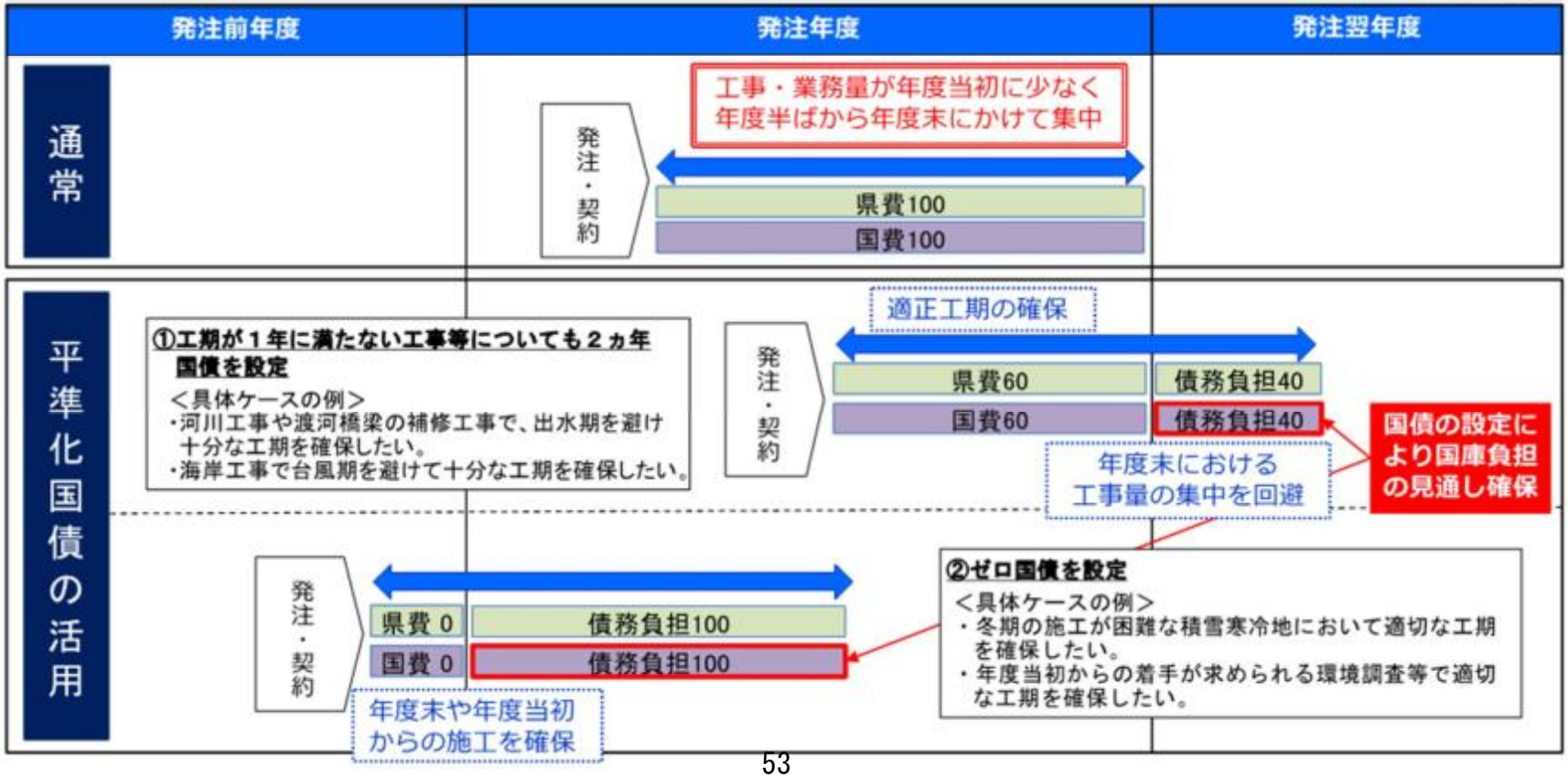

【平準化】②債務活用

◆ 社会資本総合整備計画に係る交付金事業における施工時期の平準化に資するための債務負担行為等の活用について（通知）
（R02.03.31_総務省・国土交通省⇒都道府県（⇒市町村））

□ 施工時期の平準化推進には、「柔軟な工期設定」や「速やかな繰越」とともに、「債務負担行為 の適切な設定」が重要。
□ 交付金事業について、債務負担行為の活用による一層の施工時期の平準化の推進が必要

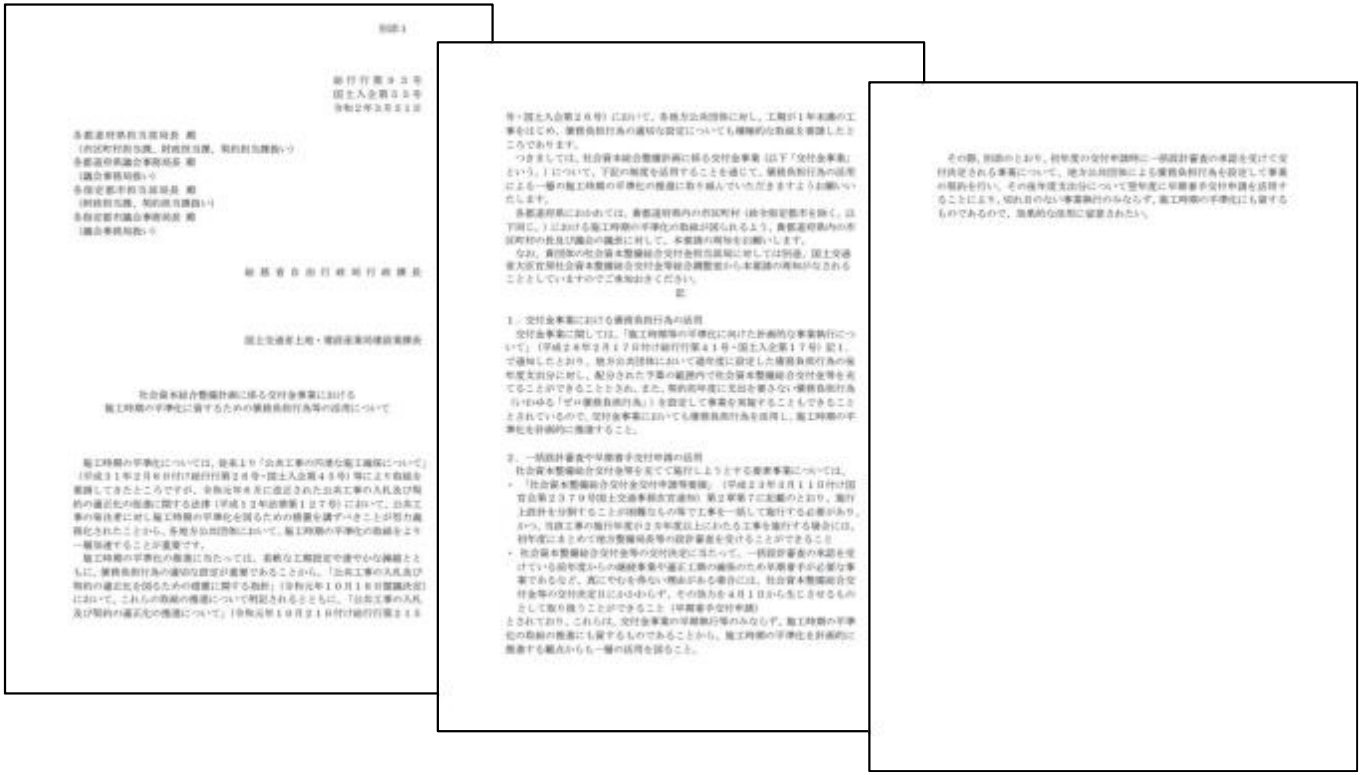

◆ 地方公共団体において過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることが可能。

◆ ゼロ債務負担行為でも可能。

◆ 一括設計審査や、早期着手交付申請の活用も可能

R02.03.31_総務省・国土交通省⇒都道府県（⇒市町村））

◆社会資本総合交付金事業における債務負担行為の活用

○ 事業の平準化を図る観点から、国土交通大臣に提出された社会資本総合整備計画に係る交付金事業において、地方公共団体が債務負担行為を設定し事業を実施することも可能。
（過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができる。）

【債務負担行為の活用の例】

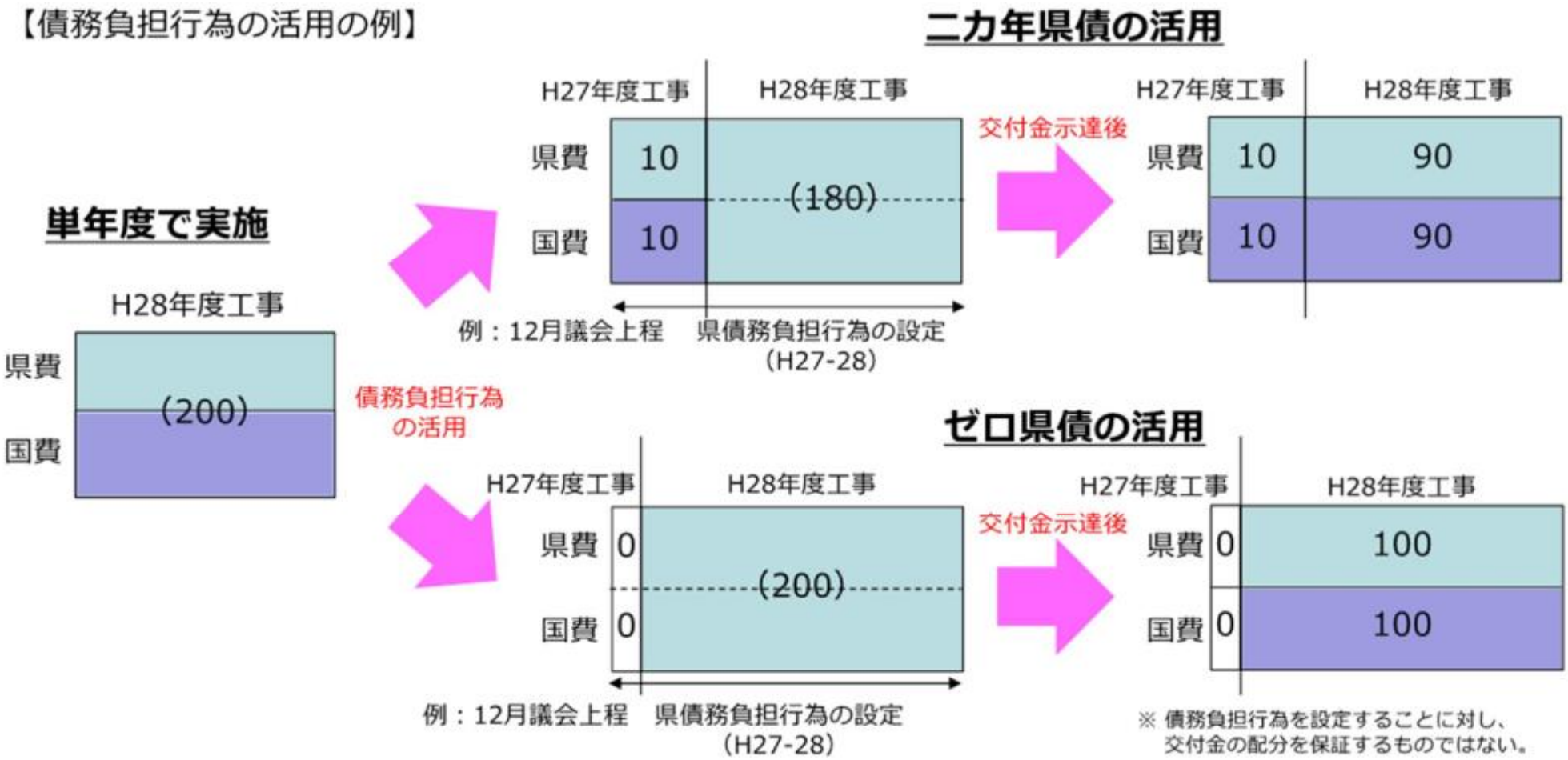

◆新潟県の取り組み事例

・債務負担行為の設定・活用が常態化（交付金事業、国庫補助事業でも実施）
・土木部局の事業で、工程上、年度を跨ぐ必要があるもの（工程上、12ヶ月を超えるもの 等）

◆山口県の取り組み事例

・ゼロ県債 対象事業
　・事業の種類や工種に特に制限はしていない。（交付金事業、国庫補助事業でも実施）
　　※年度当初から工事着手可能な箇所（用地ストックがある箇所等）や完成・供用開始が前倒しできる箇所、梅雨時期までに施工が必要となる箇所等

・工期が12カ月未満の工事における債務設定 対象事業
　・週休2日や余裕期間制度の導入など、適正な工期設定をするためには、これまで年度内に完了していた工事が年度内での完了が難しくなった工事
　・年度当初において、発注計画に基づき、想定される着手可能時期から年度末までの間、必要な工期が確保できない工事
　　※非出水期工事、漁期などの制約がある工事、地権者などに制約のある工事など

◆中部地整管内での取り組み事例

・債務の設定
　愛知県：645件（252億円）　岐阜県：482件（30億円）　三重県：416件　静岡県：795件 名古屋市：473件　静岡市：119件
　浜松市：180件
・繰越の設定
　愛知県：1356件　岐阜県：2,153件　三重県：40件　静岡県：809件 名古屋市:159件　浜松市198件

【平準化】③スケジュールの工夫

◆北海道開発局の取り組み事例

・冬期の降雪の影響もあることから、できるだけ夏場のいい時期に施工を行い品質の確保
・建設業の働き方改革にあたり適切な工期設定・履行期間の確保及び週休２日の取り組み推進
　→早期に工事発注（第１四半期）を行っており、第１四半期の稼働につながっている

◆柏崎市の取り組み事例

・発注する各部署が月ごとの発注計画を作成し、第2四半期までに全体の80%の発注目標を設定
・基本的に工期を1月末とする取り組みを実施

◆中部地整管内での取り組み事例

・発注見通しの早期公表
・指名競争入札の適用範囲の拡大をおこない早期発注を促進
・議会審議のタイミングを早める　2月議会⇒12月議会⇒9月議会

◆平準化グラフ作成ツールの活用

○今後予定される工事の平準化の取組を検討するため、予算執行計画書の作成に合わせ「平準化グラフ作成ツール」を活用。
○平準化グラフ作成ツールにより、平準化の現状を把握し、債務負担行為の活用等を含めた発注計画の立案や、予算要求に役立てる。
○　　町ではこのツールを活用して、令和２年３月補正予算において初めてゼロ債務負担行為を設定した。

予算執行計画書（エクセルデータ）

※予算執行計画書に記載される各工事ごとに工期と契約金額をもとにして、毎月の工事の稼働件数や、稼働金額（月平均）をエクセルデータ化

平準化を意識した発注計画立案や現状把握に有効

予算執行計画書から平準化率の計算や、平準化グラフの作成が可能（発注規模に合わせて500万円以上、130万円以上の２パターンに対応）

平準化グラフ作成ツール

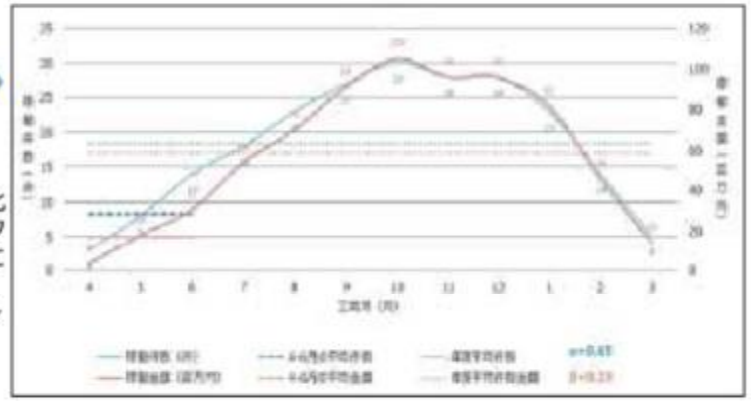

αとは、工事稼働件数の平準化率を表したもの
βとは、工事稼働金額の平準化率を表したもの

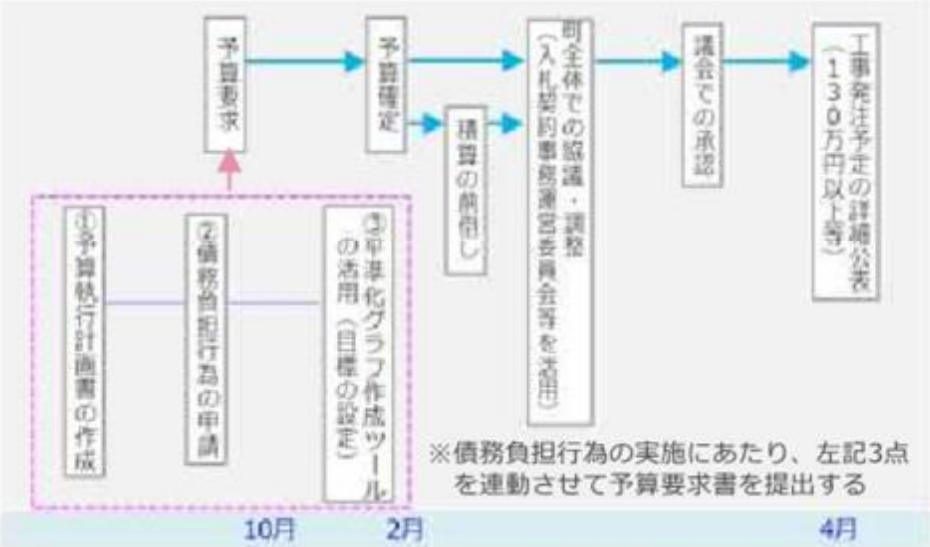

※債務負担行為の実施にあたり、左記3点を連動させて予算要求書を提出する

○平準化の現状・見込みを可視化することで、財政当局や議会の理解が得られやすい。

○平準化グラフ作成ツールの活用により、各課の発注を管理する意識が高まった。

◆三重県の取り組み事例

- **第三次三重県建設産業活性化プランの目標項目として平準化率を設定し取組を推進。**
- **発注工事の進捗管理表から自動算出する平準化率簡易算定ツールにより、平準化率をマネジメント。**

○進捗管理表

令和4年度　試行工事　進捗管理表【令和4年12月31日時点】

↓発注予定　↓契約状況　各種試行工事の取組状況

事務所	区分	工事名	状況	番号	発注時期	予定価格	契約日	工期	契約額
松阪	小計		73						
松阪	↑予定件数								
松阪	小計		61	うち完了:5					
松阪	↑契約件数		84%						
松阪		下行以降に追加願います。							
松阪	道1	一般県道蓮峡線(七日市工区)道路改良(橋梁上部工)工事	完了	303-08847	前	38,397,700	2022/4/25	2023/1/4	40,816,600
松阪	道1	一般国道368号(仁柿峠バイパス)道路改良工事(その3)	契約	303-05328	前	96,923,200	2022/4/4	2023/1/18	103,885,100
松阪	道1	一般国道166号(栃谷)災害防除施設工事	契約	303-07819	7	149,487,800	2022/6/27	2023/3/3	138,380,000
松阪	道1	一般県道松阪環状線道路改良(近鉄高架橋)工事	契約	304-04424	11	119,824,100	2022/12/19	2023/10/24	112,200,000
松阪	道2	一般県道飯南三瀬谷停車場線災害防除施設工事	契約	304-03280	9	137,410,900	2022/9/20	2023/5/17	127,787,000
松阪	道1	一般国道422号(宮本)災害防除施設工事	完了	303-08080	8	22,513,700	2022/8/1	2023/1/4	20,908,800
松阪	道1	主要地方道松阪一志線(嬉野工区)道路交通安全対策工事(あんしん路肩)	契約	303-08137	9	34,799,600	2022/9/12	2023/3/10	32,340,000
松阪	道1	主要地方道松阪一志線(阿坂工区)道路交通安全対策工事(あんしん路肩)	契約	303-08212	9	35,357,300	2022/9/12	2023/3/10	32,725,000
松阪	工維	一般国道166号ほか1線(毛原橋ほか1橋)橋梁補強工事	契約	304-03483	9	110,051,700	2022/9/28	2024/2/9	101,442,000
松阪	道1	主要地方道嬉野美杉線(合ケ野)道路改良工事	予定		1	80,000,000			
松阪	道1	主要地方道合ヶ野松阪線道路改良工事(1号待避所)	契約	303-07931	8	43,756,900	2022/7/19	2023/3/1	42,680,000
松阪	道1	一般県道大淀東黒部松阪線(新松名瀬橋)耐震補強工事	契約	304-03428	9	73,750,600	2022/9/30	2023/6/26	69,300,000
松阪	道1	一般県道蓮峡線(七日市・森工区)道路改良工事	予定		2	82,000,000			

公告予定(発注計画)及び契約状況(工期・金額等)を進捗管理

◆三重県の取り組み事例

○平準化率簡易算定ルール

各部局、発注事務所、担当課の各単位で平準化率の確認が可能。

平準化率簡易算定ツール

年度	R4	部局	県土	事務所名	県土全体	課名	全体	Ver.202102	資料3

○平準化率（簡易算定式）

年度	R4 年度見込み											
四半期	第1			第2			第3			第4		
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
稼働件数（件）	431	413	386	375	404	545	569	598	622	618	580	543
4～6月平均稼働件数	410			441			596			580		
年度平均稼働件数	507											
稼働金額（百万円）	3,753	3,672	3,522	3,495	3,715	5,030	5,143	5,260	5,449	5,442	5,362	5,226
4～6月平均稼働金額	3,649			4,080			5,284			5,343		
年度平均稼働金額	4,589											
α：稼働件数		0.81		0.87			1.18			1.14		
β：稼働金額		0.80		0.89			1.15			1.16		

チェックポイント

1. 第1四半期の稼働金額βの値（行動計画目標数値0．80）
2. 年間を通して稼働金額（件数）の波を穏やかに。（各四半期が0.80から1.20以内）
3. 年間総稼働金額の対前年度比
4. 年度契約額の対前年度比
5. 契約進捗率

【参考1】年間総稼働状況と年度契約状況の見込み

稼働金額	R3				R4				R5				前年比
年間総稼働金額（百万円）	54,276				55,069				23,894				101%
契約年	H30	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R5	
稼働金額	0	4,696	18,176	31,404	3,246	1,176	21,587	29,060	456	2,653	20,785		
年度契約額	53,597				52,121								97%

稼働件数	R3				R4				R5				前年比
年間総稼働件数（件）	1,150				1,087				425				95%
契約年	H30	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R5	
稼働件数	0	13	392	745	2	9	407	669	3	16	406		
年度契約件数	745				669								90%

【参考2】契約の進捗管理　（工事請負費）　（金額：百万円）

		R4 契約												進捗
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
契約件数	予定	9	8	23	44	62	131	101	65	57	47	47	74	668	75%
	実績	11	5	27	48	67	171	51	64	53	1	0	0	498	
請負金額（百万円）	予定	920	413	1,780	3,483	5,457	9,138	6,969	3,335	4,822	3,113	6,410	6,262	52,121	64%
	実績	773	432	1,894	3,518	4,358	13,356	2,135	3,085	3,862	45	0	0	33,459	

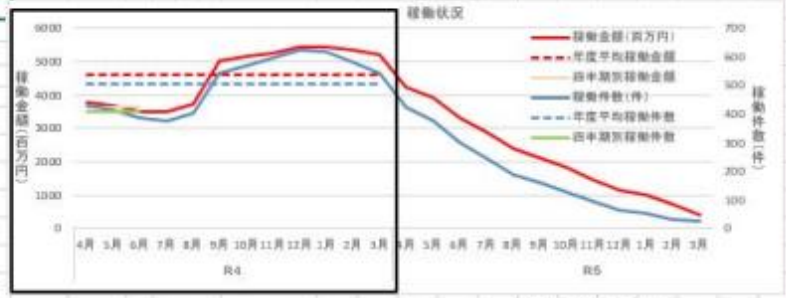

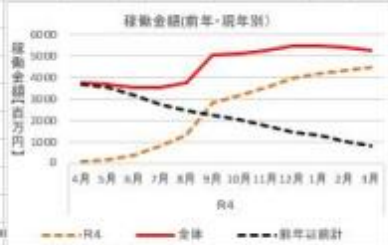

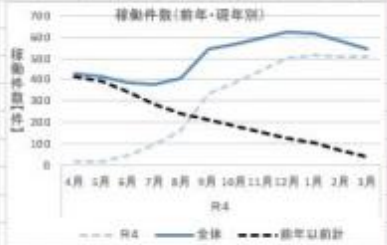

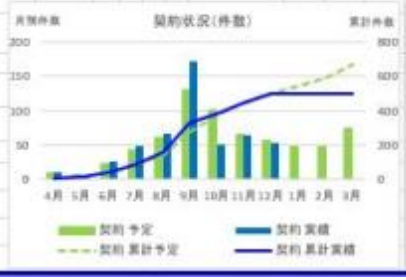

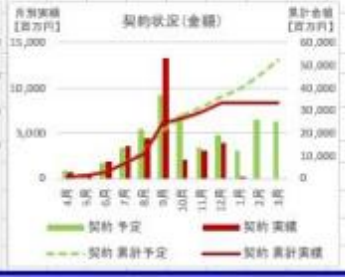

【平準化】③スケジュールの工夫（工事）

○地整発注工事（事務所発注）の平準化パターン　※通常発注、受託工事で、県の議会承認が必要な繰越工事発注、債務工事　のスケジュールの例

	1年度目（発注調整年次）																							2年度目（施工年次）																
	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月	
①通常発注 単費																			調整、積算開始					調整	公告				契約	工期											
②平準化　早期（12月～） 工期：12か月以下	調整、概算積算開始				☆						★	公告				契約	工期																								
②平準化　遅期（4月～） 工期：12か月以下							調整、概算積算開始				☆						★	調整	公告				契約	工期																	
③0国(0年度の概算要求でセット) 工期：12か月以下（4月～）																		調整	公告				契約		工期																
④2国(0年度の概算要求でセット) 工期：縛りなし											公告				契約	工期																									
⑤繰越 現場不一致等 工期延期	公告				契約	工期					☆）				☆））		★）				★））		変更積算・繰越対応																		
非出水期を考慮した工事の例②（④）	調整、概算積算開始				☆						★	公告				契約	工期																								
豪雪時期を考慮した工事の例② ③							調整、概算積算開始				☆						★	調整	公告				契約		工期																	
夏休み（中・高校等）を考慮した工事の例 準備少ない①																			調整、積算開始					調整	公告				契約	工期											
夏休み（中・高校等）を考慮した工事の例 準備多い②（③）							調整、概算積算開始				☆						★	調整	公告				契約	工期																	
舗装工事の例②（③）							調整、概算積算開始				☆						★	調整	公告				契約	工期																	

※③④平準化国債を活用する場合は、0年度（工事発注一年前）の概算要求時に、国債および受託枠をセットする。
※契約期間（公告～契約：　2.5か月で設定 200百万円程度の工事規模を想定）
※議会調整：　調整～議会（約3か月で設定（☆～★））

	1年度目																							2年度目																
	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月	
年間の維持修繕工事の例　12か月④												公告					契約	工期																								
12か月④			国債枠セット																																	公告					契約	工期

☆ 年度当初から施工を開始するには、前年度にほとんどの作業を ”完了” しておく必要があります。

- 履行期限は発注時期①～⑥の区分毎に最大限設定できる『履行期限』は以下のとおり
- ただし「設定不可」としている期間に、『履行期限（工期末）』を設けてはならない。

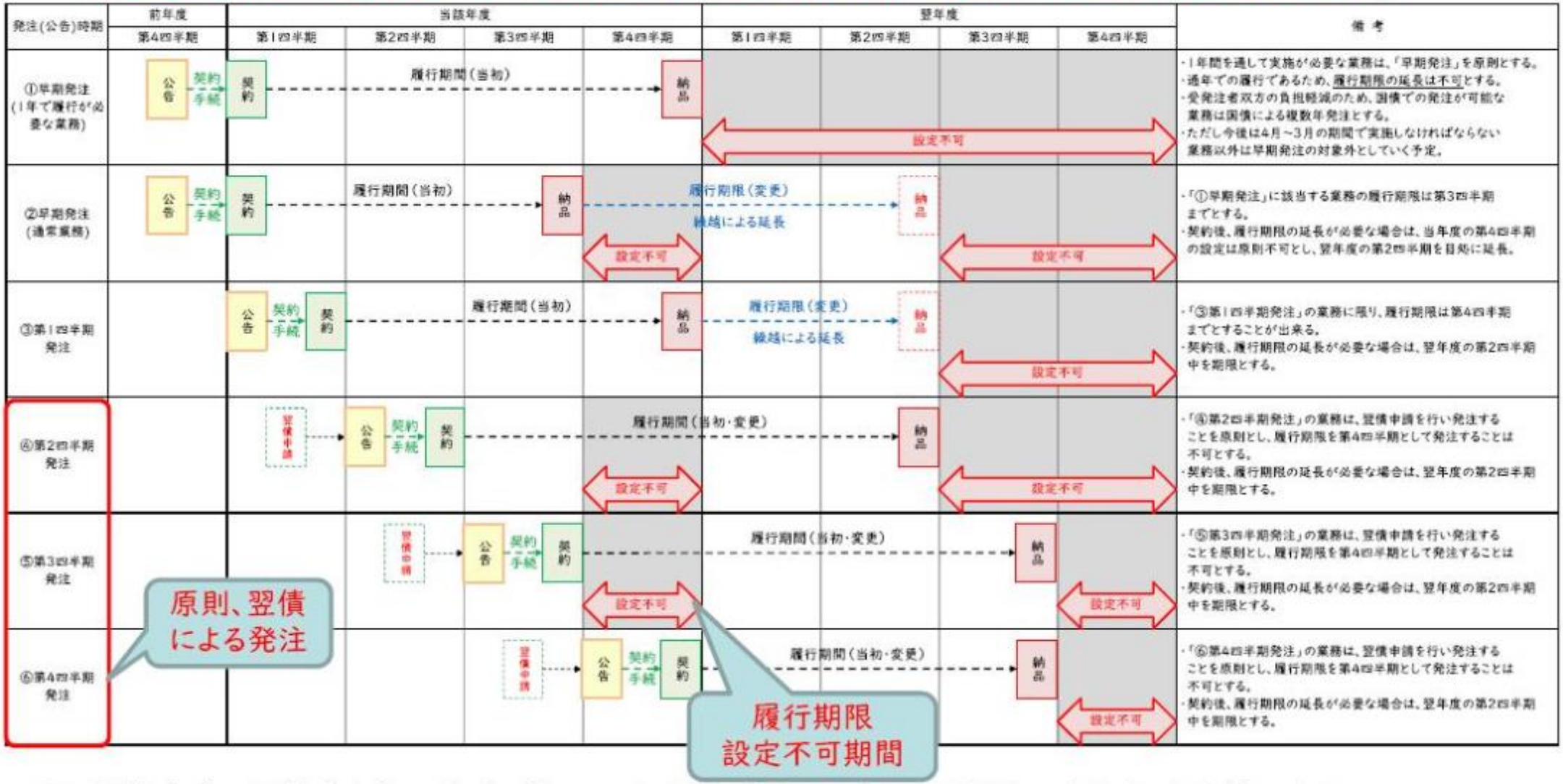

※ 国債（ゼロ国債含む）の発注であっても、履行期限設定不可期間の考え方は同様とする。

※ 災害対応等で、上記によらない履行期限を設定しなければならない場合は、当初発注時は発注前、変更契約時は、手続開始前に本局事業担当課及び技術管理課の了承を得なければならない。

◆発注関係事務を支援する「公共工事発注者支援機関」

発注者の業務負担増、人員不足に対応し、発注関係事務を適正に実施するための支援（積算、監督・検査、工事成績評定、技術提案の審査）を行う。

公共工事発注者支援機関（10機関）

○認定機関［土木］

（公財）岐阜県建設研究センター
（公財）愛知県都市整備協会
（公財）三重県建設技術センター
（一社）中部地域づくり協会
（一社）ふじのくにづくり支援センター

○認定機関［建築］

（公財）岐阜県建設研究センター
（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター
愛知県住宅供給公社
（公財）三重県建設技術センター
（一社）中部地域づくり協会

活用

- 地方公共団体
- 地方公共団体
- 地方公共団体

■発注者支援業務の活用例（土木工事の発注）

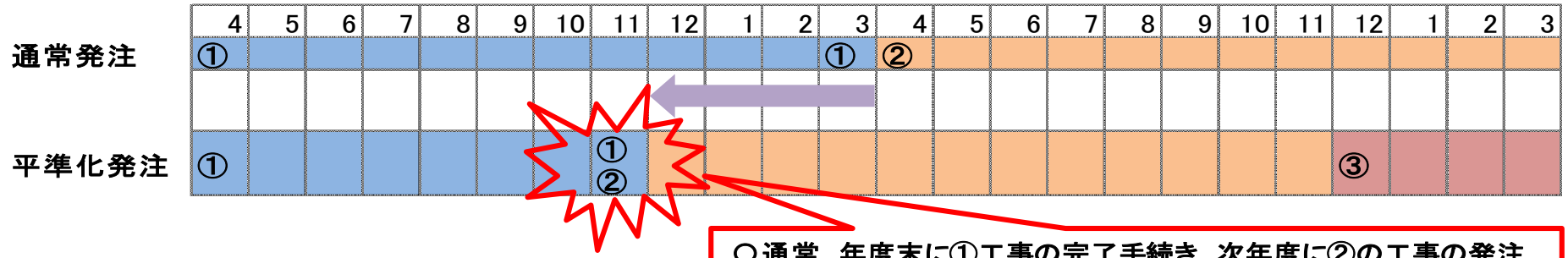

○通常、年度末に①工事の完了手続き、次年度に②の工事の発注手続きを実施する。⇒ 平準化発注のため11月頃、①工事の締めと、②工事の発注準備が前倒しで同時進行となる。
※①工事の締めを職員が実施。 ②工事の積算業務、技術提案の審査等をを発注者支援業務にお願いする。

◆日建連 意見交換会（令和5年6月7日：中部）

日建連HP掲載「2023年度公共工事の諸課題に関する意見交換会」説明資料より

2.（1）予算確保と適切な発注
①予算確保と適切な発注

一般社団法人日本建設業連合会 JAPAN FEDERATION OF CONSTRUCTION CONTRACTORS

11）国土強靭化の根幹的施設を計画的に整備するため、必要な予算を安定的に確保することが重要である。事業の執行に当たっては、効率的な施工のため、発注の平準化や計画的な早期執行が求められることから、債務負担行為や事業加速円滑化国債の活用拡大などにより適切な発注をされたい。一方、国土交通省発注工事では設計変更が行われた現場のうち、当初工事数量減や工事打ち切り等が約4割の現場で発生しており、予算の制約で不合理な対応となっている事例があることから、適正な規模・工期を確保するとともに、施工環境を整えた上で発注をされたい。

A）WTO工事の発注の平準化

全工事の平準化率は年々改善傾向にあるが、WTO工事の契約件数分布は依然として山谷がある

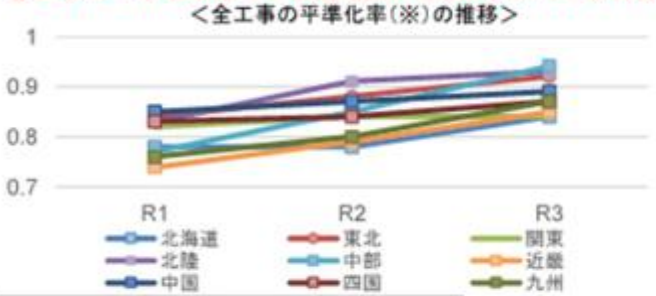

※（4-6月期の平均月あたり平均稼働件数）／（年度全体あたりの月あたり平均稼働件数）

出典：国土交通省「各発注機関別新・全国統一指標 実績値」

※国土交通省資料より日建連事務局作成

B）予算の制約を理由とした工事数量減や工事打ち切りの発生状況

設計変更が行われた現場のうち、約4割で当初工事数量減や工事打ち切りが発生している

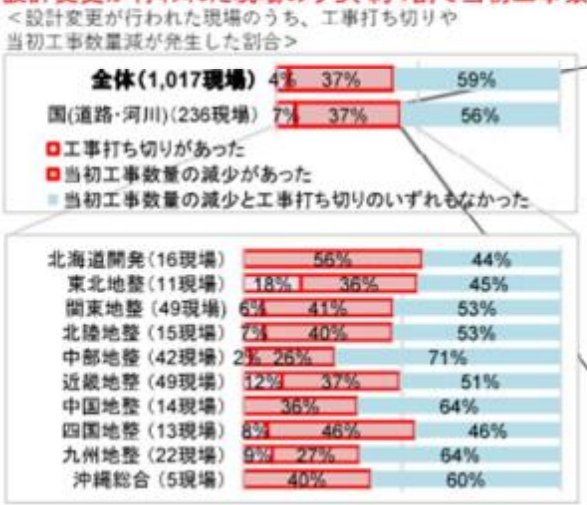

予算関連の要因（予算制約、繰越が認められなかった）が最多

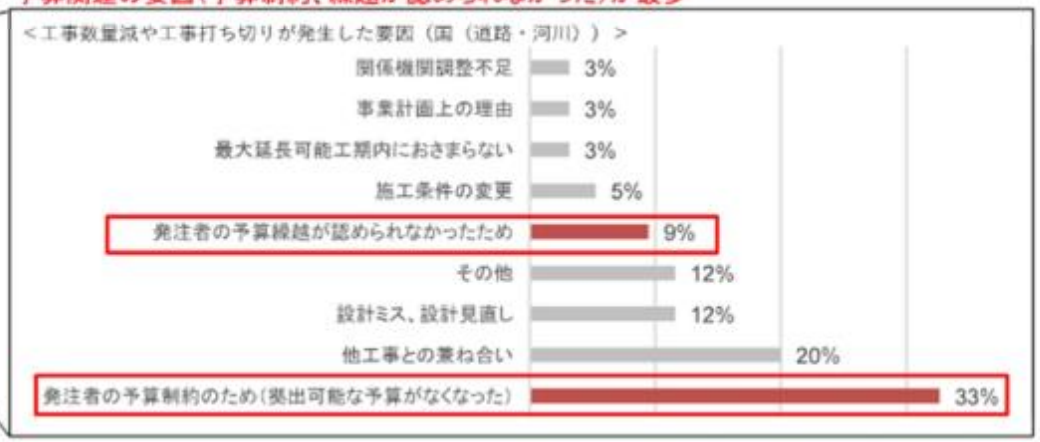

出典：円滑な施工の確保に関する調査（日建連／2022年11月）

【平準化】業界要望

◆道建協（令和5年5月25日）

年間を通じた工事の平準化

年度末に工期末が集中すると、業務が増加する年度末にさらに作業が集中するため、土日出勤や超過勤務が多くなる可能性があります。

工事の平準化については推進していただいているところですが、ひき続き以下の事項を要望します。

〇既に取り組んで頂いている2箇年国債、ゼロ国債、事業加速円滑化国債および繰り越しの更に活用し、年度をまたぐ柔軟な工期の設定をお願いします。

〇工事の平準化については、契約している工事本数や契約金額による平準化ですと、工事ごとの現場施工のピークなどは考慮されません。変更の可能性も踏まえた工期末の分散など、実際の現場の作業負荷の変動を考慮した平準化となるよう検討をお願いします。

◆全地連（令和4年10月27日）

・地質調査業の納期の平準化について、12月～2月に業務を翌債として発注していただけると、さらに納期の平準化も進むと考えられます。この点も踏まえて発注時期のご検討をお願いします。県・市町村の納期についてもこれを分散させるような働きかけを、中部ブロック発注者協議会等を通して行っていただけるようお願いします。

施工時期の平準化ーさしすせそ事例集【第4版】（令和2年4月公表）　中部ブロック発注者協議会

○ 平準化の好事例を共有することにより、地方公共団体における施工時期の平準化に関する取組を推進するため、**「地方公共団体における平準化の取組事例（さしすせそ事例集）」を作成・公表**（最終改定：令和2年4月）

○ 地方公共団体における平準化の促進に向けた取組「さ・し・す・せ・そ」※の実施事例について紹介

※（さ）債務負担行為の活用
・工期1年未満の工事における債務負担行為の活用・ゼロ債務負担行為の積極的な活用・交付金事業等での積極的な活用
（し）柔軟な工期設定　（す）速やかな繰越手続　（せ）積算の前倒し　（そ）早期執行のための目標設定等
・執行率等の設定・発注見通しの公表

表紙・構成

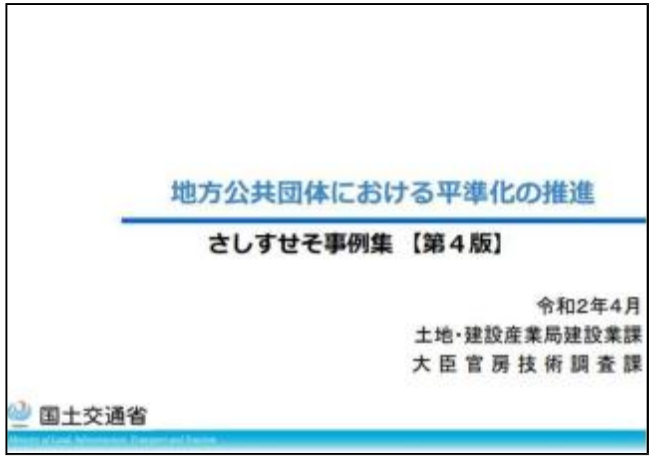

1. 平準化の概要
2. 債務負担行為の活用
3. 柔軟な工期設定（余裕期間制度の活用）
4. 速やかな繰越手続
5. 積算の前倒し
6. 早期執行のための目標設定等

（参考資料）

周知用URL（国土交通省HPより）
https://www.mlit.go.jp/common/001344000.pdf

掲載例

ポイント1　「さ・し・す・せ・そ」それぞれの取組事例について**都道府県、政令市、市、町村の種類別で掲載**

ポイント2　一部の取組については、工事の年間発注件数に占める実施割合（**件数比**）**を掲載**

ポイント3　**平準化の必要性や意義、効果、取組方法**について**紹介**
→財政部局や土木以外の発注部局における理解の促進

速やかな繰越手続きについて（１）

工事又は事業を実施する中で、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由（繰越事由）が発生した場合には、繰越明許費の活用（速やかな繰越手続き）により、施工時期の平準化を図ることができます。

①繰越申請件数の推移

⇒ **繰越申請件数（箇所数）は依然として高水準**

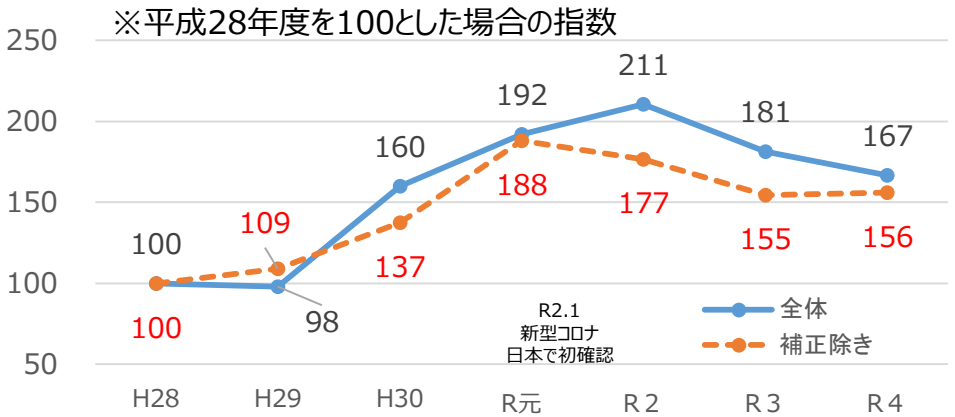

②R4年度　繰越申請の年度末処理の状況

⇒ **繰越申請は年度末に集中（12～3月で全体の9割超）**

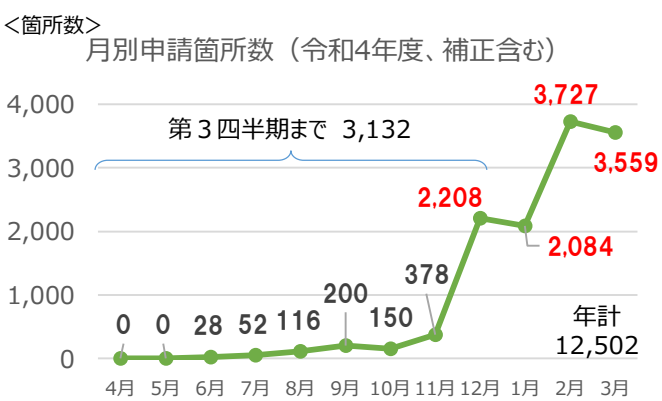

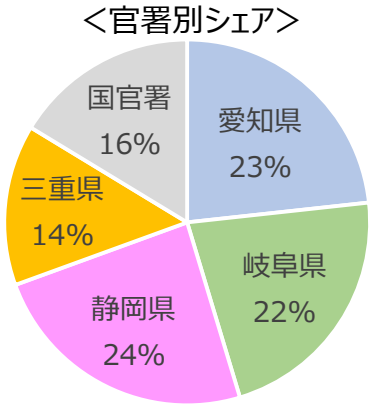

③R4年度　通常期（4～11月）の繰越申請の状況

⇒ **年度前半は申請が少なく、申請者毎に申請開始時期に差がある**

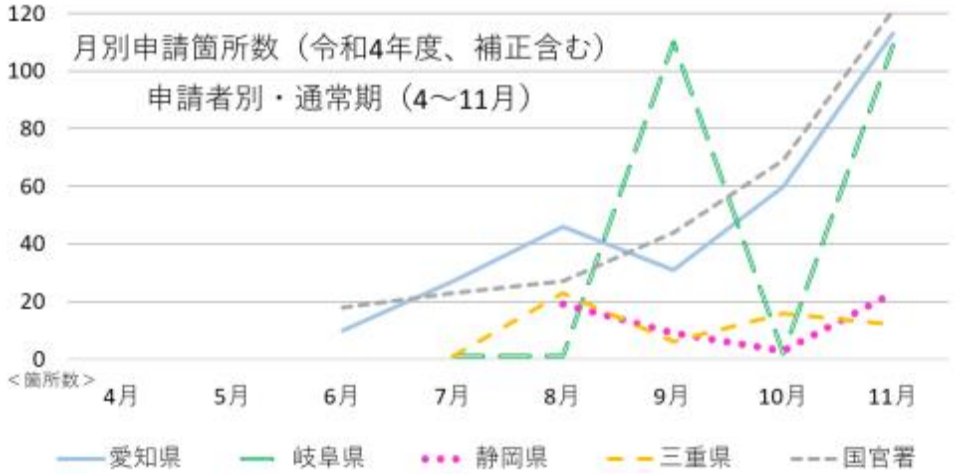

④R4年度　繁忙期（12～3月）の繰越申請の状況

⇒ **1月より12月の申請が多い。2～3月に申請が集中する傾向**

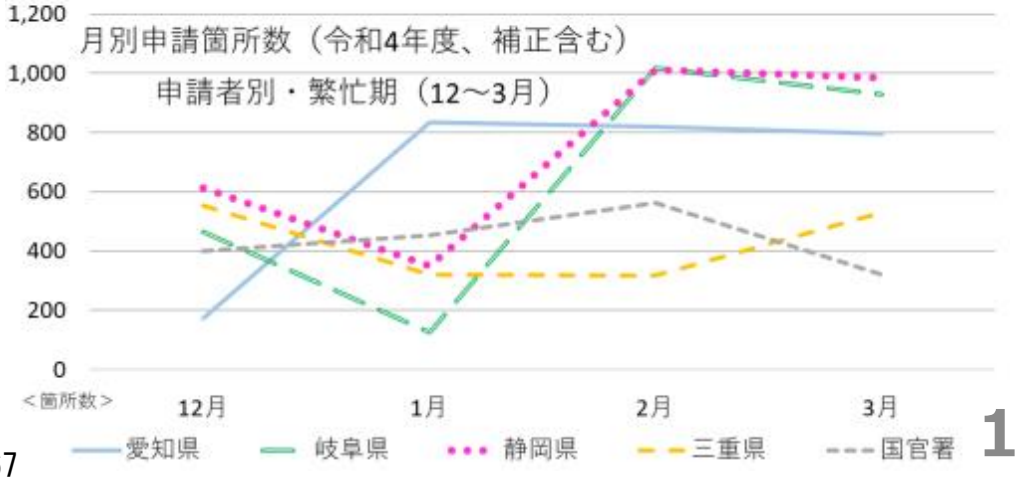

速やかな繰越手続きについて（２）

⑤R4年度　速やかな繰越手続き（第３四半期までの申請）の状況（直近４か年）

⇒　第3四半期まで（年内）の繰越申請数は年々増加（但し、前ページ②のとおり、その内7割が12月に集中）

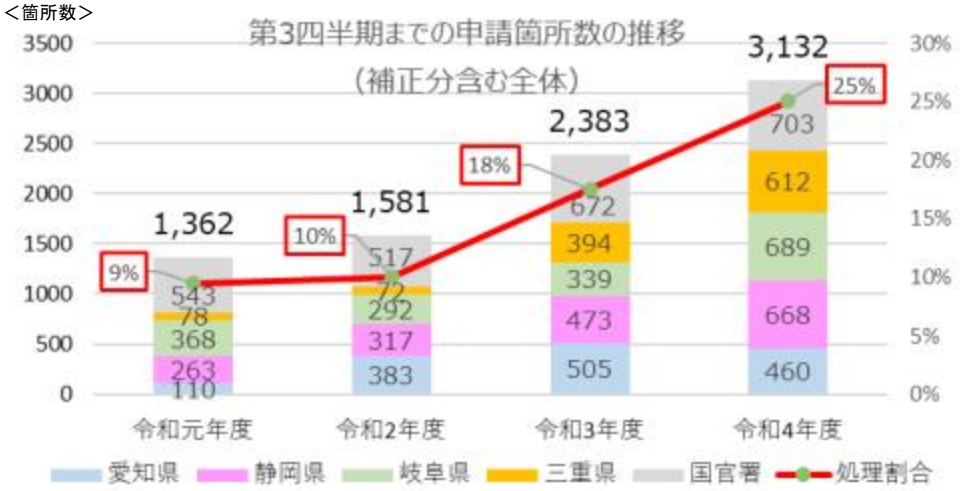

※　処理割合＝第３四半期までの申請箇所数／当該年度の年間申請箇所数

⑥補正予算への対応について

⇒　補正予算の成立時期が繰越申請時期にも影響

令和4年度は12月2日に成立したことにより、年内の補正分の繰越申請が急増

⇩

補正分の申請が始まると、担当職員の事務負担が増加

⇩

早期に繰越事由が発生している通常分の繰越しは、補正予算の成立前に申請を行うのが望ましい

○直近の秋冬の補正予算成立日

R元　補正：令和2年 1月30日

R2 3次補正：令和3年 1月28日

R3　補正：令和3年12月20日

R4 2次補正：令和4年12月 2日

○12月の補正分の申請件数

R3 571箇所 ／ R4 1,429箇所

⑦繰越明許費の計上について

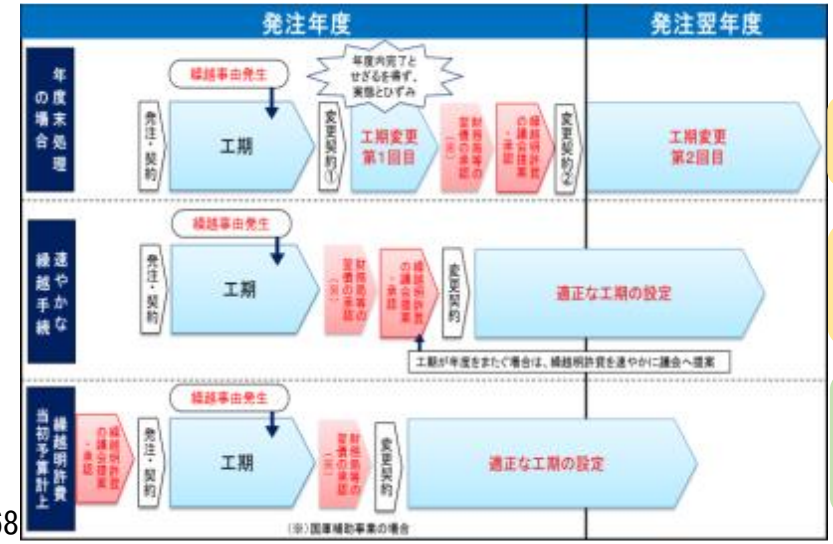

年度末補正で計上

9月補正又は12月補正で計上

【採用団体】
愛知県
名古屋市
静岡市　等

繰越申請手続きに関する地方公共団体等への周知

①申請書類や事例集の掲載（東海財務局ＨＰ）

東海財務局HPの「歳出予算の繰越し」ページに、繰越ガイドブック（財務本省へのリンク）に加えて、東海財務局オリジナルの事例集や箇所別調書などの申請書類の様式も掲載。

※ 東海財務局HP ＞ 財政 ＞ 国家予算・予算執行調査 ＞ 歳出予算の繰越し

令和4年6月に、繰越手続事例集を改訂。

東海財務局

トップページへ

繰越制度とは

歳出予算の繰越しは、国の会計制度の中において、歳出予算の効力を翌会計年度にまたがって移動させる特例的な制度です。

財政法第42条本文において、「毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない」と規定されており、一会計年度の歳出予算の経費の金額は、原則として、その年度内に使用し終わるべきものであって、使用し終わらなかった経費の金額については、これをすべて「不用」とするのが建前です。

しかしながら、国の経費の内容や予算執行の方法が極めて複雑多岐にわたっているだけに、すべての場合にこの原則どおりに処理することは、国にとって、かえって不利、不経済又は非効率となって実情に沿わないことになる場合もあります。

繰越制度は、会計年度独立の原則に対して若干の例外を認め、一定の条件のもとに、年度内に支出を終わらなかった歳出予算の経費の金額を翌会計年度に繰り越して使用する途をひらき、国の経費の経済的、効率的な執行を期待するものです。

繰越制度（財務省へリンク）

繰越手続について

繰越し（翌債）の手続は、財政法、会計法、予算決算及び会計令、特別会計に関する法律、繰越しに関する通達等の定めるところによって行いますが、これには、大きく分けて各省各庁における手続と財務省における手続とがあります。

各省各庁において繰越し（翌債）の手続に関する事務を行う場合には、各省各庁の長が自ら行う場合と各省各庁の長が支出負担行為担当官又はそれ以外の他の職員等に委任して行わせる場合があります。

また、財務省において繰越し（翌債）の承認に関する事務を行う場合には、財務大臣が自ら行う場合と財務大臣が財務局長、福岡財務支局長又は沖縄総合事務局長に委任して行わせる場合があります。

繰越し（翌債）の手続についての詳細は、繰越しガイドブックをご覧ください。

繰越しガイドブック（財務省へリンク）

②メルマガ「くりこし通信」の発行及び繰越説明会の模様のYouTube配信

- 国官署機関や地方公共団体の担当者へ繰越制度に関する情報などをおしらせする、**メルマガ「くりこし通信」**を原則、毎月提供。
- 繰越説明会の模様を各地方公共団体等の担当者の振り返りのためなどにご活用いただくため、**youtubeにて期間限定で限定公開予定**。

【配信内容】 第１回　繰越説明会　初任者編

（現在、掲載準備中）

③新型コロナへの対応について

令和４年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴って、歳出予算を翌年度へ繰り越す必要が生じた場合には、以下のとおり、弾力的な対応を実施。

- 感染拡大防止の観点から積極的に事業・工事・納期の延期、開催の自粛等を行ったものを含め、繰越事由として広く取り扱うとともに、詳細な証明等を要しない
- 延期後の事業完了時期等の設定が困難であっても翌年度に実施できるものとみなす

また、令和4年度における新型コロナ関連の事故繰越手続きについても、令和３年度に引き続き、簡素化措置を実施。

（令和4年11月9日事務連絡）

⇒ **令和５年度の取扱いについては、現時点で未定**

【平準化】まとめ

平準化

⇒ 事務局　：平準化に関する情報収集・提供

⇒ 共通　：国債の活用、繰越手続きの活用推進
早期発注方法の実施

⇒ 国、県、政令市　：発注スケジュールの再確認と 発注課との連携
工事（5000万円以上）の平準化率の継続,
工事（5000万円以下）の平準化率の底上げ
対象工事の再チェックと平準化の実施
・電気、機械、建築工事等

⇒ 市町村　：発注スケジュールの再確認と 発注課との連携
6月契約に間に合うような早期発注体制の確立
対象工事の再チェックと平準化の実施
・AS舗装, 機械、建築、電気工事等

資料３－３

３．個別案件

・週休２日

【工事】週休2日

〇建設業は、良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っていますが、一方で他産業と比較して労働時間が長く休日数が少ないことが課題となっています。労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働き易い職場環境づくりを行っていくことが必要です。
〇また、建設業は令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されることから、働き易い職場環境づくりは急務になっています。

若者が建設業に就職・定着しない主な理由

【収入・福利面】
- ◯ 収入の低さ
- ◯ 社会保険等の未整備

【働くことへの希望、将来への不安】
- ◯ 職業イメージの悪さ
- ◯ 仕事量の減少への不安

【休日確保や労働環境】
- ◯ 仕事のきつさ
- ◯ 休日の少なさ
- ◯ 作業環境の厳しさ

2002年4月～公立学校の多くで毎週土曜日が休校日となり、現在27歳より若い世代（1995・H7年以降に生まれた世代）は、土日休みが当たり前の環境で育っている。

※ 建専連「建設技能労働者の確保に関する調査報告」から入職しない理由のアンケート結果より

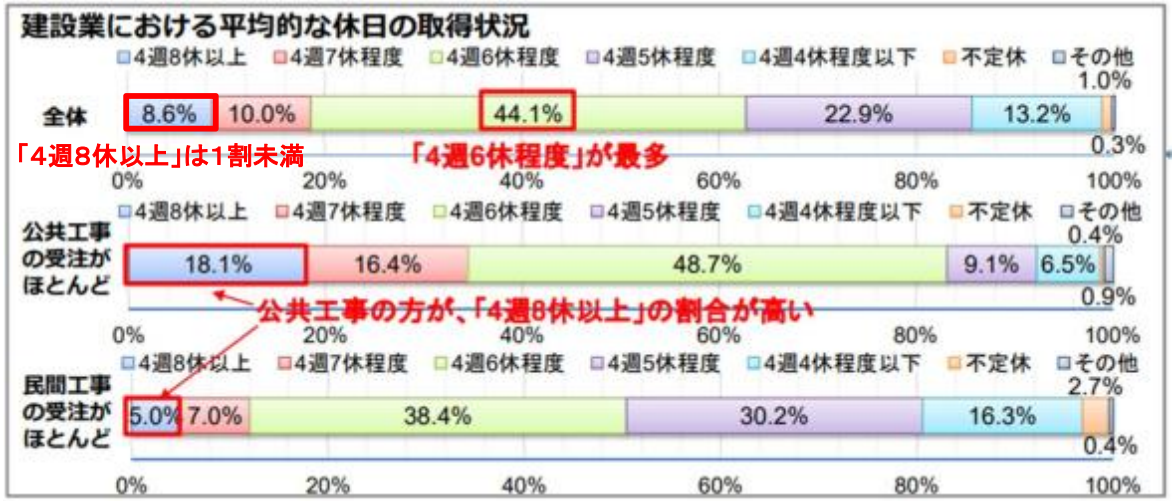

他産業では当たり前となっている週休2日は全体で1割未満、公共工事でも2割程度

※ 出典：国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」（令和4年6月15日公表）

※常用労働者平均は、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」のパートタイムを除く常用労働者の調査産業平均値による。

時間外労働上限規制の2021年時点での達成状況

時間外労働上限規制と同等の条件の達成状況

非管理職			管理監督者	合計
上限規制内	上限規制超過	合計		
25,896人 39.3%	39,944人 60.7%	65,840人 100.0%	41,009人	106,849人

有効回答者数 68社

特別条項適用時の上限規制と同等の条件の達成状況

非管理職			管理監督者	合計
上限規制内	上限規制超過	合計		
43,432人 71.4%	17,427人 28.6%	60,859人 100.0%	39,368人	100,227人

有効回答者数 63社

※日建連リーフレット「建設業の担い手、働き方の現状」より

【工事】週休2日工事の実施状況

◎全国統一的指標
中部ブロック発注者協議会

◇ 建設業における担い手の確保のため、週休2日工事の推進を図る取組　【R4達成度】中部ブロック○　岐阜◎　静岡○　愛知○　三重◎

○ 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は上昇（0.84→0.89）。
○ 令和4年度の中部ブロックの実績値は目標値を上回る。岐阜県、三重県においては、1.0を達成している。
市町村では取組が進んでいない。

全国指標対象工事：国の機関（※）、県、政令市発注の工事
（※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）

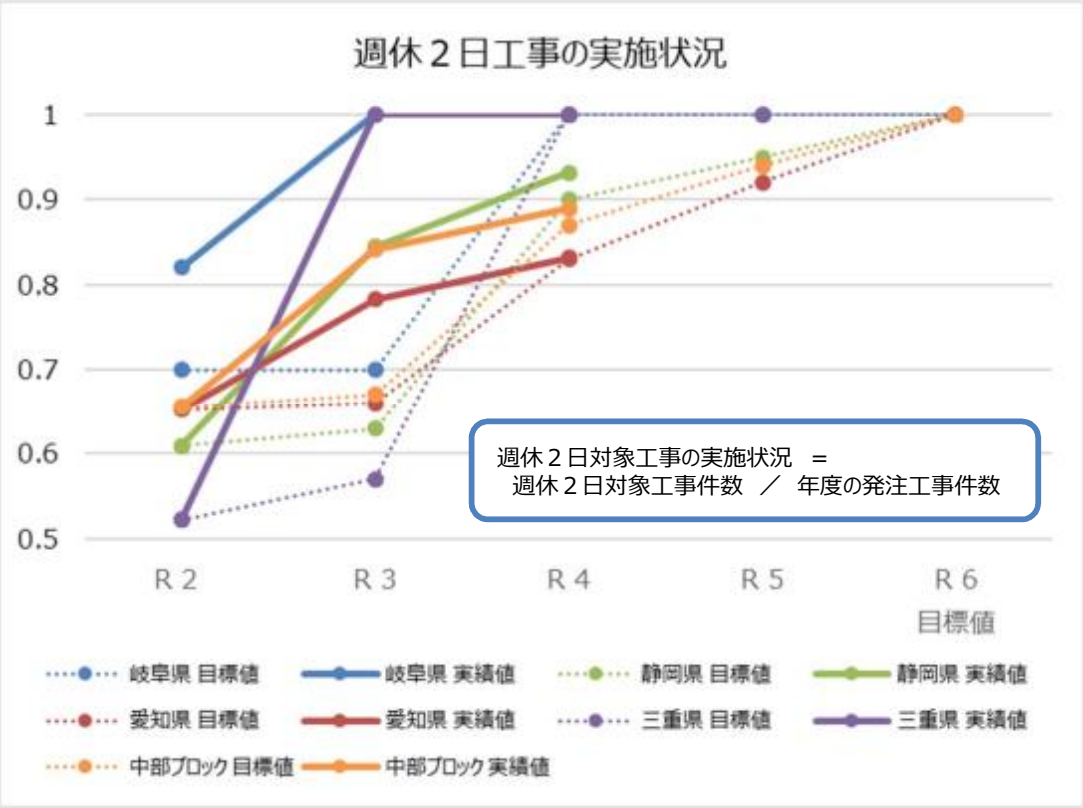

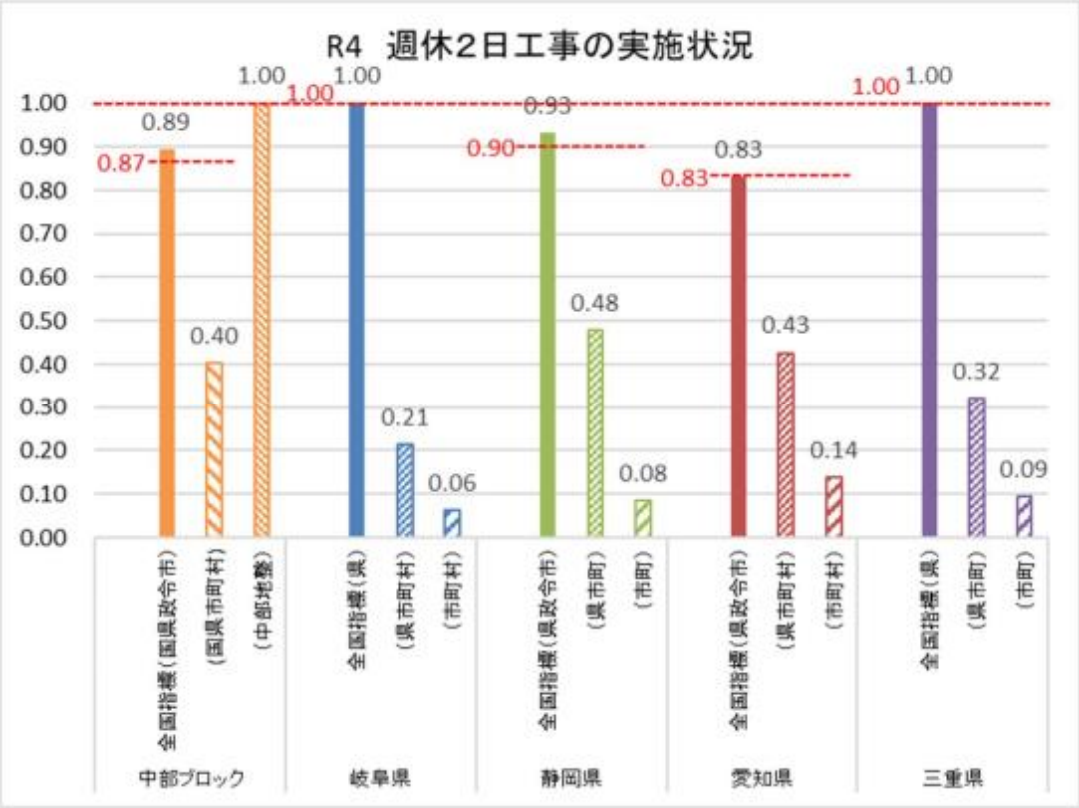

◇ 目標達成のメリット
・担い手確保
週休2日の確保により、ワークライフバランスの改善が図られること、また、他産業で当たり前となっている週休2日を建設業全体で推進し新規入職者を増やすことで、将来の担い手確保につながる。
・時間外労働の是正
建設業は他産業と比較して、長時間労働が常態化。また、他産業で当たり前となっている週休2日を確保している技術者は2割以下。
令和6年4月より、建設業においても罰則付きの時間外労働規制（労働基準法）が適用となるため、適正な工期設定は必須。

【工事】週休2日工事の実施状況

◎全国統一的指標
中部ブロック発注者協議会

中部ブロックの機関で、週休2日未実施（実施件数が0件）なのは、国等の12機関。

国等・県・政令市における週休2日実施機関数の割合は、週休2日（4週8休）実施65%、
そのうち完全週休2日 実施29%

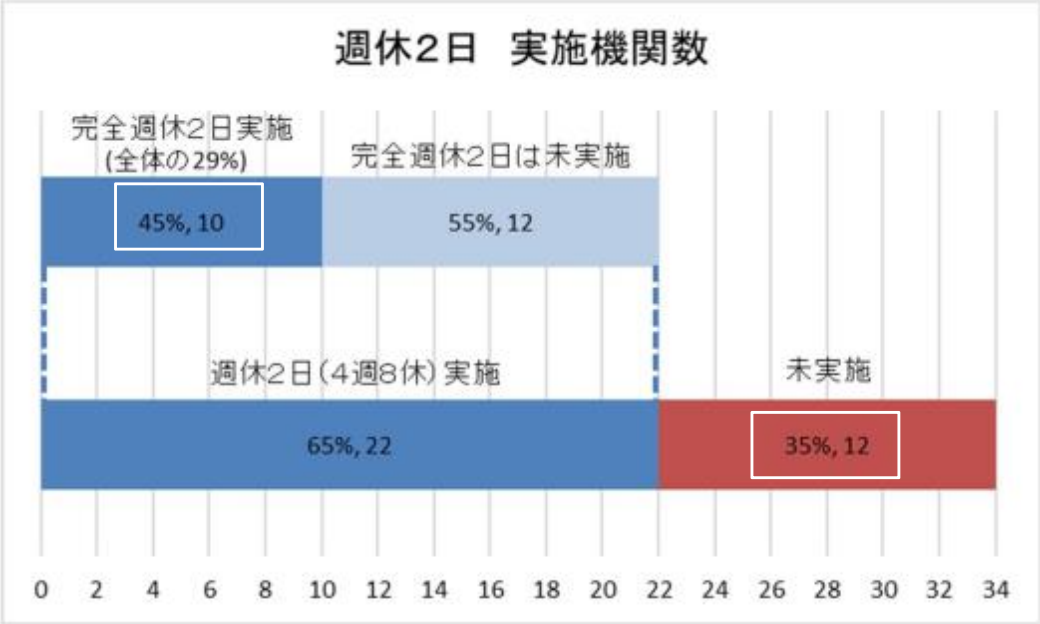

週休2日（4週8休）工事の取り組み割合は増加しているが、完全週休2日の取り組みは、実施全体の半分以下となっている。

■今後の週休2日の取り組みについて

・受注者が週休 2 日に取り組む場合、各経費の補正は対象期間全体に対する週休 2 日の達成状況により決定するが、建設業の働き方改革を推進する観点か ら、受注者が1ヵ月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるように留意すること。
（令和4年3月31日　本省→整備局通知「「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」の運用について」より抜粋）

⇒ある月でまとまって休日を取得するのではなく、工期全体にわたってまんべんなく休暇を取得できるようにする。

【工事】週休2日工事の実施状況

◎全国統一的指標
中部ブロック発注者協議会

○ 市町村で、週休2日未実施（実施件数が0件）なのは、78市町村。

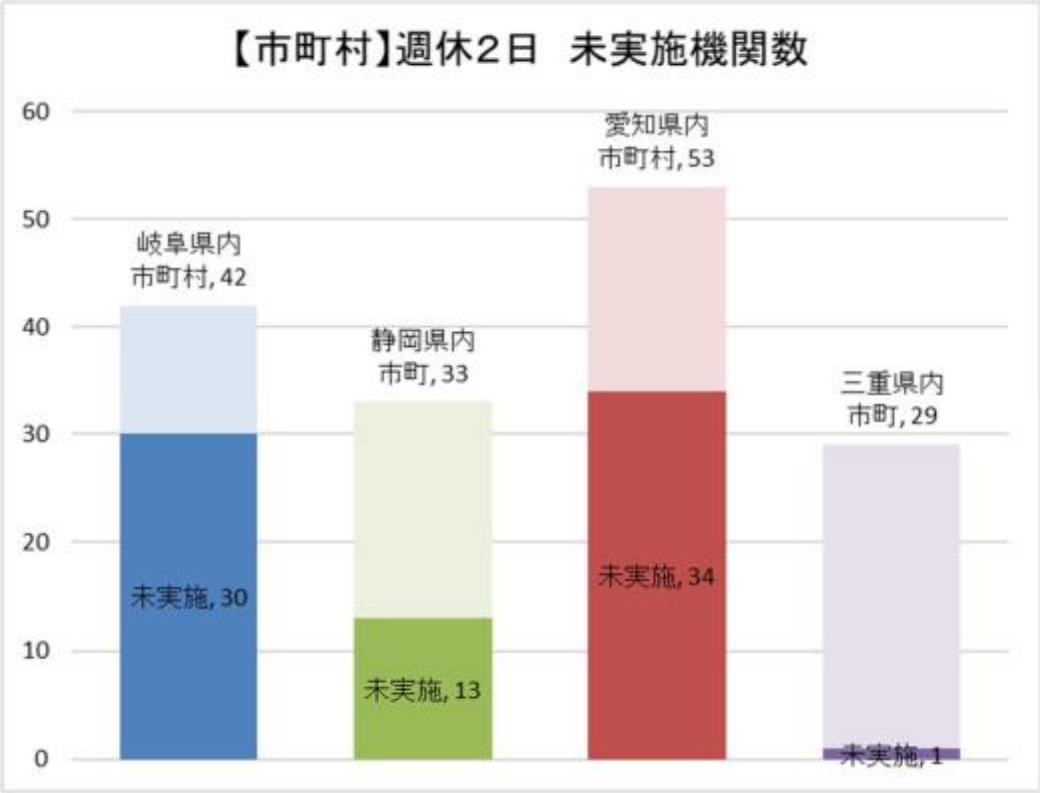

◇ 市町村で週休2日を進める必要性

国・県・政令市の工事を受注している下請業者が、土日等の週休日に市町村工事に携わる可能性あり。
時間外労働の上限規制の適用を見据えると、建設業全体で週休2日を進める必要あり。

◇ 市町村で週休2日が進まない理由（聞き取り）

・経費補正のための予算確保に課題
予算にあわせて、事業量を減らすことになる

・施工時期が限られている工事では、週休2日の現場閉所が難しい

【週休2日】中部地区統一の一斉休工の実施（まんなかホリデー）　中部ブロック発注者協議会

〇令和4年度から、現場における更なる週休2日の意識向上を図ることを目的として、発注者協議会参加機関における公共工事を対象とした「**まんなかホリデー**」を実施

◆実施日　：　R5.4～ 第2・第4土曜日　R5.10～毎週土曜日
◆実施期間：（国・県・政令市）R4.7～R6.3
（その他の市町村）R4.10～R6.3

【実施に関する事項】

〇対象工事

原則全ての工事（災害対応・復旧工事等緊急性が高い工事及び工程上やむを得ない工事は除く）

〇対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間

〇休工

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所されていること（巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く）

〇その他

受注者に対し、別途作成するチラシを現場に掲示するよう依頼
静岡県内は「ふじ丸デー」の取り組みと合わせての実施
三重県内は現状の取り組みを実施

チラシ
https://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/enquete.htm

【週休2日】他の公共発注者と連携した一斉閉所の取組を拡大　中部ブロック発注者協議会

令和5年2月28日記者発表「令和5年度　国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改訂」参考資料より

各地域の発注者協議会等を通じて、取組を促進。定期的に取組状況を確認・公表。

令和5年1月末時点での
一斉閉所の取組状況

凡　例
- 月に３回以上実施
- 月に２回程度実施
- 月に１回程度実施
- 年に数回実施

一斉閉所の実施状況　令和5年1月末時点

地方整備局	地　域	実施内容
北海道	北海道	毎月２回統一土曜日
東北	岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	毎月第２・４土曜日
	青森県	毎月第２土曜日
関東	茨城県	毎月第１、２、３、４土曜日
	埼玉県	年に数回以上
北陸	新潟県 富山県 石川県	毎月第２・４＋1週の土日曜日
中部	静岡県	毎月第２・４土曜日
	愛知県 岐阜県 三重県	毎月第２土曜日
近畿	近畿全域	※令和５年度より毎月第２土曜日に一斉閉所を実施予定
中国	鳥取県 島根県 岡山県	毎月第２・４土曜日
	広島県	土曜日閉所を月１回
	山口県	毎月第２土曜日
四国	四国全域	毎月第２土曜日
九州	九州全域	年に数回以上
沖縄	沖縄県	毎月第４土日曜日

◆中部地整管内での取り組み事例

・週休2日達成を工事成績に反映
・取り組み実施を総合評価の加点対象に追加
・令和5年度より「原則 発注者指定」で発注（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）

◆日建連 意見交換会（令和5年6月7日：中部）

日建連HP掲載「2023年度公共工事の諸課題に関する意見交換会」説明資料より

1.（1）適正な工期設定と条件明示
①適正な工期設定と条件明示

一般社団法人日本建設業連合会 JAPAN FEDERATION OF CONSTRUCTION CONTRACTORS

1）　工期が短すぎた現場が、国で約4割、高速道路会社や自治体で約5割、機構・事業団では約7割に上っている。直轄工事に加え、地方公共団体を含む全ての発注工事において、「工期に関する基準」を踏まえ、週休２日の確保等を考慮されたい。さらに、時間外労働の上限規制を踏まえた標準工期を設定するとともに、その場合に必要となる労務費等を請負代金に適切に反映されたい。また、入札公告において、工程算出の前提とした班編成等に加え、工程のクリティカルパスと関連する課題の解決時期の明示など、発注者が工期設定の前提とした情報を開示されたい。その上で、受注者の責によらない条件変更が生じた場合には、必要に応じて適切に工期および請負代金について契約変更されたい。

A）4週8閉所のための当初発注工期の適正さ

国(道路・河川)を含む多くの発注機関の工事で設定工期が短い傾向にあり、工期に関する基準の遵守徹底が求められる。

◆4週8閉所のための当初発注工期の適切さ

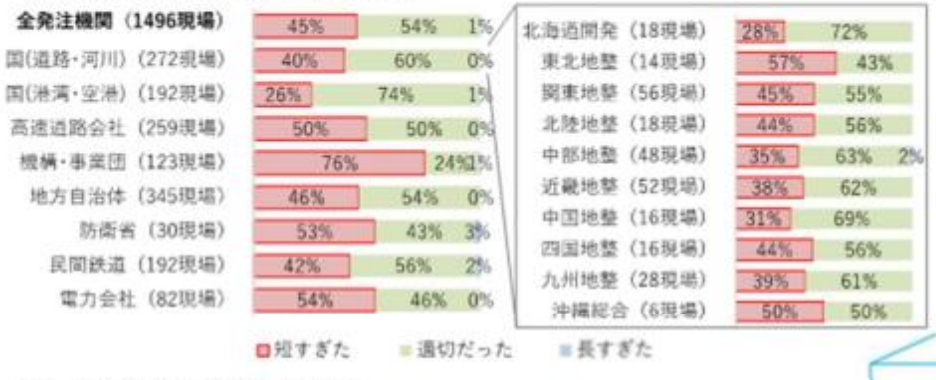

B）週休2日を踏まえた工期設定に必要な要素

下記の要素を十分に考慮して、週休2日取得のための適正な工期を設定する必要がある。

◆当初発注工期が短すぎた理由

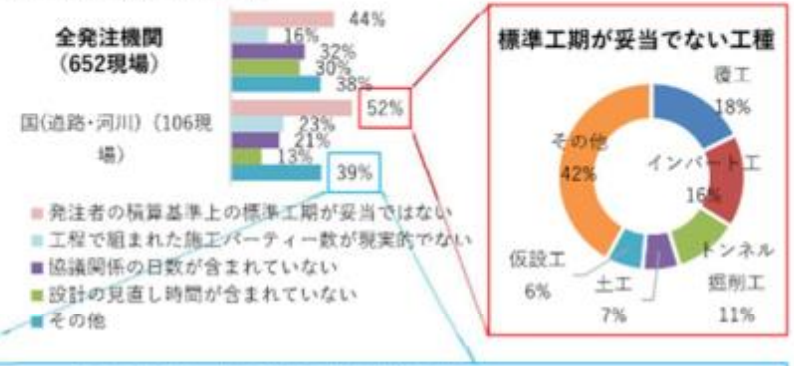

C）当初発注工期の不足日数

◆おおよその平均残業時間

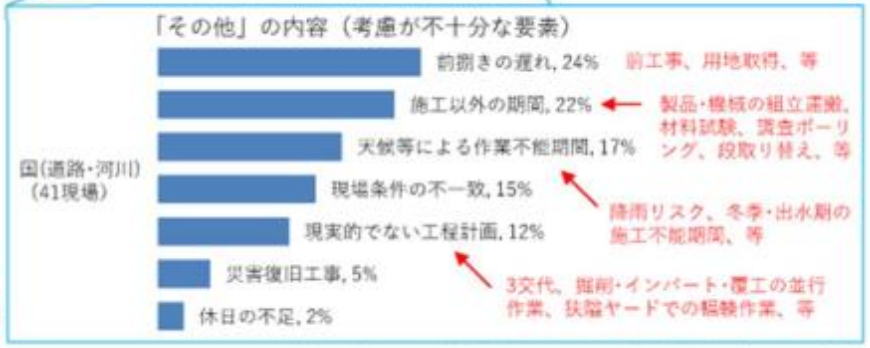

出典：円滑な施工の確保に関するアンケート調査（日建連／2022年11月）

◆日建連 意見交換会（令和5年6月7日：中部）

日建連HP掲載「2023年度公共工事の諸課題に関する意見交換会」説明資料より

1.（1）④時間外労働削減のための環境整備

一般社団法人日本建設業連合会 JAPAN FEDERATION OF CONSTRUCTION CONTRACTORS

4）　建設現場に従事する技術者は、施工管理に加え、書類の作成や次工程の段取りなどその業務内容は多岐にわたることから、建設現場の約40%で単月平均残業時間が45時間を超過している。時間外労働の上限規制を遵守するためには、技術者の増員や業務の外注によりこれまで以上に時間外労働削減に対応することが不可欠であり、このための対応費用を設計変更の対象とするなど、実態に即した運用を図られたい。

A）時間外労働削減におけるターゲット

時間外労働が多いのは元請の技術者である。

◆おおよその単月の平均残業時間（職種別）　＜全発注機関対象＞

B）閉所日数と時間外労働の実績

4週8閉所以上は80%と進んでいるが、時間外労働の特別条項に該当するのは48%で、平日の残業時間が多い。

発注機関	4週8閉所		時間外労働の特別条項	
	以上	未満	該当しない	該当する
全発注機関	49%	51%	53%	47%
国(道路・河川)	80%	20%	52%	48%
国(港湾・空港)	79%	21%	61%	39%
高速道路会社	45%	55%	46%	55%
機構・事業団	16%	84%	46%	54%
地方自治体	37%	63%	58%	42%
防衛省	40%	60%	67%	33%
民間鉄道	35%	65%	61%	39%
電力会社	21%	79%	56%	44%

C）時間外労働が増加する理由

時間外労働が増加する理由の多くは、書類作成や現場作業・内業に係る元請の人員不足。

◆時間外労働の上限規制が守れなかった理由

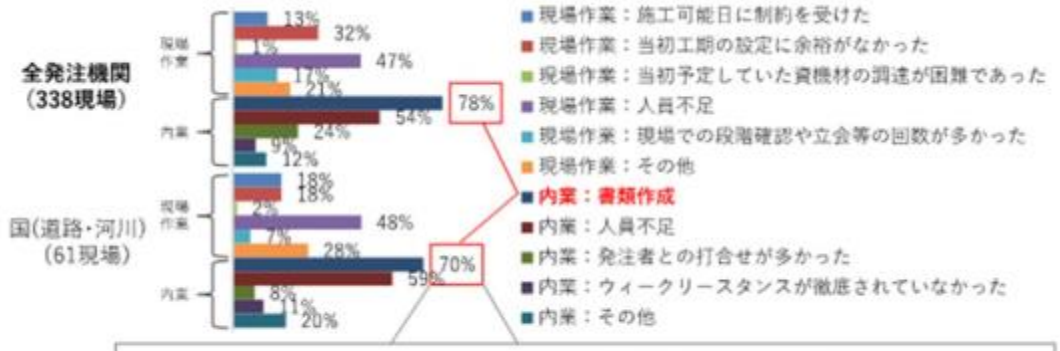

◆時間外労働に影響を及ぼした書類

設計変更協議、検査書類、定型的な発注者提出書類が多いため、書類の簡素化が必要。

D）時間外労働削減に伴う費用の増加

書類作成業務の外注や元請職員の増員による残業費削減を考慮しても、間接工事費は増加している。

◆書類作成業務の外注や元請職員の増員などの対応による間接工事費の増減
※残業代削減を考慮

出典：円滑な施工の確保に関するアンケート調査（日建連／2022年11月・2023年3月）

◆日建連 意見交換会（令和5年6月7日：中部）

日建連HP掲載「2023年度公共工事の諸課題に関する意見交換会」説明資料より

1.（2）工事現場における完全週休二日の実現
①土日現場閉所による完全週休二日

一般社団法人 日本建設業連合会 JAPAN FEDERATION OF CONSTRUCTION CONTRACTORS

5）建設業の担い手（技術者・技能労働者）を確保し、時間外労働の上限規制を遵守するためには、土日閉所を基本とした週休二日の実現は不可欠である。国土交通省直轄工事（道路・河川）では、土日閉所を基本とした4週8閉所が58%と他の発注機関に比べ進んでいるが、今後、既契約を含む全ての工事で土日閉所による週休2日制工事の導入を基本とされたい。また、整備局以外の発注機関においても、統一土曜閉所の取組みの拡大等を通じ、週休2日制工事の導入を拡大されたい。

A）閉所日数の実績

国(道路・河川)においては土日閉所を基本にした4週8閉所が50%を超える。
一方、他の発注機関では取り組みが遅れている。

◆現場閉所日数（実績）

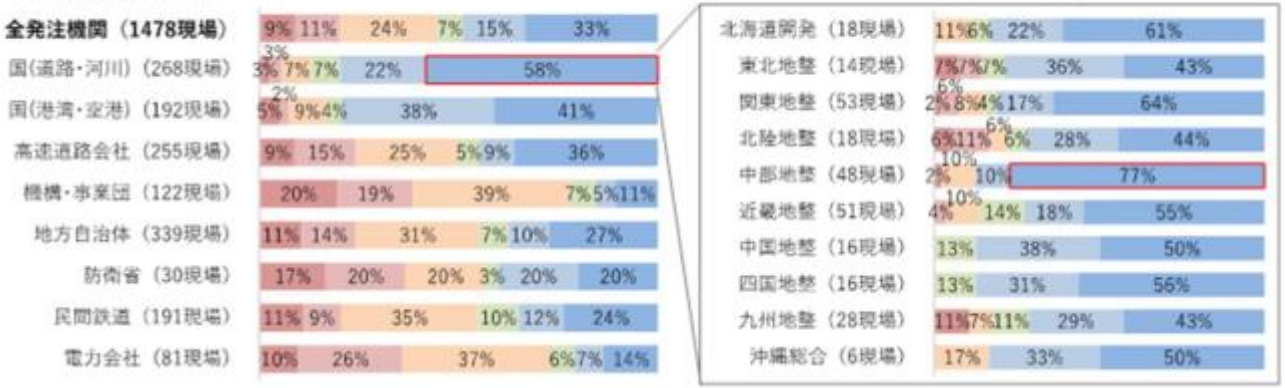

↑他機関に先行して完全週休二日に取り組んでいた中部地整は土日閉所の実績が高い

出典：円滑な施工の確保に関するアンケート調査（日建連／2022年11月）

B）4週8閉所実現の要因

4週8閉所実現のためには、発注者による適切な工期設定が最重要。

◆4週8閉所以上の閉所日数が取れた要因

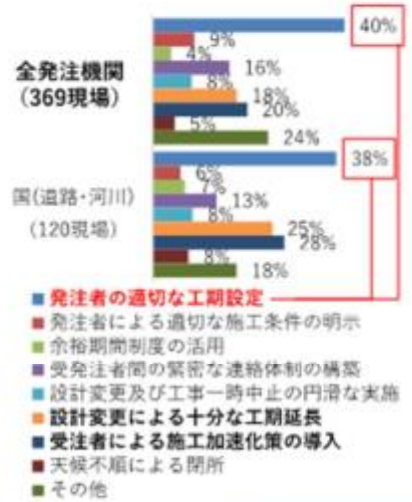

C）統一閉所の取組み

各地で整備局・地方自治体等の各発注機関と建設業団体が連携して統一閉所の取組みが行われている。

月に3回以上実施	◆茨城県 ◆新潟県・富山県・石川県（合同）
月に2回程度実施	◆北海道 ◆岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県（合同） ◆静岡県 ◆沖縄県
月に1回程度実施	◆青森県 ◆愛知県・岐阜県・三重県（合同） ◆鳥取県・島根県・岡山県（合同） ◆広島県 ◆山口県 ◆四国全域
年に数回実施	◆九州全域

出典：令和5年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定（国土交通省／2023年2月）

一宮城県、山形県、茨城県は令和5年度に県内の工事で毎週土曜日を閉所する取組みを開始 →

⇒完全週休二日への挑戦

【週休2日】業界要望

◆静岡建協（令和5年6月21日）

「働き方改革の着実な推進」（週休二日制と時間外労働の上限規制）
　静岡県では、第2・第3土曜日を「ふじまるデー」として休工とする運動を行ってきた結果、会員からは、「週休二日制度がほぼ浸透してきたため休日が取得しやすい職場環境に改善されてきていると感じます。この実情を次の担い手や外部へアピールしていけばより担い手確保が実現できると考えます。」との意見が寄せられています。国におかれましても、引き続き完全週休二日制に向けた啓発をお願いします。

◆岐阜建協（令和5年2月20日）

・週休2日制の実施は、国の工事については多くの現場にて達成。県の工事についてもだいぶ浸透。市町村についてはほぼ皆無の状況。協力業者によっては土曜日作業できる現場に応援に行き作業しているという声がある。理由としては週休2日制による収入減以外に、市町村まで週休2日工事が周知されていないこととが考えられるので、市町村への更なる指導を要望。

◆PC建協（令和4年11月1日）

・週休2日の完全実施を実現するため、地方自治体やNEXCO等の発注機関についても、国土交通省と同様な施策が必要です。そのためには、発注者指定型の週休2日工事発注について、各管内のブロック発注者協議会などの場において他の発注機関への取り組みの周知をお願いします。

資料5

建設業における時間外労働の上限規制について

愛知労働局
労働基準部

1　少子高齢化の状況

総人口年齢構成別割合推移・推計

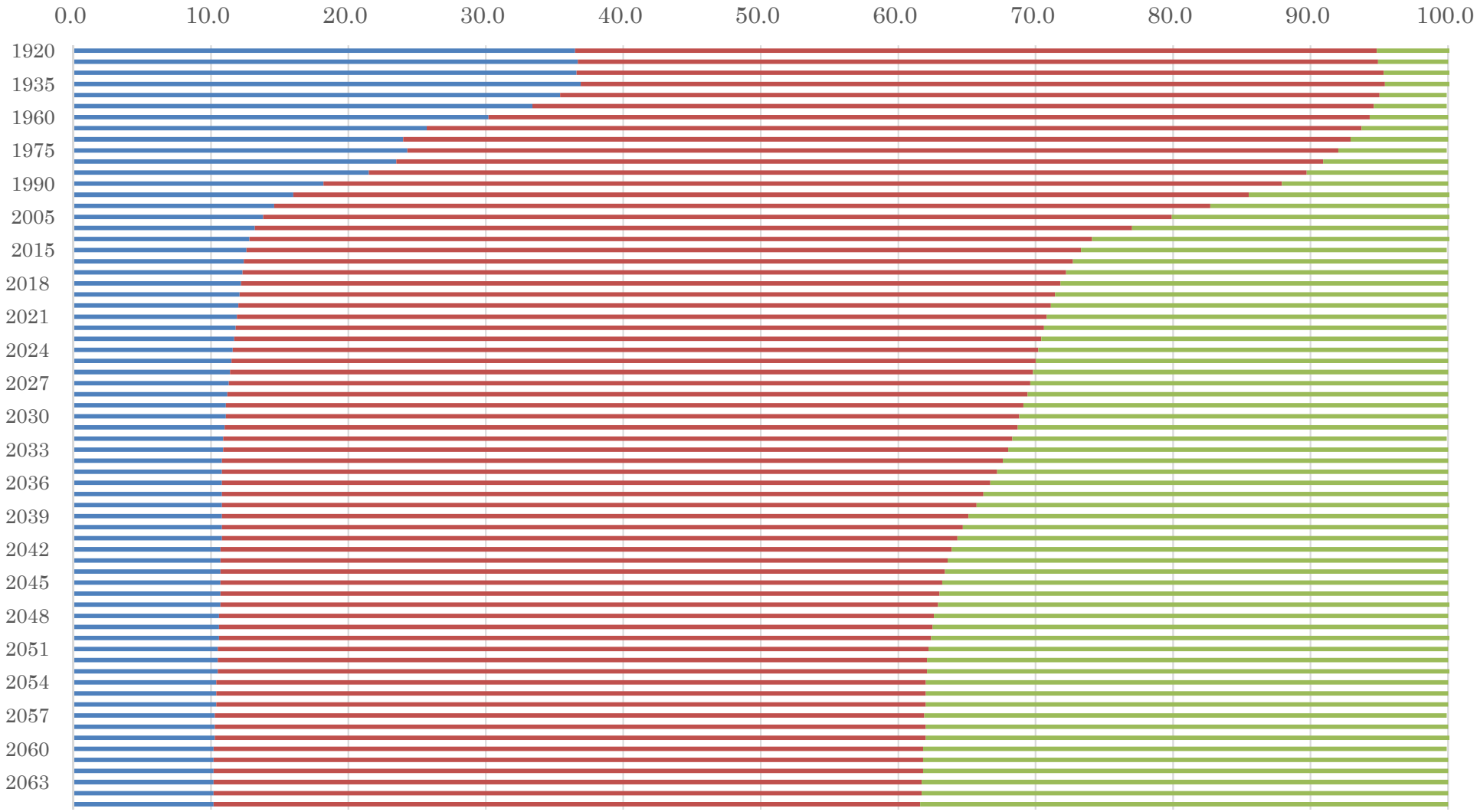

国立社会保障・人口問題研究所：人口統計資料より作成

■0～14歳　■15～64歳　■65歳以上

２　日本の人口と生産人口の推移

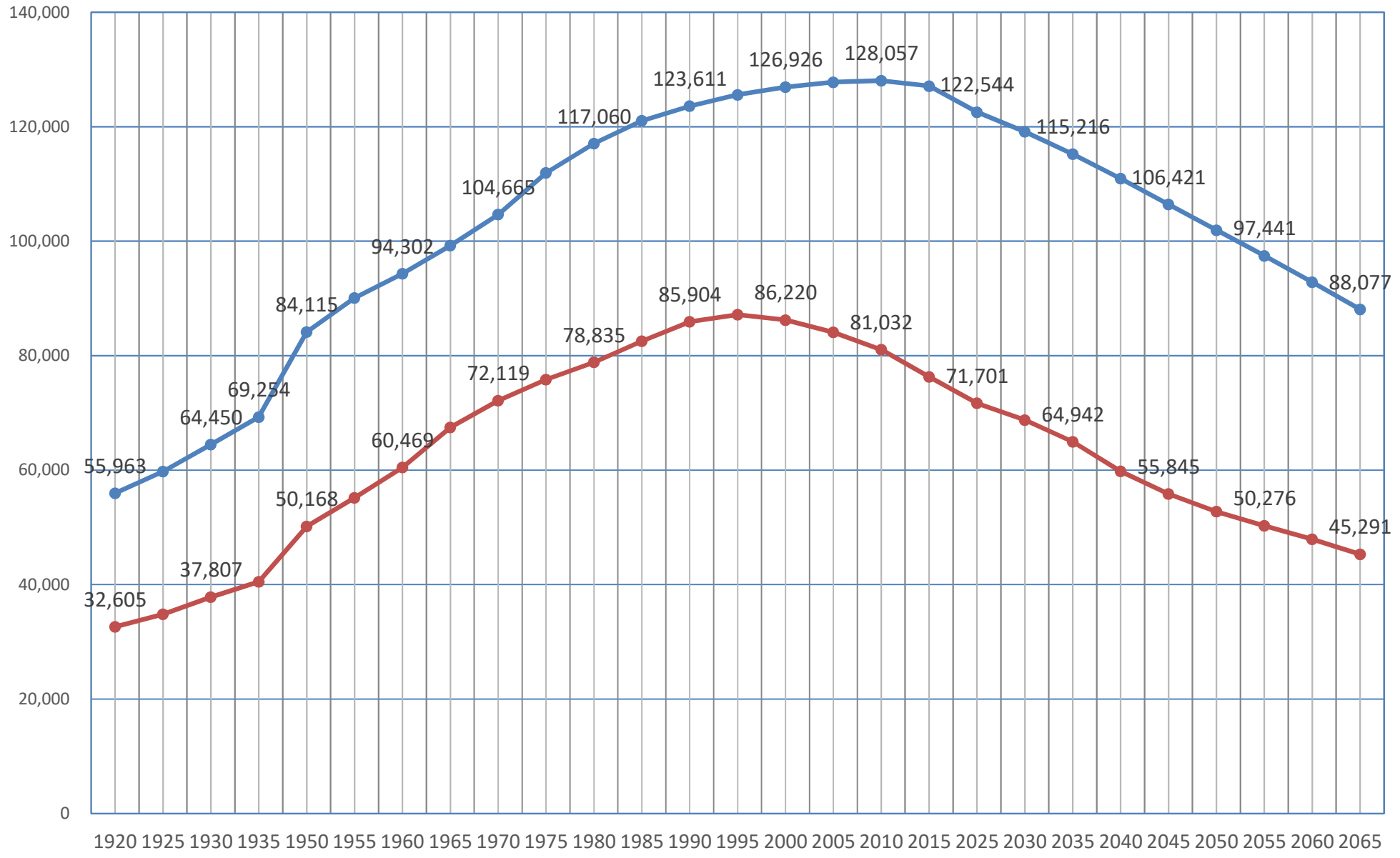

特殊出生率中位の場合

厚生労働省　厚生統計要覧（平成29年度）より

３　人口の減少に伴う生産人口の減少

西暦	人口（千人）	生産人口（千人） （15から64歳人口）
2015年	127,095	76,289
2045年	106,421	55,845
2065年	88,077	45,291

２０４５年には、２０１５年と比較して、人口が約１６％減少するが、生産人口は、約２６％減少する。

２０６５年には、２０１５年と比較して、人口が、約３１％減少するが、生産人口は、約４１％減少する。

5　時間外労働・休日労働をさせるためには、36協定の締結が必要

基本的な労働時間法制

法定労働時間（労働基準法第３２条、第40条）

【原則】

- 使用者は、１週間に、**40時間**を超えて労働させてはならない。
- 使用者は、１日に、**８時間**を超えて労働させてはならない。

（労基法第40条）

労働者10人未満の特定の業種は、週44時間。

休日（労働基準法第３５条）

【原則】

- 使用者は、１週間に１回休日をとらせなければならない。

（弾力的な取扱い）

4週間を通じ4日以上の休日を与えることでも可。

時間外及び休日労働（労働基準法第36条）

- 使用者は、過半数組合又は過半数代表者と**労使協定**を締結し、労働基準監督署に届け出た場合は、協定で定めるところにより、時間外又は休日に労働させることができる。

６　時間外労働の上限の内容

時間外労働の上限規制（時間外労働の上限を法律で罰則付きで規制）

- 2019年４月に施行された改正労働基準法においては、法律上、時間外労働の上限は**原則**として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。
- 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。
  - ➢時間外労働が**年720時間以内**
  - ➢時間外労働と休日労働の合計が**月100時間未満**
  - ➢時間外労働と休日労働の合計について、**２～６か月平均**がいずれも１月あたり**80時間以内**
  - ➢時間外労働が**月45時間を超え**ることができるのは、**６か月が限度**。
- 上記に違反した場合には、罰則（懲役６か月以下又は30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。

建設業については、2024年(令和６年)4月１日から一般則が適用。

ただし、建設事業のうち、**災害の復旧・復興の事業**については、複数月平均８０時間以内・１か月１００時間未満の要件は適用されません。

7　時間外労働の上限規制のイメージ

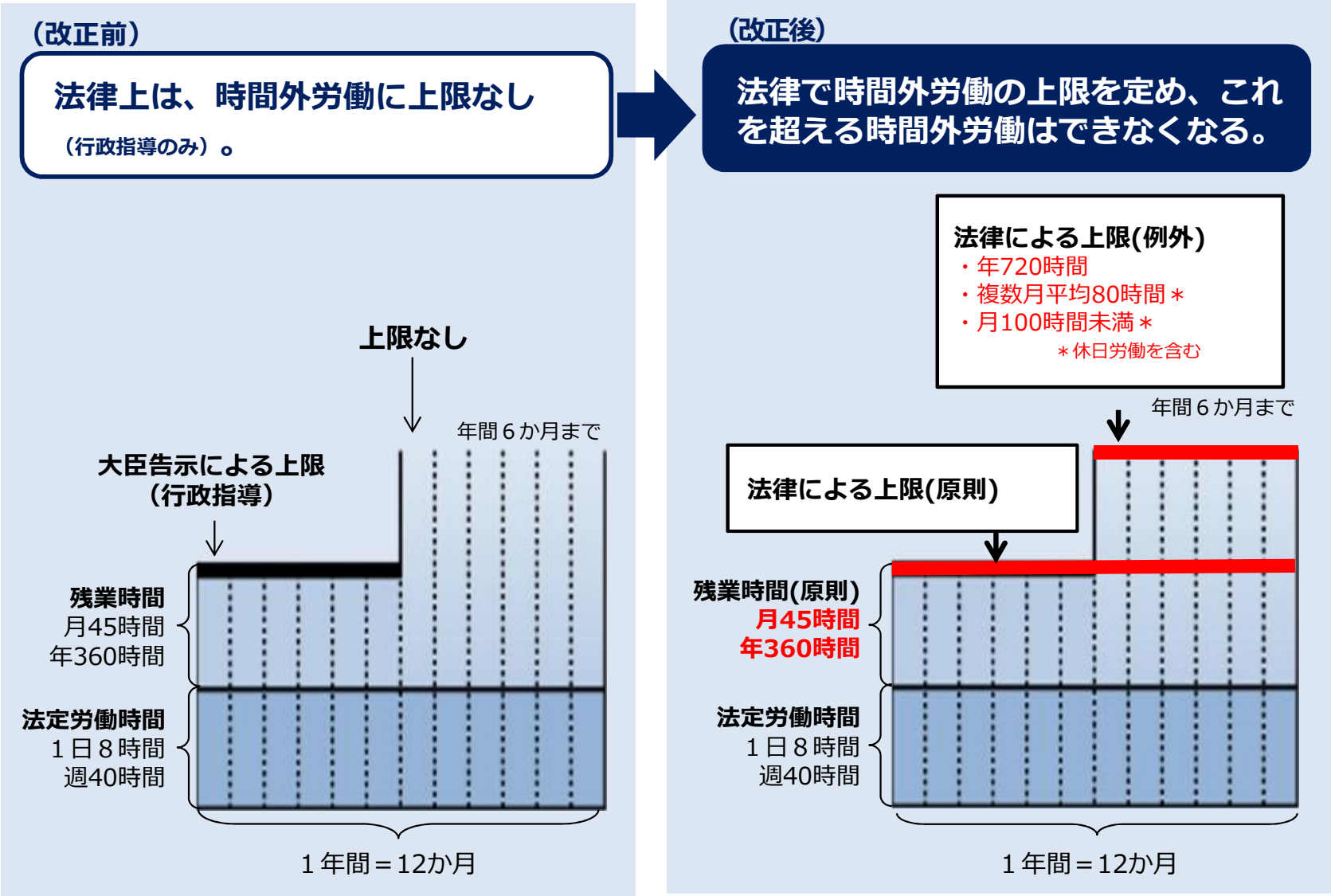

8　建設業における上限規制の適用

●2024年（令和6年）4月1日以降は、一般則を適用する。

●災害時の復旧・復興事業に限り、次の規定は適用しない。
・時間外労働＋休日労働の合計　　単月100時間未満
・　　〃　　複数月平均80時間以内

■建設事業に関する2024年4月1日以降の時間外労働の上限規制のイメージ

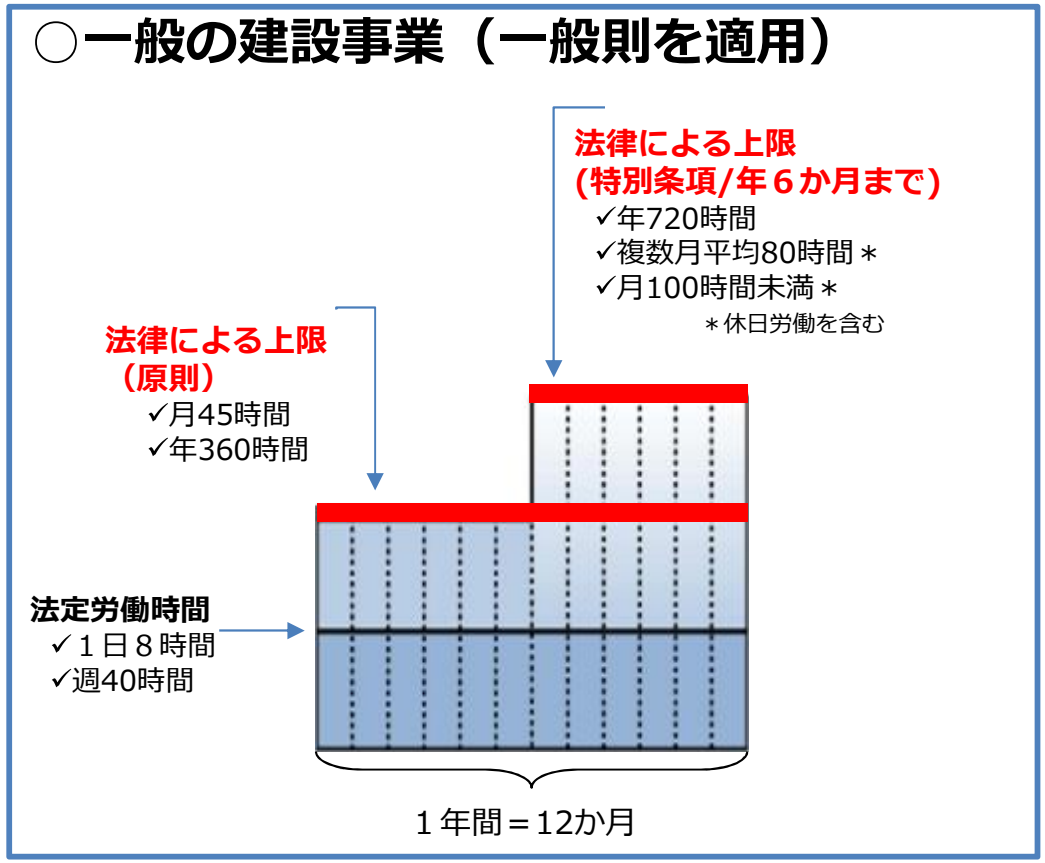

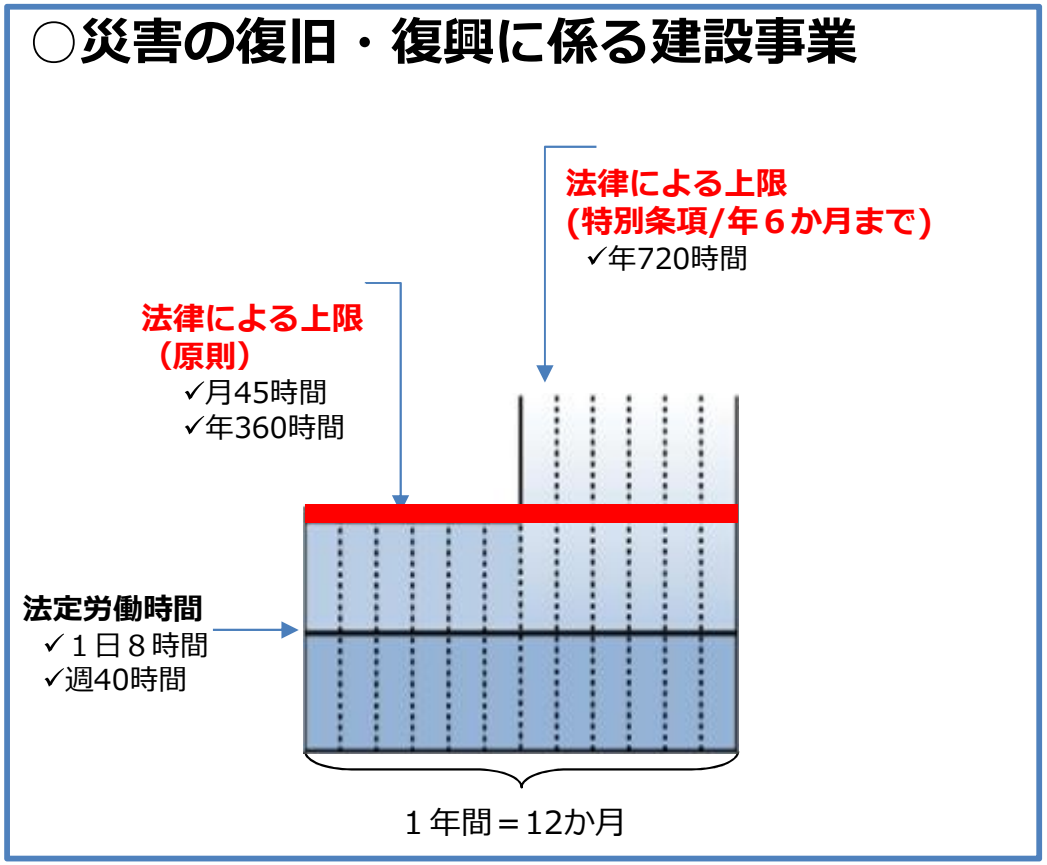

現行（～R6/3/31）

様式第９号の４（第70条関係）

時間外労働
休日労働に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定労働時間	延長することができる時間数 1日	延長することができる時間数 1日を超える一定の期間（起算日）	期間
①下記②に該当しない労働者							
②１年単位の変形労働時間制により労働する労働者							

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	期間

協定の成立年月日□□□□□□年□□□月□□□日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 氏名

□協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。□（チェックボックスに要チェック）

□上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□（チェックボックスに要チェック）

□□□□□□□□□□□□年□□□月□□□日

□□□使用者 職名 氏名 □□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□労働基準監督署長殿

様式第9号の3の2建設事業（特別条項がない場合）

令和5年3月29日に様式の改正があり、令和6年4月1日より適用されます。

様式第9号の3の2（第70条関係）

時間外労働
休日労働 に関する協定届

労働保険番号	□□ □□ □□ □□□□□□ □□□ □□□□
法人番号	□□□□□□□□□□□□□

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
		（〒　　―　　） （電話番号：　　―　　―　　）	

		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定労働時間（1日）（任意）	延長することができる時間数 1日 法定労働時間を超える時間数	1日 所定労働時間を超える時間数（任意）	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで） 法定労働時間を超える時間数	1箇月 所定労働時間を超える時間数（任意）	1年（①については360時間まで、②については320時間まで）起算日（年月日） 法定労働時間を超える時間数	1年 所定労働時間を超える時間数（任意）
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者										
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者										

	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定休日（任意）	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
休日労働						

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合は除く。）。 □（チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日　　年　　月　　日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（　　）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 □（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして行われる投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 □（チェックボックスに要チェック）

年　　月　　日

使用者　職名 氏名

労働基準監督署長殿

様式第9号の3の3　建設事業（特別条項がある場合）2枚組です。（1枚目）

様式第9号の3の3（第10条関係）

時間外労働 休日労働 に関する協定届

労働保険番号	都道府県	所轄	基幹	枝番号	産業	適用事業所番号
法人番号						

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
		（〒　　－　　） （電話番号：　－　－　）	

		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定労働時間（1日）（注意）	延長することができる時間数 1日 法定労働時間を超える時間数	1日 所定労働時間を超える時間数（注意）	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで） 法定労働時間を超える時間数	1箇月 所定労働時間を超える時間数（注意）	1年（①については360時間まで、②については320時間まで） 起算日（年月日） 法定労働時間を超える時間数	1年 所定労働時間を超える時間数（注意）
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者										
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者										

		休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定休日（注意）	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
休日労働							

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合は除く。）。　☐（チェックボックスに要チェック）

様式第9号の3の3　建設事業（特別条項がある場合）2枚組です。（２枚目）

様式第9号の3の3（第70条関係）

時間外労働／休日労働に関する協定届（特別条項）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合		業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	1日（任意） 延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	1日（任意） 延長することができる時間数 所定労働時間を超える時間数（任意）	1箇月（時間外労働及び休日労働を合算した時間数。①については100時間未満に限る。） 延長することができる時間数及び休日労働の時間数 非常時に限って労働させることができる回数（6回以内に限る。）	1箇月 延長することができる時間数及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	1箇月 延長することができる時間数及び休日労働の時間数 所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数（任意）	1箇月 延長することができる時間数及び休日労働の時間数 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	1年（時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。） 起算日（年月日）	1年 延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	1年 延長することができる時間数 所定労働時間を超える時間数（任意）	1年 延長することができる時間数 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
① 工作物の建設の事業に従事する場合													
② 災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合（併せて、①の事業にも従事する場合、①の事業に係る時間も含めて記入すること。）													

限度時間を超えて労働させる場合における手続		
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	該当する番号	（具体的内容）

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について100時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して80時間を超過しないこと（災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合は除く。）。　☐（チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日　　年　　月　　日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（　　）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。　☐（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。　☐（チェックボックスに要チェック）

年　　月　　日

使用者　職名　氏名

労働基準監督署長殿

令和５年度「働き方改革推進支援助成金」
適用猶予業種等対応コース（建設業）のご案内

令和６年４月１日から、建設業にも、時間外労働の上限規制が適用されます。
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や週休2日制の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例

企業の課題

積算業務を効率化し、労働時間を削減したい！

測量作業と重機操作を効率化し、労働時間を削減したい！

助成金による取組

土木工事積算システムを導入

測量杭打ち機と重機用センサーユニットを導入

改善の結果

過去の類似工事との比較が容易になり、より短時間で適正な積算値を算出できるようになった。

測量や杭打ち、重機の操作を１人で行えるようになり、１日当たりの作業時間が削減された。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出
（締切：11月30日（木））

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施
（事業実施は、令和６年１月31日（水）まで）

労働局に支給申請
（申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または２月９日（金）のいずれか早い日となります。）

（注意）本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局　雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。

電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら
（https://www.jgrants-portal.go.jp/）

（2023.4）

適用猶予業種等対応コース（建設業）の助成内容

対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

1．労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第139条第１項に定める工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業を主たる事業として営む中小企業事業主(※1)であること。
2．年５日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3．交付申請時点で、36協定を締結していること。
4．下記「成果目標」②を選択する場合、交付申請時点の所定休日が４週当たり４日から７日であること。

(※1)中小企業事業主の範囲
以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。
・資本または出資額が**３億円以下**
・常時使用する労働者が**300人以下**

助成対象となる取組
～いずれか１つ以上を実施～

① 労務管理担当者に対する研修(※2)
② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
③ 外部専門家によるコンサルティング
④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
⑤ 人材確保に向けた取り組み
⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※3)

(※2) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含みます。
(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」から１つ以上を選択の上、達成を目指して取組を実施してください。

① **月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減**させること。
・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定
② 全ての対象事業場において、４週における**所定休日を１日から４日以上増加**させること。

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を３％以上または、５％以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。**【助成額最大830万円】**

助成額	以下のいずれか低い額 Ⅰ　以下１～２の上限額及び３の加算額の**合計額** Ⅱ　対象経費の合計額×補助率３／４(※４) (※４)　常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は４／５

【Ⅰの上限額】

1．成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数：現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	事業実施前の設定時間数：現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	250万円	200万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	150万円	―

2．成果目標②の上限額：1日増加ごとに25万円（※5）
（最大100万円）

（※5）年間における所定休日数を定めている場合は、以下の計算式により、４週間当たりの所定休日を算出します。
（年間所定休日数）÷（３６５日÷７）×４

3．賃金引上げの達成時の加算額
（常時使用する労働者数が30人以下の場合）

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3％以上引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円（上限300万円）
5％以上引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円（上限480万円）

（常時使用する労働者数が30人を超える場合）

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3％以上引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり５万円（上限150万円）
5％以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり８万円（上限240万円）

建設業の中小企業・小規模事業者の皆さま

専門家による訪問相談サービスを利用してみませんか。

NEXT WORK STYLE

働き方改革広がる

あなたの会社ではすでに準備を進めていますか？

～詳しくはこのパンフレットをお読みください。

2023(令和5)年4月1日から、中小企業でも月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が25%から50%に引き上げられます。

2024(令和6)年4月1日からは、いよいよ建設業にも時間外労働の上限規制が適用されます。

社労士等の労務管理の専門家があなたの会社を訪問して

「働き方改革」を支援します。

―― 働き方改革で魅力ある職場づくりを！ ――

相談無料 | オンライン相談も受付中

どんな相談ができるの？▶詳しくは次のページへ

感染症予防対策実施中

令和4年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（全国センター事業）

受託者：全国社会保険労務士会連合会　働き方改革推進支援センター

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

協力：一般社団法人 全国建設業協会

こんなことで悩んでいませんか？

残業を減らしたいが、やり方が分からない。

新たに従業員を採用したいが、応募がなくて困っている。

いろんな助成金があるが、使い方が分からない。

新型コロナウイルス対策として、テレワークや時差通勤を実施したいのだが、就業規則は変更しなくていいのだろうか。従業員にはどう伝えたらいいのだろうか。

36協定の作り方が分からない。

「働き方改革」と言われても、そもそも労働関係の法律は複雑で何から手を付けたらいいのか、分からない。

せっかく時間をかけて仕事を教えたのに、従業員が退職してしまう、どうしたら定着率を上げることができるのだろうか。

就業規則を見直したいが、どこから手を付けたらいいのか分からない。

パートタイマーと正社員の賃金や手当をどう見直せば不合理な待遇差を解消できるのか、教えてほしい。（同一労働同一賃金）

最低賃金が毎年上がり、どう対応したらいいのか困っている。

そのお悩み、ぜひ専門家にご相談ください！

訪問相談サービスの流れ

― HOP ―
貴社の状況把握

― STEP ―
解決方法のご提案

― JUMP ―
提案後のフォローアップ

相談は無料
1回2時間程度、3回の相談を標準としています。

社労士等の労務管理の専門家が労働時間の上限規制への対応や同一労働同一賃金の実現など、「働き方改革」に取り組む中小企業・小規模事業者を訪問して、ホップ・ステップ・ジャンプの3段階の相談支援により、解決に向けてサポートします。

各種施策への対応や助成金の活用など様々なお悩みについて、働き方改革推進支援センターにてワンストップで相談できます

◀相談のお申し込みはこちらから

相談をご希望の方は、働き方改革推進支援センターHPの「訪問相談申込フォーム」、もしくは別紙の申込書に必要事項を記入して、FAXにてお申し込みください。後日、担当する専門家から電話又はメールでご都合をお伺いさせていただきます。

働き方改革特設サイト
https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp

お問い合わせ先：全国社会保険労務士会連合会委託事業運営本部
E-mail: sr-jimukyoku@shakaihokenroumushi.jp

https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support.html

36協定作成支援ツール

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html

３６協定様式ダウンロード（word版の新様式がすでにダウンロード可能です。）

https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp

ご清聴ありがとうございました

【週休2日】まとめ

週休2日工事の導入

⇒ 事務局　：まんなかホリデーの推進（10月より毎週土曜化）

⇒ 共通　：時間外労働規制の改定（R6.4）についての十分な理解
・労働局との連携

⇒ 国、県、政令市　：週休2日設定工事の普及・推進
週休2日の質の向上

⇒ 市町村　：適正な工期設定の導入
週休2日設定工事の増大、
受注者の生産性向上への手助け（助成金等の紹介）

資料6

４．各機関の取り組み

東海農政局／岐阜県／静岡県／愛知県／三重県／中部地方整備局

東海農政局の取組み

令和5年6月

1. 東海農政局の取組（平準化・週休２日）

		令和４年度の取組	課題	令和６年度目標達成の為の 令和５年度の取組予定
工事	地域平準化率 （施工時期の平準化）	・早期発注に努めるとともに、工事着手前に技術者、資機材の確保等の準備を行うための余裕期間や準備期間を見込むなど、適切な工期とする。 ・当該年度内に完了しない工事の工期延伸に対応するための繰越手続については、財務局等に相談、協議し、円滑な対応をとる。 ・年度をまたがる工期が必要となる工事の場合には、国債を活用するなど適切な工期を設定する。 平準化率：０．７６	・既設水路の改修工事が多く、非かんがい期（10月以降）での施工が必要となるため、十分な余裕期間を確保することで早期発注を行ったとしても、実質的な工事の平準化としての効果は限定的となる。	・早期発注に努めるとともに、工事着手前に技術者、資機材の確保等の準備を行うための余裕期間や準備期間を見込むほか、施設機械工事における関連土木工事との工程調整を図るなど、適切な工期とする ・当該年度内に完了しない工事の工期延伸に対応するための繰越手続については、財務局等に相談、協議し、円滑な対応をとる ・年度をまたがる工期が必要となる工事の場合には、国債を活用するなど適切な工期を設定する
	週休２日対象工事の実施状況 （適正な工期設定）	・受注者希望方式による４週８休の取組を原則全ての工事を対象に実施。 ・令和４年度に完了した東海農政局管内19工事の全てで４週８休の目標を達成した。 目標達成率：１．００	・改正労働基準法により時間外労働の上限規定が厳格化される。	・改正労働基準法の罰則適用後においても４週８休が確保される必要があることから、引き続き４週８休の取組を継続する。 ・令和５年度発注工事より、昨年度までの「受注者希望方式」から「発注者指定方式」に切り替えることで、確実な目標の達成を図る。
業務	地域平準化率 （履行期限の分散）	・原則全ての地質調査、測量、建設コンサルタント業務を対象として、履行期限の平準化に取組む。 ・ただし、環境調査及び現場技術業務等のように年間を通じて実施する業務や、建築工事における工事監理のように他律的要因により履行期間が設定される業務については対象外とする。 平準化率：０．８６	第4四半期納期率が８６％であり、目標値の４０％以下を満足していない。	・引き続き、原則全ての地質調査、測量、建設コンサルタント業務を対象として、履行期限の平準化に取組む。 ・ただし、環境調査及び現場技術業務等のように年間を通じて実施する業務や、建築工事における工事監理のように他律的要因により履行期間が設定される業務については対象外とする。

1　重点の取組み

(1)適切な工期の設定と工事の円滑な実施

①適切な工期の設定　（H29年度～）

準備期間(40日)、後片付け期間(15日)に係る標準日数を確保、工期末を3月上旬に設定し、適切な工期を設定。

②国庫債務負担行為の一層の活用　（H27年度～）

工事の現場条件や施工内容などから必要となる工期を設定することを徹底。国庫債務負担行為の一層の活用。
（平準化国債：令和3年度2件実施、令和4年度2件予定）

③「余裕期間制度」の試行　（H27年度～、令和4年度18件実施、令和5年度全件で実施予定）

工事の着手前の建設資材や労働者の確保等の準備期間として「余裕期間」を設定し、工事の円滑な実施を確保。
（任意着手方式、フレックス方式にも対応：令和2年1月14日通知）

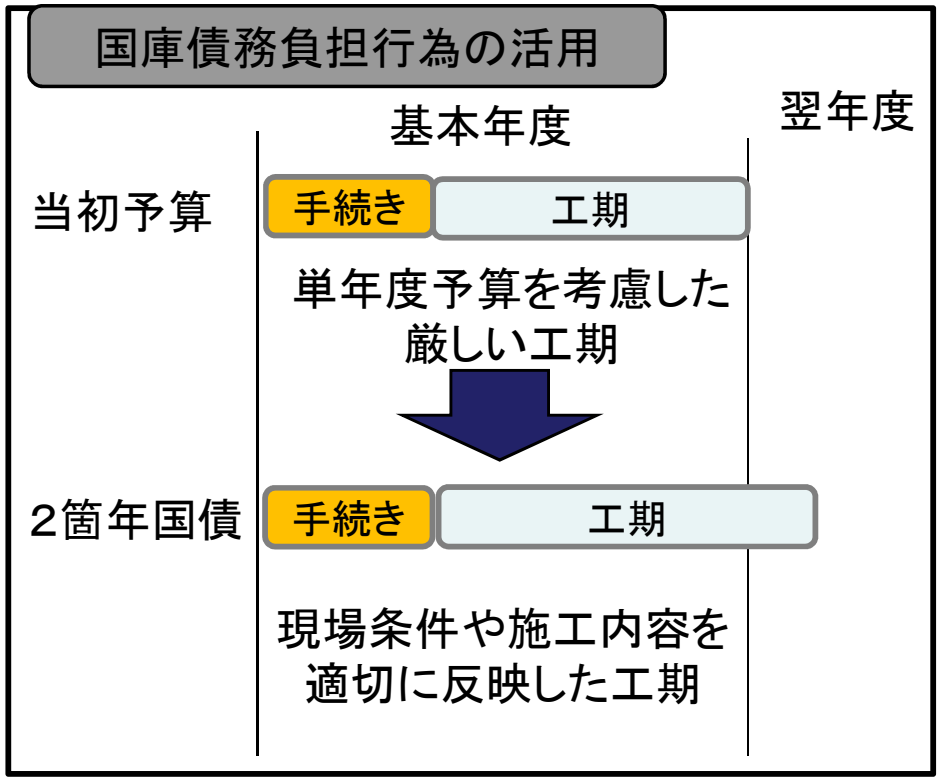

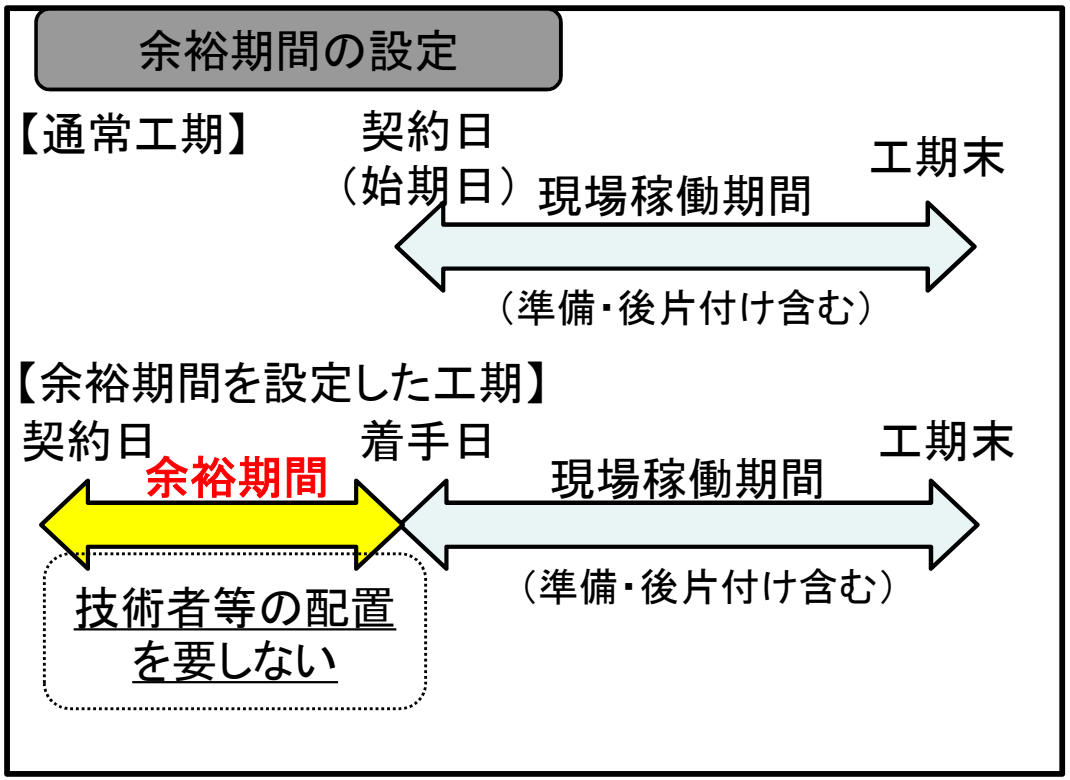

1　重点の取組み（続き）

④コンクリート構造物におけるプレキャスト製品の導入促進（令和4年～）

・国営土地改良事業等におけるコンクリート構造物におけるプレキャストコンクリート製品の導入促進のため、車両による運搬が可能な規格のコンクリート構造物については、原則、プレキャスト化する。

⑤工事の施工効率向上対策の試行について（令和4年～）

・今後発注する工事において、十分な余裕期間を確保した上で早期発注を行い、工事契約後速やかに、「工事円滑化会議」を開催する。令和5年度に各農政局において1件以上で試行。

・予定価格3億円以上の工事で、工事円滑化会議（契約後）を試行する場合は、工事契約後、速やかに工事円滑化会議を開催し、会議後から30日以上の余裕期間を確保する。

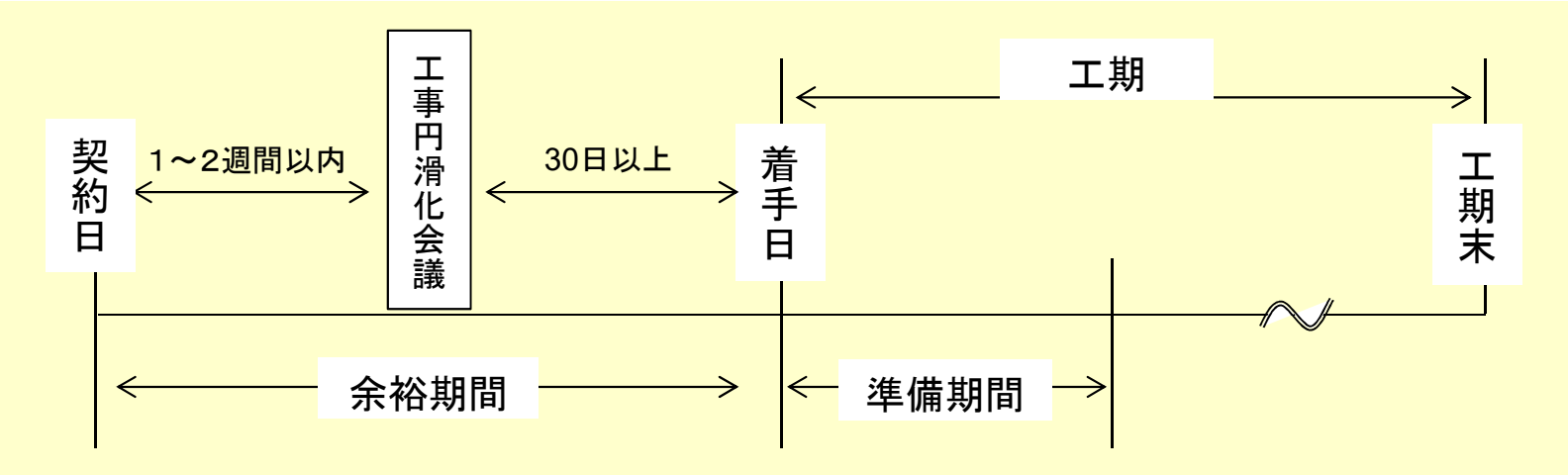

⑥入札公告時「積算参考資料（工程表）」の参考配布について（令和5年～）

・適切な工期設定に一層取り組んでいくため、令和5年4月1日以降に入札公告を行う工事において、入札公告時に「積算参考資料（工程表）」として概略工程表を参考配布する。

1　重点の取組み（続き）

（2）週休2日制工事の実施

○工事における週休2日の取得に要する費用の計上（令和2年4月1日通知）

休日を確保できる環境の整備を一層推進する観点から、週休2日の確保に当たって必要となる費用（共通仮設費及び現場管理費）の計上を平成29年8月から試行。

令和5年3月改正により、建設業における働き方改革及び建設現場における週休2日の確保を一層推進する観点から、発注者指定方式によることを原則とし、現場条件等からより難い場合は受注者希望方式で発注することとした。

また、諸経費動向調査結果により、実績を踏まえた補正係数とした。

現場閉所率	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
労務費	1．05	1．03	1．01
機械経費（賃料）	1．04	1．03	1．01
共通仮設費（率分）	1．05	1．04	1．03
現場管理費（率分）	1．07	1．05	1．04

現場閉所率	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
労務費	1．05	1．03	1．01
機械経費（賃料）	1．04	1．03	1．01
共通仮設費（率分）	1．04	1．03	1．02
現場管理費（率分）	1．09	1．07	1．05

２ その他の取組み

BIM/CIMを活用した業務及び工事の試行について　（令和５年４月３日通知）

農業農村整備における調査・測量、設計、施工、維持管理及び営農に至る一連のプロセス全体の課題解決及び業務効率化を図るため、プロセスの各段階においてBIM/CIMを活用した検討等を実施することを目的とした「国営土地改良事業等におけるBIM/CIM活用ガイドライン（案）」を整備し、令和５年４月３日以降の契約に係る業務及び工事から適用。

調査設計段階

- ○ 図面の一元的集約や数量自動計算機能等により**設計作業が効率化**。
- ○ 構造物の干渉や施工計画等の**可視化**により**設計照査の精度が向上**。
- ○ **設計段階から図面を3次元化**すれば、**施工段階の更なる生産性向上**が可能。

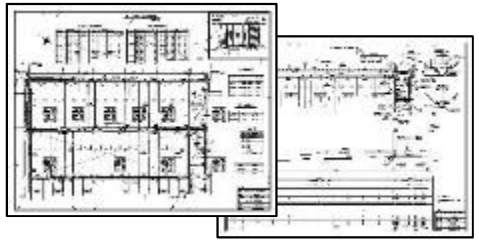

2次元図面

転換

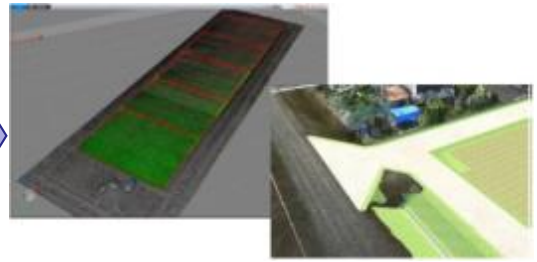

3次元モデル

施工段階（情報化施工）

3次元起工測量・設計データ作成

UAV等による起工測量

２次元発注図面

データ処理　３次元化

３次元点群データ
（現況地形の面的把握）

すり合わせ

３次元設計データ
（建機や施工管理で利用）

～準備作業（測量・数量計算等）の省力化～

ICT建機による施工

ICTブルドーザ

ICTバックホウ

～少人員・短期間で正確・安全な施工～

面的な出来形管理

UAV等による出来形測量

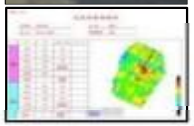

出来形管理図を面的整理

～施工管理や監督・検査の省力化～

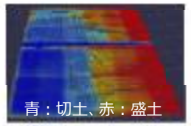

ヒートマップによるほ場特性の可視化

～営農の生産性向上への活用～
（農機作業計画、生育分析等）

営農・維持管理段階

- ○ 情報化施工で得られたほ場や周辺構造物の詳細な**座標データを自動走行農機の走行経路設定に利用**する等、**スマート農業実践の環境整備**として活用。
- ○ **農業水利施設の3次元モデル**を構築し、**属性情報**（材質、施工履歴、施設変状等）を付与して、**維持管理や更新事業計画**に活用。
- ○ 工事完成時の3次元座標データを**被災前地形の把握**に活用し、**災害復旧工事の設計**作業を効率化。

スマート農業での活用

情報化施工で得られた３次元点群データ
（ほ場及び周辺の工事完成形状）

自動走行農機搭載用の地図

維持管理・災害時の活用

３次元モデルを施設監視に活用
（変状データの保存・共有）

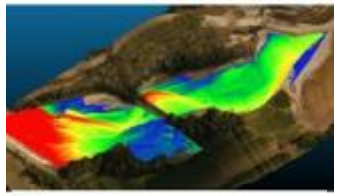

豪雨災害時の土量把握

２ その他の取組み（続き）

情報化施工技術を活用した工事の試行についての一部改正について（令和５年４月26通知）

「情報化施工技術の活用ガイドライン」を以下のとおり改正。
・共通事項を第１章総則、第２章共通編に統合し全体構成を再編するとともに、公告記載例等の記載内容を充実。
・新規対象工種として、水路工事編、暗渠排水工事編及びため池改修工事編を追加。

情報化施工に係る基準整備状況 【農業農村整備事業】

施工管理技術＼工種	土工	ほ場整備工	ため池改修工（断面管理）	舗装工	付帯構造物※	暗渠排水工	水路工
TS等光波方式を用いた出来形管理	●	●	●	●	●	●	●
空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理	●	●	●			●	
地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理	●	●	●	●	●	●	
無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理	●	●	●			●	
地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理	●	●	●			●	●
TS（ノンプリ）を用いた出来形管理	●	●			●		●
音響測深機器を用いた出来形管理							
施工履歴データを用いた出来形管理	●	●					
RTK-GNSSを用いた出来形管理	●	●	●		●		●
TS・GNSSを用いた盛土締固め管理							

※付帯構造物工は他の工種の関連施工工種として実施。

ICTバックホウによる暗渠排水掘削

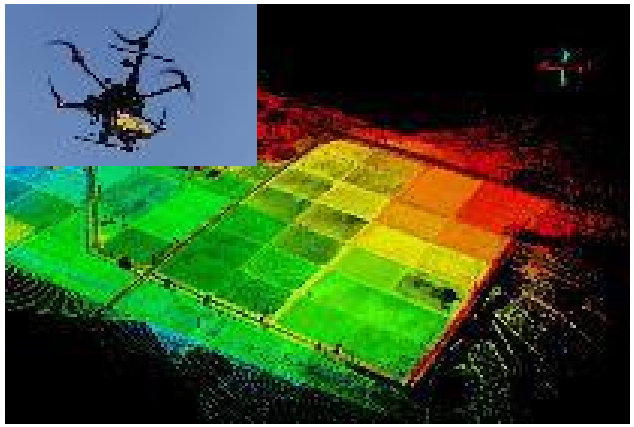

UAV搭載型レーザースキャナ

岐阜県部会の取組状況について

1. 岐阜県及び市町村の取組

2. 岐阜県部会の取組

令和5年6月

1. 岐阜県及び市町村の取組

1. 岐阜県の取組（平準化・週休２日）

		令和４年度の取組	課題	令和６年度目標達成の為の 令和５年度の取組予定
工事	地域平準化率 （施工時期の平準化）	県の取組 ・ゼロ県債、債務負担行為の活用、速やかな繰越を行った。 ・「フレックス工期による契約方式」の本格導入を行っている。	―	―
		市町村の取組 ・令和４年度の実績において、令和６年度目標に達している自治体は７自治体。 ・財務部局及び発注部局を交えての会議を設けたり、債務負担行為工事の実施や積算の前倒し、速やかな繰越など可能な限り取組んでいる自治体(次ページ以降に示す岐阜市、関市)もあるが、発注までに関係者協議を行う必要がある場合等、予定通りに発注出来ない案件を抱える自治体もある。	・交付金事業の債務負担行為工事は次年度の予算の確約がないため、実施には慎重に対応している。 ・国や県からの補助事業については、補助決定後の公告となるため、早期発注が難しい場合がある。 ・技術者不足、かつ、年度末・当初に事務が集中することから設計が間に合わない。 ・CORINS登録対象外（500万円未満）の工事が多いため実績値に表れていない。	・早期発注に向けた体制の整備、技術職員の確保、相談窓口・研修等の充実。 ・関係各課へ平準化（早期発注）の周知。 ・工事発注スケジュール等の見直しを図り、平準化に向けた取組みを推進。 ・県や他市の取組状況の共有
	週休２日対象工事の実施状況 （適正な工期設定）	県の取組 ・週休２日制モデル工事について、発注者指定型による発注の拡大を図るとともに、発注者指定型以外の工事においても、受注者からの申入れにより実施した。	―	・原則全ての工事を、発注者指定型「完全週休２日制」で実施。
		市町村の取組 ・令和４年度の実績において、令和６年度目標に達している自治体は無し。 ・取組を進めている自治体(次ページ以降に示す岐阜市、関市)もあれば、検討中の自治体もある。	・自治体職員の週休２日への取り組み（令和6年4月からの建設業にも罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されること）に対し発注者としての責務の理解が不足していること。 ・経費上乗せによる費用負担の増。	・自治体職員の週休２日への取り組みに対する認識の改善。 ・費用負担の増に対する理解。
業務	地域平準化率 （履行期限の分散）	県の取組 ・早期発注、適宜適切に繰越を行った。	―	・引き続き、早期発注及び適宜適切な繰越を行う。
		市町村の取組 ・令和４年度の実績において、令和６年度目標に達している自治体は８自治体。 ・取組を進めている自治体もあれば、検討中の自治体もある。	・発注のタイミングや業務期間の設定は各部署に委ねられているため、調整機能が必要と考えている自治体がある。 ・通年業務の委託もあり平準化率の改善につながっていないと考える自治体がある。	・関係各課へ平準化の周知。 ・発注スケジュール等の見直しを図り、平準化に向けた取組みを推進。 ・債務負担行為や繰越活用 ・県や他市の取組状況の共有

岐阜市の取組（工事の平準化）

具体的な事例

【土木工事】

	工事内容	活用した理由	部局間の調整方法
ゼロ債工事	道路舗装工事、道路側溝改良工事	早期発注により施工時期の平準化	なし
繰越工事	橋架替工事	適正な工期を確保し、施工時期の平準化	なし
債務負担行為	橋架替工事、水路（河川）工事	適正な工期を確保し、施工時期の平準化	なし

【建築工事】

	工事内容	活用した理由	部局間の調整方法
ゼロ債工事	市民会館大ホール天井落下防止措置ほか改修工事	早期発注により施工時期の平準化	予算時から、事業主管課、財政部局との協議
繰越工事	島放課後児童クラブ専用教室棟建築工事	適正な工期を確保し、施工時期の平準化	再発注において、事業主管課、財政部局との協議
	岐阜市北消防団網代分団器具庫及び岐阜市網代水防団詰所建設工事	適正な工期を確保し、施工時期の平準化	再発注において、事業主管課、財政部局との協議
債務負担行為	徹明公民館建築主体工事	適正な工期を確保し、施工時期の平準化	予算時から、事業主管課、財政部局との協議
	第二・第三恵光・ワークス恵光付属棟建築主体工事	適正な工期を確保し、施工時期の平準化	予算時から、事業主管課、財政部局との協議

【上下水道工事】

	工事内容	活用した理由	部局間の調整方法
ゼロ債工事	配水管布設替工事	早期発注により施工時期の平準化	支障移転の対応について関係部局と協議
繰越工事	老朽化に伴う電気、機械機器の更新	適正な工期を確保し、施工時期の平準化	なし
	配水管布設替工事	適正な工期を確保し、施工時期の平準化	支障移転の対応について関係部局と協議
	下水処理場の機械・電気設備の改築・更新工事	適正な工期を確保し、施工時期の平準化	なし
	下水管渠布設替工事	適正な工期を確保し、施工時期の平準化	他工事部局との協議
	マンホールポンプ更新工事	適正な工期を確保し、施工時期の平準化	なし
	下水管渠布設工事	適正な工期を確保し、施工時期の平準化	関連工事発注者との協議
債務負担行為	下水処理場の機械・電気設備の改築・更新工事	適正な工期を確保し、施工時期の平準化	なし
	管理棟改築工事	適正な工期を確保し、施工時期の平準化	なし
	遠方監視制御設備更新工事	適正な工期を確保し、施工時期の平準化	なし
	配水幹線布設替工事	適正な工期を確保し、施工時期の平準化	なし

【設備工事】

	工事内容	活用した理由	部局間の調整方法
債務負担行為	公民館設備工事	適正な工期を確保し、施工時期の平準化	事業主管課と協議
	児童福祉施設設備工事	適正な工期を確保し、施工時期の平準化	事業主管課と協議
	消防施設設備工事	適正な工期を確保し、施工時期の平準化	事業主管課と協議

岐阜市の取組（週休２日）

岐阜市週休２日制モデル工事試行マニュアル（概要）

建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手の育成・確保に向けた取組みが求められていることから、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取組みとして「岐阜市週休2日制モデル工事試行マニュアル」を作成し令和２年７月１日から運用しています。

【週休2日制モデル対象工事】
※以下の工事以外の工事
① 現場施工日数が不稼働日を含め30日未満の工事
② 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
③ 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事（災害応急復旧工事等）
④ 工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事
⑤ 発注担当部署が週休2日制モデル工事になじまないと判断した工事

<table>
<tr><th>方式</th><th>発注者指定方式（４週８休以上）</th><th>受注者希望方式（４週６休以上）</th></tr>
<tr><td>積算方法</td><td>当初の予定価格を補正
【建設工事の補正係数】
<table><tr><th>労務費</th><th>機械経費</th><th>共通仮設費</th><th>現場管理費</th></tr><tr><td>1.05</td><td>1.04</td><td>1.04</td><td>1.06</td></tr></table>
【営繕工事の補正係数】
(1)複合単価
<table><tr><th>労務単価</th></tr><tr><td>1.05</td></tr></table>
(2) 市場単価及び物価資料の掲載価格
建築工事、電気設備工事、機械設備工事の各工種に規定した補正率で補正</td><td>現場閉所率の状況により契約金額を補正
【建設工事の補正係数】
<table><tr><th>現場閉所率</th><th>労務費</th><th>機械経費</th><th>共通仮設費</th><th>現場管理費</th></tr><tr><td>4週8休以上</td><td>1.05</td><td>1.04</td><td>1.04</td><td>1.06</td></tr><tr><td>4週7休以上8休未満</td><td>1.03</td><td>1.03</td><td>1.03</td><td>1.04</td></tr><tr><td>４週6休以上7休未満</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.02</td><td>1.03</td></tr></table>
【営繕工事の補正係数】
(1)複合単価
<table><tr><th>現場閉所率</th><th>労務費</th></tr><tr><td>4週8休以上</td><td>1.05</td></tr><tr><td>4週7休以上8休未満</td><td>1.03</td></tr><tr><td>４週6休以上7休未満</td><td>1.01</td></tr></table>
(2) 市場単価及び物価資料の掲載価格
建築工事、電気設備工事、機械設備工事の各工種に規定した補正率で補正</td></tr>
<tr><td>工事成績評定</td><td>週休２日を確保した場合、２点加点</td><td>現場閉所率（実績）に応じて加減点
<table><tr><th>現場閉所率</th><th>加減点</th></tr><tr><td>4週8休以上</td><td>＋２点</td></tr><tr><td>4週6休以上8休未満</td><td>＋１点</td></tr><tr><td>４週4休以上6休未満</td><td>０点</td></tr><tr><td>４週4休未満</td><td>－１点</td></tr></table></td></tr>
</table>

令和６年度の目標に向けて取組

原則、「受注者希望方式」で工事を発注

・岐阜市週休２日制モデル工事試行マニュアルの実施についてを仕様書に記載

週休2日制モデル工事の試行
　本工事において受注者が週休2日に取り組むことを希望する場合は、「岐阜市週休2日制モデル工事試行マニュアル」に基づき実施すること。

※週休2日制モデル工事対象外は除く。

新築の営繕工事で「発注者指定方式」を実施

・令和５年度は３件を予定

関市の取組（工事の平準化）

令和4年度に実施した取組
適正な工期設定及び平準化の促進を目的とし「関市公共事業の適正な工期の設定及び平準化等に関する研究会」を設置。

研究会は、工事発注部局（土木、建築、農、上下水、都市計画）の部課長だけでなく、財務部局（財政、契約）の部課長も交えたメンバーにて構成。（部局を跨いだメンバー構成）

関市公共事業の適切な工期の設定及び平準化等に関する研究会

工事発注部局
（土木・建築・農・上下水・都市計画）

＋

財務部局
（財政・契約）

会議では品確法に関する資料及び国・県・他市の取組み状況資料などを基に、速やかな繰り越しの手続きや債務負担を積極的に活用するよう認識の統一を図り、大型案件や納期に時間を要する案件などは速やかな繰り越しや債務負担の手続きを行った。

令和4年度に実施した取組

・まんなかホリデー実施業者に対して工事成績評定で加点する要領等の概要

週休２日の意識づけとして、岐阜県のまんなかホリデー実施要領に基づき実施した場合は工事成績評定にて1点の加点評価を行う
（工事日誌や実施工程表にて休工の実施を確認）

・取組の状況
２割程度の工事にてまんなかホリデーを実施

岐阜県の取組（１／６）

岐阜県

概　要

- 建設業は、地域の社会資本の整備・維持管理の担い手であるとともに、災害時の応急復旧や冬期の除雪作業など、地域の安全・安心の守り手であるが、29歳以下の若年層の入職数の低下に加え、今後の就労者の高齢化による大量の離職が見込まれることから、将来の深刻な担い手不足が懸念されている。
- 令和５年度は、ICTの活用を促進するため、引き続き、ICTを活用したモデル工事を行うほか、リーディング認定企業制度においてWebプロモーションなどを行い、若い世代の入職を促進するなど、人材確保事業の取組みを拡充していく。

項　目	取り組み				
①適正な利潤の確保	○適正な予定価格の設定 ・実態に即した労務及び資材単価の設定	○ダンピング受注対策 ・低入札価格調査制度 ・最低制限価格制度 ・失格判断基準制度	○適切な設計変更 ・設計変更ガイドライン ・工事の一時中止にかかるガイドライン	○建設職人基本法 岐阜県計画の推進【再掲】	市町村への取り組み展開
②生産性向上	○ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度 ・制度の認知向上のためのPR ・ブラッシュアップセミナー ・認定促進セミナー ・Webプロモーション ○総合評価落札方式での評価 ・建設工事 人材育成の取組を加点項目とした試行を継続 ・建設関連業務 人材育成の取組を加点項目とした試行を継続	○ICTを活用したモデル工事（H29～） ○情報機器を活用した現場遠隔確認 ○工事書類の簡素化 ・情報共有システムの活用 ○設計業務の品質向上	○施工時期の平準化 ・ゼロ県債等を活用した発注時期の平準化 ・フレックス工期契約制度の活用 ○社会保険未加入対策 ・建設業許可・更新における適切な社会保険加入の要件化 ○法定福利費の適切な支払い ○週休２日制モデル工事（H29～） ○建設現場環境改善モデル工事（H29～） ○建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑ活用ﾓﾃﾞﾙ工事（R3～）	○建設職人基本法 岐阜県計画の推進 ○ウィークリースタンス	
③労働環境改善					
④人材育成	○ぎふ建設人材育成・確保連携協議会 ・人材育成・確保に関する取組みの基本方針決定 ・建設関連企業と学生の交流サロン、ICT体験学習 ・研修参加負担金支援 ・WEB活用セミナー ・若手・女性技術者との意見交換会 ・安全教育にかかる講習会参加負担金支援 ・高校生等を対象とした建設産業出前授業	○建設ICT人材育成センターの管理・運営、スキルアップ支援 ・ICTによる生産性向上研修の充実 ・技術力・経営力向上研修の充実 ・新人育成に関する研修の充実 ・外国人材に関する相談窓口の案内業務やセミナーの実施 ○建設業関連団体（センター含む）の魅力発信 ・人材育成ｾﾝﾀｰHPでの情報発信 ・工事現場見学会（工業高校、教諭、女性、小中学生の親子） ・意見交換会（工業高校教諭と建設業者、女性技術者等） ・工業高校ＯＢによる就職サポート	○若手及び女性技術者の登用・育成を支援するモデル工事 ○技術者及び企業の表彰 ・優秀建設現場従事者表彰 ・優良工事施工者表彰 ○保護者や小中学生等を対象とした魅力発信、人材育成・確保支援 ・小学生、中学３年生・高校生向け情報誌、新聞への特集記事掲載 ・ＰＲ冊子の配布、ＰＲ動画の配信 ・中学生向け出前授業 ・建設産業を対象としたフォトコンテスト ・転職希望者等を対象とした業界セミナー ・高校生等の資格取得支援 ○オール岐阜・企業フェスの開催 ・建設産業のＰＲ		
⑤魅力発信					

新規：赤（太字＋下線）
拡充：青（太字）

岐阜県の取組（２／６）

岐阜県

１．債務負担行為の活用

年度当初時期の工事量の減少を緩和するため、平成29年度からゼロ県債を9月補正予算で設定している。
なお、工事発注のほか調査設計業務についても対象としている。

令和４年度	単独事業	交付金、補助事業
ゼロ県債設定額	１０億円	２０億円

２．柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

平成26年度から任意着手方式として受注者が最大90日間で工事開始日を選択することができる「フレックス工期による契約方式」を一部の工事で試行し、令和3年度から本格導入を行っている。
令和3年2月15日から、発注者指定方式の適用を開始。

３．速やかな繰越手続

当該年度で完成しないことが明らかな工事については、平準化の観点からも速やかに対応するため、平成27年度から繰越明許費の設定時期を12月補正予算時点から9月補正予算時点に繰り上げて行っている。

議会提出		件数
令和4年度	9月議会	117
	12月議会	500
	3月議会	1，536
	合計	2，153

岐阜県の取組（３／６）

岐阜県

週休２日制モデル工事について

対象工事

・平成29年度～
　県土整備部の発注工事
・令和2年度～
　都市建築部（公共建築課を除く）、農政部、林政部の発注工事
・令和5年度～
　都市建築部の発注工事

実施状況・入札結果

H29	：	発注者指定型	33件	受注者申入れ	0件	合計	33件
H30	：	発注者指定型	41件	受注者申入れ	8件	合計	49件
R01	：	発注者指定型	73件	受注者申入れ	60件	合計	133件
R02	：	発注者指定型	154件	受注者申入れ	127件	合計	281件
R03	：	発注者指定型	336件	受注者申入れ	245件	合計	581件
R04	：	発注者指定型	653件	受注者申入れ	119件	合計	772件

令和5年度の対応

発注者指定型「完全週休2日制」（4週8休）により発注することを原則とし、災害時の応急対策や通年維持工事など所属長がなじまないと判断した工事は対象外とする。

なお、発注者指定型以外の工事において、契約後に受注者からの申入れがあった場合、受発注者の協議により実施することができる。

岐阜県の取組（４／６）

岐阜県

建設現場環境改善モデル工事について

対象工事

・平成29年度～
　県土整備部の発注工事
・令和2年度～
　都市建築部（公共建築課を除く）の発注工事
・令和4年度～
　農政部、林政部の発注工事（受注者申入れのみ）

実施状況・入札結果

H29	：	発注者指定型	30件	受注者申入れ	0件	合計	30件
H30	：	発注者指定型	94件	受注者申入れ	3件	合計	97件
R01	：	発注者指定型	202件	受注者申入れ	19件	合計	221件
R02	：	発注者指定型	222件	受注者申入れ	14件	合計	236件
R03	：	発注者指定型	328件	受注者申入れ	74件	合計	402件
R04	：	発注者指定型	737件	受注者申入れ	26件	合計	763件

令和5年度の対応

・発注者指定型で各土木事務所の予定価格5，000万円以上の工事は「快適トイレ」、「快適休憩所」、「標準的な現場環境改善」の全項目、5，000万円未満の工事は快適トイレに取り組む。
・発注者指定型以外の工事であっても、初回打合せ時に施工者の取り組む意向を確認できた場合には、モデル工事とする。

岐阜県の取組（５／６）

岐阜県

ICTを活用したモデル工事について

対象工事

・平成29年度～
　県土整備部の発注工事
・令和2年度～
　都市建築部の発注工事（農政部、林政部は独自に運用）
・ICTを活用できる工種の拡大
　H29：土工1,000㎥以上　、　H30：路盤2,000㎡以上　、　R01：河川浚渫工
　R02：法面工(植生工・吹付工)、付帯構造物設置工、床掘工、地盤改良工(浅層・中層)
　R03：舗装修繕工(切削工)、法面工(吹付法枠工)、地盤改良工(深層)
　R04：土工（小規模施工）、構造物工（橋台・橋脚）、　R05：基礎工、擁壁工

実施状況・入札結果

H29	：	発注者指定型	4件	受注者希望型	12件	その他	2件	合計	18件
H30	：	発注者指定型	9件	受注者希望型	18件	その他	5件	合計	32件
R01	：	発注者指定型	11件	受注者希望型	15件	その他	6件	合計	32件
R02	：	発注者指定型	26件	受注者希望型	13件	その他	7件	合計	46件
R03	：	発注者指定型	44件	受注者希望型	4件	その他	23件	合計	71件
R04	：	発注者指定型	51件	受注者希望型	10件	その他	23件	合計	84件

令和5年度の対応

1,000㎥以上の土工を含むものについては「発注者指定型」とし、500㎥以上1,000㎥未満の土工、2,000㎥以上の路盤工を含むものについては、「施工者希望型」として発注している。
さらに、その他の工事であっても受注者からの「申入れ」があった場合は、協議によりモデル工事として適用している。

岐阜県の取組（６／６）

岐阜県

建設キャリアアップシステム活用モデル工事について

対象工事

・令和3年度～
　県土整備部の発注工事
・令和4年度～
　都市建築部の発注工事
・条件、基準
　事業者登録　：　元請のみ。下請の登録は求めない。
　技能者登録　：　1名以上
　管理者ID登録　：　当該現場の登録
　ｶｰﾄﾞﾘｰﾀﾞ設置　：　実働日数30日以上のICカード読取

実施状況・入札結果

R03　：　発注者指定型　12件　受注者申入れ　制度なし
R04　：　発注者指定型　30件　受注者申入れ　3件

令和5年度の対応

・発注者指定型で各土木事務所Aランク工事の2割以上を実施予定
・発注者指定型以外の工事であっても、初回打ち合わせ時に施工者の取り組む意向を確認できた場合には、モデル工事とする。

岐阜県　担い手の育成・確保のための取組（１／９）

岐阜県

ぎふ建設人材育成・確保連携協議会

産学官が一体となって入職者の増加及び若者の定着等を目指す

産 （企業、団体等）	学 （大学、高専、高校）	官 （県等）

ぎふ建設人材育成・確保連携協議会

【設置目的】 県内の建設人材を育成・確保するための対策について、その取り組み方針を決定

【基本方針】 取り組み方針に沿った事業を推進

【設 立 日】 平成30年6月13日

【会 員 数】 187社
（令和5年5月末現在）

会　　長 ：企業代表
構成員 ：【産】企業、建設関連団体（県建設業協会・県測量設計業協会等）、（公財）岐阜県建設研究センター
【学】岐阜大学、岐阜高専、県高等学校教育研究会（工業部会建設系分科会）
【官】県、国（オブザーバー）等

取り組み方針に基づき効率的かつ効果的に事業を展開

◎協議会に参画する各団体が連携・協働し、研修や魅力発信事業を実施

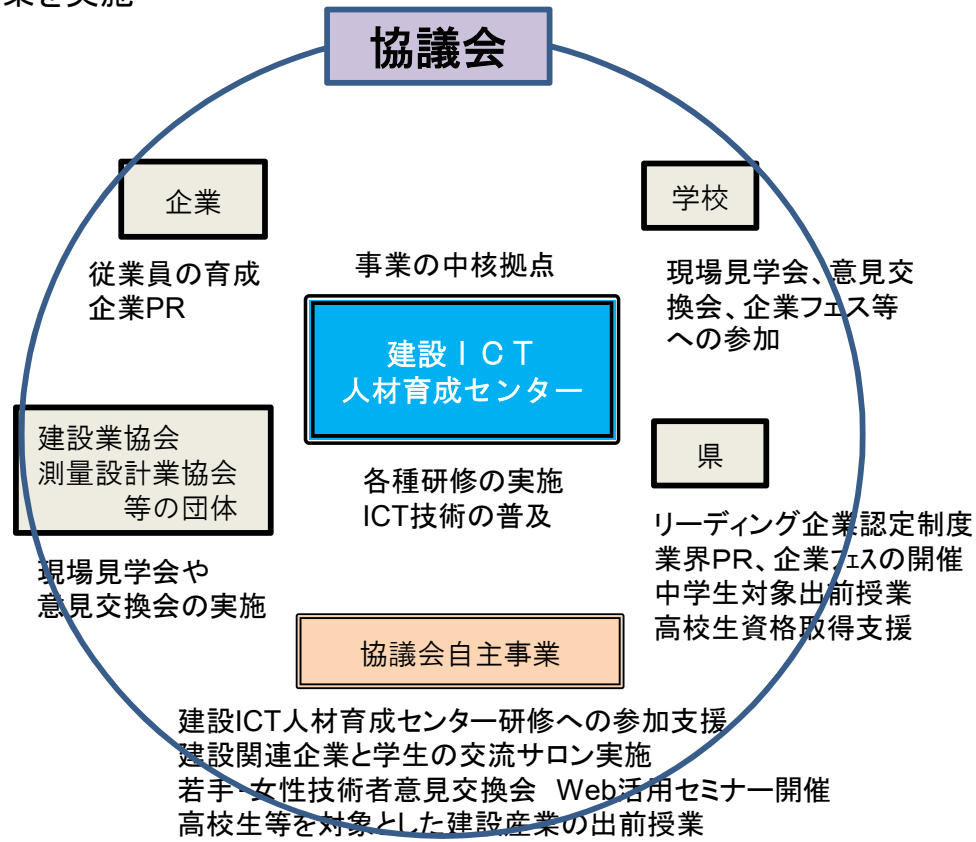

建設業の魅力発信

将来の建設業を担う若者・女性・学生

岐阜県　担い手の育成・確保のための取組（２／９）

岐阜県

建設ICT人材育成センター

平成30年4月に、建設業の人材育成・確保施策の推進拠点として、岐阜県建設研究センター内に設置。建設現場における生産性向上のための研修や、建設業の魅力発信に関する事業等を行っている。

○新規入職者の確保・定着と担い手育成に関する取組み

	R5予定回数	R4実施回数	R4受講者数
外国人材に関する相談窓口の案内業務	通年	通年	－
建設業初任者研修	2回	2回	43人
OJT研修	1回	1回	16人
ICT土工一括研修	1回	1回	20人
ドローン操作研修	3回	3回	66人
建設ICT　PC研修	2回	2回	55人
建設ICT普及研修	1回	2回	110人
建設ICT技術研修	8回	10回	228人
【新】建設ICTマネジメント研修	5回	－	－
技術力向上セミナー	5回	5回	167人
技術者基礎能力向上研修	6回	7回	201人
経営力向上セミナー	5回	5回	86人
合　計	39回	38回	992人

○建設業界のイメージアップに関する取組み

	R5予定回数	R4実施回数	R4受講者数
建設業担い手確保事業等のPR	通年	通年	－
中学生を対象とした建設ICT体験学習	5回	21回	1，396人
小・中学生の親子土木見学ツアー	1回	1回	24人
合　計	6回	22回	1，420人

＜受講者の感想＞

○法律や規制などを知ることができたこと、実際に操作が出来たことが良かった。
（ドローン操作研修）

○ソフト自体を使ったことが初めてだったが、慣れた時に簡単に3D出来形が作れそうだった。
（建設ICT技術研修）

○女性の働く環境の改善から会社内の環境の変化にも繋がるということがわかり勉強になった。
（経営力向上セミナー）

○オンラインだったがグループで演習を解き、意見交換をすることで、緊張感と技術力向上に繋がり良いと思った。
（技術力向上セミナー）

岐阜県　担い手の育成・確保のための取組（３／９）

岐阜県

建設関連企業と学生の交流サロン

建設関連企業の技術者と学生の交流を通して、学生が抱える建設業界への不安や疑問を拾い上げるとともに、それらを解消し、さらに建設関連業の魅力を伝えることで、建設業界への就職促進や就職後のミスマッチの防止を図る。

○令和5年度予定

開催時期：６月～１月
開催回数：１５回
対　象　者：高校１～２年生
実施概要：①企業自己紹介
②グループワーク（建設業の良いイメージ、悪いイメージのまとめ）
③意見交換（生徒と企業担当者）
④グループワーク（意見交換後に感じているイメージを書き出す）
⑤グループ発表
⑥総括

○令和4年度実績

開催時期：６月～２月
開催回数：１５回（１２校 ／ 岐阜総合学園高校、岐南工業高校、岐阜工業高校、岐阜農林高校、大垣工業高校、可児工業高校、中津川工業高校、恵那農業高校、飛騨高山高校、高山工業高校、関商工高校、岐阜高等専門学校

【生徒の感想】
・職場環境が悪いイメージがあったが、様々な対策が取られていることが分かった。
・様々な企業の話を聞くことができ、写真を使った説明もあり、分かりやすかった。進路選択に役立った。
・自分たちの手で仲間と協力して1つのものを作り上げることに魅力を感じた。人の役に立つとの話を聞き、やりがいが感じられた。

【企業の感想】
・今の学生達が建設業界にどんなことを思っているのかを知ることができ、求人活動の参考になった。
・学生達が持つ建設業に対するネガティブなイメージを改めることができた。
・自身の体験を伝えることで生徒が不安に感じていることを払拭でき、建設業の良さを伝えることができた。

岐阜県　担い手の育成・確保のための取組（４／９）

岐阜県

ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度

人材の確保、育成や職場環境の改善等に積極的に取り組む建設業者等を「岐阜県建設人材育成企業」として登録するとともに、実際の取り組みが特に優秀な企業を「ぎふ建設人材育成リーディング企業」として認定し、幅広く広報することで建設業者及び建設関連業者の取り組みを支援し、建設業への人材の入職、育成及び定着を図る。

○「岐阜県建設人材育成企業」の登録条件

下記の3つの項目について、会社をあげて積極的に取り組むことを宣言した企業を「岐阜県建設人材育成企業」として登録。

①労働環境の整備、処遇の改善
②将来の建設産業を担う人材の確保・育成
③魅力ある建設現場等の環境づくり

○「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定条件

認定評価項目の達成状況に応じて、下記の3つのランクに分けて認定。

①ゴールドランク　：評価項目についての達成状況が非常に優秀な企業
②シルバーランク　：評価項目についての達成状況が優秀な企業
③ブロンズランク　：評価項目についての達成状況が優良な企業

○認定企業数（R2年度分以降記載）

認定年度	R2 ○H29（第1回）認定更新					R3 ○H30（第2回/第3回）認定更新					R4 ○R1（第4回/第5回）認定更新						辞退・取消 失効・消滅			第１回～第８回 累計		
認定回						第7回					第8回											
認定月	（R2.11）					（R3.11）					（R4.11）											
業種	建設			建設関連		建設			建設関連		建設			建設関連				建設	建設関連		建設	建設関連
認定種別	新規	ランクアップ	同ランク更新	新規	ランクアップ	新規	ランクアップ	同ランク更新	新規	ランクアップ	新規	ランクアップ	同/下位ランク更新	新規	ランクアップ	同ランク更新						
認定数	25	46	52	5	3	20	27	30	1	1	42	25	39	3	2	7	▲14	▲14	0	308	287	21
ランク ゴールド	0	23	18	3	3	1	9	9	0	1	4	14	13	0	2	7	▲2	▲2	0	106	90	16
ランク シルバー	5	23	14	1	0	6	18	9	0	0	13	11	9	2	0	0	▲6	▲6	0	102	99	3
ランク ブロンズ	20		20	1		13		12	1		25		17	1		0	▲6	▲6	0	100	98	2
登録数	41			5		49			1		75			3			▲66	▲66	0	627	606	21
業種別認定数	123			8		77			2		106			12								
年間認定総数	131					79					118											

届出・申請期間…7～8月、認定…11月中、認定証授与式・・・12月中

○各種セミナーの開催

①ブラッシュアップセミナー
　既に認定を受けている企業の取組意識の向上を図るセミナー（ランクアップセミナー）

②認定促進セミナー
　まだ認定を受けていない企業に対し、リーディング企業認定取得に向けた、労働環境整備等に関するセミナー

岐阜県　担い手の育成・確保のための取組（５／９）

岐阜県

建設業の人材確保・育成や職場環境改善等を支援する総合評価落札方式の試行

「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」が平成29年度に始まり、この制度の充実を図るとともに、建設業における人材の確保・育成や職場環境改善等の支援を目的として、「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定及び「岐阜県建設人材育成企業」としての登録がある企業の活用に関する条件を付加した「人材育成型総合評価落札方式」を平成30年度から試行を開始。

評価項目	評価内容	評価基準	評価点（技術提案、簡易1，2）	評価点（地域型）
人材育成の取り組み	ぎふ建設人材育成リーディング企業への認定状況	ゴールド認定	２．０	１．０
		シルバー認定	１．５	０．75
		ブロンズ認定	１．０	０．５
		上記以外	０．０	０．０

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
県内企業の活用率	県内企業の活用状況	県内企業活用金額率　90%以上かつ登録企業活用金額率が50%以上	１．５
		県内企業活用金額率　90%以上かつ登録企業活用金額率が50%未満	１．０
		県内企業活用金額率　50%以上かつ登録企業活用金額率が50%以上	０．75
		県内企業活用金額率　50%以上かつ登録企業活用金額率が50%未満	０．５
		県内企業活用金額率　50%未満	０．０

実施状況・入札結果

実施件数　令和４年度：４４８件

入札結果

全入札参加者数（落札者含む）２１４２者
※内訳：ゴールド認定　７１３者
シルバー認定　４８７者
ブロンズ認定　２８５者
その他（加点無し）６５７者
69%
31%

落札者数　４４８者
※内訳：ゴールド認定　１５４者
シルバー認定　１１８者
ブロンズ認定　５５者
その他（加点無し）１２１者
73%
27%

R5.3.31時点の集計

令和5年度も積極的に実施予定

岐阜県

人材育成(企業能力評価)型総合評価落札方式モデル工事の試行

〇次世代を担う若手技術者が実績を積む機会の拡大目的とし、令和4年2月1日から試行開始

〇「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定や「岐阜県建設人材育成企業」の活用を評価

■人材育成型との違い

	人材育成型	人材育成（企業能力評価）型
一般競争入札参加資格要件	配置技術者の施工実績	項目削除
総合評価落札方式の加点項目（簡易型①の場合のみ）	配置技術者能力	項目削除

■試行対象

《考え方》

工事難易度が高くなく、配置技術者の施工実績の評価を付加しないことが適当であると認められる工事

・県土整備部発注工事において試行開始
・3年間の試行を踏まえ一般化検討

岐阜県　担い手の育成・確保のための取組（７／９）

岐阜県

建設関連業務の人材確保・育成や職場環境改善等を支援する総合評価落札方式の試行

「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」では、令和元年度よりコンサルタント会社等も認定対象となったことから、この制度の充実を図るとともに、建設関連業務における人材の確保・育成や職場環境改善等の支援を目的として、「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定及び「岐阜県建設人材育成企業」としての登録がある企業の活用に関する条件を付加した「地域型（人材育成型）総合評価落札方式」を令和2年度から試行を開始。

評価項目	評価内容	評価基準	技術評価点
人材育成の取組み	ぎふ建設人材育成リーディング企業への認定状況	ゴールド認定あり	４．０
		シルバー認定あり	３．０
		ブロンズ認定あり	２．０
		登録あり	１．０
		登録・認定なし	０．０

地域型（人材育成型）

- 令和２年度より試行開始
- 技術提案を求めず、地域に根差し人材育成に取り組んでいる企業を評価する。
- 県土整備部予算の事業であって、予定価格が１００万円以上の業務を対象とする。
- 試行件数は３０件程度を予定

岐阜県　担い手の育成・確保のための取組（８／９）

岐阜県

オール岐阜・企業フェス

平成28年度から県が開催している企業及び学生が集う県内最大規模の合同企業説明会において、県内建設業者の魅力を発信する機会を創出する。令和４年度は3年ぶりの対面での開催に加え初めての試みとなる「高校生の日」が開催された。

○令和5年度予定

開催時期　：未定

開催方法　：一般開催日４日間、高校生の日１日間、WEBサイト

出　展　数　：一般開催日400社、高校生の日200社

主な対象　：県内外の大学生、第2新卒、既卒、高校生、保護者など

主　　催　：岐阜県、産学金官連携人材育成・定着プロジェクト推進協議会

○令和4年度実績

【一般開催日（開催場所：じゅうとくプラザ2階及び5階）】

開催期間　：令和5年2月21日～2月24日（4日間）

参加者数　：1，710人（高校生664人、大学生・既卒他1，046人）

出　展　数　：390社（うち建設関連企業は88社）

【高校生の日（開催場所：ソフトピアジャパンセンタービル3階）】

開　催　日　：令和5年3月11日（土）

参加者数　：310人

【特設サイト】：令和4年11月1日～令和5年3月11日、閲覧数19，860件

【参加者アンケート】

○「とても良かった」：77％

○地元の企業の魅力を知ることができ、大変貴重な時間を過ごすことができた。

○マイナビ、リクナビなどに登録がない企業の話が聞けて、新しく志望したいと思える企業もあったため、非常に就活において力になった。

○就職しようという意識が高まった。

○岐阜県のなかにも多くの優良企業や人々の生活に密に関われる企業があると思った。

【出展企業アンケート】

○「満足」及び「やや満足」：65％

○2階と5階の人の入りの差が激しい。

○学生の就職活動が早期化しているため、10月～12月頃が良い。

○交通の便が良かった。

○高校生が多くて座れない大学生がいた。

岐阜県　担い手の育成・確保のための取組（９／９）

岐阜県

将来的な建設業の担い手確保を図るため、PR冊子の配布や出前授業等により、建設業の役割、建設業で活躍する若者や女性の声、ICT等の最先端の技術等を紹介し、子供や学生に対して建設業のイメージアップを図る。

○令和5年度予定

①小中高校生向けの子ども・学生新聞への掲載
　小学生：「マナビのトビラ」　年3回
　中学3年生及び高校生：「高校ダイアリー」　年3回
②新聞への特集記事の掲載
　岐阜新聞　年1回、特集紙面（見開き2ページ）
③PR冊子「建設業の現在」を県内公立高校生等へ配布
④中学生向け出前授業の実施　5回（5校）
⑤工業高校等を対象とした土木関係の資格取得支援
　2級土木施工管理技士等の資格取得に係るテキスト購入費支援
⑥転職希望者等を対象とした建設業界セミナーの開催
　県内のハローワークと連携して実施
⑦【新規】SNSを活用した建設業対象フォトコンテストの開催
　若い世代を中心に利用されているSNSを活用し、県内の土木構造物や現場で活躍する人達を撮影したフォトコンテストを実施

○令和4年度実績

①小中高校生向けの子ども・学生新聞への掲載
　小学生：「マナビのトビラ」　年3回
　中学3年生及び高校生：「高校ダイアリー」　年3回
②新聞への特集記事の掲載
　岐阜新聞　年1回、特集紙面（見開き2ページ）
③PR冊子「建設業の現在」を県内公立高校生等へ配布
④中学生向け出前授業の実施　21回（20校）
⑤UIターン・転職者の受入支援
　PR動画「暮らしを支える建設産業（若手社員の1日に密着編）」を企画・作成
⑥工業高校等を対象とした土木関係の資格取得支援　5校
　2級土木施工管理技士等の資格取得に係るテキスト購入費支援
⑦転職希望者等を対象とした建設業界セミナーの開催
　ハローワーク5か所と連携して実施

○学生を対象としたその他の広報

①リーディング企業認定制度を紹介したチラシ・ポスターを配布
②専用Webサイトによるリーディング認定制度と企業を紹介
③Instagrmによる建設産業の魅力や情報を発信

2. 岐阜県部会の取組

岐阜県公共事業執行共同化協議会における取組（１／４）

岐阜県

岐阜県公共事業執行共同化協議会の組織概要（R5.6.1時点）

協議会

岐阜県公共事業執行共同化協議会　H19. 11. 1設立

会　　長：岐阜市（市長会会長）
副 会 長：八百津町（町村会会長）
協議会員：県内全市町村、県

オブザーバー
中部地方整備局
企画部技術開発調整官

幹事会

岐阜県公共事業執行共同化協議会　幹事会

幹 事 長：岐阜市（市担当課長（会長指名））
副幹事長：八百津町（町村担当課長（会長指名））
幹　　事：岐阜市、大垣市、関市、多治見市、高山市（各圏域市町村担当課長１名以上）
岐阜県 県土整備部 技術検査課長

実施機関（委託先）
(公財)岐阜県建設研究センター

部会

総合評価審査部会	人材育成部会	工事成績評定部会	維持管理部会	平準化等推進部会
(設立H19.11.1) 代表：大垣市	(設立H19.11.1) 代表：各務原市	(設立H19.11.1) 代表：高山市	(設立H19.11.19) 代表：岐阜市	(設立R01.8.19) 代表：岐阜県技術検査課
参加市町村 41/42	参加市町村 42／42	参加市町村 42／42	参加市町村 42／42	参加市町村　42/42 （5圏域毎に開催）

事務局　岐阜市、 岐阜県（技術検査課）

岐阜県公共事業執行共同化協議会における取組（２／４）

岐阜県

平準化等推進部会

【設立趣旨】
　令和元年6月に品確法、建設業法、入契法（担い手3法）が改正され、施工時期の平準化など発注者の責務等が明記されたことに伴い、岐阜県及び岐阜県内市町村が、これらの責務等を確実に実施し、働き方改革、生産性の推進・向上を図るために、必要となる具体的取組みを積極的に推進することを目的として、岐阜県公共事業執行共同化協議会（岐阜県部会）に平準化等推進部会（以下「部会」という。）を新たに設置。

【組織】
・代　表：岐阜県技術検査課長
・副代表：岐阜県技術検査課建設技術企画監、各土木事務所副所長
・会　員：市町村の財務及び工務の管理職
・事務局：岐阜県技術検査課

■令和4年度　平準化等推進部会実績

区分	開催日
5圏域合同	令和4年9月　9日
〃	令和5年2月24日

岐阜県公共事業執行共同化協議会における取組（３／４）

岐阜県

○岐阜県公共事業執行共同化協議会の概要

各自治体が、公共工事の設計、入札、工事管理、検査、維持管理の各段階において、公平性、透明性の確保を図るとともに、事務の共同化による効率化を目的として「岐阜県公共事業執行共同化協議会」を設立。次の実務を（公財）岐阜県建設研究センターがサポート。

①総合評価審査 ：学識経験者の意見聴取を行い、総合評価の審査を行って いる。
②人 材 育 成 ：人材育成に係る研修等を県及び市町村を対象に行っている。
③維 持 管 理 ：公共施設の維持管理計画を策定・推進する検討委員会に関する事務などを行っている。

○岐阜県公共事業執行共同化協議会の活動状況

全市町村（42市町村）を対象とした協議会。
協議会の支援組織として、岐阜県建設研究センター（発注者支援機関）を活用。

令和4年度の岐阜県公共事業執行共同化協議会の実績

①総合評価審査（岐阜市を除く41市町村）
・総合評価共同会議を 21回 開催（会議形式 9回、メール形式 12回）
・審査自治体 10市町（ 24% ）
・審査案件 92案件

②人材育成

・ 岐阜県建設研究センター主催	２６講座（全２９回）	５９５人
・ 岐阜県社会基盤整備協会 等	９講座（全 ９回）	１７９人
合計	３５講座（全３８回）	７７４人

令和5年度も岐阜県公共事業執行共同化協議会での活動及び活用を図る

岐阜県公共事業執行共同化協議会における取組（４／４）

岐阜県

○発注者支援機関（（公財）岐阜県建設研究センター）の概要

建設事業に関する調査、研究、研修、設計、積算、現場管理、建設ICT等の業務を通じて、県内社会基盤の品質の確保と県、市町村など自治体の発注者ニーズに応えられる「建設行政総合支援機関」。

○発注者支援業務の内容

公共工事の品質確保・更なる向上を目的として、中部4県の公共工事の発注者が『公共工事の品質確保の促進に関する法律』の定めに基づき、発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者の選定に関する協力の一環としての公共工事発注者支援機関に再認定され、次の業務を行っている。

①設計・積算補助（工事発注作業の補助業務）
②技術審査（総合評価方式の審査等）
③監督補助（現場での監督業務の補助）
④検査補助（工事の完成検査補助業務）
⑤用地業務補助（用地取得にかかる調査等補助業務）
⑥公共物管理業務（道路パトロール、河川パトロール等業務）
⑦橋梁点検・施設点検等
⑧長寿命化計画策定

○発注者支援業務の活用状況

県、全市町村を対象に委託契約を締結し、令和4年度の実績は次のとおり。
・市町村「**191件**」＜212件＞、 県「**67件**」＜71件＞　　＜＞内は令和3年度

⇒ **令和5年度も必要に応じて発注者支援機関を活用していく**

入札契約改善に向けたハンズオン支援

〇国土交通省（及び業務委託契約の支援事業者）に、入札契約改善の取組を支援いただく。
〇全市町村が参加し、勉強会等を通じて、各団体で個別に抱える入札契約に関する課題等を確認した上で、各団体に応じた支援を実施予定。

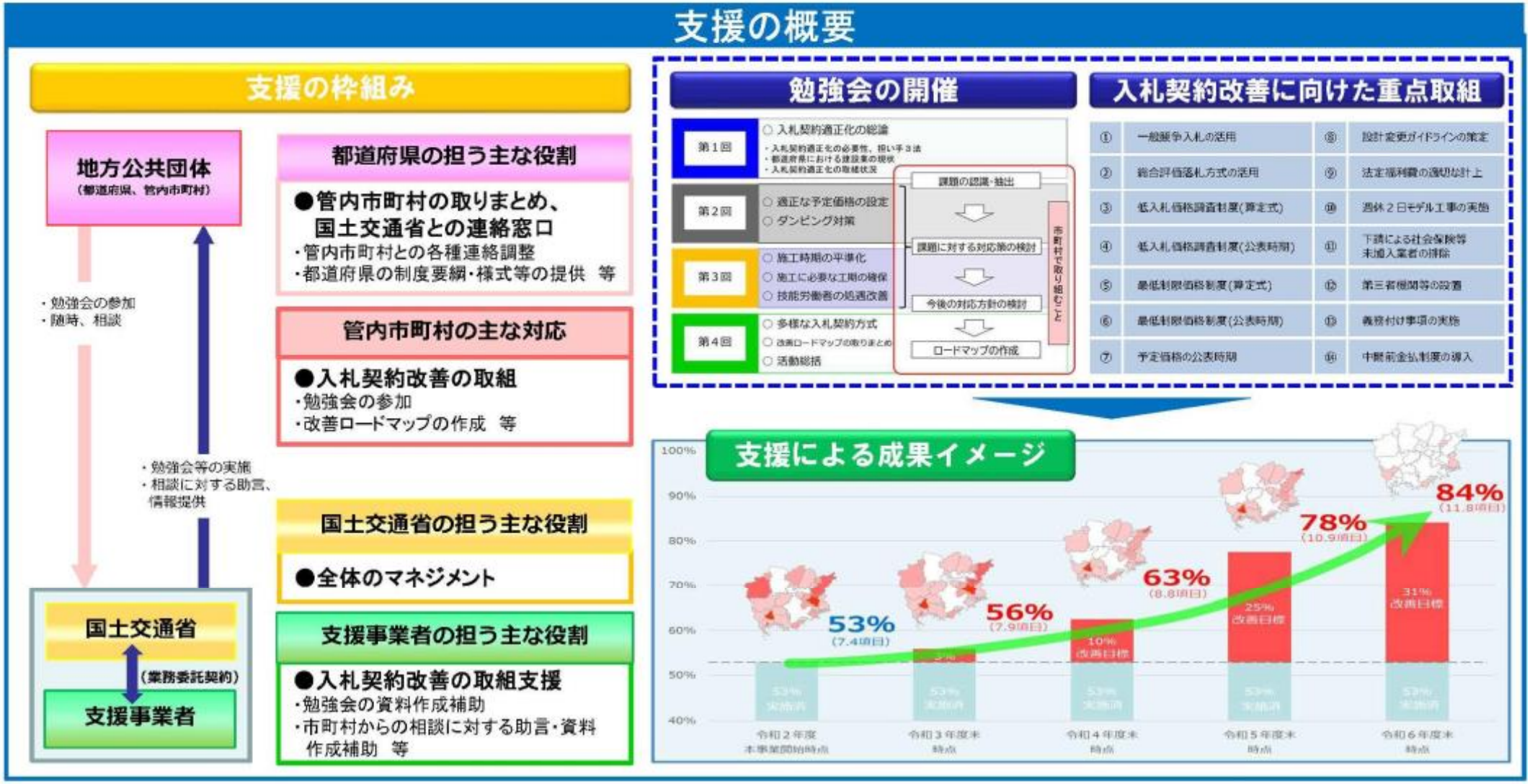

国土交通省概要資料より

静岡県の取組について

1. 静岡県部会の取組

2. 静岡県の取組

令和５年６月

静岡県部会の取組について

1. 静岡県部会の取組

【 静 岡 県 】

県部会（R4）の開催実績 ▶ 資料は技術調査課HPで公開

1） 第1回県部会　WEB開催

〇令和4年7月20日開催

〇議事

・中部ブロック発注者協議会の取組
【中部地整】【東海財務】

・静岡県の取組【静岡県】

・静岡県部会の取組【静岡県】

・発注者支援について

⇒ ロードマップについて市町の進捗状況を確認

⇒ 市町の取組の好事例を展開

2） 第2回県部会　対面・WEB併用開催

〇令和5年3月8日開催

〇議事

・中部地整・東海財務からの情報提供

・静岡県部会の取組【静岡県】

・“ふじ丸デー”の令和5年度からの取組

⇒ 市町の取組の好事例を展開

⇒ 市町の平準化の現状分析結果を共有

静岡市の平準化の取組

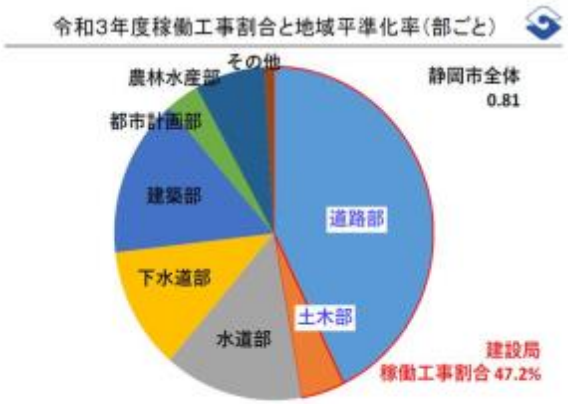

第2回県部会の様子

分科会（R4）の開催実績

【 目 的 】

分科会

公共工事の品質確保の促進に向けた取組を各市町の実務担当まで浸透させるため、地区単位で市町を支援し取組の推進を図る。

第2回分科会（令和5年1・2月）
WEB開催 （計2回）

〇中部地整からの情報提供
〇令和4年度の取組状況等
⇒市町ロードマップの進捗状況・課題について意見交換

【 構 成 】

- 県
  - 賀茂分科会
    - 下田土木事務所
      - 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
  - 東部分科会
    - 熱海土木事務所
      - 熱海市、伊東市
    - 沼津土木事務所
      - 沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町
    - 富士土木事務所
      - 富士宮市、富士市
  - 中部分科会
    - 静岡土木事務所
    - 島田土木事務所
      - 島田市、焼津市、藤枝市、川根本町、牧之原市、吉田町
    - 静岡市
  - 西部分科会
    - 袋井土木事務所
      - 磐田市、掛川市、袋井市、菊川市、御前崎市、森町
    - 浜松土木事務所
      - 湖西市
    - 浜松市

【市町ロードマップ】

平準化率α

4~6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

	市町	R2（実績）	R3（実績）	R4（目標）	R4（現時点の見込み）	R4 目標達成	R4 評価・分析	R5（目標）	R6（目標）	R3稼働工事量（参考）
賀茂	下田市	0.48	0.49	0.64	0.51	↓	-早期発注や債務負担の活用を発注担当課がいる会議において周知を図った。 -早期発注や債務負担を活用した工事が目標より少なく、目標達成困難。	0.72	0.80	45
賀茂	東伊豆町	0.10	0.34	0.50	0.48	→	-目標に近い数値となった -次年度の目標値達成できるよう準備	0.60	0.80	23
賀茂	南伊豆町	0.74	0.49	0.77	0.70	↓	-早期契約着工を推進したが、補助事業が間かったため低い数値となった。	0.79	0.80	26
賀茂	河津町	0.22	0.56	0.70	0.50	↓	平準化について、各課が意識し少しずつ数値が高くなってきた。目標に到達できていないため、今後は積算の前倒しや債務負担をさらに増やしていきたい。	0.75	0.80	13
賀茂	松崎町	1.13	0.61	0.80	0.24	↓	台風８号災害復旧工事及び関連工事により達成困難	0.80	0.80	5
賀茂	西伊豆町	0.35	0.49	0.60	0.32	↓	補助事業件数の減少により、４～６月期の稼働率が低下した。	0.70	0.80	16
東部	熱海市	0.43	0.41	0.45	0.77	↑	R3年度事業の繰越件数が多かったため、今年度のみ数値が良かった。	0.50	0.80	67
東部	伊東市	0.54	0.42	0.67	0.41	↓	-ゼロ債務の活用を開始するなど、平準化に向けた取組を進めている。	0.74	0.80	88
東部	沼津市	0.59	0.67	0.62	0.69	↑	庁内関係部署への働きかけもあり、目標を達成できる見込み。	0.65	0.80	344
東部	三島市	0.85	0.76	0.79	0.71	↓	ゼロ債を活用した発注に庁内一丸となって取り組んでいる。資材の高騰や資材納期の見通しが立たなかったことなどにより入札不調となった案件もあり、目標達成は困難の見込み。	0.82	0.85	101
東部	御殿場市	0.63	0.49	0.72	0.53	↓	年度当初の発注件数を増やしたが、目標に及ばなかった。	0.76	0.80	121
東部	裾野市	0.54	0.48	0.67	0.57	↓	-発注課においてなるべく早期発注するよう努めている。 -債務負担行為の活用に課題がある。 -目標に届かない見込み	0.71	0.80	67
東部	伊豆市	0.92	0.60	0.70	0.55	↓	年度当初、発注担当課に対し説明会を実施。平準化の促進を依頼した。6月までに発注できるか否かは、補助事業の場合、交付決定のタイミングによるとの意見があった。	0.75	0.80	74
東部	伊豆の国市	0.83	0.57	0.67	0.66	→	繰り越し工事の件数が多いため、目標に近い平準化率となった。	0.73	0.80	65
東部	函南町	0.97	0.47	0.66	0.16	↓	発注時期が後ろにずれこんで7月、8月発注の工事が多かったため	0.73	0.80	51
東部	清水町	0.58	0.42	0.69	0.44	↓	繰越工事が少なかったため、目標達成が困難であった。	0.75	0.80	44
東部	長泉町	0.47	0.60	0.64	0.62	→	ゼロ債務負担行為工事の継続的発注を実施した。債務負担行為工事、令和3年度から繰り越した災害復旧工事が例年度よりわずかに率を上げているが目標を達成できなかった。	0.72	0.80	77
東部	小山町	0.91	0.82	0.75	0.65	↓	目標に届かない見込みとなっている。分母となる設計額に年度間のばらつきが大きい。引き続き平準化に努める。繰越事業が多く、4～6月期の新規発注が進まない。	0.77	0.80	64
東部	富士宮市	0.44	0.72	0.62	0.52	↓	ゼロ債務負担行為については、前年度実施件数を上回ったが、繰越工事が例年より少なかったことに加	0.71	0.80	157

指 標 ・ 目 標 値

県部会で重点的に進める取組の指標・目標値

重点項目	指 標	目 標
施工時期の平準化	**地域平準化率α** 4～6月期の工事平均稼働件数 年度の工事平均稼働件数	【令和６年度】 **0.8** ※県・市町の各平準化率αを**加重平均**
週休２日推進工事	**週休２日対象工事の設定率** 週休2日対象工事発注件数 年度の発注工事件数 (週休2日に馴染まない工事は除く)	【令和６年度】 **1.0** ※県・市町の各設定率を**加重平均**
ダンピング対策【工事・業務】	**低入札価格調査基準**または**最低制限価格**の**設定率** 低入札又は最低制限を設定した入札件数 年度の発注件数 (随契等は除く)	【令和６年度】 **1.0** ※県・市町の各設定率を**加重平均**

ロ ー ド マ ッ プ ▶ 各市町の年度目標も設定

（R5. 1時点）

項 目		取組指標				【県＋35市町】目標・実績の集計値 R2	R3	R4	R5	R6	【中部ブロック発注者協議会／県部会】R6目標
①	平準化	**平準化率α**		地域平準化率 4~6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数 **【県・市町の加重平均】**	**目標**		0.68	0.73	0.78	**0.83**	地域平準化率 α：**0.8以上**
					実績	0.64	0.66	**0.71**	**やや遅れている**		
②	週休２日 推進工事	**週休２日対象工事の設定**		設定率 週休2日対象工事発注件数／全発注工事件数(週休2日に馴染まない工事は除く) **【県・市町の加重平均】**	**目標**		0.53	0.60	0.74	**0.94**	週休２日対象工事 設定率：**1.0** （週休２日工事） 適正な工期設定 ＋必要経費の補正
					実績	0.34	0.41	**0.48**	**進捗に遅れ**		
		適正な工期設定		実施率 週休2日が確保できる工期設定の有無 （実施市町／35市町）	**目標**	0.51	0.86	**1.00**	1.00	1.00	
					実績	0.37	0.49	**0.69**	**進捗に遅れ**		
③	ダンピング対策	**（工事）**	**低入札または最低制限価格の設定**	設定率 低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数／年度の発注工事件数(随契等は除く) **【県・市町の加重平均】**	**目標**		0.94	0.95	0.96	**1.00**	低入札又は最低制限の設定率 **1.0**
					実績	0.91	0.94	**0.95**	**目標どおり**		
		（業務）	**低入札または最低制限価格の設定**	設定率 低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数／年度の発注業務件数（随契等は除く） **【県・市町の加重平均】**	**目標**		0.85	0.93	0.94	**0.99**	低入札又は最低制限の設定率 **1.0**
					実績	0.82	0.85	**0.91**	**概ね目標どおり**		

市町平準化の現状分析 ▶ 各市町の平準化の状況を見える化

（現状分析の例）

三島市

R3稼働工事：104件
R3平準化率：0.74
《対象工事》
- R3稼働工事（過年度契約も含む）
- 契約額130万円以上の工事

1. 取組状況

ゼロ債実施

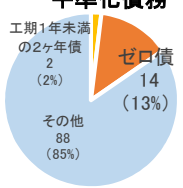

速やかな繰越実施

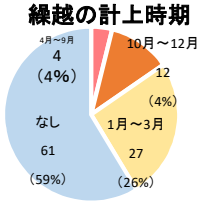

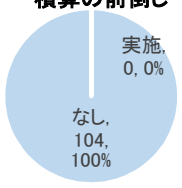

2. R3稼働状況・R3契約状況

（1）部局別

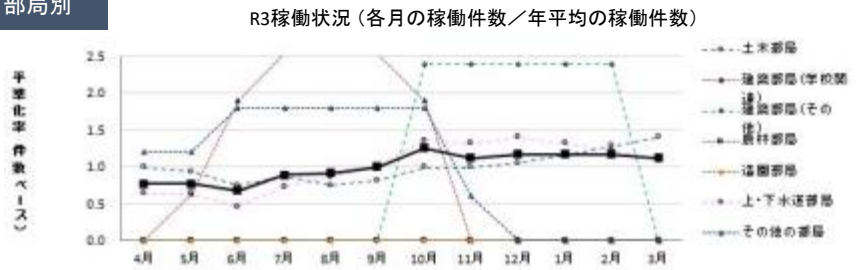

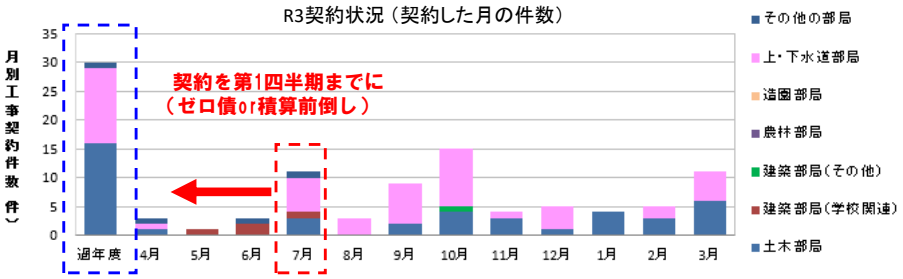

（2）金額帯別

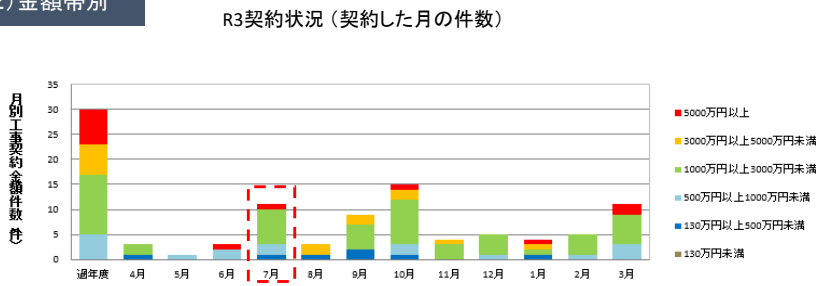

小山町

R3稼働工事：98件
R3平準化率：0.70
《対象工事》
- R3稼働工事（過年度契約も含む）
- 契約額130万円以上の工事

1. 取組状況

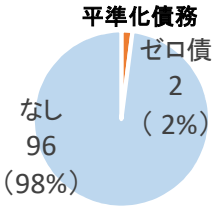

速やかな繰越実施

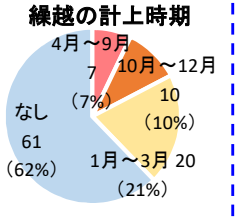

2. R3稼働状況・R3契約状況

（1）部局別

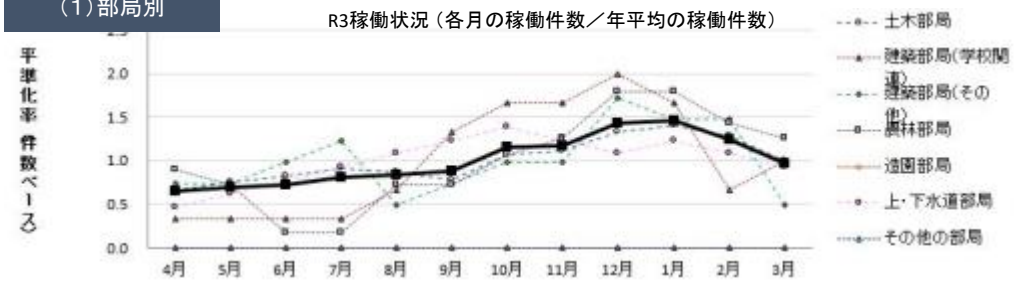

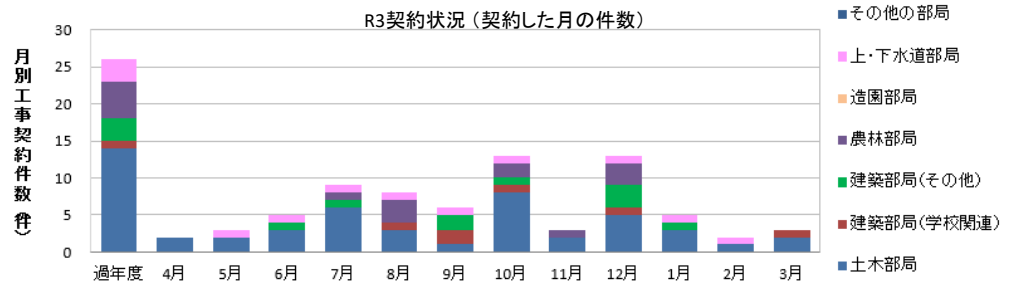

（2）金額帯別

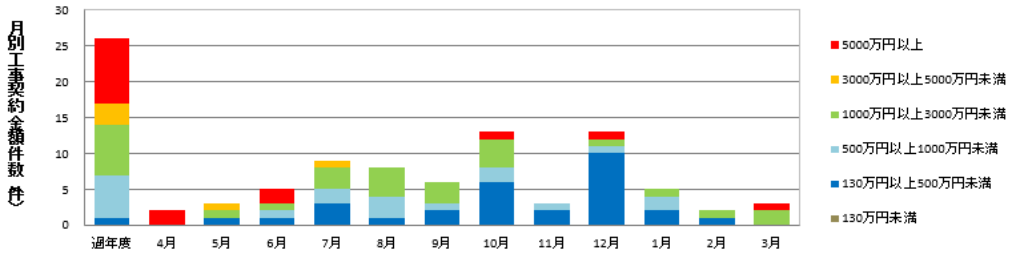

県部会スケジュール

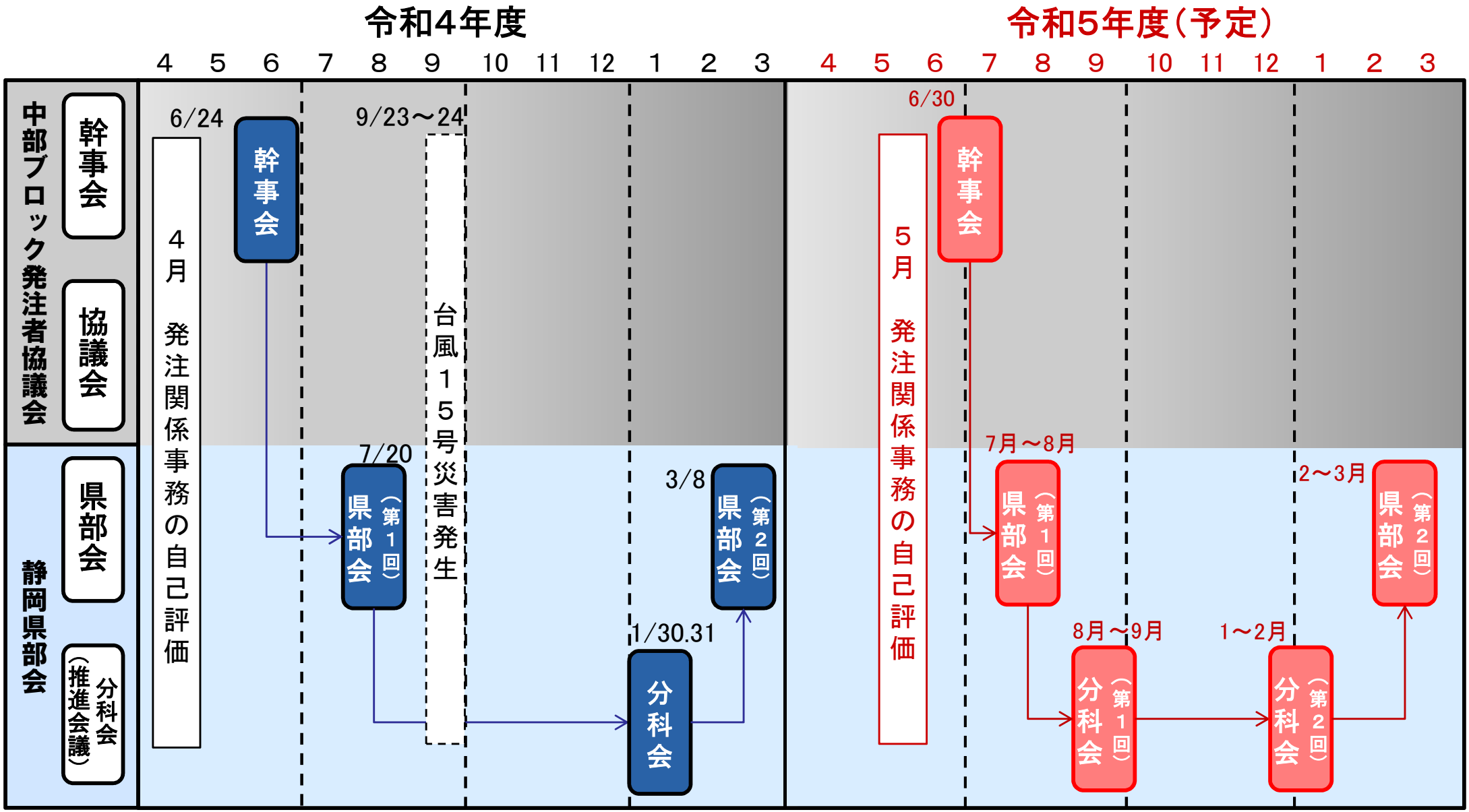
令和4年度
令和5年度（予定）
4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
中部ブロック発注者協議会
幹事会
協議会
静岡県部会
県部会
分科会（推進会議）
6/24
4月 発注関係事務の自己評価
幹事会
9/23～24
台風15号災害発生
7/20
県部会（第1回）
3/8
県部会（第2回）
1/30.31
分科会
6/30
5月 発注関係事務の自己評価
幹事会
7月～8月
県部会（第1回）
8月～9月
分科会（第1回）
1～2月
分科会（第2回）
2～3月
県部会（第2回）

2. 静岡県の取組（平準化・週休２日）

		令和４年度の取組	課題	令和６年度目標達成の為の 令和５年度の取組予定
工事	地域平準化率 （施工時期の平準化）	県の取組 ・「さしすせそ」の取組を実施。 ・年度当初に出先事務所に平準化の意義や取組の推進の必要性を説明。 ・部内各局・出先機関で年間の公共事業発注計画を作成し、適正な進捗管理を徹底。	・土木以外の部局の取組みに遅れがある。	・土木部局以外への働きかけ。 ・好事例の水平展開。
		市町村の取組 ・部局を横断した要請、周知、会議（下田市、沼津市、焼津市、藤枝市、島田市） ・部局別平準化率の見える化。 ・10市において債務負担行為を設定	・補助事業は事業執行が交付決定のタイミングに左右される。 ・工期が延びると平準化率が悪化する。 ・台風等により災害が発生すると、円滑な事業執行に支障が生じる。 ・受発注者ともに平準化に対する意識が依然低い。	・債務負担行為、ゼロ債の積極的活用（特に補助事業） ・速やかな繰越手続きの実施 ・農林部局等、土木部局以外への働きかけ ・繰越に対するイメージの転換。
	週休２日対象工事の実施状況 （適正な工期設定）	県の取組 ・週休２日推進工事の発注率は69%。 ・そのうち、週休２日の達成率は42%	・週休の実施率の向上	・令和５年度からは原則すべての工事を発注者指定型として発注。 ・ふじ丸デーの取組みを推進
		市町村の取組 ・13市町において、週休２日工事を設定していない。 ・水道・下水事業へ対象工事を拡大した。（藤枝市） ・発注担当課ごと目標値を設定し目標達成の見込み（富士宮市）	・週休２日工事の制度（要領）が未導入である。 ・経費増に伴う予算措置等の課題があり、制度を活用しきれていない。 ・土木工事以外での普及が課題。 ・受発注者ともに週休２日推進工事に対する意識が依然低い。	・先行している県、他市町の基準を参考に実施要領を策定・適用する。
業務	地域平準化率 （履行期限の分散）	県の取組 ・工事と同様に「さしすせそ」の取組みを推進。 ・令和4年度から適正な履行期間算定のため、「履行期間設定実施要領」に基づき積算システムを用いて履行期間を設定。 ・適正な履行期間を確保した上で履行期限の分散を図る。	・業務委託は工事に比べや債務設定や繰越計上への理解が得にくい。	・関係各課に早期発注、適正な履行期間設定の周知
		市町村の取組 ・発注担当課に早期発注及び納期の前倒しを促している自治体がある。	・履行期間が延びると納期率が悪化する。 ・台風等により災害が発生すると、円滑な事業執行に支障が生じる。 ・受発注者ともに平準化に対する意識が依然低い。	・債務負担行為の積極的活用 ・速やかな繰越手続きの実施

平準化の取組

■債務負担行為の活用拡大

- １年未満の短期工事における年割債務
- 維持管理業務を7月からの13か月契約
- ゼロ債務設定に公共関連事業の追加【平成28年度～】

＜件数＞

R2	R3	R4
492	652	795

■柔軟な工期の設定

- 「工事着手日選択型工事」の導入【平成28年度～】
  ⇒単年度及びゼロ債務に加え、複数年債務も対象【令和2年度～】
- 「工事着手日選択型工事」をすべての工事に拡大【令和3年度～】

＜件数＞

R2	R3	R4
174	250	315

■速やかな繰越手続き

- ２月議会から12月議会に前倒し計上【平成24年～】
  ⇒ ９月議会に前倒し計上【令和2年度～】

＜件数＞

R2	R3	R4
267	668	809

■発注見通しの早期公表

- 業務委託も含め、４月公表開始から前年度の３月中に早めることで、受注希望者の計画的な施工体制確保を図る

【令和5年度～】 ⇒発注者協議会幹事及び県部会員に農林担当部局を加え連携を強化

週休2日推進工事の取組

【これまでの取組】

- 平成27年度より導入　⇒ 4週8休を基本とし、4週7休・4週6休についても柔軟に対応
- 平成31年1月より、共通仮設費率及び現場管理費率、令和元年7月より労務費及び機械経費の補正を導入
- 令和2年度より、原則全工事を対象、受注者希望型の追加、インセンティブの付与
- 令和3年度より、市場単価の補正を導入
- 令和4年度より、実働日数が「30日以下」も対象

対象工事	原則、すべての工事を対象とする。ただし、以下を対象外とする。 ① 施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事 ② 災害復旧工事（改良復旧工事含む）、通年維持工事 ③ 発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事（供用開始時期が決められている工事など）	
インセンティブ	《工事成績》 週休2日推進工事の達成程度に応じ、評定点計に加点 ⇒ 4週8休相当：0.8点、4週7休相当：0.4点、4週6休相当：0.2点	《総合評価》 前年度の週休2日推進工事の実施に応じ、評定基準に加点 ⇒ 4週8休相当（複数）：1点、4週8休相当：0.5点

【週休2日推進工事契約件数】

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
発注者指定型	13	32	27	17	36	533	524	**594**
受注者希望型	-	-	-	-	-	1,201	1,023	**1,251**
計	13	32	27	17	36	1,734	1,547	**1,845**

【令和5年度から】

- 原則すべての工事を発注者指定型とする。（受注者希望型削除）

一斉休工日“ふじ丸デー”

【概要】
働き方改革の機運醸成を図るため、県内建設業界団体及び行政機関が、産官連携による一斉休工に取り組むことで、建設産業における労働環境の改善を目指す。

【対象工事】
災害対応・復旧工事等緊急性が高い工事及び工程上やむを得ない工事を除き、原則全ての工事を対象とする。

【対象期間】
工事着手日から工事完成日までの期間のことをいう。

【これまでの取組】
- 令和3年度から毎月第2土曜を一斉休工日として取組開始
- 令和4年度から毎月第2・第4土曜に拡大
- 対象工事の9割以上で休工が実現
- ➢ 業界からも民間工事への波及が期待されるとして高く評価

【令和5年度】
- 令和5年4月からは毎月第2・第3・第4土曜日に実施
- 令和5年10月からは毎週土曜日に実施
- 受注者に対し、現場掲示用チラシを現場に掲示するよう依頼

現場掲示用チラシ

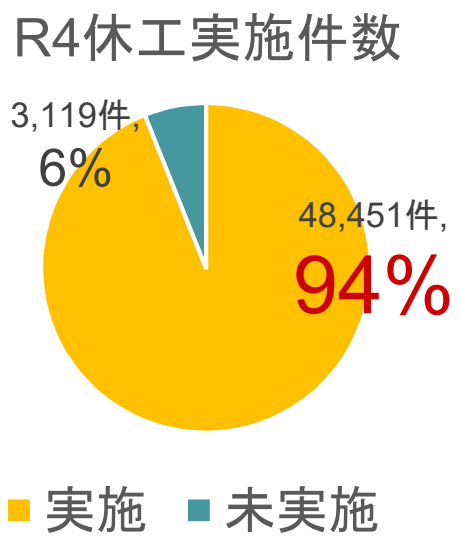

2. 静岡県の取組（VIRTUAL SHIZUOKA）

”VIRTUAL SHIZUOKA”とは？

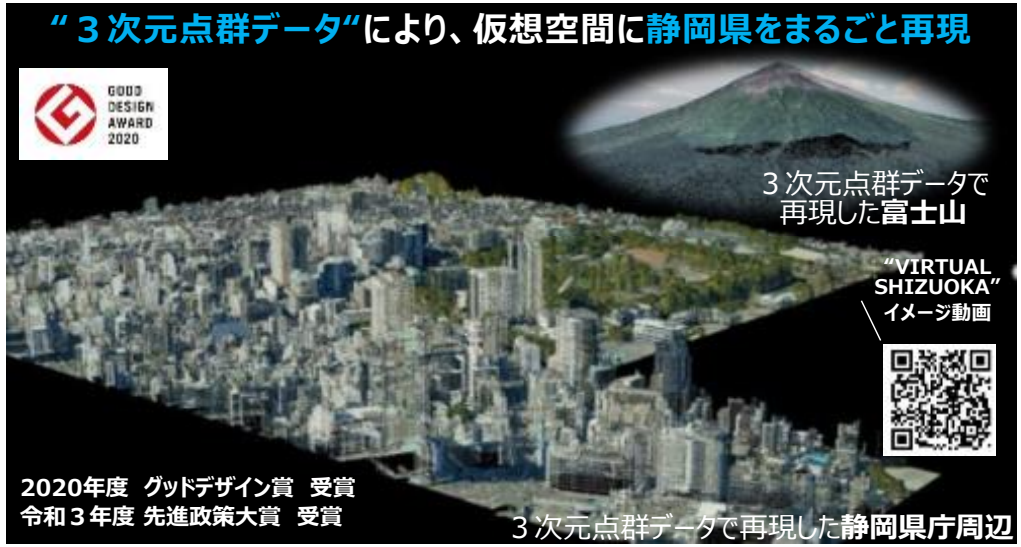

【３次元点群データの取得状況】

- ●R1：伊豆東部地域の取得開始
- ●R3：ほぼ県土全域の取得完了（人口カバー率100%）
- ●R5.6：県北部データ取得予定

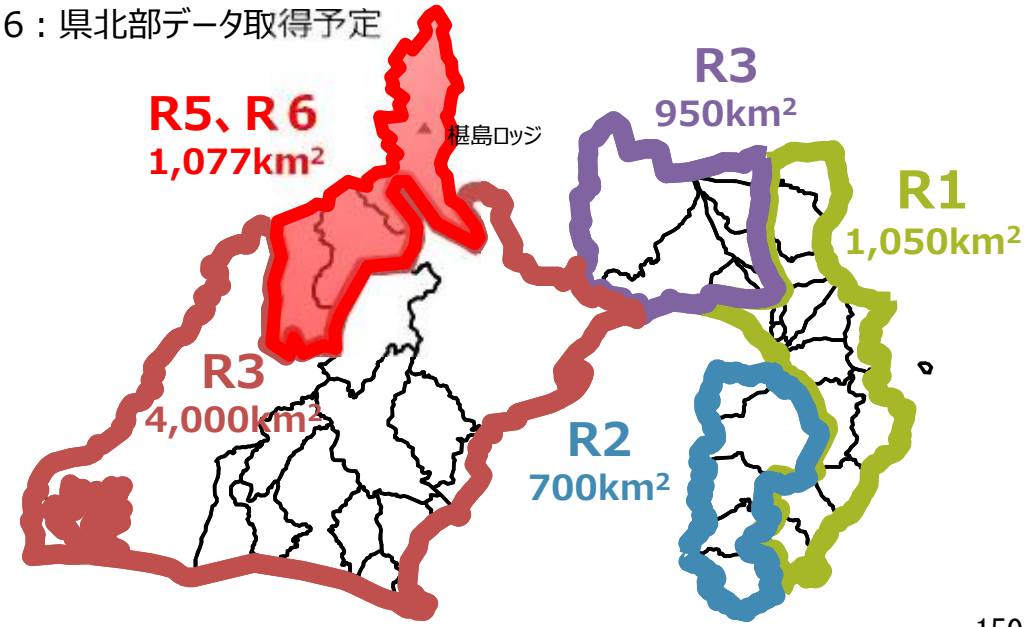

”VIRTUAL SHIZUOKA”の活用方法

【防災シミュレーション】

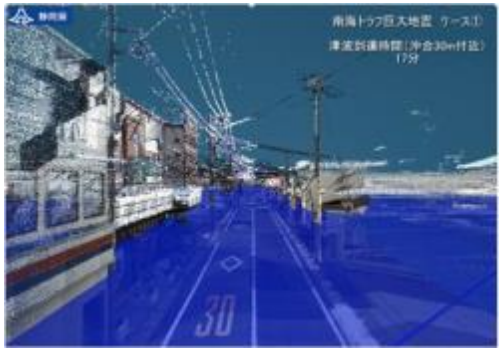

【　観　光　】

【災害等の早期発見・復旧】

【 i-Constructionの推進】

【景観シミュレーション】

【自動運転】

2. 静岡県の取組（VIRTUAL SHIZUOKA）

■ VIRTUAL SHIZUOKA project

データ取得・活用	・県下全域における点群データの取得 ・自動運転ドローンによる物資輸送等の実証実験
データ活用インフラ整備 （プラットフォーム整備）	・Web GIS上での点群ﾃﾞｰﾀの可視化、3D都市モデルの整備 ・庁内GIS、公開版GIS、各種公共施設台帳との連携 ・東京都ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾂｲﾝ3Dﾋﾞｭｰｱへの点群ﾃﾞｰﾀ搭載による共同利用
測量業界への働き方改革の促進	・点群データを測量設計業務に活用し、働き方改革を加速化

■ i-Constructionの推進　他

ふじのくにi-Construction 推進支援協議会運営 （ICT活用工事の運用マニュアル等整備等）	・産官学における協議会運営 ・静岡県版ガイドラインの更新 ・ICT活用工事実施に対する直接支援 ・デジタル技術を活用した災害対応の推進 ・静岡県完成形状の3次元計測実施要領（案）運用ガイドブックの周知
オンライン電子納品の推進	・電子成果品をオンラインで納品する取組の推進

愛知県の取組みについて

1. 愛知県部会の取組み

2. 愛知県の取組み

令和５年６月

愛知県部会の取組みについて

愛知県公共事業発注者協議会 推進会議の開催状況

■目的 ： 中部ブロック及び愛知県発注者協議会における重点取組項目について、市町村の取組を支援、推進するために設置。

■開催概要

開 催 日 ： 令和4年9月26日

開催方法 ： オンライン

議　　事 ： 1 中部地方整備局より情報提供

・中部ブロック発注者協議会の結果報告等

2 東海財務局より情報提供

・速やかな繰越手続きについて

3 愛知県より情報提供

・ロードマップのフォローアップについて

・ロードマップの達成に向けた取組状況について

進捗状況調査の結果により、各市町村の**取組状況**や**好事例**を情報提供

	目標	～R3	R4			R5～R6			計
	進捗		◎	○	△	◎	○	△	△率
地域平準化率「さ」	工事	23	1	1	0	3	12	13	25%
地域平準化率「し」	工事	7	1	0	4	0	26	16	37%
地域平準化率「す」	工事	30	3	1	0	4	10	6	11%
地域平準化率「せ」	工事	36	3	0	0	2	7	6	11%
地域平準化率「そ」	工事	16	2	0	0	2	22	12	22%
低入札基準・調査基準	工事	41	0	0	1	1	7	2	6%
最新の積算基準	工事	41	1	0	0	2	5	3	6%
	業務	45	1	0	0	2	4	2	4%
適正な工期	工事	27	2	0	3	1	14	7	19%
	業務	19	1	0	2	1	20	11	24%
設計変更ガイドライン	工事	43	3	1	0	0	3	1	2%
	業務	33	2	2	0	1	7	7	13%
ICT	工事	6	0	0	0	1	24	22	42%
ASP	工事	3	2	1	0	3	30	14	26%
総合評価	工事	44	1	0	0	0	7	2	4%
	業務	7	0	0	0	0	26	19	37%

◎：達成済み　○：達成見込みあり　△：達成困難

愛知県公共事業発注者協議会の開催状況

■開催概要

開 催 日 ： 令和5年3月16日

開催方式 ： オンライン開催

議　　事 ： 1　中部地方整備局からの情報提供
　　・全国統一指標の実績値及び目標値等
　　2　東海財務局からの情報提供
　　・速やかな繰り越し手続き等
　　3　品確法に基づく取組の推進について（愛知県）
　　・自己評価の実施に向けて
　　・週休2日制工事の推進について
　　・建設キャリアアップシステムの活用について
　　・ダンピング対策について
　　・県農林部局、県建築部局の取組状況
　　4　市町村の取組状況
　　・西尾市、大治町の取組

↓

平準化の取組事例を情報提供

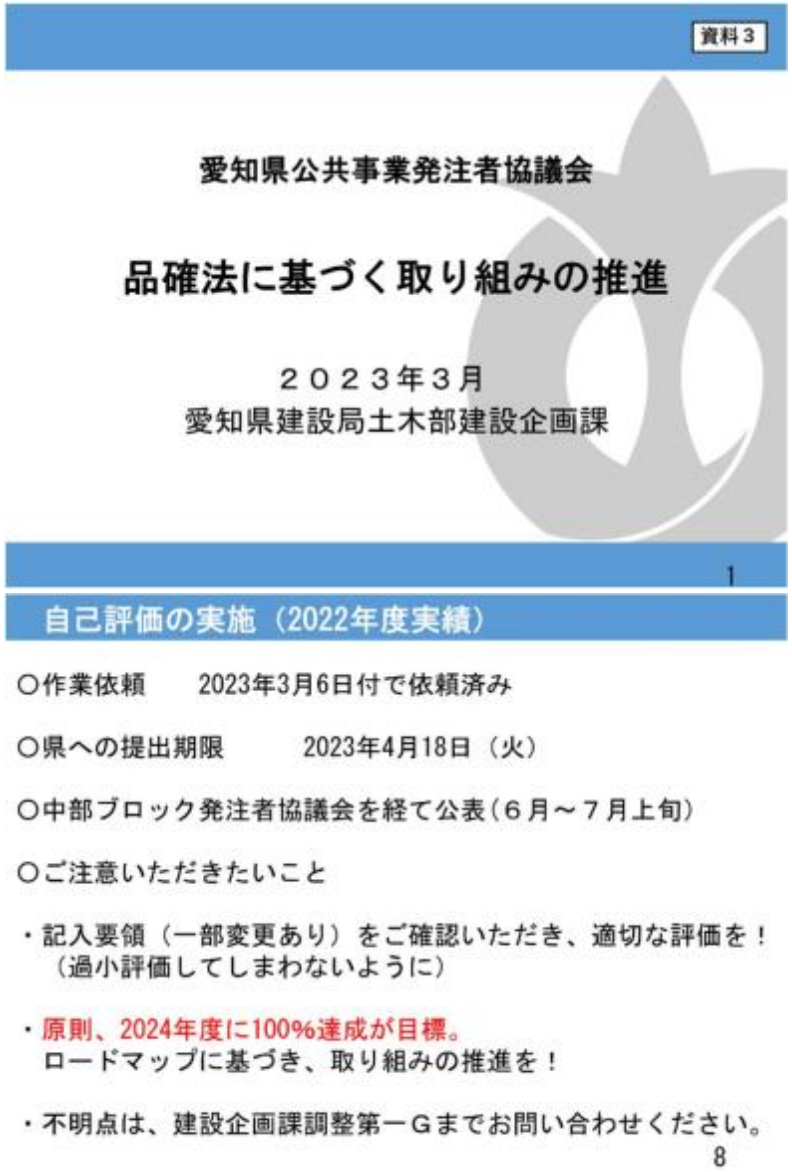
資料３

愛知県公共事業発注者協議会

品確法に基づく取り組みの推進

２０２３年３月
愛知県建設局土木部建設企画課

1

自己評価の実施（2022年度実績）

○作業依頼　2023年3月6日付で依頼済み

○県への提出期限　2023年4月18日（火）

○中部ブロック発注者協議会を経て公表（６月～７月上旬）

○ご注意いただきたいこと

・記入要領（一部変更あり）をご確認いただき、適切な評価を！
（過小評価してしまわないように）

・原則、2024年度に100%達成が目標。
ロードマップに基づき、取り組みの推進を！

・不明点は、建設企画課調整第一Ｇまでお問い合わせください。

8

1. 愛知県部会の取組み

発注者協議会関連会議

■令和4年度実績及び令和5年度予定

年度	会議名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R4	中部ブロック発注者協議会			第1回（6/24） ●R3取組報告 ●一斉休工の実施（まんなかホリデー）									
	愛知県部会												第1回（3/16） ●中部地整より情報提供 ●東海財務局より情報提供 ●品確法の取組の推進 ●市町村の取組状況
	推進会議						第1回（9/26） ●中部地整より情報提供 ●東海財務局より情報提供 ●愛知県より情報提供						
R5（予定）	中部ブロック発注者協議会			第1回									
	愛知県部会												第1回
	推進会議					第1回					第2回		

令和5年度も自己評価指標の**取組事例を情報提供**する予定。各市町村に対し**個別相談**を随時受付。

愛知県の取組みについて

1. 愛知県の取組み（平準化・週休２日）

		令和４年度の取組	課題	令和６年度目標達成の為の令和５年度の取組予定
工事	地域平準化率 （施工時期の平準化）	**県の取組** さ・工期の長い工事については債務設定 さ・繰越明許費を活用した翌債設定により当初から年度跨ぎの工期で発注 し・2020年度からフレックス工期方式を導入 す・当初予算の繰越明許費を設定し（公単）、年度の早期からも積極的に活用 す・不足する場合は随時補正予算により対応 せ・発注計画及び第１四半期の執行目標に基づいて、計画的に発注準備 せ・前年度中の入札手続きの実施 そ・業務執行マネジメント会議（本庁事業課）で第１四半期の執行目標を設定 そ・発注見通しの公表	・財政部局との予算執行に関する更なる調整 ・発注部局の意識強化	・左記取組の継続
		市町村の取組 ・意識強化のため、財政部局と発注部局で検討会議を開催 ・発注部局に早期発注を促したり、発注時期を協議し調整 ・発注部局は各課ごとに平準化の目標設定をし、平準化の働きかけ実施 ・９月補正や１２月補正でゼロ債務を設定し、年度をまたぐ工期を設定 ・９月補正で工事費を増額し、その全額を繰り越せるよう繰越明許費を設定	・小規模な工事が多く、債務や繰越を必要とする工事が少ない ・年度末完了工事と早期発注業務が重なるため、業務負担が大きい	・債務負担、繰越明許費の活用等のため、財政部局と調整
	週休２日対象工事の実施状況 （適正な工期設定）	**県の取組** ・発注者指定型の工事件数の増加 ・説明会等による発注部局の意識強化	・受注者の意識改革 ・発注部局の意識強化	・左記取組の継続 ・令和５年度から原則すべての工事で発注者指定型の発注とする
		市町村の取組 ・導入に向けて検討 ・他自治体の要領を調査検討 ・まんなかホリデーや愛知県の取組事例を発注部局へ情報提供	・経費補正の費用負担が大きい ・導入に対する財政部局の意識改革 ・受注者の意識改革	・予算確保のため、財政部局と調整 ・説明会等の充実 ・発注者指定型の拡大 ・インセンティブの強化
業務	地域平準化率 （履行期限の分散）	**県の取組** ・債務や繰越の活用 ・発注見通しの公表	・財政部局との予算執行に関する更なる調整 ・発注部局の意識強化	・左記取組の継続
		市町村の取組 ・第２・第３四半期に業務が完了するよう、発注部局と調整	・早期発注している委託もあるが、年度をまたがない納期の業務が多数	・債務負担、繰越明許費の活用等のため、財政部局と調整

愛知県における工事平準化の取組（1／3）

■業務執行マネジメントチーム設置

【設置】令和２年２月

【目的】建設局及び都市・交通局の事業について、関係者が情報を共有し、施工時期の平準化に向けて計画的かつ早期発注を図る

【Ｒ４】令和４年度は　業務執行マネジメント会議を４回開催（発注見通しの公表に合わせて開催）。

〇発注計画の作成、地方機関との調整

〇発注計画及び執行状況のとりまとめ、確認

〇早期執行に向けた取組の検討

〇令和５年度の目標設定

■余裕期間制度（フレックス方式）

〇全体工期の範囲内で請負者が工事の始期及び終期を設定することができる余裕期間制度（フレックス方式）により、工期の設定や施工の時期の選択を柔軟にし、請負者の円滑な工事施工体制の確保を図る。

〇　令和３年４月～　：建設局、都市・交通局、農林基盤局、企業庁　⇒Ｒ３年度実績：１１９件

〇　令和４年４月～　：建設局、都市・交通局、農林基盤局、企業庁　⇒Ｒ４年度実績：３５７件

愛知県における工事平準化の取組（2／3）

■当初予算における繰越明許費の見直し（拡大）

○ 年間を通じて工事等の計画的な発注や適正な工期の設定が行えるように、建設部門では令和２年度当初予算から繰越明許費の計上額を見直し（拡大）。

○ 原則として、公共事業については２５％を、さらに単県事業についても１０％を計上。

■近年の当初予算における繰越明許費【建設部門】　（単位：億円）

年度／公・単	H30	R1	R2	R3	R4	R5
公共	53	59	222	201	201	202
単独	0	0	48	45	51	59
合計	53	59	270	246	252	261

■期待される効果

○ 年間に必要となる繰越明許費に基づいた発注見通しを立てることにより、工事等の前倒しを図り、さらなる「施工時期の平準化」につなげていく。

○ 工事の規模や難易度などを考慮した工期設定が契約段階において可能となることから、「適正な工期」を確保し、計画的な発注を行うことができる。

○ 施工時期の平準化等により年間の工事量が安定すれば、現場技術者の処遇改善や経営の健全化に寄与し、ひいては品質確保につながる。

愛知県における工事平準化の取組（3／3）

■愛知県建設部門における令和4年度12月補正予算の円滑な執行に向けた対応

〇愛知県の建設部門では、工事の円滑な発注と事業の早期執行を図るため、１２月補正予算に係る追加事業の入札・契約の運用について、以下のとおり対応する。

（１）**指名競争入札の適用拡大**

・総合評価落札方式のうち技術的な工夫の余地が小さく、施工条件等が簡易な工事において、指名競争入札の適用範囲を５千万円未満から２億円未満に拡大

（２）**総合評価落札方式に係る運用**

・２億円以上※の工事についても技術提案を求めないことができる特例的な運用

※建築関係工事について1.5億円以上

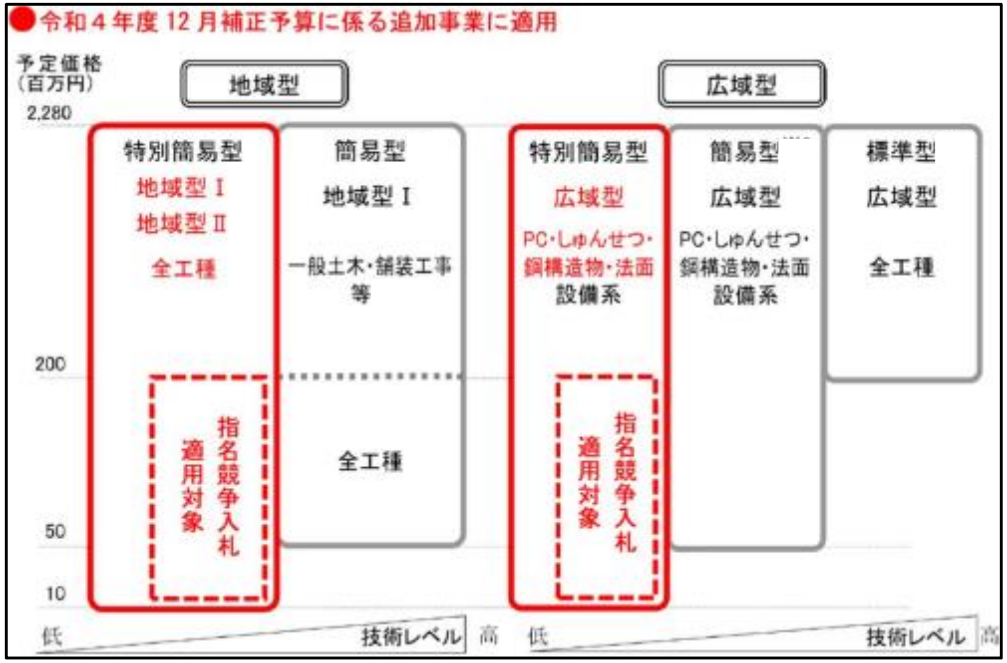

2. 愛知県の取組み

愛知県における週休2日制工事の取組

■建設局、都市・交通局の取組状況

〇平成28年度から原則として土曜日及び日曜日を休工とする**「完全週休２日制工事」**を実施。

〇令和３年度～

・休工日を土日に限らない「週休２日制工事（４週８休）」を導入

・対象工事を原則全ての工事に拡大

・発注者指定型の件数を拡大

〇令和４年度～

・休工日を土日に限らない「週休２日制工事（４週８休）」の取組実績を総合評価の加点対象に追加

〇令和５年度～

・原則全ての土木工事で発注者指定型とする。

■取組件数

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
発注者指定型	18件	20件	24件	25件	28件	216(99)件	238(80)件
受注者希望型	―	80件	84件	78件	91件	118(56)件	102(40)件
計	18件	100件	108件	103件	119件	334(155)件	340(120)件

※～R2は全て完全週休2日制、R3～は土日に限らない週休2日制含む()内が完全週休2日制(内数)

2. 愛知県の取組み

愛知県におけるICT活用工事の取組

■実施状況（建設局、都市・交通局）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
実施件数	4	2	11	21	54	100	130	322
発注者指定型	4	2	7	15	21	31	78	158
受注者希望型	-	-	4	6	33	69	52	164

■これまでの取組

R1	➢ **「発注者指定型」の規模要件引き下げ。** （予定価格8千万以上⇒5千万円以上、土工量10,000m^{3}以上⇒5,000m^{3}以上）
R2	➢ ICT土工に「**受注者希望１型**」を新設し、土工量1,000m^{3}以上の工事を対象に**実施協議を必須。** ➢ 令和２年度よりICT建設機械による施工を総合評価の加点対象に追加
R4	➢ ICT土工に「**発注者指定簡易型**」を新設し、予定価格5,000万円以上かつ土工量1,000m^{3}以上の工事を対象に、個々のICT施工技術のうち「**ICT建設機械による施工**」、「**3次元出来形管理等の施工管理**」の**いずれかは必須。**

■普及促進

➢ ICT現場研修会の開催（H30～、R4：2回開催）
【対象】県職員、市町村職員、施工業者

➢ 建設技術研修（ICT活用工事実務講座）の開催（R2～年1回）
【対象】県職員、市町村職員

建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及促進

■普及促進

〇入契法に基づく指針

「・・（発注者はＣＣＵＳの）現場利用に対する工事成績評定における加点措置など、・・必要な条件整備を講ずる。」

〇業界の声：特に技能労働者の業界団体から普及促進の強い要望あり

令和5年度より工事成績にて評価(建設局、都市･交通局、建築局)

■評価基準 （建設局、都市・交通局）

〇創意工夫のその他で加点評価（工事成績に直接加点されるわけではない）

〇県内業者の導入率（約30% ※）を踏まえ、取り組みやすい判断基準とした。（※R4.7月時点）

〇普及状況を見ながら、判断基準の見直しや総合評価での加点等を検討する予定。

評価対象項目	判断基準	配点
(1) 事業者登録	元請のみ（下請の登録は求めない）	1点
(2) CCUS活用の申し出	工事着手までに工事打合せ簿により提出	2点
(3) 技能者登録	1名以上	
(4) 現場登録（管理者ID（現場管理者）登録）	当該現場の登録	
(5) 現場へのカードリーダー設置	利用状況が確認できること（利用回数は問わない）	

2. 愛知県の取組み

あいち建設情報共有システムの運用開始（令和2年4月～）

○インターネットを利用し、受発注者間で工事施工中に関する様々な情報を共有し相互利活用。

○令和2年度から建設局及び都市・交通局で本格運用を開始。

○令和3年度から企業庁、令和4年度から農業水産局及び農林基盤局でも本格運用を開始。

○市町村に対しても、本システムのメリット等を説明し、導入を促進。

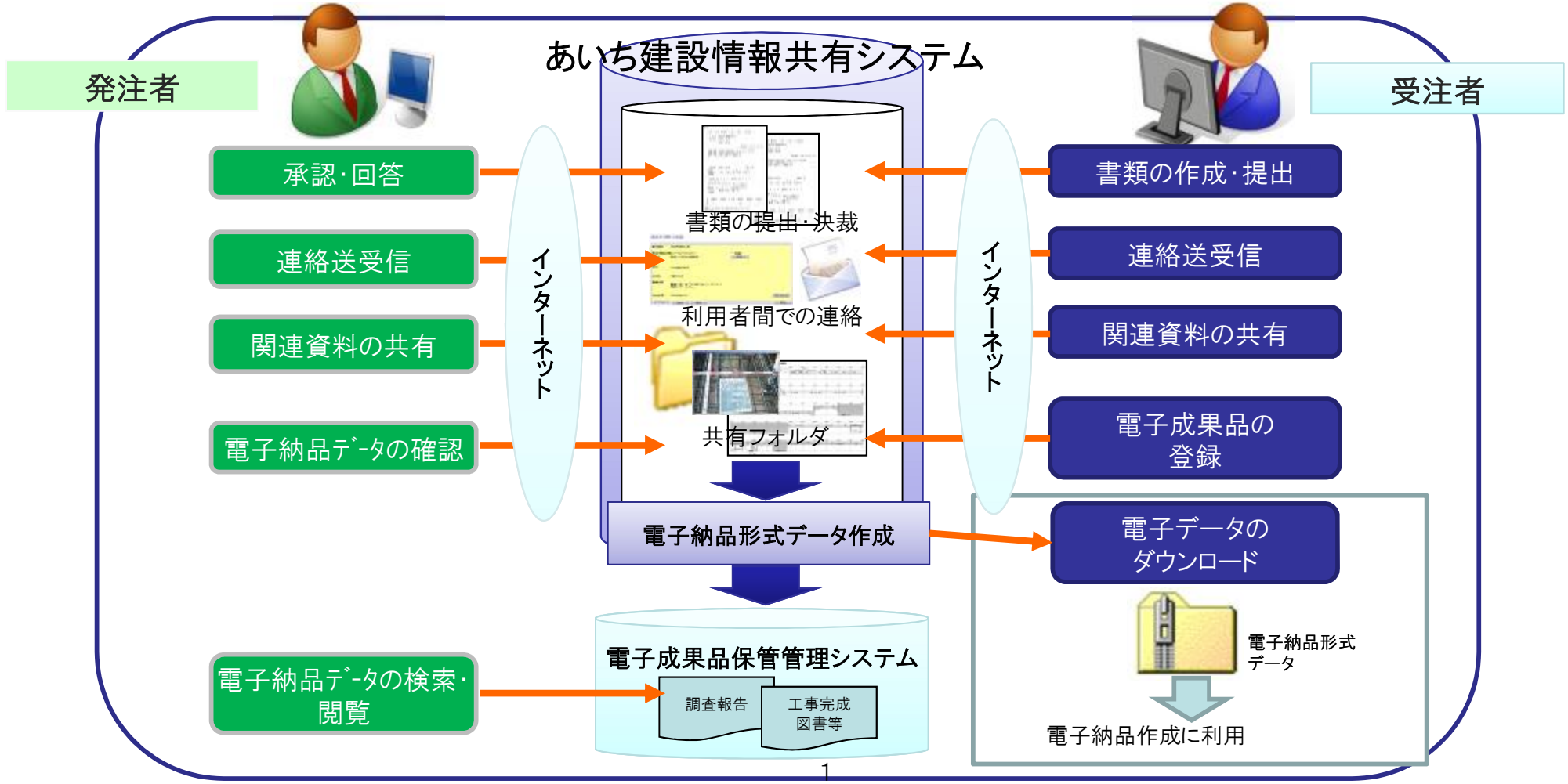

担い手確保の取組（建設分野の魅力発信）

■あいち建設みらいサロン

これから進路を決定する学生と、行政や建設会社、建設コンサルタントなどの建設分野に携わる技術者とが交流する場として開催し、建設分野の魅力を発信するとともに、建設分野のみらいを担う若手人材の育成を行う。

年度	学校名	参加者数		
		学生	社会人	計
H25～R3		491	331	822
R4	豊橋技術科学大学	15	7	22
	大同大学	15	7	22
	中部大学	15	7	22
	愛知総合工科高等学校	18	6	24
	名古屋工業大学	45	12	57
	名古屋工業高等学校	13	5	18
	豊田工業高等専門学校	23	8	31
R5	椙山女学園大学	未定		
	愛知総合工科高等学校			
	名古屋工業高等学校			
	豊田工業高等専門学校			
	名古屋工業大学			

■出前講座・現場見学会

小学校の特別授業の一部として「出前講座」を、小学生～大学生を対象に「現場見学会」を開催し、社会資本の役割について理解を深める。

年度	出前講座		現場・施設見学会			
	学校数	参加人数	学校数	参加人数	その他（一般向け）	
R4	23校	1,870人	11校	216人	53回	970人

■YouTubeチャンネル（愛知県庁・土木[公式]）

令和4年8月にチャンネルを開設。

●動画数：24本

●チャンネル登録者数：230人。

●最新の投稿：R5.5.1「知立駅付近連続立体交差事業」

チャンネル内最高再生回数5,400回超

（R5.6.1時点）

チャンネル登録

↓

三重県部会の取組状況について

1. 三重県部会の取組

2. 三重県の取組

1. 三重県の取組（平準化・週休2日）

		令和４年度の取組	課題	令和６年度目標達成の為の 令和５年度の取組予定
工事	地域平準化率 （施工時期の平準化）	県の取組 ・債務設定や余裕期間制度の積極的な活用。 ・簡易的な平準化率算定ツールにより、平準化をマネジメント。	・部局により平準化率が偏在している。	・平準化率が低い部局について、取組を促進。
		市町村の取組 ・債務設定 県内２９市町のうち、16市町が活用。	・小規模工事が多く債務設定の必要性について理解が得にくい。	・議会、財政部局の理解が必要。 ・取組を進めにくい市町に対しては個別にフォローアップを実施。
	週休２日対象工事の実施状況 （適正な工期設定）	県の取組 ・すべての工事を週休２日制工事とする。 ・令和４年度完成工事の７７%が４週８休を達成。	・４週８休達成率の向上 ・民間発注工事への促進	・すべての工事を発注者指定型（４週８休指定）にて発注。 ・民間発注者へ適正な工期設定を周知 （建築許可事業者への説明）
		市町村の取組 県内２９市町のうち、 令和４年度までに２８市町が制度導入済み	・取組件数について、市工事では少しずつ進んでいるが、町では進んでいないため、必要性の認識の底上げが必要。 ・小規模業者は、日給月給であることが多く４週8休への理解が得にくい。	・未導入市町に県が個別訪問等により、週休２日制の必要性の説明や、制度導入に向けたアドバイスを行う。
業務	地域平準化率 （履行期限の分散）	県の取組 ・債務設定の積極的な活用。	―	・債務設定の活用を継続
		市町村の取組 ・納期率が低い市では、契約部門から事業部門へ早期発注を促している。また、契約部門・検査部門・事業部門がそれぞれ平準化の取組を共有する場を設けている。	・委託業務は単年度で行うことが定着しているため、年度末に集中している。	・早期発注を促す。 ・委託業務についても、繰越や債務設定の活用を促す。

1．三重県部会の取組

1．令和４年度の県部会の状況

●第１回県部会（令和４年８月１０日WEB）

- 三重県部会の取組
- 中部ブロック発注者協議会の取組
- 三重県の取組　　他

〇第１回地域分科会(令和４年１０月対面)

・取組周知・意見交換

・重点取組のフォローアップ

〇第２回地域分科会(令和５年２月書面)

・情報提供

●第２回県部会（令和５年３月１３日WEB）

- 三重県部会の取組
- 中部ブロック発注者協議会の取組　他

＜中部ブロック発注者協議会＞

●第１回発注者協議会

・令和４年６月２４日（ＷＥＢ）

- □ 年度別達成目標値の設定　他

●発注者協議会（実務担当者会議）

・令和５年１月２６日（ＷＥＢ）

- □ まんなかホリデーの取り組み
- □ 令和４年度自己評価　　他

2．第１回地域分科会（推進会議）の状況

●第１回地域分科会

- 令和４年１０月４日～３１日の間に１０建設事務所単位で開催。
- ５つの重点取組ついて、現状や課題について意見交換。

主な意見

①週休２日制工事

- 施工時期が限られる工事（農地関係、河川、生活道路修繕など）については、実施が難しい
- 民間工事においても取組が浸透していく必要がある。

②施工時期の平準化

- 小規模工事が多く、債務負担を組む理由が整理しにくい。
- 財政部局、議会の理解が必要。

③ＩＣＴ活用工事

- 職員の認識がまだまだ足りていない。
- 小規模工事が多くＩＣＴで施工するような工事が少ない。

④ＡＳＰの導入

- 具体的なシステムの内容の理解がない。
- 県が施策を進めてから情報提供願いたい。

⑤業務委託の総合評価

- 対応できるだけの職員が確保されていない。
- 金額、内容の面から取り組む案件が無い。

3．重点取組のフォローアップの状況

第１回地域分科会にてでた意見をもとに、個別にフォローアップを実施

フォローアップ内容

①週休２日制工事

- 松阪建設事務所管内市町の担当職員を対象に、週休２日制工事の意義等を含めた説明会を開催。
- 未導入市町に個別訪問し、週休２日制の必要性等、制度導入に向け具体的にアドバイス。

②施工時期の平準化

- 亀山市、鈴鹿市において、中部地方整備局にて、各市の施工機関から見る課題分析を行い、具体的な取組手法を具体的にアドバイス。

③ＩＣＴ活用工事

- 桑名、四日市、鈴鹿建設事務所管内の市町職員を対象とした現場見学会を実施
- 各市町職員を対象とした説明会を実施

④ＡＳＰの導入

- 各市町職員を対象とした説明会を実施。

⑤業務委託の総合評価

- 各市町からの問い合わせについて、必要に応じ適宜対応を行っていく。

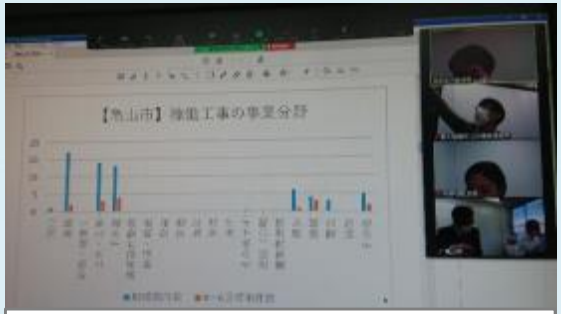

②施工時期の平準化（12/19）
国の分析をもとにアドバイス（WEB会議）

③ICT活用工事（12/22）
市町職員を対象とした現場見学会

4．第２回地域分科会（推進会議）の状況

●地域分科会（第２回）

- 令和５年２月に書面開催

■情報提供

- 第１回地域分科会のとりまとめ結果
- 令和４年度自己評価について
- 週休２日制工事
- 建設業の時間外労働の上限規制
- 工事業の平準化
- ＡＳＰ

■令和４年度　三重県部会重点取組の実施状況調査

- ５つの重点項目について、県、市町の１２月末実績と年度末見込みを調査

5．令和４年度の取組結果

■三重県部会の重点取組　発注協目標

（1）週休２日制工事の促進

取組指標	R3実績	R4目標	R5目標	R6目標
導入済市町数	25	29	29	29
発注率	0.01	0.4	0.7	1.0

R4実績
28
0.1 ※1

※1発注協の指標としては県のみであるが、発注者の責務として取組が必要

（参考）週休２日工事発注件数（市町計）　R3d_33件⇒R4d_267件

（2）施工時期の平準化の促進

取組指標	R3実績	R4目標	R5目標	R6目標
市町平準化率	0.53	0.71	0.76	0.8

R4実績
0..54 ※2

（参考）債務設定活用数（市町計）　R3d_15市町⇒R4d_16市町

（3）ＩＣＴ活用工事の促進

取組指標	R3実績	R4目標	R5目標	R6目標
導入済市町	0	16	23	29

R4実績
2

（4）ＡＳＰ活用工事の促進

取組指標	R3実績	R4目標	R5目標	R6目標
導入済市町	0	15	22	29

R4実績
0

（5）業務の総合評価方式の導入

取組指標	R3実績	R4目標	R5目標	R6目標
導入済市町	6	17	23	29

R4実績
6

【総括】

・週休２日制工事については、１町を除く市町で導入済み。一部には発注率が７割を超える市町がある一方、数件程度の市町も多く、定着には至っていない。

・施工時期の平準化については、令和３年度実績よりは向上しているが目標には至っていない。

・ＩＣＴ活用工事、ＡＳＰ活用工事、総合評価方式の導入については、対象案件が無い事や、職員の理解、職員の不足があり取組が浸透していない。

6．令和５年度の取組予定

●１．三重県部会の予定

○三重県部会（第１回）
・令和５年７月～８月

○三重県部会（第２回）
・令和６年２月～３月

●２．地域分科会の予定

○地域分科会（第１回）
・令和５年９月～１０月

○地域分科会（第２回）
・令和６年１月～２月

令和5年度スケジュール（案）

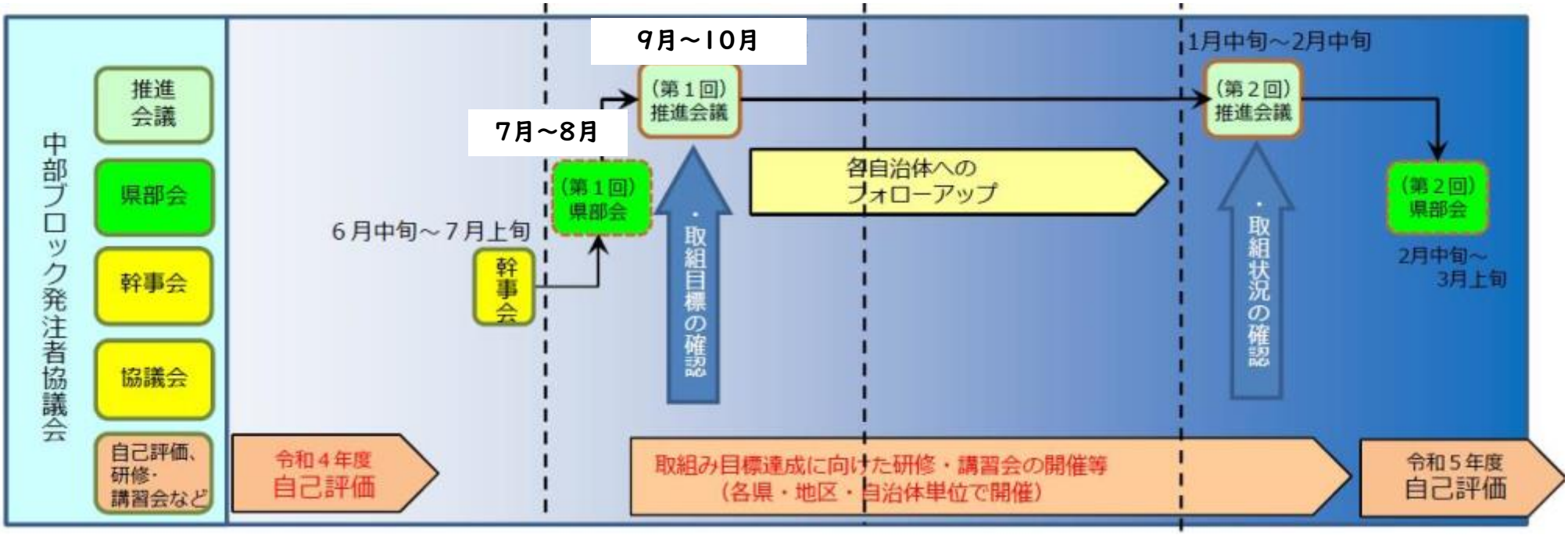

2．三重県の取組

1．第三次三重県建設産業活性化プランに係る取組

- 将来の担い手を確保し、建設業が社会資本の整備・維持修繕や災害対応などの役割を今後も果たすことが出来るよう、令和２年３月に第三次三重県建設産業活性化プラン（計画期間令和２年度から令和５年度）を策定し、建設業の活性化に取り組んでいる。
- 各種取組は、発注者協議会の三重県部会等を通じて、市町にも取組を促している。

＜主な取組施策＞

取組１　担い手確保や労働環境改善の取組

・週休二日制工事の拡大

・建設キャリアアップシステムの活用促進

取組２　生産性向上への取組

・施工時期の平準化

・ＩＣＴ活用工事の推進

取組５　適正な利潤の確保や安定経営への取組

・適正な予定価格の設定と適切な設計変更

第三次建設産業活性化プラン　取組施策

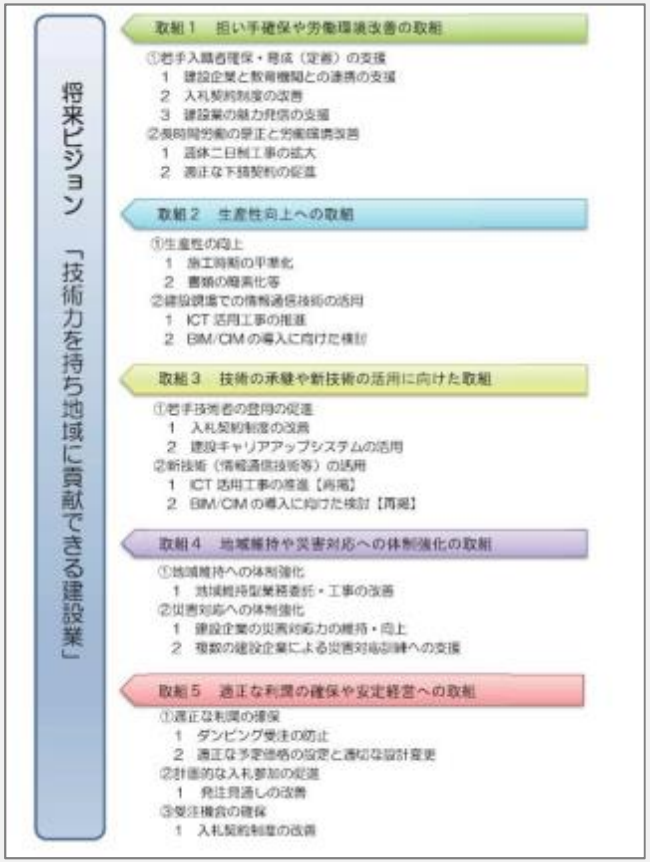

週休二日制工事の推進

① 週休二日制工事（４週８休）の達成状況

４週８休指定型工事の拡大により
４週８休達成の取組を促進

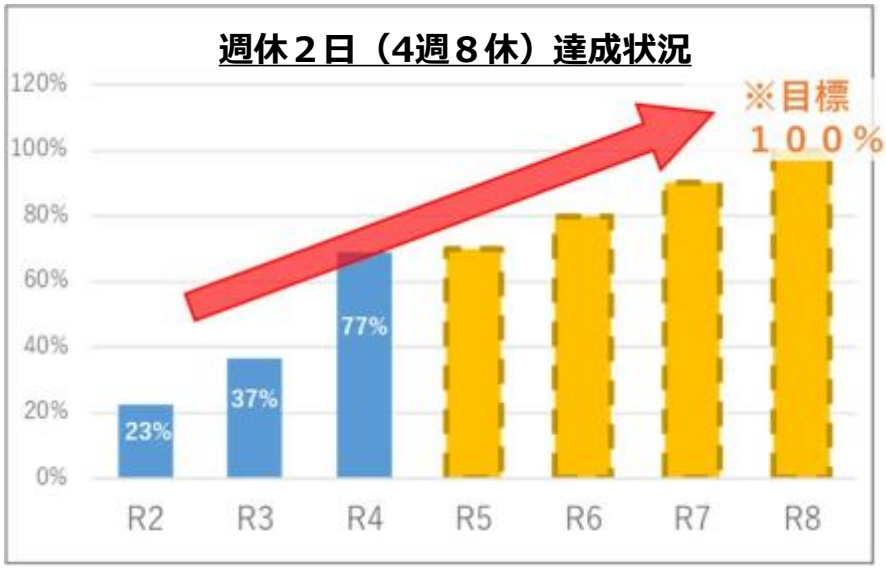

４週８休達成率＝４週８休達成した工事件数/週休二日制工事発注件数

４週８休指定型工事の拡大

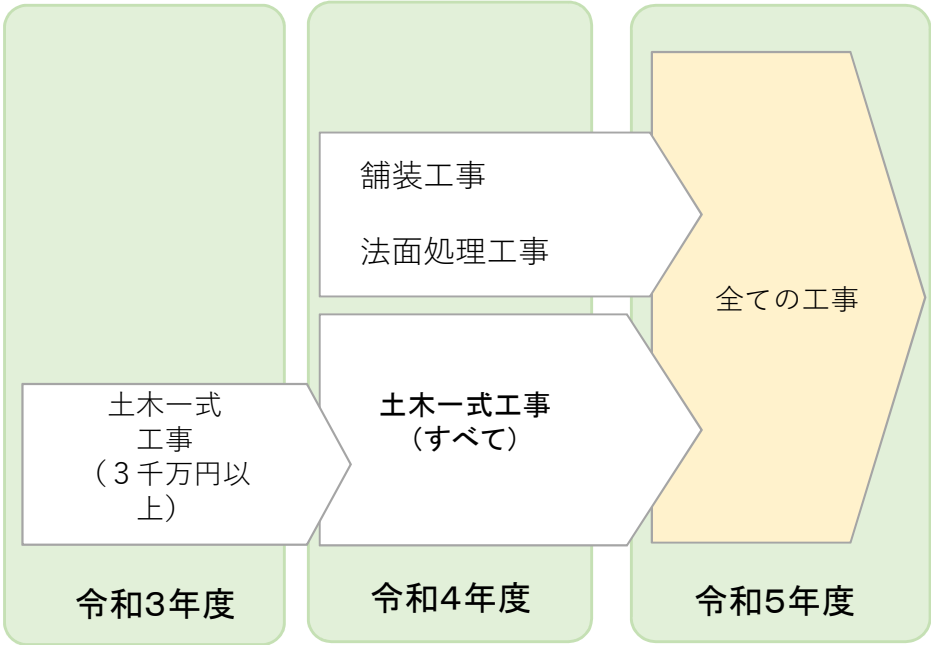

② 週休二日制工事の課題

① 令和８年度の目標値１００％に向けて、さらに取組を推進する必要がある。
② 現場閉所しても他の工事（市町、民間）で働くなど労働者が休めていない。
③ 時間外労働の上限規制が令和６年４月から建設業にも適用されるため、時間外労働の削減が必要。

③ Ｒ５年度の週休二日制工事の進め方

① ４週８休指定型工事の対象を全ての工事とする。
② 県内すべての市町に対して、取組の促進を要請。関係機関と連携し、民間工事発注者等への周知・要請を行う。
③ 建設業界と連携し、現場技術者の時間外労働削減のための仕組みづくり（分業等）を検討する。

① ICT活用工事の取組

平成３０年度から、建設現場の生産性向上を図るためにＩＣＴ活用工事を実施

【建設工事の５つのプロセスでＩＣＴの活用を促進】

①３次元起工測量

起工測量の日数を削減

②３次元設計データの作成

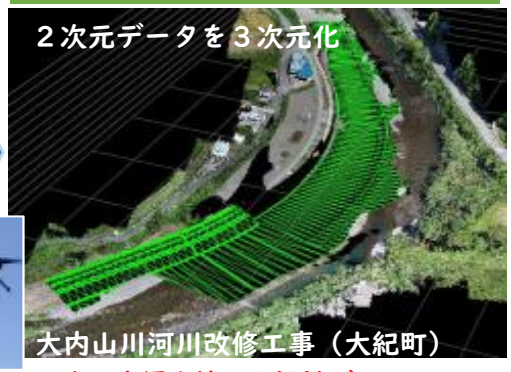

３次元座標を持った設計データ

③ＩＣＴ建機による施工

設計データにより施工を自動制御

④３次元出来形管理

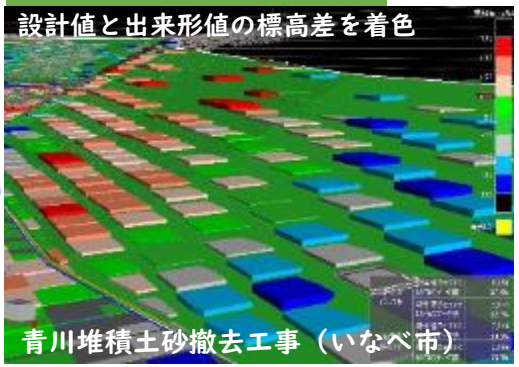

出来形管理資料を自動作成

⑤３次元データの納品

検査の精度向上及び効率化

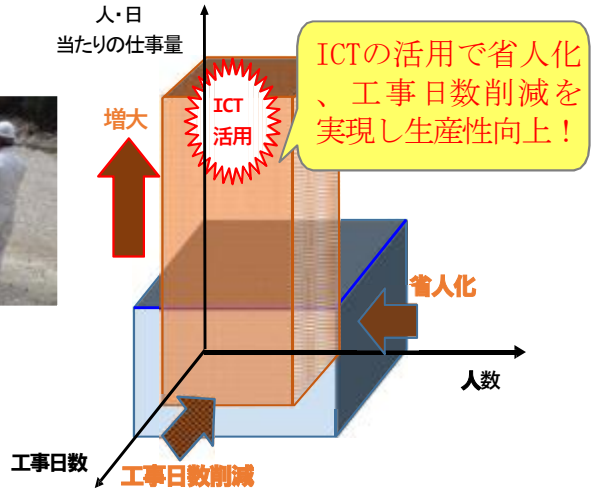

【生産性向上のイメージ】

ICT活用工事の促進

② ＩＣＴ活用工事の達成状況

新たな要領と講習会を通じた普及啓発により
ＩＣＴ活用工事の取組を促進

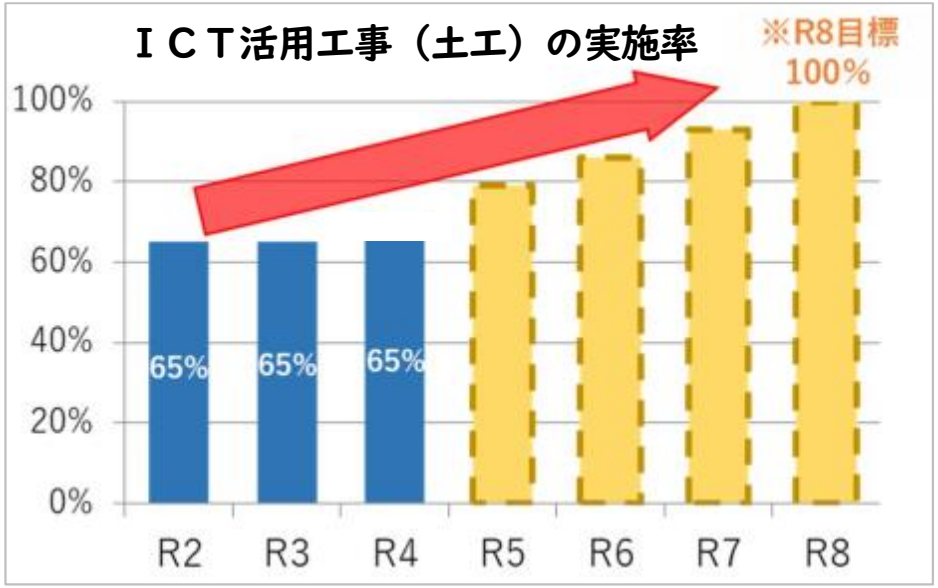

ICT活用工事（土工）の実施率
＝ICTを活用した工事件数/ICT活用工事（土工）として発注した工事件数

建設現場の生産性を向上させるため
適用工種を拡大

ＩＣＴ活用に向けたロードマップ

- 令和3年度：土工、舗装工、法面工、舗装工（修繕工）、浚渫工（港湾）など11工種
- 令和4年度：・擁壁工 ・基礎工 ・海上地盤改良工（床掘工・置換工）
- 令和5年度：・土工（1,000m3未満） ・小規模土工 ・構造物工（橋脚・橋台）

③ ＩＣＴ活用工事の課題

①1,000m3未満の土工工事において、県の積算と現場の必要経費に乖離がある工事が多く見られる。

②ICT活用工事を経験した建設企業は、年々増加しているものの、現在土木一式Aランク業者で約６割という状況である。

④ Ｒ５年度のＩＣＴ活用工事の進め方

①1,000m3未満の土工工事に無理なくICTが導入できるよう新たに簡易なICT活用に対応した要領を制定する。

②講習会を開催し、ICT活用による生産性向上、インセンティブの付与等を説明し、普及拡大に向けた啓発を行う。

施工時期の平準化

「平準化の促進に向けた取組」（さ・し・す・せ・そ）

㋚債務負担行為の活用　㋛柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

㋜速やかな繰越手続き　㋝積算の前倒し　㋞早期執行のための目標設定

債務負担行為や繰越手続きなどを活用し施工時期の平準化を進めています。

現状：工期が３月末に集中
事業に空白期間が生じている

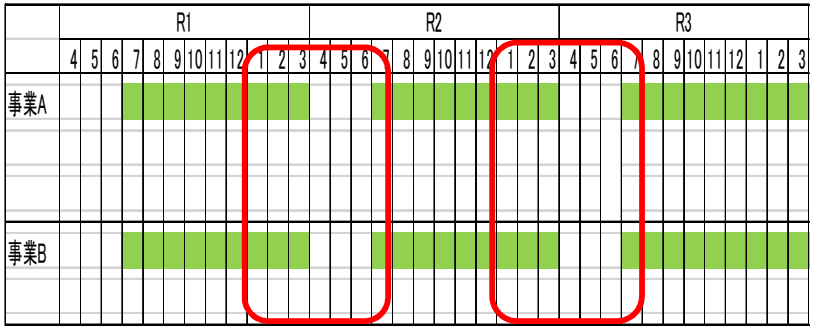

繰越制度、債務負担行為を活用

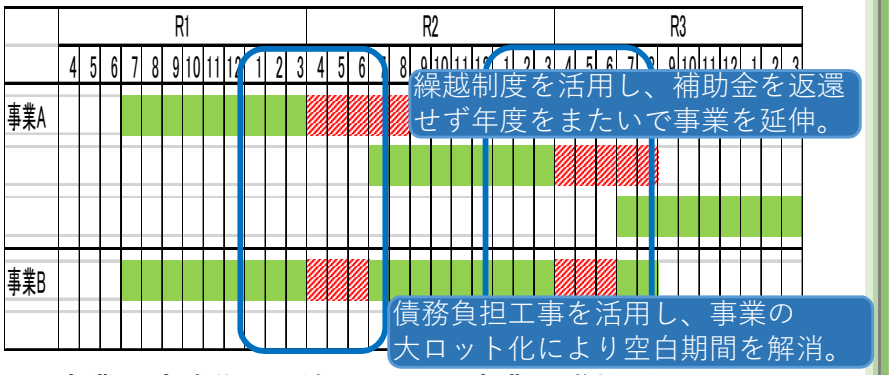

◎事業の空白期間が無くなり、事業の進捗が図れる。

Ｒ４年度の平準化率

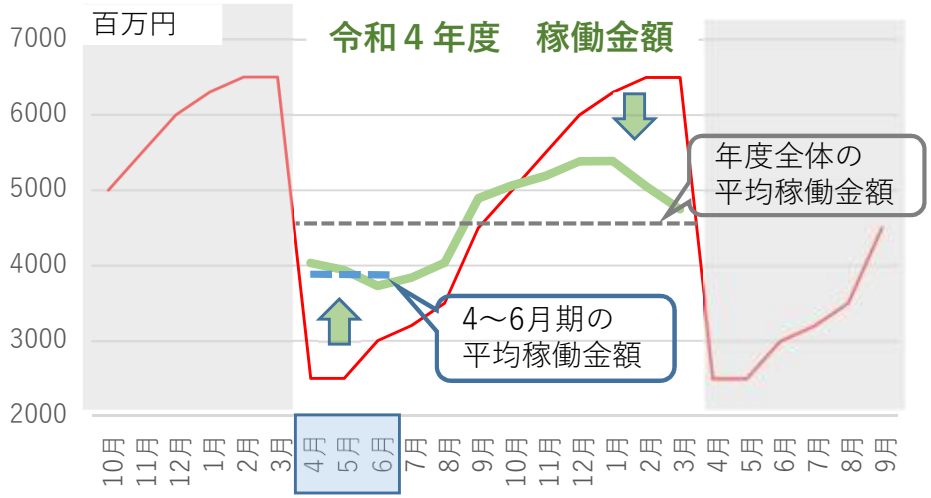

令和４年度
平準化率
α（件数）：７５％
Ｂ（金額）：７７％

平準化率：通常閑散期である４～６月における公共工事の稼働状況　目標：80%

Ｒ５年度の平準化の進め方

債務負担行為の活用や繰越手続きなどを活用し、引き続き平準化率８０％を目標に施工時期の平準化を進めます。

建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用

① 建設キャリアアップシステム（CCUS）の導入状況

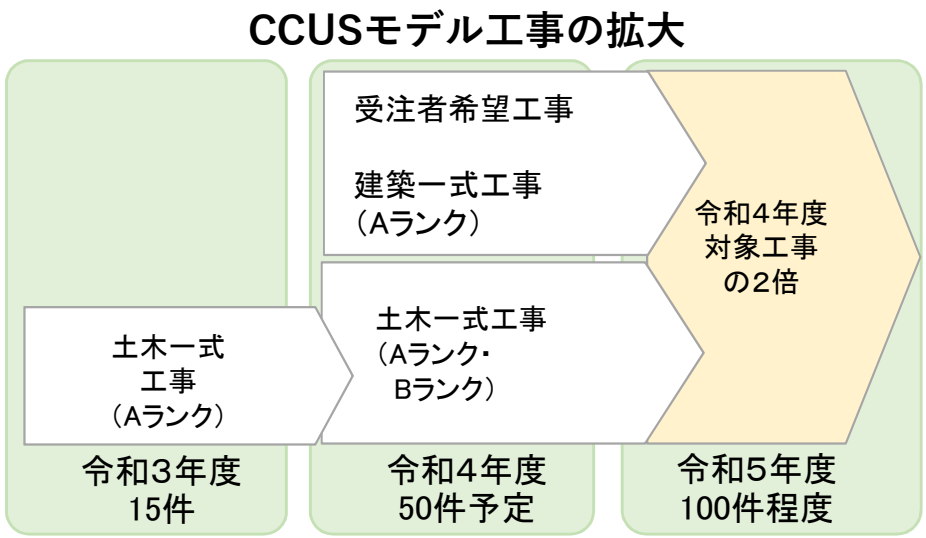

② CCUS活用の課題

本県では、モデル工事を段階的に実施しCCUS活用を促進します。

建設現場での
CCUS活用促進

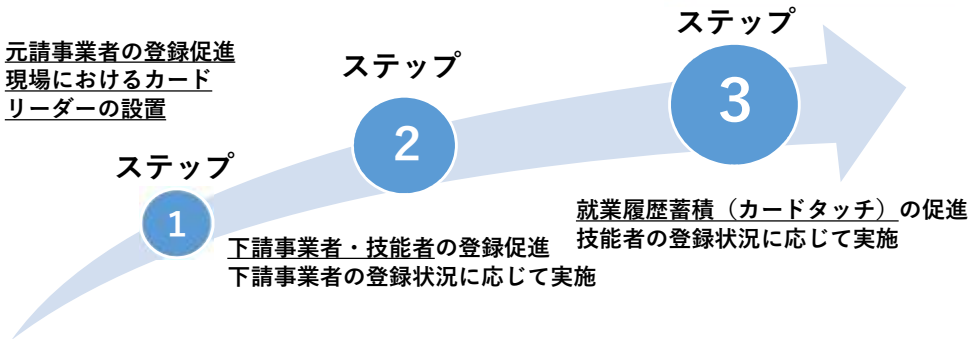

元請事業者のCCUS登録は進んでいるが、『下請事業者』や『技能者』の登録は進んでいない。

③ R５年度のCCUS活用の進め方

①CCUS活用モデル工事（元請事業者の登録促進）の拡大（令和４年度対象工事の２倍以上）

②令和６年度からの【ステップ２】（下請事業者・技能者の登録促進）導入に向けて企業へ周知

3. 処遇改善　最新の実勢価格を反映し適正な利潤を確保

令和５年３月１日から適用する公共工事設計労務単価について

国交省が令和５年３月１日から適用する**最新の実勢価格を反映**した都道府県別の労務単価を公表したことを受け、三重県でも令和５年３月１日から新たな労務単価を適用しています。

労務単価（主要11職種平均）

令和５年３月１日適用　**２４，１２２円**（R4比：＋**５．６％**, H24比：＋**６６．２％**）

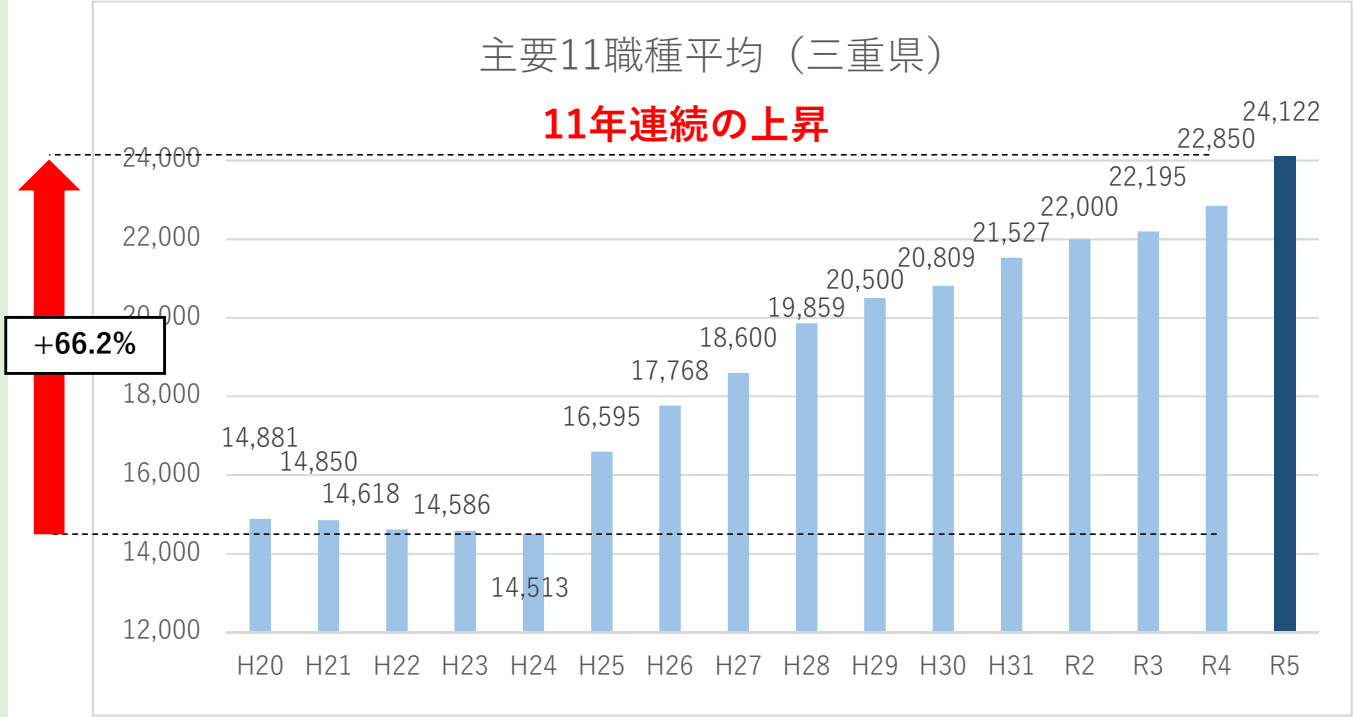

職種	R4.3（円）	R5.3（円）	対前年度比
特殊作業員	23,100	24,200	104.8%
普通作業員	19,900	21,300	107.0%
軽作業員	15,000	16,100	107.3%
とび工	28,000	28,400	101.4%
鉄筋工	26,300	28,100	106.8%
運転手（特殊）	23,800	25,700	108.0%
運転手（一般）	21,300	22,900	107.5%
型枠工	26,000	27,400	105.4%
大工	28,200	30,100	106.7%
左官	25,400	25,800	101.6%
交通誘導警備員（A、Bの平均）	14,350	15,350	107.0%
平均	22,850	24,122	105.6%

物価高騰への適切な対応について

- 資材の設計単価の改訂頻度を見直し、最新の実勢価格を早期に反映（令和４年７月）
  特別改訂を行う主要資材の価格変動を「１０％（生コンは５％）以上変動した時」から「５％以上変動した時」へ変更
  （主要資材：鉄筋、生コンクリート、骨材類、コンクリート製品類、アスファルト合材、杭、木材、水道資材、燃料油類）
- 建設工事請負契約書第２５条第５条（単品スライド条項）運用基準を改定（令和４年６月）
  一定の条件を満たした場合、設計単価を用いずに実際の購入金額でのスライド協議が可能
- 建設工事請負契約書第２５条第６条（インフレ条項）の活用を周知（令和５年２月）

R4年度の取組結果

教育機関と建設企業の連携を支援し、**学校、進路指導教諭へダイレクトに建設業の魅力を発信。**

教育機関と建設企業との連携を支援(継続)

・建設企業との関係性を構築したい。
・先生が建設業を学び、知る機会が欲しい。

支　援
マッチング

・学校の敷居が高く訪問できない。
・学生に建設業を伝える機会が欲しい。

学校訪問
R3　R4
24校 ⇒ 34校

担い手確保支援チーム　始動！（R4～）

4月から担い手確保支援チームの活動スタート

建設業協会女性部会との連携

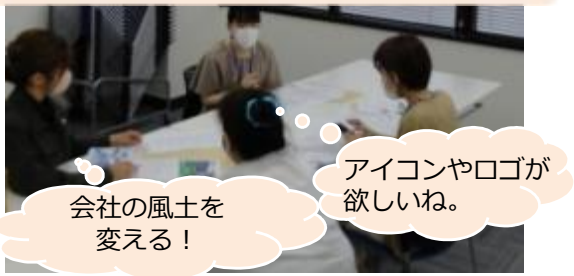

若手職員で構成するメンバーが業界団体と連携し、**若手の視点で魅力発信！**

4. 魅力発信

魅力発信①

①ＳＮＳによる発信

担い手確保支援チームの若手職員により積極的に発信！

令和5年度：２５件発信（1月末時点）　**最高閲覧数を獲得**

「見たよ！」と声をかけてもらうことも多く、ＳＮＳの編集・発信にやりがいを感じています！

②　ＰＲポスターによる発信

担い手確保支援チームが作成したＰＲポスターを
学校の進路情報スペースに掲示しダイレクト発信！

③　写真展による発信

・県立図書館と連携し写真展を開催

県庁舎、民間施設の計１２箇所も継続実施中

図書館司書が建設業の関連本を選書し配架

Ｒ５年度の進め方

発信した情報が、学校や若者へ確実に届く方法を研究し建設業の魅力を発信します。

魅力発信②

Ｒ４年度の取組結果

建設業界と連携し**出前授業、現場見学会等の開催**により教育機関へ建設業の魅力を発信。

① 出前授業

私学初

県立普通科１校、私学３校で開催

建設業に興味を持った生徒 約40人

② 現場見学会

取組定着

県立普通科３校、工業系高校等８校、私学１校の計１２校で開催

魅力発信②

③　実習授業の充実

２年目に突入

・工業系高校と建設企業のニーズをマッチングした実習授業の開催
・工業系高校２校で開催

④　女性技術者交流会

取組
定着

建設業はきついイメージだったけど明るいイメージに変わりました！

・工業系高校1校で開催
・担い手確保支援チームも参加

⑤　進路指導教諭と建設企業の交流会

先生向け
初

生徒に建設業の魅力や働き甲斐を伝えます！

・建設業の実態を進路指導教諭に説明。
・ＯＢ・ＯＧが働く姿を先生にダイレクト発信！
・２地域（北勢、伊勢志摩）で開催

Ｒ５年度の進め方

建設業界と連携し取組の定着に向け、出前授業、実習授業等を継続・拡大します。

中部地方整備局の取組について

令和５年６月

1. 中部地方整備局の取組（平準化・週休２日）中部ブロック発注者協議会【中部地方整備局】

		令和４年度の取組	課題	令和６年度目標達成の為の 令和５年度の取組予定
工事	地域平準化率 （施工時期の平準化）	事務局の取組 ・事例調査		・他地整を含む事例調査 ・土木以外の分野の実態調査
		国の取組 事務連絡で履行期限の平準化を周知 ・単年度契約で工期末を第３四半期までに設定するものは、年度開始前の契約手続きの対象とする。 ・国債制度等を積極的に活用し、全体発注計画に配慮すること。		
	週休２日対象工事の実施状況 （適正な工期設定）	事務局の取組 ・まんなかホリデーの推進 ・まんなかホリデーアンケート集計		・まんなかホリデーアンケート結果の分析
		国の取組 ・実施運用で、発注者指定型により発注することを原則と明記。 ・受注者が１ヵ月ごとに４週８休以上の現場閉所が達成できるように留意することを明記。 ・追加特記仕様書にまんなかホリデー対象工事を明記。		・週休２日の質の向上
業務	地域平準化率 （履行期限の分散）	事務局の取組		
		国の取組 事務連絡で履行期限の平準化を周知 ・単年度契約で履行期限を第３四半期までに設定するものは、年度開始前の契約手続きの対象とする。 ・国債・翌債・繰越による業務の発注件数の比率を２５％以上とする。 ・当該年度に履行期限を迎える業務件数の比率を上半期５０％、下半期５０％とする。	・当初履行期限が第３四半期までに設定されている業務も、契約変更により第４四半期まで期限を延期するものが多い。 ・履行期限の延長協議の際に、繰越で年度を跨ぐことは受注者から拒否されることが多い。	

2. 施工時期等の平準化の取組

○国庫債務負担行為の積極的活用

適正な工期を確保するための国庫債務負担行為（2か年国債及びゼロ国債）を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

○中部地方整備局

	R２補正 ＋ R３当初	R３補正 ＋ R４当初	R４補正 ＋ R５当初
直轄予算額	3,907億円	3,672億円	3,607億円
工事発注件数	850件	820件	768件
うち 国債 件数	239件	311件	279件
うち 事業加速円滑化国債件数	－	50件	68件

※直轄予算額：中部地方整備局関係予算の概要
※発注件数：PPIベース

2. 施工時期等の平準化の取組

○平準化に関する取組について、事務連絡による通知

◇令和４年１０月１８日　事務連絡　令和５年度契約等における年度開始前手続きについて（通知）

・単年度契約で工期末を第３四半期までに設定するもの等、年度の早い時期から履行（施工）が必要な契約は、年度開始前の契約手続きの対象とする。

・適切な工期設定、施工時期の平準化を図るため、国債制度等を積極的に活用し、令和５年度の全体発注計画に配慮すること。

◇令和４年１２月２日　事務連絡　設計業務等の適切な発注について（令和４年度補正予算成立以降）

・当該年度に履行期限を迎える業務件数の比率を上半期５０％、下半期５０％とすることを目標とし、履行期限を上期・下期に２分割することを習慣化させること。

・国債・翌債・繰り越しによる業務の発注件数の比率を２５％以上とする。

◇令和４年１２月２３日　事務連絡　業務の平準化における当面の対応について（試行）

・全ての既契約業務について、平準化（繁忙期の分散化）の第一歩として、３月期限の契約数を低減するため、履行期限を延長し３月とする業務は、事務所長から企画部長へ理由を説明したうえで、契約変更を実施すること。

2. 施工時期等の平準化の取組

○平準化に関する取組について、事務連絡による通知

令和４年１２月２日　事務連絡　設計業務等の適切な発注について（令和４年度補正予算成立以降）

発注時期別の履行期限設定（履行期限としてはならない期間の設定）

別紙－1

- 履行期限は発注時期①～⑥の区分毎に最大限設定できる『履行期限』は以下のとおり
- ただし「設定不可」としている期間に、『履行期限（工期末）』を設けてはならない。

※ 国債（ゼロ国債含む）の発注であっても、履行期限設定不可期間の考え方は同様とする。

※ 災害対応等で、上記によらない履行期限を設定しなければならない場合は、当初発注時は発注前、変更契約時は、手続開始前に本局事業担当課及び技術管理課の了承を得なければならない。

3. 週休2日確保に向けた取組

○直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
○R6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休２日対象工事の実施状況（直轄土木工事）

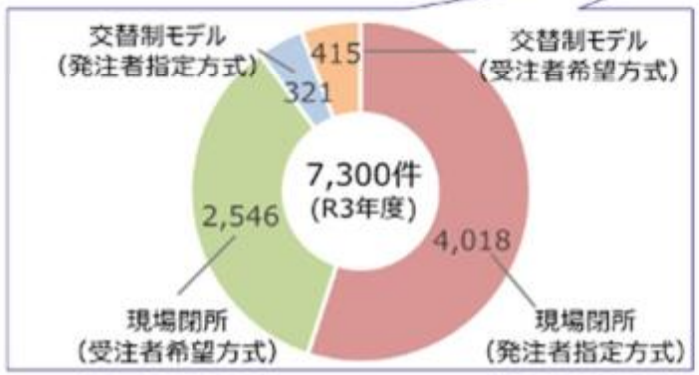

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公告件数（取組件数）	824（165）	3,841（1,106）	6,091（2,745）	7,780（4,450）	7,746（6,853）	7,492（7,300）
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%

※令和4年３月末時点
※令和3年度中に契約した直轄土木工事を集計（営繕工事、港湾空港除く）
※令和3年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

3. 週休2日確保に向けた取組

（これまで）

平成28年度から週休2日モデル工事を実施。令和6年度の労働基準法時間外労働規制適用に向け、取組件数を順次拡大。**【休日の量の確保】**

（これから）

現在のモデル工事は通期で週休2日を目指す内容となっており、月単位で週休2日を実現できるよう取組の推進が必要。**【休日の質の向上】**

施策パッケージ

① 週休２日を標準とした取組への移行【令和５年度から適用】
共通仕様書、監督・検査等の基準類を、週休２日を標準とした内容に改正

② 工期設定のさらなる適正化【令和５年度から適用】
天候等による作業不能日や猛暑日等を適正に工期に見込めるよう、工期設定指針等を改正

③ 柔軟な休日の設定【令和５年度に一部工事で試行】
出水期前や供用前など閉所型での週休２日が困難となった場合に、工期の一部を交替制に途中変更できないか検討

④ 経費補正の修正【令和５年度に検討】
月単位での週休２日工事で実際に要した費用を調査し、現行に代わる新たな補正措置を立案できないか検討（令和５年度は現行の補正係数を継続）

⑤ 他の公共発注者と連携した一斉閉所の取組を拡大【令和５年度から実施】
※併せて、直轄事務所と労働基準監督署との連絡調整の強化

3. 週休2日確保に向けた取組

○令和５年度は、全ての工事を発注者指定で週休２日工事（閉所型・交替制のいずれか）を実施
（月単位の週休２日への移行期間）
週休２日モデル工事の補正係数は、移行期間として令和５年度までは継続

○令和６年度以降、月単位での週休２日の実現を目指す
柔軟な休日の設定や経費補正の修正を令和５年度に検討

3. 週休2日確保に向けた取組

若手技術者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が懸念されていることから、建設産業の担い手が、長く安心して働くことができる取り組みとして 原則、全ての工事で発注者指定型で週休2日制を実施

✓ 本官工事 … 完全週休２日（毎週土日・祝祭日を完全に現場休工とする）

○対象期間　：工期開始日から工事完了日のうち、非対象期間を除いた期間
○非対象期間　：準備・後片付期間、夏期・年末年始休暇、天災（豪雨、地震等）に対する突発的な対応期間等
○休工対象期間：土・日・祝日とする
※天候（降雨・積雪等）により休工した日はカウントしない

✓ 分任官工事… 週休２日相当（現場閉所日数を全体の２／７（週休２日相当）とする）

○対象期間　：工期開始日から工事完了日のうち、非対象期間を除いた期間
○非対象期間　：準備・後片付期間、夏期・年末年始休暇、天災（豪雨、地震等）に対する突発的な対応期間等
○休工対象期間：土・日・祝日と問わず対象期間の２／７以上の日数とする
※天候（降雨・積雪等）により休工した日はカウントする

週休２日の補正係数

○週休２日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を継続

現場閉所率（%）＝ 現場閉所日数 ÷ 対象期間

現場閉所率	4週6休以上7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.03	1.04	1.06

3. 週休2日確保に向けた取組

実施方針

週休2 日交替制モデル工事は、対象工事に従事する技術者及び技能労働者が交替制により週休2 日を実施するものであり、現場に従事する技術者及び技能労働者の休日率に応じて「労務費」および「現場管理費」を補正する

対象工事

施設の維持管理工事等、緊急性が高く休日に作業が必要な工事や社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事

積算方法（補正係数）

補正対象は、労務費、現場管理費とし、現場に従事した全ての技術者、技能労働者の休日確保状況に応じて補正する

休日率（%）＝ 技術者･技能労働者の平均休日数 ÷ 対象期間

※休日率は、全ての技術者、技能労働者の平均とする

休日率	4週6休以上7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	1.01	1.02	1.03

※現場施工体制（技術者･技能労働者）の確保に特別な費用等が必要となる場合は、協議できるものとする

資料7

5．業界要望（その他）

地方公共団体が管理する河川等に対する支援（地方債の活用事例）

〇地方公共団体が単独で実施する「防災・減災、国土強靭化対策」および「公共施設等の老朽化対策」を推進するため、地方債制度により、国土交通省と総務省が協調して支援を実施。

防災・減災に資する河川改修等

緊急自然災害防止事業債

【事業期間】
令和3年度 ～ 令和7年度

【地方財政措置】
起債充当率100%　交付税措置率70%

【主な要件等】
地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの
〇国庫補助の要件を満たさない河川改修等
・総事業費10億円未満の一級、二級河川の改修
・総事業費4億円未満の準用河川の改修
・普通河川の改修　など
〇流域治水プロジェクトに位置づけられた流域対策
・雨水貯留浸透施設の整備、二線堤の築造
・移動式排水施設の整備　など

普通河川における活用事例

移動式排水施設の整備

計画的な維持管理のための浚渫

緊急浚渫推進事業債

【事業期間】
令和2年度 ～ 令和6年度

【地方財政措置】
起債充当率100%　交付税措置率70%

【主な要件等】
地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの
〇一級河川、二級河川、準用河川、及び普通河川における緊急的に実施される浚渫

二級河川における活用事例

準用河川における活用事例

河川管理施設の老朽化対策

公共施設等適正管理推進事業債

【事業期間】
令和4年度 ～ 令和8年度

【地方財政措置】
起債充当率90%　交付税措置率30～50%

【主な要件等】
地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの
〇排水機場、水門、樋門・樋管等の機能に致命的な影響を与えない部分の改修
〇樋門・樋管等において国庫補助の要件を満たさない規模（事業費が概ね5千万円未満）の改修・更新
〇護岸・堤防の改修
〇ダム本体及び周辺施設等において国庫補助の要件を満たさない規模（事業費が概ね4億円未満）の改修・更新

フラップゲートにおける活用事例

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の概要（道路事業）

制度概要

地方公共団体において、道路の適正な管理を推進するために実施される地方単独事業について、地方財政措置を講じるもの

対象となる道路事業

インフラ長寿命化計画等を踏まえて、補助事業や社会資本整備総合交付金事業と一体として実施される以下の事業

①舗装の表層に係る補修（例：切削、オーバーレイ、路上再生等）※簡易アスファルト舗装（全層）を含む

②小規模構造物の補修・更新

（例：道路照明施設、道路標識、防護柵、防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁、カルバート（大型を除く）等）

③法面・斜面の小規模対策工（例：落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工、土留工等）

＜舗装のオーバーレイ＞

＜防護柵の取替＞

＜落石防止柵の取替＞

地方財政措置

充当率90%

元利償還金に対する交付税措置率30~50%

（財政力に応じて）

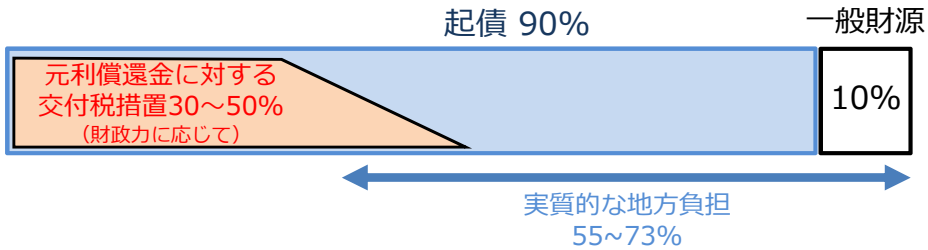

※事業費は、一体的に実施する補助事業等と概ね同程度まで

緊急自然災害防止対策事業債の概要（道路事業）

制度概要

地方公共団体において、災害の発生予防・拡大防止のために実施される地方単独事業について、地方財政措置を講じるもの

対象となる道路事業

「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」と連携して実施される以下の事業

①道路の法面・盛土の土砂災害防止対策
（例：落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工、土留工等）

② 道路施設（小規模構造物等）の予防保全のための対策
（例：防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁等の対策、舗装の表層に係る対策等）

③ 渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策
（例：橋梁・道路の洗掘・流失対策）

④ 道路における無停電設備等に関する対策（例：機械設備の整備、道路照明のLED化等）

⑤ 大雪時の車両滞留危険箇所に関する対策（例：防雪施設、消融雪施設、除雪機械等の整備等）

<落石防止柵の設置>

地方財政措置

充当率100%

元利償還金に対する交付税措置率70%

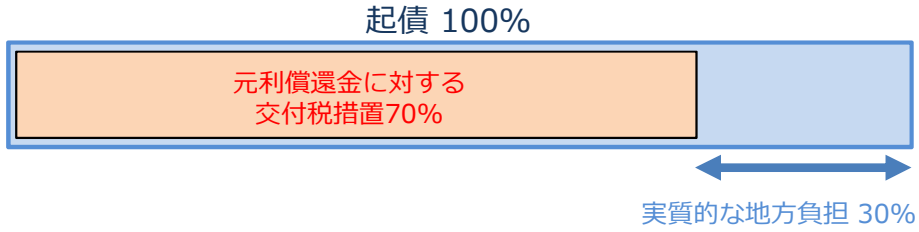

事　務　連　絡
令和４年６月２４日

各都道府県担当部局長 殿
（市区町村担当課、入札契約担当課扱い）
各指定都市担当部局長 殿
（入札契約担当課扱い）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について

特定の資材価格の急激な変動によって請負代金額が不適当となった場合における請負代金額の変更については、公共工事標準請負契約約款（以下「公共約款」という。）第 26 条第５項（いわゆる単品スライド条項）に規定されており、この公共約款については、中央建設業審議会より各公共発注者に対してその実施が勧告されております。

今般国土交通省では、国土交通省発注工事における工事請負契約書第 26 条第５項の規定の運用を一部変更することとし、各地方整備局等に宛ててその旨通知しております（別添参照）。

各地方公共団体におかれましては、請負契約の締結に当たっては公共約款第 26 条第５項の規定を適切に設定するとともに、当該規定の運用に当たっては別添も参考に適切な対応を図るようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知方お願いいたします。

＜参考：運用の変更点概要＞

《これまでの運用》

工事材料の価格増加分について、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更

《新たな運用》

１）　購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。

２）　鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。

３）　年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可能とする。

別紙●●

＜案＞

施工条件明示チェックリスト
概略工事工程表

工事名　：　令和〇年度●●工事

この「施工条件明示チェックリスト」「概略工事工程表」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、**契約書第1条にいう設計図書ではない。**従って、「施工条件明示チェックリスト」「概略工事工程表」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この**「施工条件明示チェックリスト」「概略工事工程表」の有効期限は、この工事の入札日までとする。**

国土交通省　中部地方整備局

●●●事務所　●●●課

開示範囲

	条件明示事項	対象 有無	追特記該当項目	工程制約条件	共仕 編 章 節	特仕 編 章 節	公告文記載	該当事務連絡
1 工事全般	1. 各種の取り組みの有無							
	①見積活用方式	○	第○条				有	平成26年3月27日
	②施工箇所点在	○	第○条	※				
	③間接工事費実績変更方式	○	第○条				有	平成31年1月24日
	④簡易発注・実績変更方式	○	第○条				有	令和元年9月30日
	⑤市場価格反映方式	○	第○条				有	令和元年11月18日
	(その他試行工事については、試行工事一覧(参考)による)	○	第○条					
	2. 調査対象工事の場合							
	①諸経費動向調査の対象工事の場合の明示	○	第○条			1 1 1 12		
	②施工状況調査の対象工事の場合の明示	○	第○条			1 1 1 12		
	③施工合理化調査の対象工事の場合の明示	○	第○条			1 1 1 12		
	④新技術歩掛調査の対象工事の場合の明示	○	第○条					
	公共事業労務費調査対象工事	○	第○条		1 1 1 12			
	施工形態動向調査(モニタリング調査)対象工事	○	第○条			1 1 1 12		
	建設ICT活用時のアンケート調査・現場実態調査等の対象工事の明示	○	第○条			1 1 1 12		
	河川堤防の土質特性に関する調査(堤防開削調査)の対象工事の場合の明示	○	第○条					
		○	第○条					
		○	第○条					
	3. 施工時期及び施工時間帯に制約がある場合			※	1 1 1 36	1 1 1 36		
	①制約内容の明示	○	第○条					
	a.時期の制約 :							
	b.時間の制約 :							
	c.その他 :							
	4. 余裕工期を設定した工事			※				
	①余裕工期が設定されている工事であることを明示する。	○	第○条		1 1 1 8			
	5. 品質確保							
	非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定の対象工事	○	第○条			3 2 3 8		
	コンクリート構造物非破壊(微破壊)品質管理対象工事	○	第○条			1 3 3 1 1 3 7 1		
	6. 現場環境改善対象工事					1 1 1 26		
	現場環境改善工事の場合の明示	○	第○条					
	7. 現場推進会議				1 1 1 3			
	設計照査後の現場推進会議における三者確認の開催工事であることの明示の有無	○	第○条					
2 工程関係	1. 影響を受ける他の工事			※	1 1 1 11	1 1 1 43		
	①先に発注された工事で、当該工事の工程が影響される工事の有無	○	第○条					
	a.工事名 :							
	b.上記工事の発注者 :							
	c.影響内容 :							
	d.具体的な制約 :							
	e.その他事項 :							
	②後から発注する工事で、当該工事の工程が影響される工事の有無	○	第○条					
	a.工事名 :							
	b.上記工事の発注者 :							
	c.影響内容 :							
	d.具体的な制約 :							
	e.その他事項 :							
	③その他工事で、当該工事の工程が影響される工事の有無	○	第○条					
	a.工事名 :							
	b.上記工事の発注者 :							
	c.影響内容 :							
	d.具体的な制約 :							
	e.その他事項 :							
	2. 自然的・社会的条件で制約を受ける施工の内容、時期、時間及び工法等			※	1 1 1 36	1 1 1 36		
	①交通規制や工事内容により、工事の施工期間又は時間帯に制約が生じるか。	○	第○条					
	a.要因 :							
	b.施工内容 :							
	c.施工箇所 :							
	d.施工時期 :							
	e.施工時間 :							
	f.具体的制約内容 :							
	②出水期や積雪・融雪期において、施工を中止あるいは休止する必要があるか。	○	第○条		1 1 1 36	1 1 1 36		
	a.要因 :							
	b.施工内容 :							
	c.施工箇所 :							
	d.施工時期 :							
	e.施工時間 :							
	f.具体的制約内容 :							
	③漁期や農業・用排水の使用時期、また地場産業の影響により、施工期間又は時間帯に制約が生ずるか。	○	第○条					
	a.要因 :							
	b.施工内容 :							
	c.施工箇所 :							
	d.施工時期 :							
	e.施工時間 :							
	f.具体的制約内容 :							
	④自然環境の保全に関しての制約の有無を明示する。 (猛禽類等の保護動植物の生息する可能性のある地域での施工制約)	○	第○条					
	a.要因 :							
	b.施工内容 :							
	c.施工箇所 :							
	d.施工時期 :							
	e.施工時間 :							
	f.具体的制約内容 :							
	3. 関係機関等との協議に未成立なものがある場合の制約等			※	1 1 1 35			
	①協議の成立時期が具体的に見込める場合はその内容を記載。	○	第○条					
	a.関連機関 :							
	b.制約内容 :							
	c.協議内容 :							
	d.成立見込時期 :							
	②協議の結果、工程等に制約を受けることが予想される場合は、あらかじめその協議内容及び制約される内容等を明示する。	○	第○条					
	a.関連機関 :							
	b.制約内容 :							
	c.協議内容 :							
	d.成立見込時期 :							
	③協議の必要性はあるが、未実施である場合はその内容を記載する。	○	第○条					
	a.関連機関 :							
	b.制約内容 :							
	c.協議内容 :							
	d.成立見込時期 :							
	4. 関係機関との協議の結果、工程に影響を受ける条件等			※	1 1 1 35			
	①施工時期等について付された条件を具体的に明示する。	○	第○条					
	a.関連機関 :							
	b.影響内容 :							
	c.規制期間・時間 :							

		②当初予想し得ない事態等が発生し工事期間等の変更が生じる場合は、監督職員に報告し、協議を行うことを明示する。	○	第○条			
		a.内容 ：					
	5. 占用物件（地下物件、架空線など）・埋蔵文化財等の事前調査・移設の制約				※	1 1 1 13	
		①必要な事前調査の期間等を明示し、その管理者の都合により変更がある場合には別途協議することを合わせて明示。	○	第○条			
		a.物件内容（場所含む） ：					
		b.物件管理者 ：					
		c.事前調査・移設の期間 ：					
		②移設や撤去・保存等が必要になり影響を受ける場合は、施工方法や工程等について協議状況を明示。	○	第○条			
		a.物件内容（場所含む） ：					
		b.物件管理者 ：					
		c.事前調査・移設の期間 ：					
		③埋蔵文化財の発掘調査が必要な場合の状況を明示。	○	第○条			
		a.物件内容（場所含む） ：					
		b.物件管理者 ：					
		c.事前調査・移設の期間 ：					
	6. 概数発注・概略設計による発注工事の場合					1 1 1 3	
		①概数発注、概略設計、修正設計中の工事の場合、詳細設計の完成時期について明示。	○	第○条			
		a.対象工種 ：					
		b.区間 ：					
		c.詳細設計完成時期 ：					
3 用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合				※		
		①用地・立木の取得が終了していない場所の有無	○	第○条			
		a.場所・範囲 ：					
		b.面積 ：					
		c.取得見込み時期 ：					
		②期日までに用地取得できない場合の対応を明示	○	第○条			
		a.内容 ：					
		③保安林解除や用地の規制等の有無	○	第○条		1 1 1 35	
		a.場所・範囲 ：					
		b.面積 ：					
		c.解決見込み時期 ：					
		d.当面の対応 ：					
		④官民境界が未確定部分がある場合の内容明示	○	第○条			
		a.場所・範囲 ：					
		b.面積 ：					
		c.協議状況、確定見込み ：					
	2. 使用後の復旧条件がある場合						
		①工事用地使用後の条件の有無	○	第○条		1 1 1 35	
		a.場所・範囲 ：					
		b.面積 ：					
		c.復旧完了期日 ：					
		d.復旧条件 ：					
	3. 工事用仮設道路、資機材置き場等の用地を借地させる場合					1 1 1 35	
		①工事用仮設道路、資機材置き場等の借地の有無	○	第○条			
		a.場所・範囲 ：					
		b.面積 ：					
		c.借地期間 ：					
		d.復旧条件 ：					
		②借地上の支障物件等があった場合には監督職員へ報告し対応を協議する旨の明示	○	第○条			
	4. 官有地等を使用させる場合						
		①使用する官有地の有無	○	第○条			
		a.場所・範囲 ：					
		b.面積 ：					
		c.使用期間 ：					
		d.使用条件 ：					
		②現場状況から施工に使用がある場合は、監督職員へ報告し協議する旨を明示	○	第○条			
		a.内容 ：					
4 環境対策関係	1. 公害防止の為の制限がある場合					1 1 1 30	
		①施工方法等において、公害防止の為の制限がある場合の明示	○	第○条			
		a.対象工種 ：					
		b.対象箇所 ：					
		c.制限内容 ：					
		②騒音・振動等の測定を指定する箇所がある場合の明示	○	第○条			
		a.対象工種 ：					
		b.対象箇所 ：					
		c.制限内容 ：					
		③公害に関する特定地域指定がある場合はその地域を明示	○	第○条			
		a.対象工種 ：					
		b.対象箇所 ：					
		c.制限内容 ：					
		④地元対策等により規制処置が必要となった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条			
		a.内容 ：					
	2. 水替、流入防止施設が必要な場合						
		①水替、流入防止施設が必要がある場合の明示	○	第○条			
		a.対象工種 ：					
		b.対象箇所 ：					
		c.制限内容 ：					
		②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条			
		a.内容 ：					
	3. 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合					1 1 1 30	
		①濁水、湧水等の処理で特別な対策が必要な場合は明示	○	第○条			
		a.対象工種 ：					
		b.対象箇所 ：					
		c.時期 ：					
		d.処理施設 ：					
		e.排水の水質目標値 ：					
		f.排水場所 ：					
		②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条			
		a.内容 ：					
	4. 事業損失等、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合					1 1 1 30	1 1 1 30
		①騒音、振動、地盤沈下、水質、地下水の枯渇、電波障害等の事業損失が懸念される場合の事前・事後調査を行うことを明示	○	第○条			
		a.懸念事項 ：					
		b.事前・事後調査の有無 ：					
		c.調査箇所 ：					
		d.調査時期 ：					
		e.調査方法 ：					
		f.その他 ：					
		②当初と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条			
		a.内容 ：					
	5. 油漏れ、重金属等に対策を必要とする場合					1 1 1 30	
		①油漏れ、重金属等の対策が必要な場合の内容の明示	○	第○条			
		a.対象工種 ：					
		b.対象機械 ：					
		c.時期 ：					
		d.実施方法・必要な資材等 ：					
		e.その他 ：					
		②当初と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条			
		a.内容 ：					
	1. 交通安全施設等の指定						
		①車線減少等の規制を伴う場合の明示	○	第○条			1 1 1 32
		a.規制内容 ：					
		b.規制箇所 ：					
		c.規制期間 ：					
		②歩道通行帯を確保する場合の明示	○	第○条			
		a.内容 ：					
		b.対象箇所 ：					
		c.期間 ：					

		③夜間作業を伴う場合の明示	○	第○条				
		a.内容 ：						
		b.対象箇所 ：						
		c.期間 ：						
		④現場特有の交通規制を行う場合の明示	○	第○条				
		a.内容 ：						
		b.対象箇所 ：						
		c.期間 ：						
		⑤当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条				
		a.内容 ：						
	2. 対策をとる必要がある他施設との近接工事がある場合						1 1 1 26	
		①対策をとる必要がある他施設と近接する工事がある場合の明示	○	第○条				
		a.対象施設・管理者 ：						
		（例：鉄道、ガス、電気、電話、上下水道、光ファイバ、その他施設）						
		b.対象箇所 ：						
		c.施行条件 ：						
		d.その他（協議状況他） ：						
		②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条				
		a.内容 ：						
	3. 施工上、防護施設等必要な場合							
		①防護施設等が必要な場合の明示	○	第○条		3 2 10 1		
		a.必要な防護施設 ：						
		（例：落石、雪崩、土砂崩壊、土石流、その他補強が必要な施設等）						
		b.危険要因 ：						
		c.対策内容 ：						
		d.対象工種 ：						
		e.対象期間 ：						
5		f.その他 ：						
		②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条				
		a.内容 ：						
安全対策関係	4. 保全設備・保安要員の配置等が必要な場合					1 1 1 32		
		①交通誘導警備員・保安要員等の配置が必要な場合の明示	○	第○条				
		a.対象工種 ：						
		b.対象箇所 ：						
		c.対象期間 ：						
		d.対象要員 ：						
		e.その他 ：						
		②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条				
		a.内容 ：						
	5. 発破作業・警戒船等の制限							
		①発破作業・警戒船等に制限がある場合の明示	○	第○条				
		a.対象工種 ：						
		b.対象箇所 ：						
		c.対象期間 ：						
		d.制限内容 ：						
		e.その他 ：						
		②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条				
		a.内容 ：						
	6. 有害ガス及び酸素欠乏等の対策							
		①喚起設備等が必要な場合の明示	○	第○条				
		a.危険要因 ：						
		b.対象工種 ：						
		c.対策内容 ：						
		e.その他 ：						
		②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条				
		a.内容 ：						
	7. 高所作業における対策が必要な場合							
		①高所作業を行う必要がある場合の明示	○	第○条				
		a.対象工種 ：						
		b.対象箇所 ：						
		c.対策内容 ：						
		e.その他 ：						
		②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条				
		a.内容 ：						
	8. 砂防工事の安全確保のために必要な対策を行う場合							
		①安全確保に必要な情報の明示	○	第○条				
		a.施工箇所の地形・地質特性 ：						
		b.危険要因 ：						
		c.対策内容 ：						
		e.その他 ：						
		②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条				
		a.内容 ：						
	1. 一般道路を搬入路として使用する場合							
		①運搬経路に制限がある場合または経路を指定する場合の明示	○	第○条				
		a.経路 ：						
		b.制限内容 ：						
		c.制限期間・時間 ：						
		d.その他 ：						
		②搬入路の使用中及び使用後に配慮すべき事項がある場合の明示	○	第○条				
		a.内容 ：						
		b.対象区間 ：						
		c.期間 ：						
		③地元対応等の特筆すべき事項の明示	○	第○条				
		a.内容 ：						
		b.対象区間 ：						
		c.期間 ：						
		④当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条				
		a.内容 ：						
	2. 仮道路（工事用道路・切回道路等）を設置する場合							
		①仮道路（工事用道路・切回道路等）の構造等を指定する場合の明示	○	第○条				
		a.区間 ：						
		b.指定する内容 ：						
		c.その他 ：						
		②借地により仮道路を設ける場合の明示	○	第○条				
		a.区間 ：						
		b.借地料等 ：						
		c.維持補修内容 ：						
		d.その他 ：						
		③維持修繕の必要がある場合の明示	○	第○条		3 1 1 13		
		a.区間 ：						
		b.維持補修内容 ：						
		d.その他 ：						
		④仮道路（工事用道路・切回道路等）に安全施設が必要な場合は明示	○	第○条				
		a.必要な施設内容 ：						
		b.対象区間 ：						
		c.対象期間 ：						
		d.その他 ：						
6		（存置、撤去等わかるようにする）						
		⑤地元対応等の特筆すべき事項の明示	○	第○条				
		a.内容 ：						
		b.対象区間 ：						
工事用道路関係		c.期間 ：						
		【追加】当該工事終了後の存知or撤去	○	第○条				
		⑥当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条				
		a.内容 ：						
	3. 一般道路を交通規制等により占用する場合					1 1 1 35		
		①交通規制を行う場合の関係機関協議の有無の明示	○	第○条				
		a.協議機関 ：						
		b.対象区間 ：						
		c.対象期間・時間 ：						

		d.規制内容 ：				
		e.その他 ：				
		②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条		
		a.内容 ：				
	4. 他工事と仮道路（工事用道路・切回道路等）を共有する場合					
		①他工事と工事用道路を共有する場合の明示	○	第○条		
		a.共有する他工事 ：				1 1 1 32
		b.工事用道路の管理者 ：				
		c.共有する区間 ：				
		d.期間 ：				
		e.配慮事項 ：				
		②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条		
		a.内容 ：				
	5. 仮道路（工事用道路・切回道路等）の使用に制限がある場合					
		①工事用道路に制限がある場合の明示	○	第○条		
		a.対象区間 ：				
		b.対象期間・時間 ：				
		c.制限内容 ：				
		d.その他 ：				
		②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条		
		a.内容 ：				
7 仮設関係	1. 他の工事に引き継ぐ場合				※	
		①引き渡しの条件明示	○	第○条		
		a.仮設備の名称 ：				
		b.引き継ぎ先の受注者 ：				
		c.撤去・損料などの条件 ：				
		d.維持管理条件 ：				
		e.引き渡し等の時期 ：				
		f.構造等安全性確認や検査の実施日時 ：				
		g.その他 ：				
		②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条		
		a.内容 ：				
	2. 引き継いで使用する場合				※	
		①引き継ぎの明示	○	第○条		
		a.内容 ：				
		b.時期 ：				
		c.条件 ：				
		d.その他 ：				
		②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条		
		a.内容 ：				
	3. 構造及び施工方法を指定する場合					
		①構造及び施工方法の条件を明示	○	第○条		
		a.対象物 ：				
		b.存置期間 ：				
		c.規模・規格・数量等 ：				
		d.施工方法 ：				
		e.その他 ：				
		②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条		
		a.内容 ：				
	4. 設計条件を指定する場合					
		①設計条件を指定する場合の条件明示	○	第○条		
		a対象物 ：				
		b.設計条件 ：				
		c.その他 ：				
		②指定仮設がある場合の条件明示	○	第○条		
		a対象物 ：				
		b.指定条件 ：				
		c.その他 ：				
		③当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条		
		a.内容 ：				
8 建設副産物関係	1. 建設副産物を搬出する、特定建設資材・再生材を使用する工事の場合					
		①建設副産物情報交換システムの活用の明示	○	第○条		
		a.内容 ：				
		②建設副産物実態調査の対象工事の明示	○	第○条		
		a.内容 ：				
		③建設発生土情報交換システム登録対象の明示	○	第○条		1 1 1 18
		a.内容 ：				
		④再生資材の活用の明示	○	第○条		
		a.資材名 ：				
		b.規格 ：				
		c.使用箇所 ：				
		d.その他 ：				
		⑤特定副産物の搬出の明示 （特定建設資材の分別解体等・再資源化等の条項で記載していれば不用）	○	第○条		
		a.対象 ：				
		b.受入場所 ：				
		c.受入時間帯 ：				
		d.仮置き場 ：				
		e.搬出調書等 ：				
		f.その他 ：				
		⑥建設リサイクル法対象工事の明示	○	第○条		1 1 1 18
		a.種類 ：				
		b.分別解体等の方法 ：				
		c.その他 ：				
		⑦指定副産物の指定再資源化施設へ搬出明示	○	第○条		
		a.種類 ：				
		b.再資源化施設 ：				
		c.中間処理場 ：				
		d.最終処理場 ：				
		e.受入時間 ：				
		⑧当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条		
		a.内容 ：				
	2. 建設発生土及び建設汚泥処理土					1 2 3 1 1 2 4 1
		①他工事の箇所へ搬出する場合の明示	○	第○条		
		a.搬出箇所・距離 ：				
		b.搬出先工事名 ：				
		c.搬出先の受入条件 ：				
		d.その他 ：				
		②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条		
		a.内容 ：				
	3. 建設廃棄物の種類と発生量					1 2 3 1 1 2 4 1
		①取扱及び処理方法の違う種別毎の廃棄物を明示	○	第○条		
		a.種別 ： 特定建設資材廃棄物 ・ その他の産業廃棄物 ・ 特別管理産業廃棄物				
		b.種類 ：				
		c.工種 ：				
		d.発生量 ：				
		e.その他 ：				
		②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条		
		a.内容 ：				
	4. 処理施設等への運搬経路・方法等の規制・制限					
		①処理施設等の条件明示(1)	○	第○条		
		a.種類 ：				
		b.運搬経路 ：				
		c.運搬方法 ：				
		d.その他 ：				
		①処理施設等の条件明示(2)	○	第○条		
		a.種類 ：				
		b.運搬経路 ：				
		c.運搬方法 ：				
		d.その他 ：				
		②仮置きが必要な場合の内容明示	○	第○条		
		a.内容 ：				
	5. 中間・最終処理場					

	①指定副産物の指定再資源化施設へ搬出明示	○	第○条		
	a.種類 ：				
	b.再資源化施設 ：				
	c.中間処理場 ：				
	d.最終処理場 ：				
	e.受入時間 ：				
	6. 他工事からの建設発生土を利用する場合			1 2 3 1 1 2 4 1	
	①他工事からの建設発生土に関する利用の明示	○	第○条		
	a.他工事情報 ： 発注機関、工事名、施工会社、連絡先等				
	b.受入条件 ： 発生土の種類、使用箇所等				
	c.受入時期 ：				
	d.その他 ：				
	②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条		
	a.内容 ：				
	7. 土壌汚染対策法の届出について				
	①土壌汚染対策法で規定する一定規模(3,000m2)以上の土地の形質変更を伴う対象工事である場合の県知事への届出等の明示。	○	第○条		
	a.対象の有無 ：				
	b.場所・範囲・面積 ：				
	c.該当工種 ：				
	d.発生量 ：				
	e.その他 ：				
	②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条		
	a.内容 ：				
	8. ストックヤード(又は土取り場)の建設発生土を利用する場合				
	①ストックヤード(又は土取り場)の建設発生土に関する利用の明示。	○	第○条		
	a.ストックヤード(又は土取り場)箇所・距離 ：				
	b.ストックヤード(又は土取り場)からの建設発生土の土質条件(改良の必要性の有無) 等 ：				
	c.ストックヤード(又は土取り場)の管理者(工事名等) ：				
	d.利用時期(土日祝の利用の可否含む) ：				
	e.利用時間 ：				
	f.他工事利用件数 ：				
	g.利用台数の制限がある場合の制限内容 ：				
	h.その他(交通誘導警備員配置、工事用道路(敷鉄板)設置 等) ：				
	②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条		
	a.内容 ：				
9 工事支障物件関係	1. 占用物件等の工事支障物件がある場合			※ 1 1 1 35	
	①工事支障物件の明示(1)	○	第○条		
	a.物件名 ：				
	b.物件管理者(連絡先等) ：				
	c.物件位置 ：				
	d.物件管理者との協議状況 ：				
	e.移設時期 ：				
	f.その他 ：				
	①工事支障物件の明示(2)	○	第○条		
	a.物件名 ：				
	b.物件管理者(連絡先等) ：				
	c.物件位置 ：				
	d.物件管理者との協議状況 ：				
	e.移設時期 ：				
	f.その他 ：				
	①工事支障物件の明示(3)	○	第○条		
	a.物件名 ：				
	b.物件管理者(連絡先等) ：				
	c.物件位置 ：				
	d.物件管理者との協議状況 ：				
	e.移設時期 ：				
	f.その他 ：				
	②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条		
	a.内容 ：				
10 薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合				
	①薬液注入の条件明示	○	第○条		
	a.設計条件 ：				
	b.工法区分 ：				
	c.材料種類 ：				
	d.施工範囲 ：				
	e.削孔数量・延長 ：				
	f.注入量・注入圧 ：				
	g.その他 ：				
	②注入の管理の明示	○	第○条		
	a.注入圧・速度 ：				
	b.注入順序 ：				
	c.ステップ長 ：				
	d.材料(購入・流通経路等) ：				
	e.ゲルタイム ：				
	f.配合 ：				
	③産業廃棄物が発生した場合の処分方法の明示	○	第○条		
	a.内容 ：				
	④地下埋設物がある場合の防護方法の明示	○	第○条		
	a.内容 ：				
	⑤当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条		
	a.内容 ：				
	2. 周辺環境影響調査を行う場合				
	①周辺環境影響調査の明示	○	第○条		
	a.調査内容 ：				
	b.調査箇所 ：				
	c.調査回数 ：				
	d.その他 ：				
	②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条		
	a.内容 ：				
	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要な場合				
	①仮置きが必要な資機材の内容を明示	○	第○条		
	a.資機材の種類 ：				
	b.数量 ：				
	c.保管・仮置き場所 ：				
	d.期間 ：				
	e.保管方法 ：				
	f.積込・運搬方法 ：				
	g.機械の分解・組立等ある場合の回数 ：				
	h.その他 ：				
	②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条		
	a.内容 ：				
	2. 工事現場発生品がある場合			1 1 1 17	
	①現場発生品の明示	○	第○条		
	a.品名・数量 ：				
	b.再使用の有無 ：				
	c.引き渡し時期・場所 ：				
	d.品質検査 ：				
	e.運搬方法・費用 ：				
	f.その他 ：				
	②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条		
	a.内容 ：				
	3. 支給品・貸与品がある場合			1 1 1 16	
	①該当品の明示	○	第○条		
	a.品名・数量 ：				
	b.規格等 ：				
	c.使用場所 ：				
	d.積算条件 ：				
	e.引き渡し場所 ：				
	f.返納方法等 ：				
	g.その他				
	②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条		
	a.内容 ：				
	4. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合				

11 その他		①新技術・新工法の内容の明示	○	第○条				
		a.工法名称 ：						
		b.施工場所 ：						
		c.施工条件 ：						
		d.NETIS番号 ：						
		e.その他 ：						
		②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条				
		a.内容 ：						
	5. 指定部分の引渡しを行う場合				※			
		①指定部分の内容の明示	○	第○条				
		a.指定部分 ：						
		b.引渡日 ：						
		e.その他 ：						
	6. 部分使用を行う場合				※			
		①部分使用の内容の明示	○	第○条				
		a.使用箇所 ：						
		b.使用条件 ：						
		e.使用期間 ：						
		②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条				
		a.内容 ：						
	7. 給水の必要がある場合							
		①給水内容の明示	○	第○条				
		a.関係機関名 ：						
		b.協議時期 ：						
		c.取水箇所 ：						
		d.取水時期 ：						
		e.取水方法 ：						
		f.その他 ：						
		②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条				
		a.内容 ：						
	8. 存置物のある場合					1 1 1 28		
		①対象物の条件を明示	○	第○条				
		a.対象物 ：						
		b.存置場所 ：						
		c.数量等 ：						
		d.存置(養生)方法 ：						
		e.その他 ：						
		②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条				
		a.内容 ：						
	9. 伐開除根のある場合					1 2 3 1 1 2 4 1		1 2 4 1
		①伐開除根の範囲・処理方法等の条件を明示	○	第○条				
		a.対象範囲 ：						
		b.処理方法 ：						
		c.処理費用の計上の有無 ：						
		e.その他 ：						
		②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	○	第○条				
		a.内容 ：						
	10. 重点監督の適用							3 1 1 6
		①重点監督の適用を明示	○	第○条				
		a.対象工種 ：						
	11. 中間技術検査の適用							3 1 1 10
		①中間技術検査の有無・回数・段階(時期・対象工種等)を明示	○	第○条				
		a.検査の有無 ：						
		b.回数 ：						
		c.段階(時期・対象工種等) ：						
	12. 平板載荷試験							
		①平板載荷試験の有無・使用する工種・地盤反力・箇所数・載荷方法・計画最大載荷を明示	○	第○条				
		a.試験の有無 ：						
		b.使用する工種 ：						
		c.地盤反力 ：						
		d. 箇所数						
		e. 載荷方法						
		f. 計画最大荷重						

試行工事一覧(参考)

R2.1.31時点

No.	タイトル	日付	文書番号
1	建設現場におけるウェアラブルカメラを使用した立会の試行について	R1.5.13	事務連絡
2	施工者と契約した第三者による品質証明の試行について	H25.2.28	事務連絡
3	ISO9001 活用モデル工事の試行について	H29.11.15	事務連絡
4	検査時における工事関係書類の一部重複確認廃止の試行について	H28.6.17	国部整技管検第84号
5	施工プロセスを通じた検査の試行について	H22.3.29	事務連絡
6	総合評価落札方式における一括審査方式の活用について(通知)	H28.1.13	事務連絡
7	フレックス工期の運用について(試行)	H28.1.14	事務連絡
8	「参加者確認型契約方式」の試行拡大について	H30.12.20	事務連絡
9	工事の総合評価落札方式における新技術導入促進型の試行について	H29.10.5	事務連絡
10	工事の総合評価落札方式における「簡易確認型」の試行について	H29.10.5	事務連絡
11	生産性向上チャレンジ工事の試行について	H30.7.25	事務連絡
12	工事の総合評価落札方式における新技術導入促進(Ⅱ)型工事の試行について	H30.7.30	事務連絡
13	分任支出負担行為担当官が契約できる範囲の特例について	R1.8.21	事務連絡
14	維持修繕工事と一般土木工事の組み合わせ発注における留意点について(通知)	R1.8.21	事務連絡
15	令和元年11月以降における工事入札及び契約に関する事務の執行について(通知)	R1.10.31	事務連絡
16	書類限定型検査について(依頼)	R1.10.31	
17	官民が所有する地盤情報の共有化に向けた公共事業における地盤情報の取扱について(通知)	H30.7.11	国部整技管第45号
18	i-Construction における「ICTの全面的な活用」の貫徹及び実施について	R1.6.27	国部整技管第31 号
19	i-Construction における「ICT の全面的な活用」の実施運用について	R1.6.27	事務連絡
20	現場推進会議・合同現地踏査における地質技術者等の参画による品質確保の取組について(試行)	R1.11.12	事務連絡
21	日当たり作業量の補正の試行について　運用マニュアル(案)」の一部改訂	H25.5.1	事務連絡
22	建設資材の遠隔地からの調達に対する実績変更(試行)	H31.1.24	事務連絡
23	地域外の労働者の確保に要する費用を実績変更(試行)	H31.1.24	事務連絡
24	熱中症対策に資する現場管理費の補正について	R1.6.13	国部整技管第４９号
25	女性技術者が現場で働くための環境整備	H31青本	
26	子育てしやすい職場環境対応工事の試行	H31青本	
27	現場推進会議の開催について	H31青本	
28	現場打ち鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定	H31青本	
29	機械式鉄筋定着工方について	H31青本	
30	i-constructionにおける「ICTの全面的な活用」の実施運用について	R1.6.27	事務連絡
31	工事における週休２日の取得に要する費用の計上について(試行)	H30.7.26	事務連絡
32	快適トイレの導入について	H28.8.23	国部整技管第40号
33	新技術の活用について(発注者指定型・施工者希望型)	H31青本	
34	ワンデーレスポンスの実施	H31青本	
35	微破壊・非破壊試験を用いたコンクリート強度測定について	H31青本	
36	非破壊試験を用いたコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定について	H31青本	
37	付加的業務の運用基準(案)の試行について	H31青本	
38	ASP情報共有システムについて	H31青本	
39	概略発注方式(試行)の運用拡大について	R1.5.14	事務連絡
40	概略発注方式の試行について(トンネル仮設備工)	H28.12.20	事務連絡
41	日当たり施工量の補正の試行について	H25.5.1	事務連絡
42	道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品の実施について	H31青本	

※R2.1.31以降の試行に関しては適宜追加を行って下さい。

国不建第２２８号
令和３年８月１６日

各都道府県主管部局長　殿
各政令指定都市主管部局長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
（　　公　　印　　省　　略　　）

令和３年８月の大雨に伴う応急復旧工事等の
優先的かつ円滑な実施等について（要請）

このたび、活発な前線の影響によって、全国各地の広い範囲で記録的な大雨となり、多数の河川の氾濫、土砂崩れや道路の崩壊が発生しており、工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより工事を施工できない事態が発生しています。また、被災地域では当面、災害復旧対策を優先して行うことが必要となります。

このため、貴都道府県及び貴都道府県管内の市町村が発注した工事で現在施工中のもの及び被災地における応急復旧工事等について、次のとおり、適切に取り扱われるよう宜しくお願いします。

また、調査、設計、測量等の業務についても、同様の取扱いがなされるようあわせてお願いします。

各都道府県におかれては、被災地の状況も踏まえつつ、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知徹底をお願いします。

記

１．工事中止命令について

公共工事の請負契約については、これまでも、公共工事標準請負契約約款の活用をお願いしていますが、各発注者におかれては、同約款第２０条の規定の趣旨に沿って、次のとおり、受注者に対する工事の一時中止を適切に指示されるよう、特段の御配慮をお願いします。

（１）施工できなくなった工事に係る一時中止命令

同約款第２０条第１項において、天災等により工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、受注者に工事の一時中止を命じなければならないこととされていますが、今般の豪雨災害により施工できなくなった工事についても、各発注者において、的確に工事の一時中止を指示するようお願いします。

（２）当面の災害応急対策を優先して行うための工事一時中止命令

同約款第２０条第２項において、発注者が必要があると認めるときは、工事を中止させることができることとされていますが、当面の災害応急対策のためには、建設機械、資機材の調達や技術者の確保など、建設企業の協力が不可欠であることから、施工中の工事が被災していない場合においても、優先度の高い緊急復旧等の調査、計画検討、工事等への対応が必要であり、かつ、その工事等に速やかに着手できる企業が見受けられず、当該施工中の工事の施工会社がこれらを行う必要があると認められる場合には、被災地における災害応急対策を優先して行うことができるよう、当該施工中の工事について、施工会社の意向も踏まえ、工事の一時中止を指示するようお願いします。

また、上記（１）及び（２）の措置を実施することに伴い必要となる予算の繰越手続についても、遺漏なきよう宜しくお願いします。

２．応急復旧工事等に係る前金払（中間前金払）の推進について

（１）前金払（中間前金払）の適切な実施

建設企業が応急復旧工事等を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）を適切に実施することが重要です。

このため、関係地域の各発注者におかれては、地方自治法施行令等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、出来る限り速やかに前金払を行うなど、前金払の迅速かつ円滑な実施に特段のご配慮をお願いします。

また、請負契約書の取交しが後日となる場合であっても、例えば概算の見積金額の一部を前金払することが可能であり、保証事業会社はそのために必要な保証を引き受けることが可能ですので、その活用について積極的なご検討をお願いします。

なお、概算の見積金額の一部を前金払する場合には、概算の見積金額のほか、前金払の額、工事名（案件名等）、請負契約日（協議成立日等）、工期（暫定期間等）を確認できる書類が必要となりますので、各発注者の事情や従来の取扱い等に応じて、受注者との間で必要な書類を取り交わしていただくよう、お願いします。（国土交通省の直轄事業においては、別添－２中「４．災害復旧工事等の前金払の取扱いについて」によることとしています。）

（２）前払金保証の事務処理の迅速化・弾力化

応急復旧工事等に係る前払金の保証については、保証事業会社に対して、保証契約の締結や前払金の払出し等の事務処理の迅速化・弾力化を要請しています。この一環として、受注者が発注者に提出する前払金保証証書について、郵便事情の悪化等も踏まえ、急を要する場合には保証事業会社から発注者に事情説明の上、直接同証書の写しをファックス等で送付することとしていますので、ご理解とご協力をお願いします。

（参考）

・「災害発生時の入札・契約等に関する対応について」（別添－１）
・「直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応について」（別添－２）
・「令和３年８月の大雨による災害復旧事業等における前払金保証の事務処理の迅速化・円滑化について（要請）」（別添－３）

工事書類の標準化の取組

国土交通省
中部地方整備局

- 工事書類は、国交省、県、政令市の発注者ごとに様式が異なり、受注者の書類作成業務を煩雑にする要因の一つとなっている。
- 工事書類を標準化し、受注者の業務効率化を図るため、令和4年度に、県、政令市の工事書類と国総研がまとめた標準様式との突き合わせを完了
- 従前、個別様式での提出に限られていた工事書類のうち、標準様式での提出が可能な様式を確定した
- 今後も政令市・県の進捗状況を確認し、調整を進める。

〇標準様式：34様式　41書類

令和4年度末

	愛知県	岐阜県	静岡県	三重県	名古屋市	静岡市	浜松市	摘要
標準様式使用可	20	7	22	25	14	1	15	土木工事に限定して使用している様式　等
標準様式使用不可	21	17	19	11	22	25	12	約款で規定されている様式や全部局で統一的に使用している様式　等(規定されていない様式数を含む)
該当する様式なし	0	17	0	5	5	15	14	今後調整必要

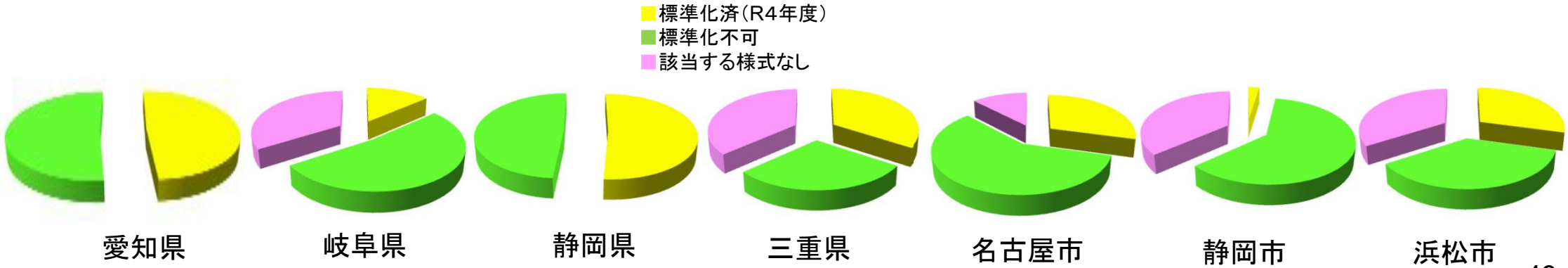

資料8

６．令和５年度　協議会の進め方

① 新・全国統一指標の令和6年度目標達成に向けた取組に重点

1）低入札対策　工事　価格調査基準価格および最低制限価格の設定
業務　価格調査基準価格および最低制限価格の設定

⇒ 事務局との直接ヒアリング等で課題を共有し今後の方針を整理
工事　:11機関　業務　:6機関

2）平準化　工事　4･5･6月の工事実施率　0．67 → 0．76（R5段階達成目標）
業務　第4四半期の業務納品率　0．48 → 0．41（R5段階達成目標）※全国指標は、国・県・政令市の実施率で集計（市町含まない）

⇒ 地整内、他地整 の取り組みの情報提供（特に市町村の取組の収取・情報提供を進めたい）（継続）
⇒ 事務局との直接ヒアリング等で導入を促進（継続）
⇒ 債務負担行為の活用、繰越申請手続きの活用の推進
→ 財務局による繰越申請手続きの解説（継続）
→ 債務負担行為の全国事例の収集と共有（継続）

3）週休2日工事の導入　89% → 100%（前倒達成目標）※全国指標は、国・県・政令市の実施率で集計（市町含まない）

⇒ まんなかホリデーの推進（10月より毎週土曜化）（継続）
⇒ 時間外労働規制（労働基準法）の改定（R6.4）についての十分な理解
→ 労働局との連携を強化、法改正解説（新規）

② 情報共有の充実

⇒ 各指標に対する取組み事例をまとめる(特に市町村の取り組み事例)（新規）
⇒ 全国事例の収集と提示（継続）

③ その他 指標　工事3項目　業務3項目　令和5年度の段階目標達成に向け取組む

【工事】

・最新の積算基準の適用状況等
→ 基準範囲外の要領を含めた最新の積算基準が整備されていない機関：　66
⇒ 他自治体等の整備済基準等を情報提供

・適正な工期設定
→ 導入していない機関：　70
⇒ 適正な工期設定指針（中央建設業審査会）の情報提供。

・設計変更ガイドラインの策定・活用状況
→ ガイドライン未整備機関：　36
⇒ 他自治体等の整備済ガイドライン等を情報提供

【業務】

・最新の積算基準の適用運用状況等
→ 最新の積算基準が整備されていない機関：　6
⇒ 事務局との直接ヒアリング等で導入を促進

・適正な履行期間の設定
→ 導入していない機関：　123
⇒ 本省通達等の情報提供。

・設計変更ガイドラインの策定・活用状況
→ ガイドライン未整備機関：　85
⇒ 他自治体等の整備済ガイドライン等を情報提供

令和5年度　協議会の進め方（スケジュール）

中部ブロック発注者協議会

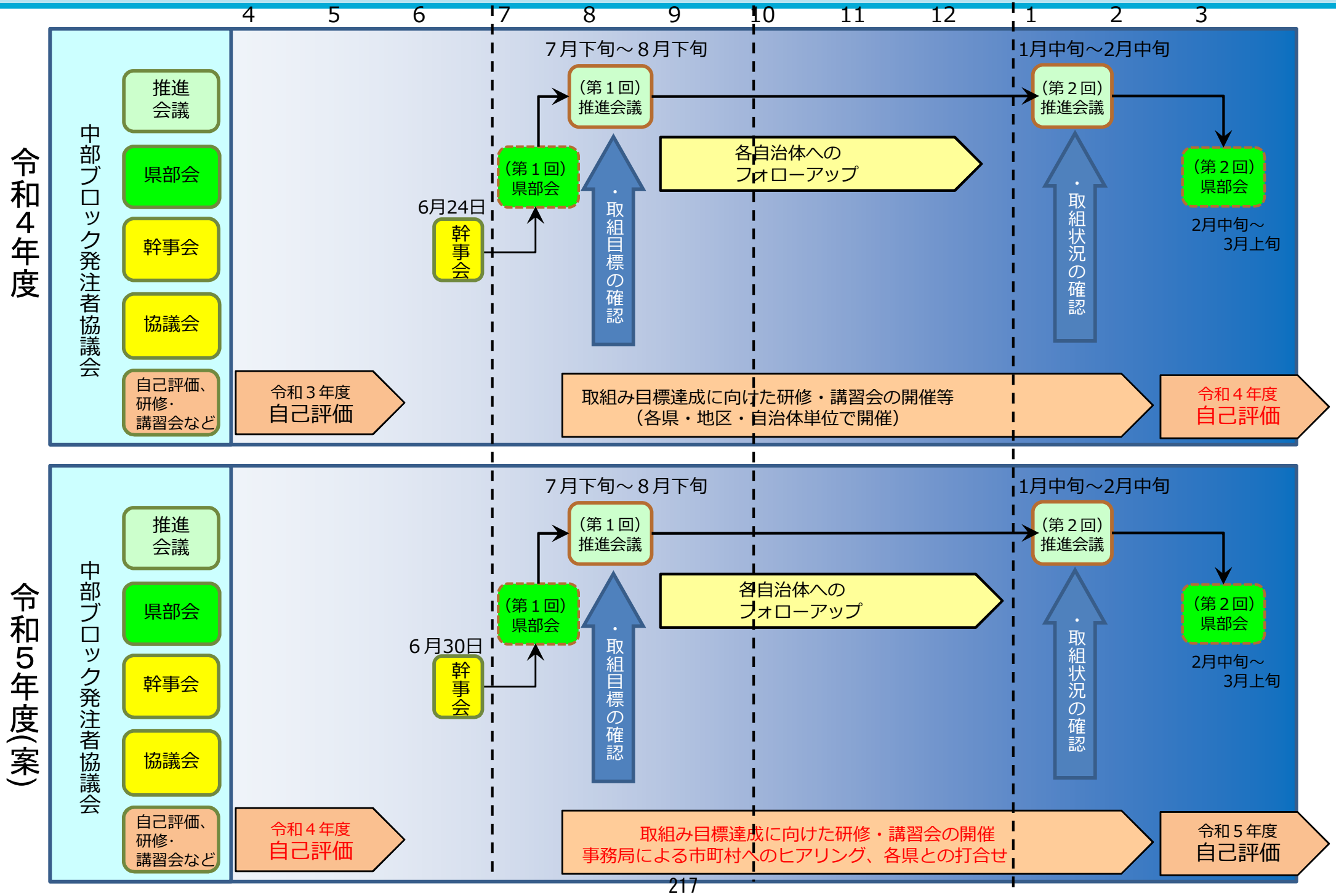

「改正品確法・運用指針」に関する相談窓口

中部ブロック発注者協議会

◆相談窓口一覧

（R5.4.1現在）

			事務所名等	役職	担当者名	連絡先【電話】
公共工事発注者支援本部	本　局		総務部 企画部 港湾空港部	（総括窓口） 技術管理課　建設専門官	下村　尚也	０５２－９５３－８１３１
			営繕部	（公共建築相談窓口） 技術・評価課　建設専門官	西井　里佳	０５２－９５３－８１９７
	県代表事務所	岐阜県	木曽川上流河川事務所	副所長(技)	岩田　幸雄	０５８－２５１－１３２１
			岐阜国道事務所	副所長(技)	岩田　明	０５８－２７１－９８１１
		静岡県	静岡河川事務所	副所長(技)	桃木　優一	０５４－２７３－９１００
			静岡国道事務所	副所長(技)	静川　淳	０５４－２５０－８９００
			清水港湾事務所	副所長(技)	武田　久二	０５４－３５２－４１４６
			静岡営繕事務所	（公共建築相談窓口） 技術課長	白金　秀俊	０５４－２５５－１４２１
		愛知県	庄内川河川事務所	副所長(技)	林　昌広	０５２－９１４－６７１１
			名古屋国道事務所	副所長(技)	佐野　勇	０５２－８５３－７３２０
			名古屋港湾事務所	副所長(技)	飯田　基	０５２－６５１－６２６６
			三河港湾事務所	副所長(技)	山口　孝昭	０５３２－３２－３２５１
		三重県	三重河川国道事務所	副所長(技)	赤畠　義徳	０５２－２２９－２２１１
			四日市港湾事務所	副所長(技)	三崎　隆央	０５９－３５１－１３５７
		長野県	天竜川上流河川事務所	副所長(技)	菊池　五輪彦	０２６５－８１－６４１１
			飯田国道事務所	副所長(技)	浅井　直実	０２６５－５３－７２００
その他事務所			『改正品確法運用指針』に関するご相談は、上記担当者を窓口と致しますが、各事務所に設置の地域総合支援室「担当者」でも受け付けます。			

◆メール窓口　cbr-kijun3@milt.go.jp